大学入試センター年報

１９９７年度
（平成９年度）

1999年（平成11年）3月

大学入試センター

大学入試センター年報

１９９７年度
（平成９年度）

1999年（平成11年）3月

大学入試センター

目　　次

第１　総説

1　事業の概要 …… 1

2　定員及び予算 …… 2

3　機構 …… 3

4　規程等 …… 4

5　会議 …… 5

(1)　評議員会 …… 5

(2)　運営委員会 …… 8

(3)　専門委員会等 …… 12

ア　教科専門委員会 …… 12

イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 12

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 12

エ　実施方法専門委員会 …… 12

オ　受験特別措置検討委員会 …… 12

カ　得点調整検討委員会 …… 13

キ　大学情報専門委員会 …… 13

(4)　得点調整判定委員会 …… 13

(5)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 13

ア　総合部会 …… 13

イ　試験問題部会 …… 13

(6)　大学入試センター試験協議会 …… 14

6　広報活動 …… 16

(1)　広報資料の刊行 …… 16

(2)　諸資料の発表等 …… 17

第２　平成10年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要 …… 19

(1)　実施に係る主な変更点 …… 19

(2)　利用大学数 …… 19

(3)　実施日程 …… 20

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 25

3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 25

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 25

(2)　受験案内の配付 …… 26

(3)　実施提要の決定 …… 26

(4) 説明協議会の開催 …… 26
(5) 入試担当者連絡協議会等 …… 26
4 試験場・試験室の設定準備 …… 28
5 出願受付及び受験票の発行 …… 29
(1) 志願状況 …… 29
(2) 不備出願書類の修正及び確認はがきの発送 …… 29
(3) 試験場の指定 …… 30
(4) 受験票等の発行 …… 31
(5) 検定料の収納 …… 31
6 試験実施 …… 32
(1) 実施体制等 …… 32
(2) 試験時間 …… 32
(3) 受験状況 …… 33
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置 …… 36
(5) 追・再試験の実施 …… 38
(6) 正解の発表 …… 38
7 実施結果 …… 39
(1) 答案の読み取り及び採点 …… 39
(2) 答案のマークもれ等の状況 …… 39
(3) 平均点等 …… 39
(4) 得点調整実施の有無 …… 39
(5) 成績の提供 …… 40
(6) 出願状況資料の提供 …… 40
(7) 合格状況資料の提供 …… 40
8 試験問題 …… 41
(1) 試験問題の作成 …… 41
(2) 出題内容等 …… 41
(3) 正解，配点の公表 …… 41
(4) 出題の誤り等について …… 42
(5) 平均点の較差について …… 43
(6) 試験問題に対する意見 …… 43

第3 大学情報提供事業
1 「ハートシステム」による大学進学案内について …… 45
2 「ハートシステムの改善に関する調査検討委員会」について …… 45
3 「国公立大学ガイドブック（平成10年度版）」の発行について …… 45
4 「大学進学情報一覧（平成9年度版）」の発行について …… 46
5 「大学ガイダンスセミナー」の開催について …… 46
6 「学問探検講座」の開催について …… 47
7 「大学入学広報セミナー」の開催について …… 47
8 「進学情報サービス室」の運営について …… 47
9 「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行について …… 48
10 「大学情報提供事業に関するモニター調査」について …… 48
11 その他 …… 48

第4 調査研究
1 調査研究組織 …… 49
2 調査研究状況 …… 50
3 共同研究 …… 52
4 調査研究のための資料の提供 …… 52

第5 資料
1 平成9年度業務日誌 …… 53
2 大学入試センター役職員 …… 61
3 規程等 …… 63
(1) ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要項 …… 64
(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正） …… 65
(3) 大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程 …… 66
(4) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績提供手数料等に関する規則（一部改正） …… 67
(5) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せ（一部改正） …… 68
(6) 大学入試センター試験等データベース委員会設置要項（一部改正） …… 69
(7) 大学入試センター試験得点調整判定委員会に関する規程 …… 70
(8) 大学入試センター試験試験問題点検協力者について（一部改正） …… 71
(9) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（一部改正） …… 72
(10) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（一部改正） …… 73
(11) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正） …… 74
(12) 大学入試センター事務分掌規則（一部改正） …… 75
4 関係法令 …… 76
(1) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第25号） …… 77
(2) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第32号） …… 88
5 実施要項等 …… 103
(1) 大学入試センター試験の改善方策等について …… 104

(2) 大学入試センター試験における得点調整について …… 109
(3) 「大学入試センター試験」における得点調整の在り方について（まとめ）…… 111
(4) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項 …… 118
(5) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄） …… 127
(6) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）…… 169
(7) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票 …… 187
(8) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）… 188
(9) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）… 190
(10) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）…… 192
(11) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）…… 200
(12) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）…… 202
(13) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用）… 208
(14) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）…… 215
(15) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について 223
(16) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験の実施について …… 224
(17) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の割当てについて …… 227
(18) 平成10年度大学入試センター試験試験場一覧 …… 229
(19) 平成10年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）…… 278
6 国公私立大学入学者選抜関係統計資料 …… 313
(1) 平成10年度国公私立大学入学者選抜実施状況 …… 314
(2) 平成10年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数 …… 317
(3) 平成10年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧 …… 318
7 国会における大学入試に関する質疑 …… 319

第１　総　　説

1　事業の概要

昨年度実施した平成９年度大学入試センター試験は，新教育課程となって初めての試験ということもあり，試験問題のミスや平均点の較差等様々な問題が発生した。このことを踏まえ，大学入試センターは，大学入試センター試験の信頼性を回復させるため，今後の大学入試センター試験の在り方についていろいろな改善方策を検討し，その主な事柄について，平成９年４月４日に報道機関を通じて発表した。

これらのことを受けて，大学入試センターでは，平成９年度中に次のような事業を行った。

⑴　平成10年度大学入試センター試験（第９回）

今年度から新たに公立大学４大学及び私立大学28大学（53学部）が参加し，合計 332大学（国立95大学，公立57大学，私立180学(395学部)）がこの試験を利用した。平成10年度大学入試センター試験は，当センターと参加の国公私立大学との緊密な連携協力の下に，平成10年１月17日（土），18日（日）の両日，全国 562の試験場において，597,271 人の志願者について一斉に実施し，一部で試験時間の繰り下げ措置がとられたものの，当初の計画のとおり実施した。

なお，今年度から受験者が各大学に出願する際の参考となるよう，試験終了後の１月21日（水）に中間集計段階の平均点を公表するとともに，地理歴史の「日本史Ｂ」と「地理Ｂ」の間において平均点較差（約21点）が生じたことについて，試験問題の難易度によるものと判断し，あらかじめ予告してあった方法により得点調整を実施することとした。

なお，得点調整の実施に当たっては，所定の手続をとった上，１月23日（金）夕方に報道機関を通じて発表するとともに，翌24日（土）の朝刊紙上に換算表を広告記事として掲載した。

⑵　入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の改善研究に資するため，他の大学等との共同研究を行った。

また，大学入試センター試験に係るデータの提供を積極的に推進するとともに，国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に，各大学との研究と情報の交換を促進した。

⑶　大学情報提供事業

ア　「ハートシステム」については，個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供している「志望大学の選択」及び「大学案内」は，平成９年10月１日に一括更新して提供した。

なお，「ＨＥＡＲＴ速報」，「入試案内」及び「編入学情報」は速報性をもたせ随時更新した。

イ　全国の国公私立大学の大学（学部・学科）案内，履修要項，募集要項等の最新の資料を収集し，大学進学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり，大学紹介ビデオやハートシステムを利用できるよう進学情報サービス室の充実を図った。さらに，大阪・広島・福岡の進学情報サービス室に「大学情報相談員」を配置し，応談体制の強化を図っている。

ウ　大学進学志望者の志望，適性等に応じた適切な進路指導に資するため，大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について，講演，シンポジウム等で紹介し，大学関係者と高等学校進路指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る場として「大学ガイダンスセミナー」を札幌市，仙台市，千葉市，新潟市，静岡市，岡山市，下関市，長崎市及び鹿児島市の全国９か所で開催した。

エ　国公私立大学の入学広報担当者等を対象として，大学における情報提供の必要性を周知し，併せて大学進学志望者や高等学校にとって役立つよう，情報提供の質的な向上を図ることを目的とする「大学入学広報セミナー」を東京で開催した。

オ　大学進学志望者の進路選択に役立てるため，国公立大学ガイドブック「大学案内編」と「入学者選抜方法編」を発行した。また，国公私立大学で作成している入学広報資料等の種類や請求方法を整理・編集した「大学進学情報一覧」を発行した。

カ　大学情報提供事業についての普及啓発を図ることを目的とした「ＨＥＡＲＴニュース」を３回発行した。

キ　大学情報提供事業の周知と大学入学志望者の進路選択の際の情報提供源の一つとした生徒向けのリーフレット「大学進学情報」を発行した。

2　定員及び予算

(1)　定　　員

平成９年４月１日

所　長	副所長	管理部・事業部	研　究　開　発　部				合　計
		事務官・技官等	教　授	助教授	助　手	小　計	
１人	２人	86人	６人	６人	６人	18人	107人

事業部事業第二課試験調査専門官を新たに設置するとともに，事業部事業第二課問題情報係（一般職員１人）の整備を行った。

(2)　予　　算

大学入試センター試験の実施，進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

（単位：千円）

区　　分	平成９年度当初予算額
国立学校	12,020,058
・人件費	768,740
・管理運営等経費	1,027,677
・大学入試センター試験の実施に必要な経費	9,763,532
・進学情報提供経費	430,304
・共同研究経費	29,805
施設整備費	1,673
合　　計	12,021,731

3　機　構

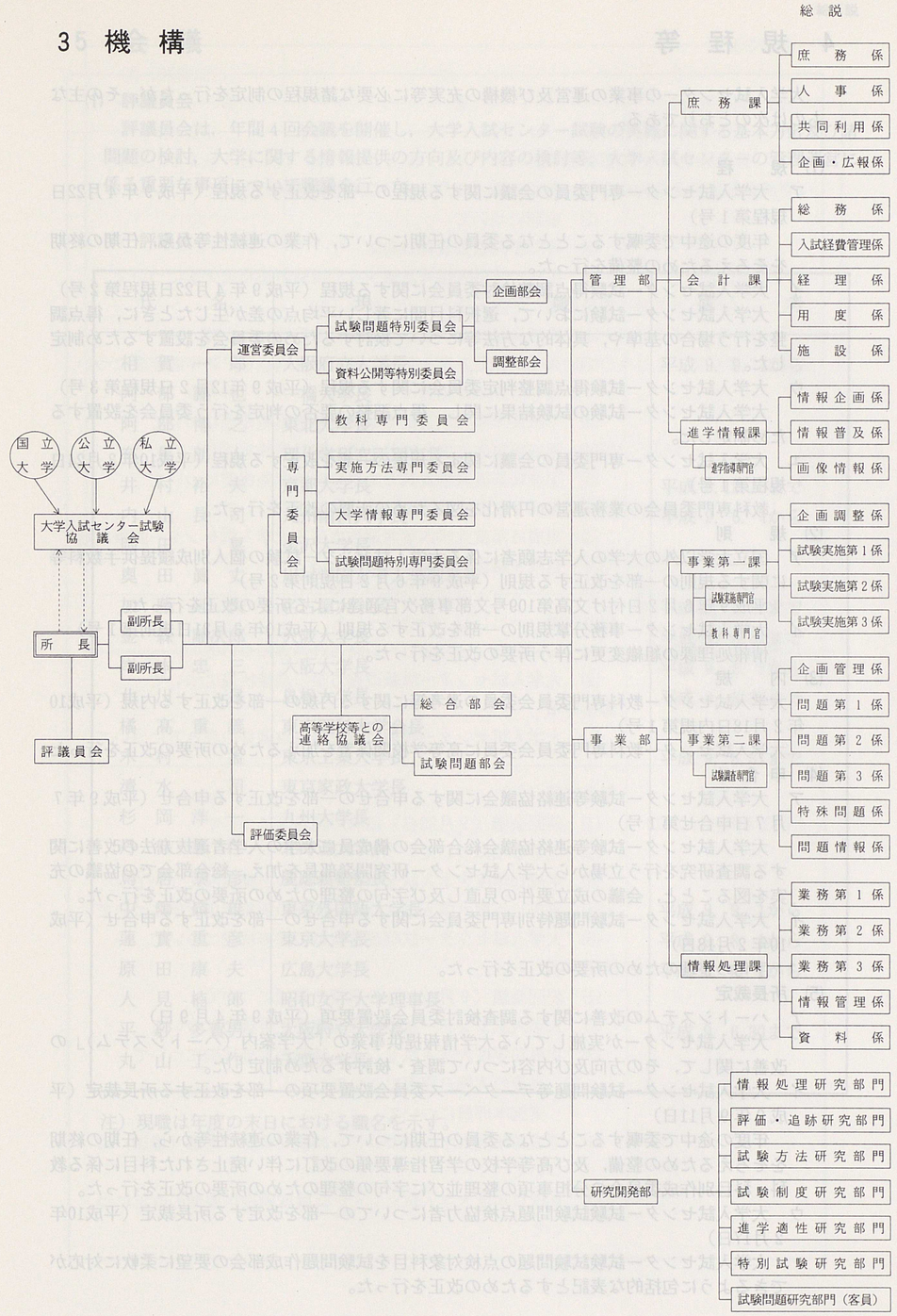

4 規 程 等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定を行ったが，その主なものは次のとおりである。

(1) 規　　程

ア　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（平成９年４月22日規程第１号）

年度の途中で委嘱することとなる委員の任期について，作業の連続性等から，任期の終期をそろえるための整備を行った。

イ　大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程（平成９年４月22日規程第２号）

大学入試センター試験において，選択科目間に著しい平均点の差が生じたときに，得点調整を行う場合の基準や，具体的な方法等について検討するための委員会を設置するため制定した。

ウ　大学入試センター試験得点調整判定委員会に関する規程（平成９年12月２日規程第３号）

大学入試センター試験の試験結果に関し，得点調整の要否の判定を行う委員会を設置するため制定した。

エ　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部を改正する規程（平成10年３月24日規程第１号）

教科専門委員会の業務運営の円滑化を図るための所要の改正を行った。

(2) 規　　則

ア　国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績提供手数料等に関する規則の一部を改正する規則（平成９年６月２日規則第２号）

平成９年６月２日付け文高第109号文部事務次官通達による所要の改正を行った。

イ　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成10年３月31日規則第１号）

情報処理課の組織変更に伴う所要の改正を行った。

(3) 内　　規

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規（平成10年２月18日内規第１号）

大学入試センター教科専門委員会委員に高等学校関係者を加えるための所要の改正を行った。

(4) 申 合 せ

ア　大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せの一部を改正する申合せ（平成９年７月７日申合せ第１号）

大学入試センター試験等連絡協議会総合部会の構成員に大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を行う立場から大学入試センター研究開発部長を加え，総合部会での協議の充実を図ることと，会議の成立要件の見直し及び字句の整理のための所要の改正を行った。

イ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ（平成10年２月18日）

字句の整理のための所要の改正を行った。

(5) 所長裁定

ア　ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要項（平成９年４月９日）

大学入試センターが実施している大学情報提供事業の「大学案内（ハートシステム）」の改善に関して，その方向及び内容について調査・検討するため制定した。

イ　大学入試センター試験問題等データベース委員会設置要項の一部を改正する所長裁定（平成９年９月11日）

年度の途中で委嘱することとなる委員の任期について，作業の連続性等から，任期の終期をそろえるための整備，及び高等学校の学習指導要領の改訂に伴い廃止された科目に係る教科・科目別作成委員会の分担事項の整理並びに字句の整理のための所要の改正を行った。

ウ　大学入試センター試験試験問題点検協力者についての一部を改定する所長裁定（平成10年２月17日）

大学入試センター試験試験問題の点検対象科目を試験問題作成部会の要望に柔軟に対応ができるように包括的な表記とするための改正を行った。

5 会　　議

(1) 評議員会

評議員会は，年間４回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に関する基本方針及び諸問題の検討，大学に関する情報提供の方向及び内容の検討等，大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評議員

氏　　名	現　　職	備　　考
相　賀　一　郎	大阪府立大学長	平成 9. 9. 1から
阿　部　謹　也	一橋大学長	
阿　部　博　之	東北大学長	
有　馬　朗　人	理化学研究所理事長	
井　村　裕　夫	京都大学長	平成 9.12.15まで
内　山　長　司	九州歯科大学長	平成 9. 6. 4から
岡　田　　晃	金沢大学長	
奥　田　眞　丈	川村学園女子大学副学長	
加　藤　延　夫	名古屋大学長	平成10. 3.31まで
金　森　順次郎	大阪大学長	平成 9. 8.31まで
岸　本　忠　三	大阪大学長	平成 9. 9. 1から
北　川　　泉	島根大学長	平成 9. 8.31まで
橘　髙　重　義	東京理科大学会長	
木　村　　孟	東京工業大学長	平成 9. 8.31まで
清　水　　司	東京家政大学長	
杉　岡　洋　一	九州大学長	
丹　保　憲　仁	北海道大学長	
鳥　居　泰　彦	慶應義塾塾長	
中　嶋　嶺　雄	東京外国語大学長	平成 9. 9. 1から
蓮　實　重　彦	東京大学長	平成 9. 8. 1から
原　田　康　夫	広島大学長	平成 9. 9. 1から
人　見　楠　郎	昭和女子大学理事長	
平　紗　多賀男	大阪府立大学長	平成 9. 6.30まで
丸　山　工　作	千葉大学長	

注）現職は年度の末日における職名を示す。

イ　会議の概要

回（開催期日）	議　　事
第61回 （平成９年６月５日）	報告事項 (1)　前回会議（３月11日）以降の経過等について (2)　顧問について (3)　専門委員会委員について (4)　平成10年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　大学入試センター試験の改善方策等について (2)　大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について (3)　平成10年度大学入試センター試験実施要項について (4)　平成10年度大学入試センター試験受験案内等について (5)　平成10年度大学入試センター試験実施提要について (6)　平成９年度大学情報提供事業計画について (7)　平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
第62回 （平成９年９月22日）	報告事項 (1)　前回会議（６月５日）以降の経過等について (2)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 審議事項 (1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
第63回 （平成９年12月２日）	報告事項 (1)　前回会議（９月22日）以降の経過等について (2)　人事事項について (3)　平成10年度大学入試センター試験の出願状況について (4)　平成11年度大学入試センター試験の新規利用大学について (5)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 審議事項 (1)　前回会議（９月22日）の議事の追認について (2)　大学入試センター試験得点調整判定委員会について (3)　平成10年度大学入試センター試験の実施体制について ア　今後の実施日程等について イ　実施本部員について (4)　平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）について (5)　平成11年度大学入試センター試験成績提供要領の改正について

回（開催期日）	議　　事
第64回 （平成10年３月３日）	報告事項 (1)　前回会議（12月２日）以降の経過等について (2)　平成10年度大学入試センター試験実施結果の概要等について ア　実施状況等について イ　モニター調査結果について (3)　平成10年度大学入試センター予算の概要について (4)　平成９年度大学情報提供事業の実施結果等について (5)　その他　大学入試センター試験におけるＡ科目等の受験動向調査研究について 審議事項 (1)　平成11年度大学入試センター試験について ア　主要実施日程等について イ　実施要項について ウ　受験案内の主な改正点について (2)　平成12年度大学入試センター試験ついて ア　実施期日について イ　出題教科・科目について

(2)　運営委員会

運営委員会は，年間７回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に関する基本方針及び諸問題の検討，大学に関する情報の提供，人事事項，概算要求の基本事項等，大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について審議を行った。

ア　運営委員

氏　　名	現　　職	備　　考
市　川　定　夫	埼玉大学理学部教授	平成10．3.31まで
市　村　宗　武	東京大学大学院総合文化研究科教授	平成 9．8.31まで
稲　津　孝　彦	九州大学理学部教授	平成 9．4.20から
岩　坪　秀　一	大学入試センター研究開発部教授	
上　野　宏　共	鹿児島大学理学部教授	平成 9．4.20から 平成10．3.31まで
潮　木　守　一	名古屋大学附属図書館長	平成 9．8.31まで
大曽根　隆　志	富山県立大学工学部教授	平成 9．4.20から 平成 9.10.31まで
大　南　正　瑛	立命館大学長	
大　森　　彌	東京大学大学院総合文化研究科長	
緒　方　邦　夫	大学入試センター副所長	平成 9．6.30まで
小　川　秋　實	信州大学長	平成10．3．1から
小　川　浩　平	東京工業大学工学部教授	
小　野　敏　郎	大阪府立大学工学部教授	平成 9．8.31まで
加　藤　延　夫	名古屋大学長	平成10．3.31まで
上　村　　洸	東京理科大学　情報科学研究・教育機構長	
河　上　恭　雄	大学入試センター副所長	平成 9．7．1から
久　保　謙　一	東京都立大学理学部教授	
小谷津　孝　明	慶應義塾大学文学部教授	
清　水　留三郎	大学入試センター研究開発部教授	
関　森　勝　夫	静岡県立大学学生部長	平成 9．9．1から
長　尾　　眞	京都大学長	
西　村　　尚	東京都立大学工学部教授	平成 9．9．1から
林　　利　彦	東京大学大学院総合文化研究科教授	平成 9．9．1から
平　川　　要	九州歯科大学歯学部教授	平成 9.11．1から
平　田　満　男	東北大学言語文化部教授	
福　井　直　敬	武蔵野音楽大学長	
藤　井　光　昭	大学入試センター副所長	
眞　弓　忠　範	大阪大学薬学部教授	
武　藤　輝　一	新潟大学長	平成10．1.31まで
村　上　　隆	名古屋大学教育学部教授	平成 9．9．1から
茂　里　一　紘	広島大学副学長	
柳　井　晴　夫	大学入試センター研究開発部長	

注）現職は年度の末日における職名を示す。

イ　会議の概要

回（開催期日）	議　　事
第54回 （平成９年４月22日）	報告事項 (1)　前回会議（３月19日）以降の経過等について (2)　試験問題研究部門の客員教授について (3)　平成10年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　教官選考特別委員会委員について (2)　大学入試センター試験の改善方策等について (3)　大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について (4)　大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程の制定について (5)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部改正について (6)　平成10年度大学入試センター試験実施要項について (7)　平成10年度大学入試センター試験受験案内について (8)　平成10年度大学入試センター試験実施提要について ア　解答科目欄が無マークの答案の取り扱いについて イ　監督要領等について ウ　実施要領について エ　輸送要領について オ　成績提供要領について (9)　平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について (10)　平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について (11)　運営委員会試験問題特別委員会委員について
第55回 （平成９年５月20日）	報告事項 (1)　前回会議（４月22日）以降の経過等について (2)　顧問について (3)　大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会について (4)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について ア　関係団体の意見等について イ　得点調整の検討状況について 審議事項 (1)　平成10年度大学入試センター試験実施提要等について ア　監督要領等について イ　実施要領について ウ　成績提供要領について (2)　平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について
第56回 （平成９年７月３日）	報告事項 (1)　前回会議（５月20日）以降の経過等について (2)　平成10年度大学入学者選抜実施要項等について (3)　平成11年度大学入試センター試験実施大綱等について (4)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 審議事項 (1)　平成10年度概算要求について (2)　平成11年度大学入試センター試験試験問題作成要領の一部改正について

回（開催期日）	議　　事
第57回 （平成９年９月22日）	報告事項 (1)　前回会議（７月３日）以降の経過等について (2)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 審議事項 (1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について (2)　平成11年度大学入試センター試験試験問題作成要領の一部改正について (3)　運営委員会試験問題特別委員会委員について
第58回 （平成９年11月27日）	報告事項 (1)　前回会議（９月22日）以降の経過等について (2)　平成10年度大学入試センター試験の出願状況について (3)　平成10年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要及び国公立大学入学者選抜の概要について (4)　平成11年度大学入試センター試験の新規利用大学について (5)　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 審議事項 (1)　教官人事について (2)　大学入試センター試験得点調整判定委員会について (3)　平成10年度大学入試センター試験の実施体制について ア　今後の実施日程等について イ　実施本部員について (4)　平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）について (5)　平成11年度大学入試センター試験成績提供要領の改正について
第59回 （平成10年２月18日）	報告事項 (1)　前回会議（11月27日）以降の経過等について (2)　平成10年度大学入試センター試験実施結果の概要等について ア　実施状況等について イ　モニター調査結果について (3)　平成10年度大学入試センター予算の概要について 審議事項 (1)　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規等の一部改正について ア　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部改正について イ　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部改正について (2)　平成11年度大学入試センター試験の主要実施日程等について (3)　平成12年度大学入試センター試験の実施期日について

回（開催期日）	議　　事
第60回 （平成10年３月24日）	報告事項 (1)　前回会議（２月18日）以降の経過等について (2)　教科専門委員会委員について (3)　平成９年度大学情報提供事業の実施結果等について (4)　その他　大学入試センター試験におけるＡ科目等の受験動向調査研究について 審議事項 (1)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部改正について (2)　平成10年度大学情報提供事業計画について (3)　平成11年度大学入試センター試験について ア　実施要項について イ　受験票・写真票・成績請求票の様式について ウ　受験案内について エ　受験案内（別冊）について オ　受験上の注意について カ　試験問題冊子の注意事項等について キ　各大学からの主な意見について (4)　平成12年度大学入試センター試験について ア　出題教科・科目について イ　試験問題作成要領について (5)　受験生への得点通知について

(3) 専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は，23部会約 430人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会を含む。）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は，広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し，各部会とも年間平均約14回40日程度にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

大学入試センターの運営委員会試験問題特別委員会の中に「企画部会」及び「調整部会」を設置している。

（ア）企画部会

大学入試センター試験の出題教科・科目，出題範囲等の基本方針の策定並びに大学入試センター試験の試験問題の文章表現，問題の構成，出題方法，解答方法及び解答記入上の注意事項等についての一般的原則の策定等を任務とする。委員会は委員９人で構成され，年間２回会議を開催した。

（イ）調整部会

大学入試センター試験の試験問題の形式，表現及び各教科間の試験問題の重複等の点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員に専門員を含む計17人の委員が，年間５回会議を開催した。

なお，平成９年度大学入試センター試験で発生した諸問題の改善方策の一つとして，今年度から，調整部会のもとに，高等学校関係者による試験問題点検協力者を置き，試験問題の難易度と出題範囲について点検してもらうこととし，36都道府県から55名の高等学校関係者の協力を得て，６教科27科目について点検を行った。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題について，その構成，内容，正解，用字用語，採点方法等について具体的に点検・照合を行い，正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者等のうちから委嘱した委員約 120人が科目別の部会に分属し，各部会とも年間平均約３回（用字用語部会は年間２回）会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討，情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。委員会は，国立大学８人，公立大学３人，私立大学３人，高等学校関係者２人，大学入試センター関係者２人及び教科専門委員会委員長並びに特別問題作成部会長の計20人の委員で構成され，年間６回にわたって会議を開催した。

オ　受験特別措置検討委員会

大学入試センター試験における身体に障害のある入学志願者に対する受験特別措置の基本的事項についての調査・検討及び受験特別措置に関する具体的審査等を任務とする。委員会は，実施方法専門委員会及び教科専門委員会の委員並びに臨時委員の計12人で構成され，年間２回会議を開催した。

カ　得点調整検討委員会

大学入試センター試験の試験問題の難易差に基づき，選択科目間で著しい得点差を生じた場合の得点調整の方法について，専門的な見地から検討を行うことを任務とする。委員会は11人で構成され，年間７回会議を開催した。

キ　大学情報専門委員会

大学進学志望者の進路選択に資するための大学に関する情報に関し，情報提供の基本方針の策定・運用及び大学情報の在り方に関する調査研究を任務とする。委員会は，国公私立大学及び高等学校関係者等19人で構成され，平成10年３月に会議を開催した。

(4) 得点調整判定委員会

各年度の大学入試センター試験の結果に関し，試験の状況を考慮するとともに，試験問題の難易差等を専門的に分析し，得点調整の要否を総合的に判定することを任務とする。委員会は８人で構成され，平成10年１月に会議を開催した。

ア　得点調整判定委員会専門委員会

専門的な立場から試験の結果を分析，整理し，得点調整の要否の判定に必要な基礎資料を準備することを任務とする。委員会は，大学入試センターの教員及び学識経験者等11人で構成され，平成10年１月に会議を開催した。

(5) 大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法，試験問題等について，高等学校，教育委員会側と連絡協議し，その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的，包括的な事項について連絡協議を行う。

高等学校，教育委員会及び大学入試センターの代表者計21人が年間５回会議を開催し，次の事項について協議を行った。

（ア）大学入試センター試験の改善方策等について
（イ）大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せの一部改正について
（ウ）平成10年度大学入試センター試験について
（エ）平成11年度大学入試センター試験について
（オ）大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について
（カ）大学入試センター試験における得点調整の在り方について
（キ）平成10年度大学入試センター試験の実施体制について
（ク）平成12年度大学入試センター試験の実施期日について
（ケ）正解表の公表について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容，程度，出題方法等について，各都道府県教育委員会から推薦された91人（１科目につき原則として３人，31科目合計93人以内）の高等学校教員と，大学入試センター内の各試験問題作成責任者22人が，各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い，試験問題に関する意見・評価をとりまとめた。

⑹　大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験協議会は年間４回会議を開催し，大学入試センター試験の実施に係る重要事項及び平成10年度大学入試センター試験の実施期日等について，協議・決定を行った。

ア　大学入試センター試験協議会構成員

氏　　名	現　　職	備　　考
※相　賀　一　郎	大阪府立大学長	平成９．９．１から
阿　部　謹　也	一橋大学長	
※阿　部　博　之	東北大学長	平成10．３．19から
△井　村　裕　夫	京都大学長	平成９．12．15まで
※内　山　長　司	九州歯科大学長	平成９．６．４から
△加　藤　延　夫	名古屋大学長	平成10．３．31まで
△金　森　順次郎	大阪大学長	平成９．８．31まで
橘　髙　重　義	東京理科大学会長	
※杉　岡　洋　一	九州大学長	
丹　保　憲　仁	北海道大学長	
鳥　居　泰　彦	慶應義塾塾長	
※蓮　實　重　彦	東京大学長	平成９．８．１から
人　見　楠　郎	昭和女子大学理事長	
△平　紗　多賀男	大阪府立大学長	平成９．６．30まで
廣　重　　力	大学入試センター所長	

注）現職は、年度の末日における職名を示す。

イ　会議の概要

回（開催期日）	議　　事
第28回 （平成９年６月５日）	報告事項 ⑴　前回会議（３月11日）以降の経過等について ⑵　平成10年度大学入試センター試験新規利用大学について 協議事項 ⑴　大学入試センター試験の改善方策等について ⑵　大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について ⑶　平成10年度大学入試センター試験について ⑷　平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
第29回 （平成９年９月22日）	報告事項 ⑴　前回会議（６月５日）以降の経過等について ⑵　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 協議事項 ⑴　大学入試センター試験における得点調整の在り方について

回（開催期日）	議　　事
第30回 （平成９年12月２日）	報告事項 ⑴　前回会議（９月22日）以降の経過等について ⑵　平成10年度大学入試センター試験の出願状況について ⑶　平成11年度大学入試センター試験の新規利用大学について ⑷　大学入試センター試験改善方策の進捗状況について 協議事項 ⑴　大学入試センター試験得点調整判定委員会について ⑵　平成10年度大学入試センター試験の実施体制について ア　今後の実施日程等について イ　実施本部員について
第31回 （平成10年３月３日）	報告事項 ⑴　前回会議（12月２日）以降の経過等について ⑵　平成10年度大学入試センター試験実施結果の概要等について 協議事項 ⑴　平成11年度大学入試センター試験について ア　主要実施日程等について イ　実施要項について ウ　受験案内の主な改正点について ⑵　平成12年度大学入試センター試験について ア　実施期日について イ　出題教科・科目について

6　広報活動

本年度においては，大学入試センター試験の円滑な実施並びにその趣旨の広報・普及のため，活発な広報活動を展開した。なお，試験問題に関する意見・評価については，大学入試センター試験の実結果及び試験問題，正解，配点等と併せて「大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行するなど，研究活動の紹介などとともに，広報活動のより一層の充実を図った。

(1)　広報資料の刊行

ア　**「これからの大学入試－大学入試センター試験を活用して－」**

平成10年度の大学入学者選抜において実施される大学入試センター試験の目的，出願から受験までの流れなどをイラストを中心に，一般向けに分かりやすく解説したパンフレット。

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学，各都道府県教育委員会・同知事部局，各教育関係団体など

イ　**「平成９年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」**

平成９年度大学入試センター試験の試験問題に関する意見・評価並びに問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめるとともに，実施結果の概要と試験問題及び正解（配点）を掲載したもの。

また，市販用に**「平成９年度大学入試センター試験問題集」**として平成９年12月に刊行した。

（掲載内容）

（ア）高等学校教科担当教員の意見・評価
（イ）教育研究団体の意見・評価
（ウ）問題作成部会の見解
（エ）実施結果の概要
（オ）試験問題・正解（配点）・解答用紙

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学，各都道府県教育委員会・同知事部局，各教育関係団体など

ウ　**「大学入試センター要覧（平成９年度）」**

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。

（掲載内容）

（ア）沿革
（イ）組織・運営
（ウ）予算・施設
（エ）大学入試センター試験の概要
（オ）研究開発
（カ）大学情報提供事業の概要
（キ）広報・普及
（ク）大学入試センターと入試改善のあゆみ

（配付先）

各国公私立大学，関係機関など

(2)　諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して，当センターが発表した事項は，次のとおりである。

発表期日	発　表　事　項
平成９年	
４月４日(金)	・大学入試センター試験の改善方策等について（レク）
５月21日(水)	・国立大学入学者選抜研究連絡協議会第18回大会について（資料提供）
６月６日(金)	・平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項及び平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（資料提供）
７月25日(金)	・平成10年度大学入試センター試験「受験案内」の提供について（資料提供）
９月12日(金)	・「平成９年度大学入学広報セミナー」の開催について（資料提供）
10月６日(月)	・平成10年度大学入試センター試験の出願受付等について（レク）
10月９日(木)	・平成10年度大学入試センター試験の出願受付初日（写真取材）
	・平成10年度大学入試センター試験の出願状況（初日17:00 現在，資料提供）
10月21日(火)	・平成10年度大学入試センター試験の出願状況（締切日17:00 現在，資料提供）
11月10日(月)	・平成10年度大学入試センター試験の志願者数について（資料提供）
11月12日(水)	・「大学入試センターにおける得点調整について」及び「試験問題作成への高等学校関係者の参加について」について（案）（レク）
12月10日(水)	・平成10年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について（資料提供）
	・平成10年度大学入試センター試験（本試験）の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて（資料提供）
平成10年	
１月８日(木)	・平成10年度大学入試センター試験の実施について（資料提供）
１月14日(水)	・平成10年度大学入試センター試験の専用電話及びファクスの送受信テストについて（写真取材）
１月17日(土)	・平成10年度大学入試センター試験当日の発表資料等について（第１日目） 天候状況 外国語，地理歴史，数学①，数学②の試験問題及び正解 外国語，地理歴史，数学①，数学②の受験者数，受験率
１月18日(日)	・平成10年度大学入試センター試験当日の発表資料等について（第２日目） 天候状況 国語，理科①，理科②，公民の試験問題及び正解 国語，理科①，理科②，公民の受験者数，受験率
１月21日(水)	・平成10年度大学入試センター試験の中間集計について（レク）
１月22日(木)	・平成10年度大学入試センター試験の正解訂正について（世界史Ｂ）(レク)
１月23日(金)	・平成10年度大学入試センター試験の得点調整実施について（レク）
１月26日(月)	・平成10年度大学入試センター試験追試験の受験状況等について（資料提供）
２月５日(木)	・平成10年度大学入試センター試験実施結果の概要について（レク）

第２　平成10年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要

平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し，平成10年１月17日（土），18日（日）の両日，全国 562試験場において，597,271 人の志願者について，共同して実施したが，大学入試センター試験となって初めての得点調整を実施するなど，幾つかの問題が発生した。発生した諸問題を大別すると，①平均点の較差，②試験問題の訂正，③試験実施上の問題に分類することができる。これらの概要は，次のとおりである。

①　平均点の較差

今年度の大学入試センター試験から，科目間で著しい平均点差が生じ，これが試験問題の難易差によるものと認められる場合には，対象となる選択科目間で得点調整を実施することとしたが，今回，地理歴史の「日本史Ｂ」と「地理Ｂ」の間において約21点の平均点差が生じ，それが試験問題の難易差に基づくものと認められたため，あらかじめ予告してあった方法により得点調整を行うこととし，所定の手続きをとった上，１月23日（金）夕方に報道機関に発表するとともに，翌24日（土）の朝刊紙上に換算表を広告記事として掲載した。

②　正解の訂正

本試験「世界史Ｂ」において，正解発表後に誤答として設定した選択肢が正答であると判明したため，正解を２つにすることで対応した。

なお，このことは，１月22日（木）に記者発表し受験者等に周知した。

③　試験実施上の問題

本試験前々日の１月15日からの甲信地方を中心とした大雪のため，ＪＲ中央線等の交通機関が一部不通となったため，甲信地区の３大学において，試験開始時刻の繰り下げ措置を行い，さらには，雪害により本試験を受験できなかった受験生19名について追試験を許可した。

また，本試験第１日目に関東及び近畿地方のＪＲ線の一部でポイント故障等の事故が発生したため，該当地区の９大学において試験開始時刻の繰り下げ措置を行った。

(1)　実施に係る主な変更点

本年度は，平成９年度試験の実施結果を受けて，幾つかの改善を図った。主な改善点は次のとおりである。

①　問題作成の過程で難易度及び出題範囲について，高等学校関係者によるチェック機能を設けた。

②　選択科目間で著しい得点差が生じ，それが試験問題の難易差によるものと認められる場合，得点調整を行うこととした。

③　受験者が各大学に出願する際の参考となるよう，集計途中段階での平均点等の中間発表を行うこととした。

④　各試験時間終了後に解答科目欄に限ってマークの有無を再確認させ，正しくマークしていない者は，監督者立会いの下にマークを訂正させる時間を設けた。

なお，この措置をとってもなお無マーク又は複数マークの答案（外国語以外）は，０点とすることとした。

(2)　利用大学数

平成10年度の大学入試センター試験利用大学・学部数は，次のとおりである。

国立大学 95大学－全大学，公立大学 57大学－全大学，私立大学－180大学395学部

（私立大学の大学・学部名については，21ページ参照）

(3) 実施日程

実施大綱（文部省通知）	平成8年 4月26日（金）	
出題教科・科目の出題方法等（所長通知）	5月22日（水）	
試験場の確保等－志願者推計数－（所長依頼）	平成9年 4月24日（木）	
実施要項（所長通知）	6月5日（木）	
試験場・試験室設定（所長依頼）	6月13日（金）	
説明協議会（高校教員対象）全国7地区	7月9日（水）から 7月18日（金）まで	
入試担当者連絡協議会（第1回）全国7地区	8月19日（火）から 8月28日（木）まで	
受験案内配付開始	9月1日（月）から	
検定料納付	9月1日（月）から 10月21日（火）まで	
出願受付	10月9日（木）から 10月21日（火）まで	
試験場・試験室の設定（部長依頼）	11月7日（金）	
確認はがき送付	10月22日（水）から 11月6日（木）まで	
試験場別志願者割当数	11月14日（金）	
試験室別志願者割当状況通知	11月27日（金）	
受験票等の送付	平成9年 12月2日（火）から 12月11日（木）まで	
入試担当者連絡協議会（第2回）	12月16日（火）	
臨時ファクス等送受信テスト	平成10年 1月14日（水）	
試験実施	1月17日（土） 1月18日（日）	
正解等を発表	1月19日（月）	
平均点等の中間発表	1月21日（水）	
得点調整実施の有無	1月23日（金）	
追試験実施	1月24日（土） 1月25日（日）	
成績請求・提供	2月3日（火）から	
実施結果の概要を公表	2月5日（木）	

平成10年度大学入学者選抜において大学入試センター試験を利用した私立大学

- 北海道医療大学 薬学部 歯学部 看護福祉学部
- 北海道工業大学 工学部
- ○北海道薬科大学 薬学部
- ○酪農学園大学 獣医学部
- ○青森大学 工学部
- 八戸大学 商学部
- 八戸工業大学 工学部
- 石巻専修大学 理工学部 経営学部
- 東北工業大学 工学部
- 郡山女子大学 家政学部
- ○流通経済大学 経済学部 社会学部 流通情報学部
- 足利工業大学 工学部
- 白鷗大学 経営学部 法学部
- 関東学園大学 経済学部 法学部
- 上武大学 商学部 経営情報学部
- 跡見学園女子大学 文学部
- ○女子栄養大学 栄養学部 栄養学部二部
- 駿河台大学 法学部 経済学部 文化情報学部
- 東京国際大学 ○現代文化学部 ○商学部 国際関係学部 人間社会学部
- 江戸川大学 社会学部
- 神田外語大学 外国語学部
- 淑徳大学 社会学部 ■コミュニケーション学部
- 聖徳大学 人文学部
- 清和大学 法学部
- 千葉工業大学 工学部第一部
- 東京成徳大学 人文学部
- ○麗澤大学 外国語学部
- 亜細亜大学 経営学部 経済学部 法学部 国際関係学部
- 大妻女子大学 文学部（国文学科） 社会情報学部
- 桜美林大学 文学部 経済学部 国際学部 経営政策学部
- 北里大学 薬学部
- 共立薬科大学 薬学部
- 杏林大学 社会科学部 外国語学部
- 慶應義塾大学 法学部 医学部
- 恵泉女学園大学 人文学部
- 工学院大学 工学部第一部
- 国士舘大学 政経学部一部 工学部 法学部 文学部
- 芝浦工業大学 ■システム工学部
- 昭和大学 薬学部
- 昭和女子大学 文学部 生活科学部
- 杉野女子大学 家政学部
- 成蹊大学 工学部
- 拓殖大学 商学部 政経学部 外国語学部 工学部
- 多摩大学 経営情報学部
- ○津田塾大学 学芸学部（■数学科，■国際関係科）
- 東京家政大学 家政学部 文学部
- 東京工科大学 工学部
- 東京工芸大学 工学部
- 東京電機大学 ○工学部第一部 理工学部
- 東京薬科大学 薬学部 生命科学部
- 東京理科大学 理学部第一部 薬学部 工学部第一部 理工学部 基礎工学部 経営学部
- 東邦大学 薬学部 理学部
- 東洋大学 ○文学部第一部 経済学部第一部 法学部第一部 社会学部第一部 工学部 経営学部第一部 ○国際地域学部 ○生命科学部
- 日本大学 国際関係学部 理工学部 生産工学部 工学部
- 日本歯科大学 歯学部 新潟歯学部
- 日本社会事業大学 社会福祉学部
- 星薬科大学 薬学部
- 武蔵工業大学 工学部 ○■環境情報学部 理工学部
- ○明治大学 農学部 薬学部
- 明治薬科大学 薬学部
- ○立正大学 仏教学部 文学部（昼間コース：■哲学科，■史学科，■国文学科，■英米文学科，■社会学科） 経営学部 法学部 社会福祉学部
- 神奈川大学 理学部 工学部（■応用化学科）
- 神奈川工科大学 工学部
- ○関東学院大学 文学部 経済学部第一部 法学部 工学部第一部 経営情報学部
- 産能大学 経営情報学部
- 湘南工科大学 工学部
- 桐蔭横浜大学 法学部 工学部
- 東洋英和女学院大学 人間科学部 社会科学部
- 横浜商科大学 商学部
- 敬和学園大学 人文学部
- ○新潟工科大学 工学部
- 新潟産業大学 経済学部 人文学部
- 高岡法科大学 法学部
- ○富山国際大学 人文学部
- ○金沢学院大学 文学部 経営情報学部
- 金沢工業大学 工学部
- 福井工業大学 工学部
- ○帝京科学大学 理工学部
- 山梨学院大学 法学部 商学部 経営情報学部
- 松本歯科大学 歯学部
- ○朝日大学 経営学部
- 岐阜経済大学 経済学部 経営学部
- 岐阜女子大学 家政学部 文学部
- ○聖徳学園岐阜教育大学 外国語学部
- ○東海女子大学 文学部
- ○静岡産業大学 経営学部
- 聖隷クリストファー看護大学 看護学部
- 常葉学園大学 教育学部 外国語学部
- 常葉学園浜松大学 経営情報学部 国際経済学部
- 愛知大学 経済学部Ⅰ部 法学部Ⅰ部 経営学部 ○現代中国学部
- 愛知学院大学 文学部 商学部 経営学部 法学部 歯学部
- 愛知学泉大学 経営学部
- 愛知工業大学 工学部一部
- 愛知淑徳大学 文学部 現代社会学部
- 金城学院大学 文学部 現代文化学部 家政学部
- 椙山女学園大学 生活科学部 文学部 人間関係学部
- 大同工業大学 工学部
- 中京大学 ○文学部 社会学部 法学部 経済学部 ○経営学部 商学部

（中京大学）	
中京女子大学	情報科学部
	健康科学部
	人文学部
中部大学	工学部
	経営情報学部
	国際関係学部
東海学園大学	経営学部
○同朋大学	文学部
	社会福祉学部
豊田工業大学	工学部
名古屋外国語大学	外国語学部
	国際経営学部
名古屋経済大学	法学部
	経済学部
名古屋商科大学	商学部
名古屋女子大学	家政学部
	文学部
南山大学	文学部
	外国語学部
	経済学部
	経営学部
	法学部
日本福祉大学	社会福祉学部第一部
	経済学部
	情報社会科学部
名城大学	法学部一部
	商学部一部
	理工学部一部
	農学部
	薬学部
	都市情報学部
鈴鹿国際大学	国際学部
松阪大学	政治経済学部
京都学園大学	経済学部
	経営学部
	法学部
○京都女子大学	文学部
	家政学部
京都橘女子大学	文学部
京都薬科大学	薬学部
種智院大学	仏教学部
同志社大学	神学部
	文学部
	○法学部
	経済学部
	商学部
	工学部
○同志社女子大学	学芸学部
	（英語英文学科，日本語日本文学科）
	生活科学部
立命館大学	法学部
	経済学部
	経営学部
	産業社会学部
	文学部
	理工学部
	国際関係学部
	政策科学部
龍谷大学	文学部
	経済学部
	経営学部
	法学部
	理工学部
	社会学部

（龍谷大学）	
大阪学院大学	国際文化学部
	流通科学部
	経営科学部
	経済学部
	法学部
	外国語学部
	国際学部
大阪経済大学	経済学部第一部
	経営学部第一部
	経営情報学部
大阪工業大学	工学部第1部
大阪国際大学	経営情報学部
	政経学部
大阪産業大学	経営学部
	経済学部
	工学部第一部
大阪電気通信大学	工学部
	情報工学部
大阪薬科大学	薬学部
追手門学院大学	経済学部
	経営学部
	人間学部
	文学部
関西外国語大学	外国語学部
	国際言語学部
近畿大学	法学部一部
	商経学部一部
	理工学部一部
	薬学部
	文芸学部
	農学部
	医学部
	生物理工学部
	工学部
	九州工学部
摂南大学	工学部
	国際言語文化学部
	経営情報学部
	薬学部
	法学部
相愛大学	人文学部
阪南大学	流通学部
	経済学部
	経営情報学部
	○国際コミュニケーション学部
プール学院大学	国際文化学部
桃山学院大学	文学部
	社会学部
	経済学部
	経営学部
○英知大学	文学部
○関西学院大学	法学部
	経済学部
	商学部
	総合政策学部
甲南大学	文学部
	理学部
	経済学部
	法学部
	経営学部
神戸海星女子学院大学	文学部
神戸学院大学	栄養学部
	○法学部
	○経済学部

（神戸学院大学）	
	薬学部
	人文学部
神戸松蔭女子学院大学	文学部
神戸親和女子大学	文学部
兵庫大学	経済情報学部
流通科学大学	商学部
	情報学部
帝塚山大学	教養学部
	経済学部
	○法政策学部
奈良産業大学	経済学部
	法学部
岡山理科大学	理学部
	工学部
	○総合情報学部
吉備国際大学	社会学部
	○保健科学部
	社会福祉学部
くらしき作陽大学	音楽学部
	○食文化学部
山陽学園大学	国際文化学部
○ノートルダム清心女子大学	文学部
	人間生活学部
美作女子大学	家政学部
呉大学	社会情報学部
広島経済大学	経済学部
広島工業大学	工学部
	環境学部
広島修道大学	商学部
	○人文学部
	（英語英文学科）
	法学部
	○経済科学部
東亜大学	経営学部
	法学部
	工学部
	デザイン学部
山口東京理科大学	基礎工学部
○徳島文理大学	家政学部
	薬学部
	文学部
	工学部
高松大学	経営学部
	（昼間主コース）
松山大学	経済学部
	経営学部
	人文学部
	（英語英米文学科）
	法学部
松山東雲女子大学	人文学部
○高知工科大学	工学部
九州共立大学	経済学部
	工学部
九州国際大学	法学部
	経済学部第一部
	国際商学部
九州女子大学	家政学部
	文学部
久留米大学	文学部
	法学部
	経済学部
	商学部
産業医科大学	医学部
	産業保健学部

西日本工業大学	工学部
福岡工業大学	工学部
	情報工学部
福岡歯科大学	歯学部
長崎総合科学大学	工学部
九州東海大学	工学部
	農学部
熊本学園大学	商学部第一部
	経済学部
	外国語学部
	社会福祉学部第一部
熊本工業大学	工学部
宮崎国際大学	比較文化学部
○宮崎産業経営大学	法学部
（宮崎産業経営大学）	
	経営学部
	経済学部
鹿児島経済大学	経済学部
○沖縄国際大学	商経学部第1部
	文学部
	（国文学科，英文学科，社会学科昼間主コース）

（注）○印は，平成10年度から新たに利用する私立大学・学部（28大学73学部）を示す。

（参考）

平成10年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

(1) 国公立大学

入学者選抜要項発表	平成９年 ７月31日（木）まで
募集要項発表	12月15日（月）まで
推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学だけ）	平成10年 １月23日（金）まで
出願受付	１月26日（月）から ２月４日（水）まで
２段階選抜（Ａ日程，Ｂ日程，Ｃ日程及び前期日程）と推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の結果発表（実施大学だけ）	２月12日（木）まで
前期日程の国公立大学及びＡ日程の公立大学が試験実施	２月25日（水）から
２段階選抜（後期日程）の結果発表（実施大学だけ）	２月28日（土）まで
Ｂ日程の公立大学が試験実施	３月５日（木）以降
Ｃ日程の公立大学が試験実施	３月８日（日）以降
前期日程の国公立大学が合格者発表	３月６日（金）から ３月10日（火）まで
後期日程の国公立大学が試験実施	３月12日（木）以降
Ａ日程の公立大学が合格者発表	３月23日（月）まで
後期日程の国公立大学及びＢ日程・Ｃ日程の公立大学が合格者発表	３月19日（木）から ３月24日（火）まで

（注） ① 国立大学の試験実施期日については，例外の取り扱いも認められている。
② 公立大学の実施日程は，一部の公立大学においては上表と異なる。
③ 私立産業医科大学の実施日程は，国立大学とほぼ同じである。
④ ２段階選抜（後期日程）の結果発表時期は，大学によっては，上表と異なる。

(2) 私立大学

私立大学は，各大学において出願期日及び試験日を設定している。

2 連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある地区においては，この試験の円滑な実施を図るため，当該地区内における各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し，そこに世話大学を置き，大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては，主に大学の志願者分担数，試験場の確保，監督者の人的協力等について協議が行われ，当該地区における各大学の分担業務が円滑に処理された。

また，志願者の増加が著しい首都圏においては，試験地区区分の一部調整の協議が行われ，埼玉地区，千葉地区及び神奈川地区の一部の志願者について，茨城地区，栃木地区，群馬地区，千葉地区及び東京地区の各大学が協力して分担することとしたが，東京地区の志願者が特に急増していること及び駿河台大学試験場（飯能市）近郊の志願者が東京地区に移動していることから試験場の割当てに困難を来している現況を改善するため，平成10年度大学入試センター試験においては，印西市と東葛飾郡沼南町を東京地区から千葉地区へ，横浜市中区を東京地区から神奈川地区へそれぞれ戻すこととし，試験場割当ての関係から，埼玉地区から東京地区へ移動している秩父市，飯能市，日高市，入間郡，比企郡及び秩父郡を埼玉地区に戻し，その入替えに蕨市，戸田市，鳩ヶ谷市，朝霞市及び志木市を東京地区へ移動した。

近畿圏においても，兵庫地区の志願者が特に急増し試験場設定が難しい状況にあることから，京都地区，大阪地区及び兵庫地区の三者で協議し，試験地区区分を一部変更することにより，大阪地区及び京都地区がそれぞれ協力して分担することとした。平成10年度大学入試センター試験においては，兵庫地区から川西市と川辺郡猪名川町を大阪地区へ移動し，大阪地区から京都地区へはこれまで移動していた枚方市，寝屋川市及び交野市に加え，守口市及び門真市を移動して実施した。

3 実施要項及び受験案内の決定・発表等

(1) 実施要項及び受験案内の決定・発表

平成９年度大学入試センター試験終了後，大学入試センター試験利用大学，高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ，大学入試センター試験の実施方法等について検討を行い，実施方法専門委員会，運営委員会，評議員会の審議を経て，その実施方針を取りまとめ，大学入試センター試験協議会に諮り，「平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し，平成９年６月５日に利用大学，高等学校等へ通知した。

また，この実施要項に基づき，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りまとめた「平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し，利用大学，高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

項目	要旨
試験実施日程等	① 出願期間 平成９年10月９日（木）～10月21日（火） ② 本試験 平成10年１月17日（土），18日（日） 追試験 平成10年１月24日（土），25日（日）
検定料	２教科以下 10,000円　３教科以上 16,000円
成績提供手数料	志願者１人１回につき 400円
出願資格	文部大臣が指定した者として，フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で18歳に達したものを追加した。
試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式	選択科目がある教科のうち，外国語に換えて，国語の試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式を掲載した。
志願票	「⑫高等学校の卒業見込・卒業の別」欄に卒業者は入学年及び卒業年を記入させた。
受験票の様式	私立大学用成績請求票の枚数増加に伴い，受験票等の見本を変更した。

⑵　受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を98万部作成し，９月１日（月）から大学入試センター試験を利用する国公私立大学において，入学志願者等に配付するとともに，各高等学校・各都道府県教育委員会・同知事部局・その他関係諸機関等にも参考として配付した。

⑶　実施提要の決定

実施要項に基づき，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，「実施要領」「輸送要領」「監督要領」「成績提供要領」の４つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し，８月中旬から下旬にかけて開催した入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し，その具体的内容について説明を行った。

⑷　説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として，高等学校，教育委員会等の関係者を対象とする説明協議会を７月上旬～中旬にかけて，全国７会場で開催した。

なお，この説明協議会には，文部省からも担当官の出席を求め，「平成10年度大学入学者選抜実施要項」等について説明・協議を行った。

この説明協議会の開催状況は，次のとおりである。

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数（高校数）
北海道	北海道大学	７月16日	北海道大学学術交流会館	195人（ 152校）
東北	東北大学	７月11日	仙台国際センター　大ホール	362人（ 278校）
関東・甲信越	（入試センター）	７月９日	杉野講堂	1,214人（ 937校）
東海・北陸	名古屋大学	７月18日	名古屋市公会堂　大ホール	514人（ 456校）
近畿	神戸大学	７月10日	神戸国際会館　ハーバーランドプラザ	783人（ 592校）
中国・四国	広島大学	７月15日	中国新聞ビル　大ホール	405人（ 317校）
九州・沖縄	九州大学	７月17日	九州大学創立50周年記念講堂	497人（ 375校）
計				3,970人(3,107校)

⑸　入試担当者連絡協議会等

ア　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会

平成10年度から新たに大学入試センター試験を利用する大学の入試担当者を対象として，大学入試センター試験の概要等について，説明・協議を目的とする「平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会」を大学入試センターで，５月９日（金）に開催した。この会議には，33大学72人の関係者が出席した。

イ　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の新任入試担当課長を対象として，大学入試センター試験の概要説明及び大学入試センター試験の実施方法等について，説明・協議を目的とする「平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会」を大学入試センターで，５月12日（月）に開催した。この会議には，70大学71人の担当課長が出席した。

ウ　入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として，試験の実施業務等について，説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第１回は全国７会場で８月下旬に，第２回は東京において12月中旬にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は，次のとおりである。

第１回

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数（大学数）
北海道	旭川医科大学	８月21日	旭川ターミナルホテル	52人（13大学）
東北	弘前大学	８月28日	シティ弘前ホテル	56人（18大学）
関東・甲信越	（入試センター）	８月19日	昭和女子大学グリーンホール	374人(110大学)
東海・北陸	岐阜大学	８月26日	厚生年金健康福祉センターサンピア岐阜	183人（61大学）
近畿	京都大学	８月26日	京都山一ホール	218人（68大学）
中国・四国	愛媛大学	８月28日	メルパルク松山	128人（37大学）
九州・沖縄	長崎大学	８月21日	長崎大学　中部講堂	45人（41大学）
計				1,156人(348大学)

地　区	開催日	会　場	出席者数（大学数）
全国	12月16日	杉野講堂	853名(348大学)

4　試験場・試験室の設定準備

試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき，各大学が設定したが，試験場・試験室の設定準備は，次の日程で行われた。

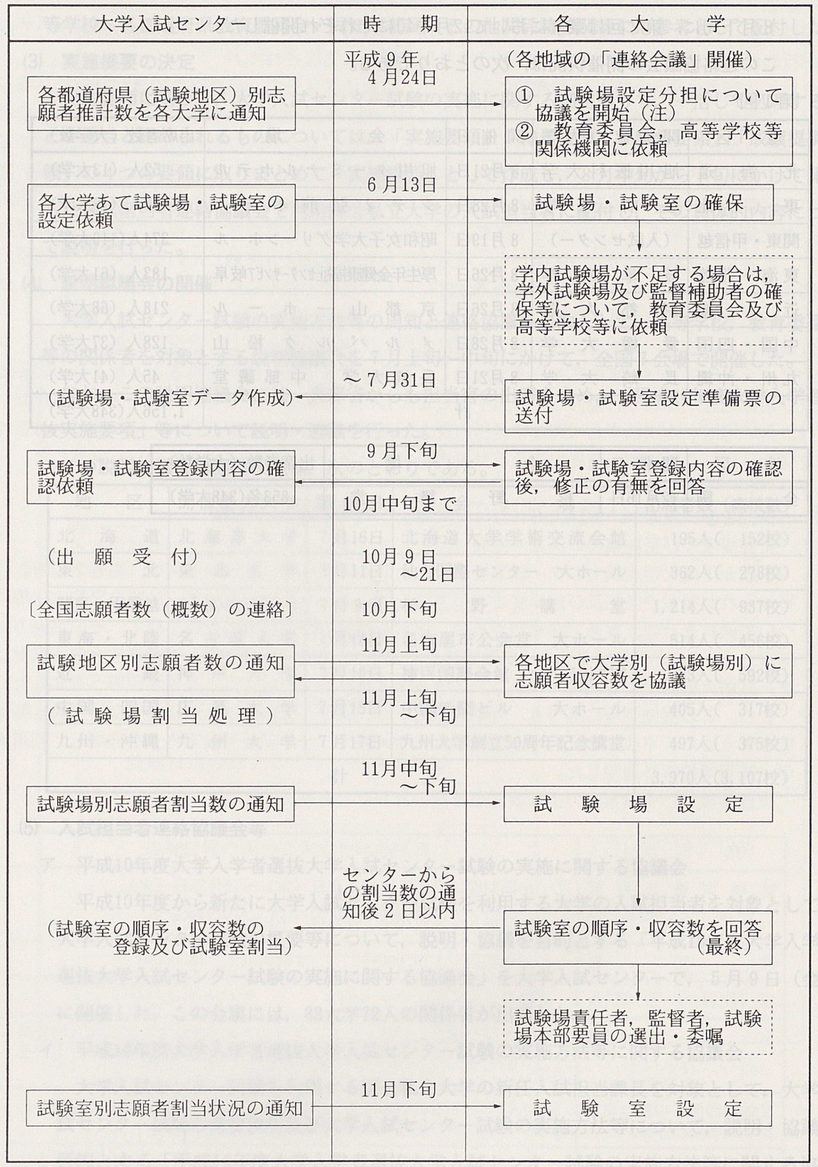

（注）各試験地区内の志願者推計数を，各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは，基本的には，当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。

5　出願受付及び受験票の発行

(1)　志願状況

出願受付は，平成９年10月９日から10月21日までの間，高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し，高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行った。

志願者数は，前年度を 2,691人下回る 597,271人となり，入学定員に対する志願倍率は 4.4倍（前年度 4.4倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は，29.3％と前年度27.5％に比べ 1.8ポイント増加した。志願状況は，次のとおりである。

ア　出願資格別

区　分	志願者数・比率	
	人	%
高等学校卒業見込者	422,483	(70.7)
高等学校卒業者	170,227	(28.5)
大学入学資格検定合格者	3,846	4,561 (0.8)
高等専門学校第３学年修了者	262	
外国の学校（12年の課程）修了者	77	
在外教育施設修了者	292	
文部大臣の指定した者等	84	
合　計	597,271	(100.0)

ウ　高校出身者の学科別

区　分	志願者数・比率	
	人	%
普通科	566,292	(95.5)
農業科	538	(0.1)
工業科	2,326	(0.4)
商業科	2,545	(0.4)
理数科	10,427	(1.8)
総合学科	645	(0.1)
その他	9,937	(1.7)
合　計	592,710	(100.0)

イ　男女別

区分	志願者数・比率	
	人	%
男	375,434	(62.9)
女	221,837	(37.1)

エ　受験に際し特別の措置を行う身体障害者

区　分	身障者数
視覚障害	52人（ 52人）
聴覚障害	105 （ 102 ）
肢体不自由等	150 （ 137 ）
合　計	307 （ 291 ）

（注）（ ）内は，前年度志願者数の確定時の人数を示す。

(2)　不備出願書類の修正及び確認はがきの発送

ア　出願書類の不備件数は2,425件（不備率0.4％）で前年度2,225件（不備率0.3％）より200件増加した。これらの不備書類については，電話・文書により照会し，修正の上，受理手続きを完了したが，これらの処理には出願受付締切後約22日間を要した。

出願書類の不備(延)件数は，次のとおりである。

(7)第１次審査による不備

項　目	件　数
証明書関係	507 (615)
検定料関係	136 (173)
その他	17 (115)
合　計	660 (903)

※( ) 内は，前年度の件数

(ｲ)第２次審査による不備

項　　目	件　　数	項　　目	件　　数
高 校 コ ー ド	43 (102)	卒業見込・卒業の別	188 (56)
特 別 措 置	12 (11)	入 学 年 ・ 卒 業 年	837 (389)
受 験 教 科 数	159 (237)	高等学校卒業者以外	67 (27)
氏　　名	0 (1)	現　住　所	24 (68)
性　　別	13 (1)	検　定　料	75 (61)
生 年 月 日	206 (251)	二　重　出　願	10 (17)
連絡電話番号	2 (1)	そ　の　他	5 (31)
課 程 ・ 学 科	124 (69)	合　　計	1,765(1,322)

( ) 内は，前年度の件数

イ　志願者から提出された志願票の記載事項は，電子計算機に入力して登録・管理しているが，志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために，登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者へは高等学校経由で，高等学校卒業者等へは本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

(3)　試験場の指定

大学入試センターは，志願者数確定後，ただちに各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割当てを行った。

この結果，次のとおり全国で 562（前年度 533）の試験場が確定した。

本試験場	562	一般試験場	556	大学内試験場　434 （国立大学182，公立大学57，私立大学190，国立大学附属敷5） 高校借用試験場 101 （公立高校　92，私立高校 9） その他の試験場　21（予備校）
		点字試験場	6	大学内試験場　6
追試験場	2	全国を２地区に分け各１か所の国立大学試験場		

(4)　受験票等の発行

12月２日から11日までの間に，高等学校卒業見込者へは高等学校経由で，高等学校卒業者等へは本人に直接，受験票・写真票・成績請求票及び受験上の注意を送付した。

なお，その後，不着，記載事項の変更，紛失，汚損等による再発行の状況は次のとおりである。

再発行申請事由	不着	紛失	汚損	破損	記載事項の変更					仮受験票関係	追加発行	計
					計	氏名	生年月日	性別	教育課程			
件数	131	2,791	88	20	64	45	18	0	1	569	375	4,038

＊　前年度の再発行件数は，8,769件であった。

(5)　検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については，志願者が銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口）又は郵便局の窓口で納入し，その領収証書を志願票にはり付けて提出することとしている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等や郵便局から送付された領収済通知書とを照合し，納入の確認を行うとともに，二重納入などの点検を行った。この結果，本年度の総納付件数は，銀行等納入分141,941件，郵便局納入分456,738件の598,679件となったが，出願しなかったもの，二重納入等1,408件（前年度1,452件）については，検定料相当額の還付を行う手続きをとった。

6　試験実施

(1)　実施体制等

ア　大学入試センター

(ア) 大学入試センターにおいては，所長を本部長とし，運営委員及び実施方法専門委員会委員等13人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し，臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と緊密な連携を図るとともに，試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また，実施本部には，教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き，試験問題及びその正解の点検や，試験問題に関する疑義の処理に当たった。

(イ) 試験の実施に先立ち，試験問題の作成，印刷及び各大学への輸送は，すべて計画どおり実施した。

また，１月14日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において，臨時電話及び臨時ファクスの「送受信テスト」を実施した。

イ　各大学

各大学では，学長の下に「実施のための委員会」を設置し，当該大学が設置した試験場において，教職員数約48,000人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお，一部の大学では，受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため，公立高等学校，教育委員会の教職員（延 374人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

ウ　連絡体制

試験実施当日は，実施本部，各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため，379台の臨時電話及び672台のファクスからなる連絡体制を組織した。

(2)　試験時間

大学入試センター試験の本試験は，平成10年１月17日(土)，18日(日)に全国 562試験場で次表の時間割により一斉に行われたが，19大学で一部，試験時間を繰り下げて試験を実施した。

また，身体に障害のある入学志願者のうち，点字による解答の受験者に対しては，試験時間の延長(1.5倍) 措置を講じ，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長(1.3倍) 措置を講じた。

期　日	教　科	一般の試験時間	1.3 倍の試験時間	1.5 倍の試験時間
平成10年1月17日（土）	外　国　語	10:00~11:20（ 80分）	10:00~11:45（105分）	10:00~12:00（120分）
	地　理　歴　史	12:50~13:50（ 60分）	13:00~14:20（ 80分）	13:00~14:30（ 90分）
	数　学　①	14:40~15:40（ 60分）	15:00~16:20（ 80分）	15:00~16:30（ 90分）
	数　学　②	16:30~17:30（ 60分）	17:00~18:20（ 80分）	17:00~18:30（ 90分）
1月18日（日）	国　　語	10:00~11:20（ 80分）	10:00~11:45（105分）	10:00~12:00（120分）
	理　科　①	12:50~13:50（ 60分）	13:00~14:20（ 80分）	13:00~14:30（ 90分）
	理　科　②	14:40~15:40（ 60分）	15:00~16:20（ 80分）	15:00~16:30（ 90分）
	公　　民	16:30~17:30（ 60分）	17:00~18:20（ 80分）	17:00~18:30（ 90分）

(3)　受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は，次のとおりである。

			前　年　度
志　願　者　数		597,271 人	599,962 人
受験者数	本試験	549,127 人（点字問題受験者を含む）	552,825 人
	追試験	158 人	255 人
	再試験	0 人	— 人
	本試験＋追・再試験	116 人	122 人
	計	549,401 人（全教科，一部教科）	553,202 人
欠席者数	本試験	47,852 人	46,733 人
	追試験	13 人	26 人
	再試験	0 人	0 人
	本試験＋追試験	5 人	1 人
	計（全教科欠席者）	47,870 人	46,760 人
2 教科以下受験者数		12,775 人	12,376 人
＊受　験　率		91.99 %	92.21 %

＊〔受験者数（全教科，一部教科）／志願者数× 100〕％

ア　教科別受験者数及び受験率（追・再試験含む）

区　分	国　語	地理歴史	公　民	数 学 ①	数 学 ②	理 科 ①	理 科 ②	外 国 語
受 験 者 数	514,124人	417,627人	191,995人	403,673人	357,544人	323,937人	218,439人	545,728人
受験率(教科選択率)	86.1%	69.9%	32.1%	67.6%	59.9%	54.2%	36.6%	91.4%

（参考：昨年度の受験状況）

区　分	国　語	地理歴史	公　民	数 学 ①	数 学 ②	理 科 ①	理 科 ②	外 国 語
受 験 者 数	519,023人	439,919人	130,133人	408,452人	366,438人	325,677人	216,396人	549,453人
受験率(教科選択率)	86.5%	73.3%	21.7%	68.1%	61.1%	54.3%	36.1%	91.6%

イ　国語の受験状況

区　分	国 語 Ⅰ	国語Ⅰ・Ⅱ	計
受 験 者 数	65,338人	448,777人	514,115人
受験率(科目選択率)	12.7%	87.3%	100.0%

ウ－①　地理歴史と公民の受験状況

区分 / 受験科目数	地理歴史						公民			延受験者計	実受験者
	世界史A	世界史B	日本史A	日本史B	地理A	地理B	現代社会	倫理	政治・経済		
1科目	2,502人	75,321人	3,697人	116,093人	3,410人	78,094人	9,671人	20,151人	23,668人	332,607人	332,607人 〔70.6%〕
2科目	1,668人	36,946人	2,228人	51,347人	2,800人	43,509人	79,728人	30,002人	28,768人	276,996人	138,498人 〔29.4%〕
計	4,170人 〈0.7%〉	112,267人 〈18.4%〉	5,925人 〈1.0%〉	167,440人 〈27.5%〉	6,210人 〈1.0%〉	121,603人 〈19.9%〉	89,399人 〈14.7%〉	50,153人 〈8.2%〉	52,436人 〈8.6%〉	609,603人 〈100.0%〉	471,105人 〔100.0%〕

（注）〔　〕内は実受験者の構成率を表し，〈　〉内は延受験者の構成率を表す。

ウ－②　地理歴史と公民の２科目受験者（138,498人）の内訳

教科 / 科目	公民			計
	現代社会	倫理	政治・経済	
地理歴史 世界史A	860人 〔0.6%〕	412人 〔0.3%〕	396人 〔0.3%〕	1,668人 〔1.2%〕
地理歴史 世界史B	19,135人 〔13.8%〕	11,179人 〔8.1%〕	6,632人 〔4.8%〕	36,946人 〔26.7%〕
地理歴史 日本史A	1,081人 〔0.8%〕	467人 〔0.3%〕	680人 〔0.5%〕	2,228人 〔1.6%〕
地理歴史 日本史B	29,926人 〔21.6%〕	11,112人 〔8.0%〕	10,309人 〔7.4%〕	51,347人 〔37.1%〕
地理歴史 地理A	1,432人 〔1.0%〕	511人 〔0.4%〕	857人 〔0.6%〕	2,800人 〔2.0%〕
地理歴史 地理B	27,294人 〔19.7%〕	6,321人 〔4.6%〕	9,894人 〔7.1%〕	43,509人 〔31.4%〕
計	79,728人 〔57.6%〕	30,002人 〔21.7%〕	28,768人 〔20.8%〕	138,498人 〔100.0%〕

（注）〔　〕内は２科目実受験者の構成率を表す。

エ－①　数学①と数学②の受験状況

区分 / 受験科目数	数学①			数学②						延受験者計	実受験者
	数学Ⅰ	数学Ⅰ・A	旧数学Ⅰ	数学Ⅰ	数学Ⅱ・B	工業数理	簿記	情報関係基礎	旧数学Ⅱ		
1科目	10,819人	36,028人	702人	357人	272人	10人	653人	103人	37人	48,981人	48,981人 〔12.1%〕
2科目	7,212人	338,818人	10,034人	20,710人	322,047人	122人	391人	391人	12,403人	712,128人	356,064人 〔87.9%〕
計	18,031人 (2.4%)	374,846人 (49.2%)	10,736人 (1.4%)	21,067人 (2.8%)	322,319人 (42.3%)	132人 (0.0%)	1,044人 (0.1%)	494人 (0.1%)	12,440人 (1.6%)	761,109人 (100.0%)	405,045人 〔100.0%〕

（注）〔　〕内は実受験者の構成率を表し，（　）内は延受験者の構成率を表す。

エ－②　数学の２科目受験者（356,064人）の内訳

教科 / 科目	数学②							計
	数学Ⅱ	数学Ⅱ・B	工業数理	簿記	情報関係基礎	旧数学Ⅱ		
数学① 数学Ⅰ	5,840人 〔1.6%〕	990人 〔0.3%〕	7人 〔0.0%〕	112人 〔0.0%〕	45人 〔0.0%〕	218人 〔0.1%〕	7,212人 〔2.0%〕	
数学① 数学Ⅰ・A	14,646人 〔4.1%〕	320,411人 〔90.0%〕	112人 〔0.0%〕	270人 〔0.1%〕	338人 〔0.1%〕	3,041人 〔0.9%〕	338,818人 〔95.2%〕	
数学① 旧数学Ⅰ	224人 〔0.1%〕	646人 〔0.2%〕	3人 〔0.0%〕	9人 〔0.0%〕	8人 〔0.0%〕	9,144人 〔2.6%〕	10,034人 〔2.8%〕	
計	20,710人 〔5.8%〕	322,047人 〔90.4%〕	122人 〔0.0%〕	391人 〔0.1%〕	391人 〔0.1%〕	12,403人 〔3.5%〕	356,064人 〔100.0%〕	

（注）〔　〕内は２科目実受験者の構成率を表す。

オ－①　理科①と理科②の受験状況

区分 / 受験科目数	理科①						理科②				延受験者計	実受験者
	総合理科	物理ⅠA	物理ⅠB	生物ⅠA	生物ⅠB	理科Ⅰ	化学ⅠA	化学ⅠB	地学ⅠA	地学ⅠB		
1科目	944人	1,063人	56,770人	4,219人	103,078人	240人	1,294人	44,668人	972人	13,883人	227,131人	227,131人 〔59.0%〕
2科目	2,219人	1,275人	101,932人	2,084人	49,821人	283人	3,500人	141,526人	4,474人	8,114人	315,228人	157,614人 〔41.0%〕
計	3,163人 (0.6%)	2,338人 (0.4%)	158,702人 (29.3%)	6,303人 (1.2%)	152,899人 (28.2%)	523人 (0.1%)	4,794人 (0.9%)	186,194人 (34.3%)	5,446人 (1.0%)	21,997人 (4.1%)	542,359人 (100.0%)	384,745人 〔100.0%〕

（注）〔　〕内は実受験者の構成率を表し，（　）内は延受験者の構成率を表す。

オ－②　理科の２科目受験者（157,614人）の内訳

教科 / 科目	理科②				計
	化学ⅠA	化学ⅠB	地学ⅠA	地学ⅠB	
理科① 総合理科	162人 〔0.1%〕	1,305人 〔0.8%〕	328人 〔0.2%〕	424人 〔0.3%〕	2,219人 〔1.4%〕
理科① 物理ⅠA	362人 〔0.2%〕	644人 〔0.4%〕	188人 〔0.1%〕	81人 〔0.1%〕	1,275人 〔0.8%〕
理科① 物理ⅠB	1,172人 〔0.7%〕	97,925人 〔62.1%〕	797人 〔0.5%〕	2,038人 〔1.3%〕	101,932人 〔64.7%〕
理科① 生物ⅠA	501人 〔0.3%〕	604人 〔0.4%〕	802人 〔0.5%〕	177人 〔0.1%〕	2,084人 〔1.3%〕
理科① 生物ⅠB	1,277人 〔0.8%〕	40,912人 〔26.0%〕	2,316人 〔1.5%〕	5,316人 〔3.4%〕	49,821人 〔31.6%〕
理科① 理科Ⅰ	26人 〔0.0%〕	136人 〔0.1%〕	43人 〔0.0%〕	78人 〔0.0%〕	283人 〔0.2%〕
計	3,500人 〔2.2%〕	141,526人 〔89.8%〕	4,474人 〔2.8%〕	8,114人 〔5.1%〕	157,614人 〔100.0%〕

（注）〔　〕内は２科目実受験者の構成率を表す。

⑷ 身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者からの申請に基づき，その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。この場合，点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち，強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対しては，審査の上，試験時間の延長を認めることとしている。

また，点字問題の作成に当たっては，通常の試験問題を基本とし，点訳に馴染まない問題については代替問題を出題するとともに，必要に応じて説明文を補足した。

なお，点字試験の試験時間は，通常の 1.5倍，点字試験以外の試験時間を延長する試験は，1.3倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって，特別の措置をした人数は，次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験特別措置（出願受付時）

区分＼年度				平成10年度		平成９年度	
				志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
男				198	186	187	170
女				109	94	104	95
計				307	280	291	265
内訳1	障害の種類	視覚障害		52	48	52	49
		聴覚障害		105	97	102	95
		肢体不自由等		150	135	137	121
内訳2 受験の際に行った措置（延数）		視覚障害	点字による解答	15	13	17	15
			文字による解答(1.3倍)	17	17	11	10
			文字による解答	8	7	12	12
			拡大文字問題冊子の配付	17	16	15	14
			拡大鏡等の持参使用	29	27	24	23
			窓側の明るい座席を指定	10	10	10	9
			照明器具の試験場側での準備	4	4	6	6
			点字器等の試験場での保管	11	9	13	13
		聴覚障害	手話通訳者の配置	0	0	0	0
			注意事項等の文書による伝達	79	72	78	72
			座席を前列に指定	62	59	65	59
			補聴器の持参使用（FM式を除く）	95	87	89	83
		肢体不自由・病弱等	チェックによる解答(1.3倍)	17	13	15	14
			チェックによる解答	22	22	30	28
			代筆による解答(1.3倍)	1	1	0	0
			代筆による解答	0	0	0	0
			試験室における介助者の配置	0	0	2	2
			別室の設定	20	17	13	9
			試験室を一階に設定	83	74	80	72
			洋式トイレに近接する試験室に指定	69	63	72	65
			特製机の持参使用	13	9	12	11
			特製机の試験場側での準備	32	26	24	21
			車椅子の持参使用	52	44	54	48
			杖の持参使用	44	41	41	38
			試験室入口までの付添者の同伴	54	47	59	53
			試験場への乗用車での入構	88	77	86	74
		その他		85	72	77	72

（注）内訳２は，重複措置を含む延数である。

前表のほか，出願受付締切後の負傷等により，特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上，次表のとおり措置を講じた。

身体に障害のある者に対する受験特別措置（出願受付締切後の負傷者等）

区分		平成10年度	平成９年度
対象者合計（内女性数）		229 （112）	248 （127）
障害の種類	視覚障害	5	3
	聴覚障害	3	4
	肢体不自由等	221 ④	241 ⑥

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）				
	視覚障害	点字による解答	—	—
		文字による解答(1.3倍)	—	—
		文字による解答	—	—
		拡大文字問題冊子の配付	1	—
		拡大鏡等の持参使用	3	1
		窓側の明るい座席を指定	—	—
		照明器具の試験場側での準備	—	1
		点字器等の試験場での保管	—	—
	聴覚障害	手話通訳者の配置	—	—
		注意事項等の文書による伝達	—	1
		座席を前列に指定	4	1
		補聴器の持参使用（FM式を除く）	3	4
	肢体不自由・病弱等	チェックによる解答(1.3倍)	—	—
		チェックによる解答	2	6 ①
		代筆による解答(1.3倍)	—	—
		代筆による解答	—	—
		試験室における介助者の配置	—	—
		別室の設定	174 ②	174 ③
		試験室を一階に設定	4	9
		洋式トイレに近接する試験室に指定	3	9
		特製机の持参使用	—	—
		特製机の試験場側での準備	2	3
		車椅子の持参使用	3 ②	6
		杖の持参使用	13	17
		試験室入口までの付添者の同伴	11 ①	8
		試験場への乗用車での入構	19 ①	16
	その他		54 ②	48 ③

（注１）内訳は，重複措置を含む延べ数である。
（注２）○付数字は，外数で追試験受験者を示す。

(5) 追・再試験の実施

追試験は，本試験の１週間後の１月24日（土），25日（日）に全国２試験場（東京芸術大学，京都教育大学）で実施した。

本年度の追試験許可者数は 292人（前年度 396人）で，その内訳は次表のとおりである。

追試験

受験許可者数 292人(396人)　　(　)内は前年度

地区	追試験場名	追試験受験許可者数	性別 男	性別 女	事由 疾病・負傷	事由 事故等	卒業区分 卒業見込者 男	卒業区分 卒業見込者 女	卒業区分 既卒者等 男	卒業区分 既卒者等 女	受験許可大学
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	大学
東日本	東京芸術大学	178 (210)	116 (138)	62 (72)	152 (203)	26 (7)	50 (53)	34 (43)	66 (85)	28 (29)	63 (69)
西日本	京都教育大学	114 (186)	70 (114)	44 (72)	111 (184)	3 (2)	26 (62)	31 (52)	44 (52)	13 (20)	62 (76)
計		292 (396)	186 (252)	106 (144)	263 (387)	29 (9)	76 (115)	65 (95)	110 (137)	41 (49)	125 (145)

（内訳）

区分		東日本	西日本	計
疾病・負傷		152 人(203人)	111 人(184人)	263 人(387人)
内訳	ア 感冒及び類似症	93 (144)	58 (130)	151 (274)
内訳	イ 胃腸炎及び類似症	37 (31)	27 (19)	64 (50)
内訳	ウ その他の疾病	17 (24)	24 (32)	41 (56)
内訳	エ 負傷	5 (4)	2 (3)	7 (7)
事故等		26 (7)	3 (2)	29 (9)
合計		178 (210)	114 (186)	292 (396)

(6) 正解の発表

本試験の正解は，試験終了後，報道機関を通じて発表した。

また，追試験の正解は，大学入試センター，追試験を実施した東京芸術大学・京都教育大学において発表するとともに，大学入試センターへ正解表を希望した受験者には直接郵送した。

7　実施結果

(1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された本試験受験者のすべての答案は，大学・試験場別，教科別（試験時間割別）に枚数等を確認した後，本試験実施の翌日の１月19日から23日までの間に12台の光学式マーク読取装置（ＯＭＲ：Optical Mark Reader）によって読み取りを行った。

同様に，追試験受験者の答案は，１月26日に読み取りを行った。

平成10年度大学入試センター試験の答案は，約297万枚で，読み取りに延べ約520時間を要した。

読み取った答案データを，電子計算機により受験番号のチェックや受験状況調査票〔Ａ票〕との関連チェックを行った上で採点し，受験者数や平均点，標準偏差等の統計数値を算出するとともに，成績提供資料，問題評価関係資料等の作成を２月２日までに終了した。

(2) 答案のマークもれ等の状況

答案データの電子計算機によるチェックの結果，受験番号のマーク誤り等の答案が 5,800件，解答科目のマークもれ等の答案が約100件発生した。

試験終了後にマークもれを確認させるという改善を行った結果，解答科目のマークもれ等の答案が前年度の約15分の１に減少した。

(3) 平均点等

本試験を受験した549,127人についての科目別平均点等の最終結果を，平成10年２月５日に発表した。

なお，今年度から，受験者の国公立大学の個別学力試験への出願の参考とするため，科目別平均点等の中間発表を行うこととし，約20万人段階における科目別平均点等を１月21日に発表した。

(4) 得点調整実施の有無

本試験の地理歴史の「日本史Ｂ」と「地理Ｂ」との科目間で約21点の平均点差が生じ，得点調整判定委員会並びに同専門委員会において原因を分析したところ，試験問題の難易差によるものと認められたため，あらかじめ予告してあった得点調整の方式に基づき，平均点が最も低い「日本史Ｂ」と平均点が「日本史Ｂ」と「地理Ｂ」の間にある「世界史Ｂ」について得点調整を行うこととした。

得点調整後の換算点については，１月24日の朝刊紙上（全国77紙）に換算表の新聞広告を行い，受験者へ周知した。

⑸ 成績の提供

平成10年２月３日から４月７日までの間に各国公私立大学からの成績請求に基づき，大学入試センター試験の成績を提供した。

なお，オンラインにより成績を提供した大学は，213大学であった。

成績の提供件数は，次のとおりである。

ア　国公立大学及び産業医科大学

試験区分	提供大学数	提供件数
一般入試	153大学 （149大学）	延約 563,000件 （延約 587,000件）
推薦入試	57大学 （59大学）	約 8,400件 （約 9,200件）
第２次募集	9大学 （3大学）	延約 1,370件 （延約 410件）

※（ ）内は前年度

イ　私立大学（産業医科大学を除く）　……　179大学　延約 289,000件）

（前年度 151大学　延約 266,600件）

⑹ 出願状況資料の提供

当該大学への大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合，大学からの請求に基づいて，他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は，次のとおりである。

提供期間：平成10年２月23日から３月30日まで

提供大学数：296大学

⑺ 合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合，大学からの請求に基づいて，合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は，次のとおりである。

・大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成10年２月23日から２月28日まで）…… 142大学

・「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成10年３月18日から３月20日まで）…… 150大学

・一般入試合格者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成10年３月26日から）…… 153大学

・推薦入学入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成10年３月28日から）…… 5大学

8　試験問題

⑴ 試験問題の作成

大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，試験問題は，国公私立の大学が，それぞれの判断と創意工夫により，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として，適切に利用できるよう共通第１次学力試験及び大学入試センター試験の経験や研究の成果を生かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は，国公私立大学の教員約 430人に委嘱し，これらの委員は，科目別等の部会に分属し，年間約14回40日程度にわたって会議を開催し，試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては，各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか，各教科・科目間の調整会議を開催（年間４回）し，試験問題の内容・量，難易度が均衡のとれるものとなるように，また重複による相互推測が起きないように留意している。

また，教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において，文章表現，問題の構成，解答方法の妥当性及び出題内容の適否等について，具体的に点検・照合を行い，より適正な出題に努めている。

⑵ 出題内容等

試験問題の作成に当たっては，単なる二者択一的なものでなく，基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように，内容，形式及び構成を工夫することによって，的確な読解力，内容に対する理解力，正解を見いだすまでの応用力，総合力など，きめ細かく評価できるように配慮をしているところである。

また，大学入試センター試験の試験問題の水準については，臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告（S63.2.15）の提言の趣旨を踏まえ，共通第１次学力試験と同程度の水準にすることとし，問題の作成に当たっているところである。

⑶ 正解，配点の公表

大学入試センター試験実施直後に，受験者がより正確に自己採点できるよう，正解及び枝問までの配点を公表している。

⑷　出題の誤り等について

①　本年度，試験問題印刷後に行った試験問題の訂正は，次のとおりである。

（本試験）

(ｱ) 外国語（別冊）「中国語」（48ページ　8行目　第4問　問2）
（誤）　ジャスミンの花は咲きましたか。
（正）　ジャスミンの花は咲いていましたか。

(ｲ) 地理歴史　「日本史A」（60ページ　15行目　第2問　A　ウ）
（誤）　…，豊後の王であるドン・ベルトラメウが，…
（正）　…，豊後の王とドン・ベルトラメウらが，…

(ｳ) 地理歴史　「日本史B」（105ページ　13行目　第5問・問8）
（誤）　①… 経済協力開発機構の加盟により，…
（正）　①… 経済協力開発機構への加盟により，…

（追試験）

(ｴ) 外国語（別冊）「中国語」（43ページ　1行目　第2問　C）
（誤）　…において，下線部の言いかえとして最も適当なものを，それぞれ…
（正）　…において，下線部の語句に最も近い意味のものを，それぞれ…

(ｵ) 外国語（別冊）「中国語」（48ページ　14行目　第4問　A　問3）
（誤）　④了
（正）　④的

(ｶ) 地理歴史　「日本史A」（70ページ　10行目　第3問　問10）
地理歴史　「日本史B」（104ページ　10行目　第4問　問10）
（誤）　…，古いものから年代順に…
（正）　…，古いものから順に…

(ｷ) 地理歴史　「日本史A」（71ページ　7行目　第4問　A）
（誤）　… 妻こいしとや暮れにぞなく
（正）　… 妻こいしとや音にぞなく

(ｸ) 地理歴史　「日本史A」（73ページ　15行目　第4問　問4）
（誤）　その内容として…
（正）　改正の内容として…

(ｹ) 国語「国語Ⅰ・国語Ⅱ」（44ページ　12行目　第2問）
（誤）「俺はもう手を放す、手を放す。」
（正）「俺はもう手を離す、手を離す。」

なお，今後とも問題訂正等を皆無とするため，一層の努力が必要であと考えている。

②　大学入試センター試験終了後（正解公表後）に，次のとおり「正解の訂正」が発生した。

(ｱ) 地理歴史「世界史B」（54ページ　19行目　第4問　C　問8）

本問は誤文を選択させる問題であり，正文として設定した「①独立運動を支える人材育成のため，19世紀末から東遊（ドンズー）運動が盛んになった。」が誤文であることが判明した。このため，第4問　C　問8の解答番号39については，当初公表した正解（③）に加え，①も正解とした。

今後，このような正解を訂正する等の事態が生じないよう，設問，選択肢の設定及び正解の作成・点検に当たって一層留意していきたいと考えている。

⑸　平均点の較差について

科目の平均点は，高等学校段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定し，併せて入学選抜の資料としての有効性を維持するため，平均得点率は60％程度になるよう努力してきたところであるが，「日本史B」と「地理B」の科目間で約21の平均点差が生じた。

今後は，この結果を踏まえて，各教科の選択科目間の平均点の較差が，可能な限り少なくなるよう努力を重ねる必要があると考えている。

⑹　試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後，各方面から寄せられた試験問題についての意見では，全般的に高等学校の教科書の内容・範囲に基づいた基本的，基礎的な良問であるという評価が多かった。その他いくつかの科目の出題内容等についての意見，照会が寄せられたが，これらの意見については，問題作成に反映させるよう，各問題作成部会で検討することとした。

また，当センターでは，組織的に高等学校側の意見・評価を得るために大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価を提出していただくとともに，全国的な教育研究団体に対して，意見を求め，これらについては，教科専門委員会問題作成部会の見解を付し，「平成10年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成10年度大学入試センター試験－実施の結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行した。

第３　大学情報提供事業

大学情報提供事業について

大学入試センターは，昭和63年５月の法律改正により，従来の業務に加えて「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」業務を開始した。この事業は，高等学校における進路指導や大学進学志望者の進路選択の改善に資するため，高等学校との連携を深め，高等学校や大学入学志望者などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業については，平成２年３月の「大学情報提供に関する調査検討委員会」の報告「大学入試センターにおける大学情報提供事業について」にそって，関係機関等との連携協力を図りつつ，その拡充に努めていくこととしている。

また，昭和63年10月からその運用を開始している「ハートシステム」は，本年度においては，更に改善，充実するとともに，高等学校進路指導担当教員が，大学の教育研究内容の理解を深めるため，大学の教員等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」及び大学の入学広報の質的向上を図ることを目的とした「大学入学広報セミナー」を開催した。

1　「ハートシステム」による大学進学案内について

⑴　ハートシステムの構成

全国582の大学から収集した大学情報をデータベース化して，①志望大学の選択，②大学案内，③ＨＥＡＲＴ速報，④入試案内，⑤編入学情報の５つのメニューで提供している。

⑵　提供内容の更新

ア　個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供している「志望大学の選択」及び「大学案内」については，平成９年10月１日に一括更新ししている。

イ「ＨＥＡＲＴ速報」，「入試案内」及び「編入学情報」については，速報性をもたせ随時更新している。

⑶　ハートシステムの普及

大学入試センター試験説明協議会，全国高等学校長協会総会・研究協議会等の機会を利用して，ハートシステムの端末機設置の促進について要望した。

【ハートシステムの高等学校等への導入状況】

●平成10年３月末現在の都道府県別導入率〔導入高校／高校数〕

全国の高等学校等6,065校のうち1,570校に導入　25.9％

●平成９年３月末現在の都道府県別導入率〔導入高校／高校数〕

全国の高等学校等6,048校のうち1,534校に導入　25.4％

2　「ハートシステムの改善に関する調査検討委員会」について

国公私立大学関係者，高等学校関係者及び学識経験者で構成された「ハートシステムの改善に関する調査検討委員会」を設置し，インターネットを利用した大学情報提供の在り方を検討した。

3　「国公立大学ガイドブック（平成10年度版）」の発行について

「国公立大学ガイドブック」の「大学案内編」を７月８日，「入学者選抜方法編」を９月12日に発行し，全国の高等学校等に配付した。

4　「大学進学情報一覧（平成９年度版）」の発行について

全国の国公私立大学で作成している入学広報関係資料等の種類や請求方法等を整理・編集した「大学進学情報一覧－どこに何がある－」を９月８日に発行し，全国の高等学校等に配付した。

5　「大学ガイダンスセミナー」の開催について

大学入学志望者の志望・適性に応じた適切な進路指導に資するために，大学関係者と高等学校関係者との直接のコミュニケーションを図る場として，大学ガイダンスセミナーを次の９か所で開催した。

開催期日	区　分	参加者	講　演　テ　ー　マ	意見交換テーマ
10月７日（火）	千　葉　県 ｾﾝﾀｰ主催	121名	・考古学を学ぶには	・大学の教育内容について
10月１日（水）	北海道地区 共　催	165名	・狭くなった地球で生きるために ・新しい選抜方法を目指して－大学の苦悩と現状－	・高校教育と大学教育の接点を求めて（分科会方式）
９月19日（金）	東北地区 共　催	114名	・多様化時代の高校教育と大学教育	・多様化時代の高校教育と大学教育－part2
８月12日（火）	新　潟　県 共　催	118名	・新しい自然観を求めて－新潟大学理学部と大学院自然科学研究科の改革－	・大学の教育内容について
11月18日（火）	静　岡　県 共　催	94名	・中国的考え方	・中教審第二次答申とこれからの高校・大学教育の在り方について
８月５日（火）	岡　山　県 共　催	138名	・これからの高等教育－変貌する大学－	・21世紀の大学に向けて（分科会方式）
６月12日（火）	山　口　県 共　催	82名	・大学における看護学教育 ・教育学部の現状と展望	・魅力ある大学とは･･･－高等教育の大衆化時代を迎えるに当たり－
10月24日（金）	長　崎　県 共　催	130名	・工学部を取り巻く社会環境と工学部の今 ・21世紀の高校現場の在り方を考える－青年期危機の規程要因－	・変わりゆく大学と学生
11月11日（火）	鹿児島県 共　催	217名	・国際化時代の生活と法	・大学の教育内容について
計	９地区	1,179名	講　演　者　12名	――――――

6　「学問探検講座」の開催について

大学教官が専門にする分野についての内容，研究方法，研究成果と社会のつながりや，どこに興味を持って日々研究を重ねているか等の具体的な内容の講演と，大学院生等との意見交換を通し，高校生へ「学問の世界」を紹介する「学問探検講座」を広島県で開催した。

◇開催日等

第１回　７月24日（木）　〔医学〕講演者　廣重　力（大学入試センター所長）
　　生田義和（広島大学教授）
第２回　９月27日（土）　〔法学〕　阪本昌成（広島大学教授）
　　吉川　元（広島修道大学教授）
第３回　10月25日（土）　〔工学〕　岡田光正（広島大学教授）
　　浅田尚紀（広島市立大学教授）
第４回　11月22日（土）　〔経済学〕　吹晴俊隆（広島大学教授）
　　池田信寛（広島経済大学助教授）

7　「大学入学広報セミナー」の開催について

国公私立大学の入学広報担当者等を対象に，大学における情報提供の必要性の周知と情報提供の質的な向上を図ることを目的として次のとおり開催した。

◇期　日　等　平成９年９月25日（木）午前10時30分～午後４時
◇会　　場　有楽町朝日ホール（東京都千代田区）
◇参　加　者　343名（260大学等）
◇講　　演　「実態の改革を促す広報の展開へ－企業広報の現場からの提言－」
　　斉藤典彦　（東レ株式会社広報室長）
◇問題提起　「大学が求める学生のタイプと入学広報」
　　森田康夫　（東北大学理学部教授）
◇シンポジウム　「求める学生は得られたか」
　　司会　永井　順國　（読売新聞社論説委員）
　　川俣　甲子夫（札幌国際大学人文・社会学部教授）
　　森田　康夫　（東北大学理学部教授）
　　石田　昌男　（京都学園大学入試課長）
　　池田　英乗　（千葉県立安房高等学校教諭）
　　岩浅　宏志　（島根県立松江南高等学校教諭）

8　「進学情報サービス室」の運営について

全国の国公私立大学の大学（学部・学科）案内，履修要項，募集要項等の最新の資料を収集し，大学入学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり，大学紹介ビデオやハートシステムを利用できる「進学情報サービス室」を，全国６地区に開設している。

また，平成８年５月から広島進学情報サービス室，平成９年６月から大阪進学情報サービズ室及び福岡進学情報サービス室に大学情報相談員を配置し，応談体制の強化を図った。

○　北海道進学情報サービス室　北海道大学百年記念会館内　（平成４年７月１日開設）
○　名古屋進学情報サービス室　名古屋大学広報プラザ内　（平成５年９月14日開設）
○　大阪進学情報サービス室　大阪教育大学天王寺キャンパス内（平成５年７月２日開設）
○　広島進学情報サービス室　広島大学東千田共用施設内　（平成７年５月16日開設）
○　福岡進学情報サービス室　九州大学創立50周年記念講堂内（平成６年７月13日開設）
○　大分進学情報サービス室　大分大学本部内　（平成３年11月28日開設）

9　「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行について

主として高等学校進路指導担当教員を対象に，大学情報提供事業についての普及啓発を図ることを目的とする刊行物「ＨＥＡＲＴニュース」の第20号～第22号を発行し，全国の高等学校等に配付した。

10　「大学情報提供事業に関するモニター調査」について

大学入試センター職員と高等学校教諭とが，フェース・トゥ・フェースにより大学情報提供事業に生の声を反映させるとともに，進学情報サービス室の活性化を図ることを目的とし，大阪府と福岡県の高等学校教諭と大学入試センター職員による大学情報提供の在り方について意見交換を行った。

11　その他

大学入学志望者の進路選択の際の情報源として活用していただくことを目的として，大学入試センター試験関係及び大学情報提供事業の年間スケジュール（予定）を年度当初に全国の高等学校等へ送付した。

第4　調　査　研　究

調査研究について

研究開発部においては，その設立の趣旨に沿って，大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は，次のとおりである。

1　調査研究組織

研究開発部長（併）		柳　井　晴　夫
情報処理研究部門	教　授	清　水　留三郎
	助　手	菊　地　賢　一
評価・追跡研究部門	教　授	石　塚　智　一
	助教授	鈴　木　規　夫
	助　手	岩　田　弘　三
試験方法研究部門	教　授	岩　坪　秀　一
	助教授	林　　篤　裕
	助　手	平　　直　樹
試験制度研究部門	教　授	荒　井　克　弘
	助教授	山　村　　滋
	助　手	佐　藤　広　志
進学適性研究部門	教　授	柳　井　晴　夫
	助教授	前　川　眞　一
	助　手	椎　名　久美子
特別試験研究部門	教　授	小　野　　博
	助教授	藤　芳　　衛
	助　手	内　田　照　久

2　調査研究状況

(1)　調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は，次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　平成10年度大学入試センター試験志願者の受験予定科目の分析研究
○　大学入試センター試験の試験問題の学力測定性能の分析
○　合否入れ替わり率の信頼性に関する研究

イ　評価・追跡研究部門

○　大学の各専門分野への適正の評価を目的とする総合試験の在り方に関する共同研究
○　大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討
○　高等学校教科書データベースの開発と評価
○　ＡＨＰを利用した進路選択に関する評価
○　試験問題データベースの特性に関する分析

ウ　試験方法研究部門

○　共通試験データに基づく労力の分析
○　大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験の在り方に関する研究
○　大学受験者の学力多様化に対応する入学者選択方法の検討－高校と大学の教育接続の観点から－
○　大学入試における総合試験の国際比較研究－わが国の入試改善にむけて－
○　大学入試高得点者の人材評価と育成条件に関する比較研究
○　統計情報活用のフロンティアの拡大の総括的研究－ミクロデータによる社会構造解析－
○　日中両国における教育・入試と経済発展
○　大量データを対象とした統計手法の開発
○　小論文及び作文能力に関する研究
○　大学入試に関するRule Space Methodologyを用いた認知論的内容分析

エ　試験制度研究部門

○　大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討
○　大学入試における総合試験の国際比較研究－わが国の入試改善にむけて－
○　センター試験制度の改革に関する研究
○　大学入試制度の歴史・比較研究
○　高等教育制度の再編成に関する研究
○　戦後日本の科学技術に関する研究

オ　進学適性研究部門

○　大学の各専門分野の進学適性に関する研究
○　総合試験に関する研究
○　医学部の進学適性の測定方法に関する調査研究
○　データ解析に用いられる統計モデルの研究
○　得点調整に関する研究
○　対応分析に関する研究
○　解答過程の解析による問題解決能力の構造に関する研究
　－問題解決能力テストの設計を通して－

カ　特別試験研究部門

○　アドミッションズ・オフィス入試の調査研究
○　海外在住・帰国子女の日本語・英語力に関する追跡調査研究
○　中国来日子女を対象とした中国語・日本語力及び算数計算力の追跡研究
○　日本人・小・中・高校・大学生の日本語・英語力の調査
○　外国人子女教育に関する資料の収集及び分析
○　試験の解答過程研究用コンピュータライズド・テスト・システムの開発
○　総合試験問題の解答所要時間に関する分析
○　解答過程の分析による障害受験生に対する試験時間延長量の推定法
○　統一日本語点字記号の開発

キ　共同研究

○　大学入試センター試験の本試験と追試験間等の難易度比較
○　大学入試センター試験における情報処理に関する研究
○　センター試験の制度改革に関する研究

(2)　調査研究成果の発表

調査研究事項についての成果は，研究開発部内の研究セミナーで十分討議した上で，国立大学入学者選抜研究連絡協議会第18回大会において研究発表をし，さらに大学入試研究ジャーナル及び研究紀要等へ内容を公表して，大学入学者選抜方法の改善に資している。

本年度の刊行物（大学入試関係のものに限る。それ以外の学術誌等への掲載は，大学入試フォーラムNo.20を参照のこと）は，以下のとおりである。

○　研究紀要No.27

①　集団応答曲線による視覚障害受験生に対する試験時間延長量の推定法
　（藤芳　衛）
②　福岡大学医学部における入試データの分析
　（椎名久美子，柳井晴夫，松岡雄治，西岡昌久，佐藤淑子）
③　大学入試センター研究開発部ＬＡＮの構築とインターネット接続
　（菊地賢一）

○　大学入試研究ジャーナル第８号

①　入学者選抜における試験の効果の評価－合否入替り率を中心に－（第４報）
　（清水留三郎，菊地賢一）
②　平成６，７，８年度合否入替り率の分析
　（柳井晴夫，鈴木規夫）
③　オーストラリア・クイーンズランド州の高校成績を利用した大学入学者選抜制度
　（山村滋，平直樹）

○　平成９年度科学研究費補助金による研究成果報告

①　多変量データ解析の利用による大学入試データ解析システムの開発
　（基盤研究（Ａ）研究代表者：柳井晴夫）
②　解答過程の分析による障害受験生に対する試験時間延長量の推定理論の吟味
　（基盤研究（Ｃ）研究代表者：藤芳　衛）
③　18歳人口減少期における入試多様化大学改革と受験生の大学選択のあり方に関する研究
　（基盤研究（Ｃ）研究代表者：岩田弘三）

3　共同研究

⑴　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学入学者選抜研究連絡協議会（国立大学における入学者選抜に関する研究交流及び協力を通じて入学者選抜方法の改善を促進することを目的として，各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と大学入試センターで組織しているもの）の第18回大会を６月５日，６日に開催した。大会では，研究会のほかに，公開討論会「多様化した高校教育に対する大学入試と大学教育への期待」及びテーマ指定討論会「大学入試の将来像」を開催した。

研究開発部から３名の教官が「入試研究の基礎知識」をテーマとしたセミナーに講師として参加し，６月４日に実施した。また，大学入試センター試験と個別学力検査のそれぞれが，入学志願者の合否にどれだけ効いているかその効果を調査する共同研究プロジェクト「入学者選抜における試験の効果の評価－合否入替り率を中心に－」の取りまとめを行い，プロジェクト参加大学に分析結果を還元し，もう一つの共同研究プロジェクト「大学入試センター試験におけるＡ科目等受験動向調査研究」が行われた。

⑵　外部との共同研究

次の２つの研究を行った。

ア　大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験の在り方に関する調査研究

イ　大学受験者の学力多様化に対応する入学者選抜方法の検討－高校と大学の教育接続の観点から

外部との共同研究の成果をまとめた本年度の刊行物は，以下のとおりである。

○　研究報告書

「大学の各専門分野への適性の評価を目的とする総合試験の在り方に関する共同研究」

（中間報告書）

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については，大学入試センター試験の利用方法を含め，各大学において，種々検討されているが，この調査研究には，各大学のデータと併せて，大学入試センター試験の諸データが不可欠である。

このため，当センターでは，大学入試センター試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向である。現時点で提供できる資料として，大学入試センター試験成績の①総得点の分布資料，②総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料及び③科目別得点の分布資料を作成し提供した。

今後も，それぞれの大学の研究課題にそった資料の提供依頼があった場合には，各大学の希望にできるだけそう方向で提供を進めていきたいと考えている。

第５　資　　料

1　平成９年度業務日誌

平成９年

４月７日　教科専門委員会全体会議
教科専門委員会部会長会議
(1)　平成９年度試験問題作成に係る部会長会議等について
(2)　試験問題作成上の留意事項について

４月15日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第26回）
(1)　大学入試センター試験の改善方策等について

４月16日　試験問題特別専門委員会部会長会議

４月21日　実施方法専門委員会（第98回）
(1)　大学入試センター試験の改善方策等について
(2)　大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について
(3)　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項について
(4)　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内について
(5)　平成10年度大学入試センター試験実施提要について
ア　解答科目欄が無マークの答案の取り扱いについて
イ　監督要領等について
ウ　実施要領について
エ　輸送要領について
オ　成績提供要領について
(6)　平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
(7)　平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について

４月22日　運営委員会（第54回）
(1)　教官選考特別委員会委員について
(2)　大学入試センター試験の改善方策等について
(3)　大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について
(4)　大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程の制定について
(5)　大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部改正について
(6)　平成10年度大学入試センター試験実施要項について
(7)　平成10年度大学入試センター試験受験案内について
(8)　平成10年度大学入試センター試験実施提要について
ア　解答科目欄が無マークの答案の取り扱いについて
イ　監督要領等について
ウ　実施要領について
エ　輸送要領について
オ　成績提供要領について

(9) 平成11年度大学入学者選抜に係る入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
(10) 平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について
(11) 運営委員会試験問題特別委員会委員について

4月24日 （東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議）
5月6日 （文部省大学入学者選抜方法の改善に関する会議）
5月9日 大学入試センター試験の実施に関する協議会（新規利用大学対象）
5月12日 大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会（新任担当課長対象）
5月13日 得点調整検討委員会
5月15日 （公立大学協会総会）
5月16日 （文部省国立大学事務局長会議）
5月19日 実施方法専門委員会（第99回）
(1) 平成10年度大学入試センター試験実施提要について
ア 監督要領等について
イ 実施要領について
ウ 成績提供要領について
(2) 平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について
運営委員会試験問題特別委員会調整部会
5月20日 運営委員会（第55回）
(1) 平成10年度大学入試センター試験実施提要等について
ア 監督要領等について
イ 実施要領について
ウ 成績提供要領について
(2) 平成11年度大学入試センター試験試験問題冊子の注意事項について
ハートシステムの改善に関する調査検討委員会
5月21～22日 （全国高等学校長協会総会・研究協議会）
5月30日 （文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会 関東甲信越地区）
6月2日 得点調整検討委員会
（国立大学協会理事会）
6月4日 国立大学入学者選抜研究連絡協議会セミナー、常任幹事会、幹事会
6月5～6日 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第18回大会
6月5日 評議員会（第61回）
(1) 大学入試センター試験の改善方策等について
(2) 大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について
(3) 平成10年度大学入試センター試験実施要項について
(4) 平成10年度大学入試センター試験受験案内等について
(5) 平成10年度大学入試センター試験実施提要について
(6) 平成9年度大学情報提供事業計画について
(7) 平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

6月5日 大学入試センター試験協議会（第28回）
(1) 大学入試センター試験の改善方策等について
(2) 大学入試センター試験の結果（平均点等）の中間発表について
(3) 平成10年度大学入試センター試験について
(4) 平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
6月10日 （文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会 北海道・東北地区）
6月12日 （文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会 東海・北陸・近畿地区）
山口県大学ガイダンスセミナー
6月16日 得点調整検討委員会
6月17日 （文部省大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会 中国・四国・九州・沖縄地区）
6月17～18日 （国立大学協会総会）
6月19日 （文部省国立大学長会議）
6月20日 （国立大学協会事務連絡会議）
6月24日 試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
6月26～27日 （国立大学入試担当課長連絡協議会 山形大学）
6月30日 （国立大学協会第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会）
7月2日 ハートシステムの改善に関する調査検討委員会
7月3日 運営委員会（第56回）
(1) 平成10年度概算要求について
(2) 平成11年度大学入試センター試験試験問題作成要領の一部改正について
7月7日 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第27回）
(1) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せの一部改正について
(2) 平成10年度大学入試センター試験について
(3) 平成11年度大学入試センター試験について
(4) 大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について
得点調整検討委員会
大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第23回）
(1) 平成9年度大学入試センター試験について
(2) 平成10年度大学入試センター試験について
7月9日 説明協議会 関東甲信越地区
7月10日 〃 近畿地区
7月11日 〃 東北地区
（公立大学協会第2委員会）
7月14日 試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
7月15日 説明協議会 中国・四国地区
7月16日 〃 北海道地区
7月17日 〃 九州・沖縄地区
7月18日 〃 東海・北陸地区

7月24日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
　　試験問題等データベース委員会
　　学問探検講座
7月25日　得点調整検討委員会
　　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）
7月28日　顧問会議
　　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会
8月5日　岡山県大学ガイダンスセミナー
8月6日　得点調整検討委員会
8月12日　新潟県大学ガイダンスセミナー
8月19日　入試担当者連絡協議会（第1回）関東甲信越地区
8月21日　〃　北海道地区、九州・沖縄地区
8月26日　〃　東海・北陸地区、近畿地区
8月27日　教科専門委員会部会長会議
8月28日　入試担当者連絡協議会（第1回）東北地区、中国・四国地区
9月1日　受験案内配付開始
　　得点調整検討委員会
9月3日　ハートシステムの改善に関する調査検討委員会
9月17日　実施方法専門委員会（第100回）
　　(1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
9月19日　東北地区大学ガイダンスセミナー
9月22日　運営委員会（第57回）
　　(1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
　　(2)　平成11年度大学入試センター試験試験問題作成要領の一部改正について
　　(3)　運営委員会試験問題特別委員会委員について
　　評議員会（第62回）
　　(1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
　　大学入試センター試験協議会（第29回）
　　(1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
　　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第12回）
　　(1)　平成11年度大学入試センター試験試験問題作成要領の一部改正について
9月22日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会
9月25日　大学入学広報セミナー
9月27日　学問探検講座
10月1日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ
　　北海道地区大学ガイダンスセミナー
　　（国立大学協会第2常置委員会）
　　（国立大学協会第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会）
10月7日　千葉県大学ガイダンスセミナー

10月8日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第28回）
　　(1)　大学入試センター試験における得点調整の在り方について
　　教科専門委員会部会長会議
10月9～21日　平成10年度大学入試センター試験出願受付
10月24日　長崎県大学ガイダンスセミナー
10月25日　学問探検講座
10月27日　受験特別措置検討委員会
10月29日　（国立大学協会理事会）
11月4～11日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会
11月11日　鹿児島県大学ガイダンスセミナー
　　（東京地区大学入試センター試験に関する入試担当課長会議）
11月12～13日　（国立大学協会総会）
11月14日　（国立大学協会事務連絡会議）
11月17日　実施方法専門委員会（第101回）
　　(1)　受験特別措置検討委員会の審査結果について
　　(2)　平成10年度大学入試センター試験の実施体制について
　　ア　今後の実施日程等について
　　イ　大学入試センター試験実施本部員について
　　ウ　実施方法専門委員会の臨時委員の委嘱について
　　(3)　平成10年度大学入試センター試験受験上の注意(追加)について
　　(4)　平成11年度大学入試センター試験「成績提供要領」の改正について
11月18日　静岡県大学ガイダンスセミナー
11月20日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会
　　（公立大学協会第2委員会）
11月22日　学問探検講座
11月27日　運営委員会（第58回）
　　(1)　教官人事について
　　(2)　大学入試センター試験得点調整判定委員会について
　　(3)　平成10年度大学入試センター試験の実施体制等について
　　ア　今後の実施日程等について
　　イ　実施本部員について
　　(4)　平成10年度大学入試センター試験受験上の注意(追加)について
　　(5)　平成11年度大学入試センター試験成績提供要領の改正について
12月2日　評議員会（第63回）
　　(1)　前回会議（9月22日）の議事の追認について
　　(2)　大学入試センター試験得点調整判定委員会について
　　(3)　平成10年度大学入試センター試験の実施体制について
　　ア　今後の実施日程等について
　　イ　実施本部員について

(4) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）について
(5) 平成11年度大学入試センター試験「成績提供要領」の改正について

12月２日　大学入試センター試験協議会（第30回）
(1) 大学入試センター試験得点調整判定委員会について
(2) 平成10年度大学入試センター試験の実施体制について
ア 今後の実施日程等について
イ 実施本部員について

12月12日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第29回）
(1) 平成10年度大学入試センター試験の実施体制について

12月15日　顧問会議

12月16日　入試担当者連絡協議会（第２回）
（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）

12月19日　ハートシステムの改善に関する検討委員会

平成10年

１月12日　（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）

１月14日　臨時電話・臨時ファクス送受信テスト
試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ

１月17日　本試験

１月18日　〃

１月23日　得点調整判定委員会・同専門委員会

１月24日　追試験

１月25日　〃

２月２～６日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会

２月３日　大学入試センター試験成績提供開始

２月５日　大学入試センター試験に関する事務打合せ会

２月９～10日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会

２月10日　実施方法専門委員会（第102回）
(1) 平成10年度大学入試センター試験の実施結果に基づく各大学からの主な意見について
(2) 平成11年度大学入試センター試験の実施について
ア 主要実施日程等について
イ 実施要項について
ウ 受験票・写真票・成績請求票について
エ 受験案内について

２月16日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会常任幹事会
（文部省大学審議会大学入試に関する専門委員会）

２月18日　運営委員会（第59回）
(1) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規等の一部改正について
ア 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部改正について
イ 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部改正について
(2) 平成11年度大学入試センター試験の主要実施日程等について
(3) 平成12年度大学入試センター試験の実施期日について

２月19日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ

２月26日　受験特別措置検討委員会

２月27日　（国立大学協会第２常置委員会及び入試将来ビジョン検討小委員会合同委員会）

３月３日　評議員会（第64回）
(1) 平成11年度大学入試センター試験について
ア 主要実施日程等について
イ 実施要項について
ウ 受験案内の主な改正点について
(2) 平成12年度大学入試センター試験の実施期日について
ア 実施期日について
イ 出題教科・科目について

大学入試センター試験協議会（第31回）
(1) 平成11年度大学入試センター試験について
ア 主要実施日程等について
イ 実施要項について
ウ 受験案内の主な改正点について
(2) 平成12年度大学入試センター試験について
ア 実施期日について
イ 出題教科・科目について

３月11日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（第30回）
(1) 平成11年度大学入試センター試験について
(2) 平成12年度大学入試センター試験の実施期日について

３月13日　試験問題等データベース委員会ワーキング・グループ

３月17日　実施方法専門委員会（第103回）
(1) 平成11年度大学入試センター試験の実施について
ア 受験票・写真票の様式について
イ 受験案内について
ウ 代筆による解答及び視野障害者の取扱いについて
エ 受験案内（別冊）について
オ 受験上の注意について
カ 実施提要の改正に係る主な検討事項について
(2) 平成11年度大学入試センター試験問題冊子の注意事項等について

(3) 平成12年度大学入試センター試験の出題教科・科目について
(4) 平成13年度大学入試センター試験の実施日程等について

3月19日　（国立大学協会理事会）

3月20日　試験問題等データベース委員会及び同ワーキング・グループ

3月23日　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第13回）
(1) 平成12年度大学入試センター試験試験問題作成要領について
教科専門委員会部会長会議
(1) 平成10年度教科専門委員会委員構成及び運営について
(2) 平成10年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について
(3) 平成12年度大学入試センター試験試験問題作成委員について
(4) その他

3月24日　運営委員会（第60回）
(1) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程の一部改正について
(2) 平成10年度大学情報提供事業計画について
(3) 平成11年度大学入試センター試験について
ア 実施要項について
イ 受験票・写真票・成績請求票の様式について
ウ 受験案内について
エ 受験案内（別冊）について
オ 受験上の注意について
カ 試験問題冊子の注意事項等について
キ 各大学からの主な意見について
(4) 平成12年度大学入試センター試験について
ア 出題教科・科目について
イ 試験問題作成要領について
(5) 受験生への得点通知について

3月24～26日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会

2　大学入試センター役職員

所長		廣重　力
副所長		藤井光昭
		緒方邦夫（9．6．30まで）
		河上恭雄（9．7．1から）
管理部		
部長		菊池　誠（10．3．31まで）
庶務課		
課長		吉村泰治（9．4．1から）
課長補佐		友松誠治（10．3．31まで）
庶務係長		小野瀬克二
人事係長		植木祐輔（10．3．31まで）
共同利用係長		飯田英雄（9．7．31まで）
		町田敦志（9．10．16から）
企画・広報係長		青木満里
会計課		
課長		堀川守正（9．4．1から）
課長補佐		東海林耕太郎（9．4．1から）
総務係長		千々岩高美（9．4．1から）
入試経費管理係長（併）		東海林耕太郎（9．4．1から）
経理係長		小島吉晴
用度係長		雨宮岳彦（9．4．1から）
施設係長		村上利馬（9．4．1から）
進学情報課		
課長		関根新市（10．3．31まで）
進学指導専門官		原　英毅（9．4．1から）
		弓削愛一郎（10．3．31まで）
		内田　孝（9．4．1から）
情報企画係長		野本晃良（10．3．31まで）
情報普及係長		橋川正子（9．4．1から）
画像情報係長		田中正男（10．3．31まで）
事業部		
部長		石井　稔（10．3．31まで）

事業第一課

課長	浅野俊一	（9．4．1から）
課長補佐	山本茂行	
教科専門官	佐々木義人	（9．4．1から）
試験実施専門官	山岸正	
企画調整係長	青山和明	（9．4．1から）
試験実施第1係長	小野渉	
試験実施第2係長	吉田孝司	
試験実施第3係長	小野塚朗	（9．4．1から）

事業第二課

課長	内山芳樹	
課長補佐	針貝俊彦	
試験調査専門官	高木得二	（9．4．1から）
企画管理係長	倉持吉憲	（9．4．1から）
問題第1係長	福元浩行	（9．4．1から）
問題第2係長	宇佐美直樹	（9．4．1から）
問題第3係長	佐々木淳次	（10．3．31まで）
特殊問題係長	角田和男	（10．3．31まで）
問題情報係長	欠員	（10．3．31まで）

情報処理課

課長	中尾光孝	（10．3．31まで）
課長補佐	吉見日出明	
業務第1係長	平尾耕二	
業務第2係長	永井元久	（10．3．31まで）
業務第3係長	永田正一	（10．3．31まで）
情報管理係長	高橋徳一	
資料係長	松井潤一	

研究開発部

部長	柳井晴夫	

3 規　程　等

(1) ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要項（平成9年4月9日　所長裁定）

(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正）
（平成9年4月22日　規程第1号）

(3) 大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程（平成9年4月22日　規程第2号）

(4) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績提供手数料等に関する規則（一部改正）　（平成9年6月2日　規則第2号）

(5) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せ（一部改正）
（平成9年7月7日　申合せ第1号）

(6) 大学入試センター試験問題等データベース委員会設置要項（一部改正）
（平成9年9月11日　所長裁定）

(7) 大学入試センター試験得点調整判定委員会に関する規程（平成9年12月2日　規程第3号）

(8) 大学入試センター試験試験問題点検協力者について（一部改正）
（平成10年2月17日　所長裁定）

(9) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（一部改正）
（平成10年2月18日　内規第1号）

(10) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（一部改正）
（平成10年2月18日　申合せ第1号）

(11) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正）（平成10年3月24日　規程第1号）

(12) 大学入試センター事務分掌規則（一部改正）（平成10年3月31日　規則第1号）

(1) ハートシステムの改善に関する調査検討委員会設置要項

（平成９年４月９日
所　長　裁　定）

1　趣旨

大学入試センター（以下「センター」という。）が実施している大学情報提供事業の「大学進学案内（ハートシステム）」の改善に関して、その方向及び内容について調査・検討するため、センターに「ハートシステムの改善に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2　目的

委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

①　現行のハートシステムの内容についての点検・評価に関すること。

②　現行のビデオテックス通信網を利用した提供方法の点検・評価に関すること。

③　インターネット等多種の通信網を利用する場合の情報提供の在り方及び内容に関すること。

④　その他ハートシステムの改善に必要な事項

3　委員

委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員の数は10人以内とする。

①　大学情報専門委員会委員

②　大学関係者

③　高等学校関係者

④　その他センターの所長が指名する者

4　委員長

(1)　委員会に委員長を置き、委員が互選する。

(2)　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5　会議

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6　報告

委員会の委員長は、調査・検討結果を報告書にまとめ、センターの所長に提出するものとする。

7　庶務

委員会の庶務は、進学情報課において処理する。

附　則

この所長裁定は、平成９年４月９日から施行する。

(2) 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正）

（平成９年４月22日
規　程　第　１　号）

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年６月16日規程第３号）の一部を改正する規程を次のように制定する。

第４条第１項に次のただし書を加える。

ただし，任期を満了する日が、年度の途中となる委員の任期にあっては、在任期間が１年を経過した日の属する年度の末日までとすることができる。

附　則

この規程は、平成９年４月22日から施行する。

(3) 大学入試センター試験得点調整検討委員会に関する規程

（平成９年４月22日
規程第２号）

（趣旨）

第１条　大学入試センター試験の試験問題の難易差に基づき、選択科目間で著しい得点差を生じた場合の得点調整について、専門的な見地から検討するため、大学入試センター（以下「センター」という。）に大学入試センター試験得点調整検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、得点調整を行う場合の調整の方法、調整の対象とする科目、調整を行う場合の得点差等の具体的事項を検討する。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学識経験者　７人以内

(2) センターの教員　４人以内

(3) その他センターの所長が必要と認めた者

２　委員は、センターの所長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から平成９年12月31日までとする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長を置き、委員のうちからセンターの所長が委嘱する。

２　委員会に、副委員長を置くことができる。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、事業第一課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、得点調整の検討に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成９年４月22日から施行する。

(4) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績提供手数料等に関する規則（一部改正）

（平成９年６月２日
規則第２号）

国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績提供手数料等に関する規則（昭和53年12月26日規程第11号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「３４０円」を「４００円」に改める。

附　則

この規則は、平成９年６月２日から施行する。

(5) 大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せ（一部改正）

（平成９年７月７日
申合せ第１号）

大学入試センター試験等連絡協議会に関する申合せ（昭和52年申合せ第３号）の一部を次のように改正する。

１の(1)の中、「運営委員会委員（教科専門委員会委員長及び実施方法専門委員会委員長」を削り、事業部長の次に「研究開発部長」、教科専門委員会委員長」及び「実施方法専門委員会委員長」を加える。

３中、「大学入試センター、高等学校及び教育委員会側から各３名以上を「大学入試センター、高等学校及び教育委員会側から各３名以上」を「大学入試センター及び高等学校側から４名以上、教育委員会側から３名以上」に改める。

附　則

この申合せは、平成９年７月７日から施行する。

(6) 大学入試センター試験問題等データベース委員会設置要項（一部改正）

（平成９年９月11日
所　長　裁　定）

大学入試センター試験問題等データベース委員会設置要項（平成８年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

３の第２号から第５号までを次のように改める。

②　大学入試センター事業部長
③　大学入試センターの教員　若干名
④　大学入試センター教科専門委員会の委員経験者各教科・科目　若干名
⑤　学識経験者　若干名

６の第２項中「教科専門委員会」の次に「の」を加え、「③」を「④」に、「研究開発部員」を「大学入試センターの教員」に改める。

７に次のただし書を加える。

ただし、任期を満了する日が、年度の途中となる委員の任期にあっては、在任期間が１年を経過した日の属する年度の末日までとすることができる。

別表理科の項総合理科作成委員会の欄中「及び理科Ⅰ」を削る。

附　則

この所長裁定は、平成９年９月11日から施行する。

(7) 大学入試センター試験得点調整判定委員会に関する規程

（平成９年12月２日
規程第３号）

（趣旨）

第１条　大学入試センター（以下「センター」という。）に、各年度の大学入試センター試験（以下「試験」という。）の結果における得点調整の要否を判定するため、大学入試センター試験得点調整判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は、センターの所長（以下「所長」という。）の委嘱により、試験の結果に関し、試験の状況を考慮するとともに、試験問題の難易差等を専門的に分析し、得点調整の要否を総合的に判定する。

（委員）

第３条　委員会の委員は９人以内とし、大学入試センター試験協議会構成員のうちから所長が毎年度委嘱する。

２　所長は、委員の委嘱を行うに当たっては、国立大学協会、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会と協議するものとする。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員がそれぞれ互選する。

２　委員長は、委員会の会務を掌理し、判定の結果を速やかに所長に報告するものとする。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

（招集）

第５条　委員会は、所長が委員長と協議して、これを招集する。

（定足数）

第６条　委員会の定足数は、委員の過半数とする。

（議決）

第７条　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の氏名）

第８条　委員の氏名は、大学入試センター秘密文書取扱規程（昭和56年規程第３号。以下「秘密文書取扱規程」という。）第４条第３号に規定する「秘」の区分に該当するものとする。

（専門委員会）

第９条　委員会に、専門的な立場から試験の結果を分析、整理し、得点調整の要否の判定に必要な基礎資料を準備するため、専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、センターの教員及び学識経験者のうちから所長が毎年度委嘱する。

３　専門委員の氏名は、秘密文書取扱規程第４条第３号に規定する「秘」の区分に該当するものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、庶務課において処理する。

附　則

１　この規程は、平成９年12月２日から施行する。

２　大学入試センター試験成績委員会について（平成元年12月20日所長制定）は、廃止する。

(8) 大学入試センター試験試験問題点検協力者について（一部改正）

（平成10年２月17日
所長裁定）

大学入試センター試験試験問題点検協力者について（平成９年３月24日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第３中「別表の科目等」を「必要に応じ、科目」に改める。

別表を削る。

附　則

この所長裁定は、平成10年２月17日から実施し、平成９年11月14日から適用する。

(9) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（一部改正）

（平成10年２月18日
内規第１号）

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（昭和57年３月28日内規第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「前項」を「前２項」に改め、「特定の地域の大学等」の次に「又は特定の都道府県」を加え、同項を第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する者のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条に規定する指導主事その他の高等学校教育の関係者で、次の各号のすべてに該当する者を委員とすることができる。

(1)　大学入試センター試験に理解と認識を有すること。

(2)　任期中及び任期満了後１年間は、高等学校等において授業を担当しないこと。

(3)　子又は兄弟姉妹に大学入学志願者がいないこと又は任命の日から３年以内に生じることが予測されないこと。

第３条第２項中「前項の協議を行うに当たっては」の次に「、前条第２項に規定する者を除き」を加える。

第４条中「任期が終了した日」を「任期を満了する日」に改める。

附　則

この内規は、平成10年２月18日から施行する。

(10) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（一部改正）

（平成10年２月18日
申合せ第１号）

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（昭和55年10月30日申合せ第８号）の一部を次のように改正する。

５中「任期が終了した日」を「任期を満了する日」に改める。

附　則

この申合せは、平成10年２月18日から施行する。

⑾ 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（一部改正）

（平成10年３月24日
規　程　第　１　号）

大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年３月24日規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項に次のただし書きを加える。

ただし、センターの所長が特に必要と認めたときは、１年に限り、再任することができる。

附　則

この規程は、平成10年３月24日から施行する。

⑿ 大学入試センター事務分掌規則（一部改正）

（平成10年３月31日
規　則　第　１　号）

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年８月31日規則第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項本文中「次の５係」を「専門職員及び次の４係」に改め、同項第３号を削り、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号を同項第２号とし、同項第１号として次の１号を加える。

⑴　専門職員

第７条第４項中「第３係」を「第２係」に改め、同条第３項を削り、同条第２項第２号中「情報処理の企画、立案及びシステム開発」を「情報処理システムの開発」に改め、同項を第３項とし、同条第２項として次の１項を加える。

２　専門職員においては、次の事務をつかさどる。

⑴　試験業務に係る情報処理の企画及び立案に関すること。

⑵　電子計算機及び光学式マーク読取装置（以下「電子計算機等」という。）の運転計画の立案及び操作に関すること。

⑶　電子計算機等の保守及び管理に関すること。

⑷　電子計算機等の利用に係る指導及び助言に関すること。

⑸　ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。

⑹　その他上司の命を受けた電子計算機等に係る専門的な事項に関すること。

第１４条を第１５条とし、第１３条の次に次の１条を加える。

（専門職員）

第１４条　情報処理課に、専門職員を置く。

２　専門職員は、上司の命を受け、特に専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理する。

附　則

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

4 関係法令

(1) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

（平成９年６月２日　文部省令第２５号）

(2) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令　（平成９年７月31日　文部省令第３２号）

文高学第１０９号
平成９年６月２日

各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学入試センター所長
学位授与機構長　殿

文部事務次官
井上　孝美

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成９年６月２日文部省令第２５号をもって，別紙のとおり，国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され，即日施行されました。その内容は下記１，２及び３のとおりです。

次に，国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生，聴講生等に係る入学料及び検定料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料に関する改正後の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和３６年文部省令第９号。下記４において「令」という。）第１２条の規定に基づく文部大臣の承認については，下記４により取り扱うこととしますので，事務処理上遺漏のないよう願います。

なお，この通達に規定するもののほかは，従前のとおりですので，念のため申し添えます。

記

1　国立学校において徴収する入学料及び検定料の額を改めること。（第２条）

受付
入試センター第120号
9.6.-4
大学入試センター

2　大学入試センター試験に係る検定料の額を改めること。（第２条第３項）

3　平成９年度に入学する者に係る入学料及び検定料の額は，従前の例によること。（附則第２項及び第３項）

4　国立大学，国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生，聴講生等に係る入学料及び検定料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料について，国立学校又は大学入試センターの長が，学則その他の規則で次のとおり定めるときは，令第１２条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

ただし，平成９年度内の入学に係る入学料及び検定料の額は，従前のとおりとすること。

（１）　大学及び高等専門学校の研究生・専攻生等については次の表のとおりとする。

区　　分	入　学　料	検　定　料
大学の研究生・専攻生	８２，５００円	９，８００円
大学の選科生・聴講生	２７，５００円	９，８００円
臨時教員養成課程	１４，２００円	３，３００円
高等専門学校の研究生	２４，５００円	４，９００円
高等専門学校の聴講生	８，２００円	４，９００円

（２）　大学入試センターにおいて，国立大学以外の大学から，当該大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績の提供について徴収する成績提供手数料の額は，入学志願者１人につき４００円とする。

（別　紙）

○文部省令第二十五号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第十三条の規定に基づき、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

平成九年六月二日

文部大臣　小杉　隆

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

区分	授業料	入学料	検定料
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 四六九、二〇〇円	二七五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
夜間において授業を行う学部	二三四、六〇〇	一三七、五〇〇	一〇、〇〇〇
大学院の研究科	四六九、二〇〇	二七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
大学の専攻科 特殊教育特別専攻科	二四〇、六〇〇	五七、〇〇〇	一六、五〇〇
大学の専攻科 その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	四六九、二〇〇	一六五、〇〇〇	一八、〇〇〇
大学の別科 音楽別科	四六九、二〇〇	八二、五〇〇	九、八〇〇
大学の別科 養護教諭特別別科	二四〇、六〇〇	五七、〇〇〇	八、三〇〇
大学の別科 その他の別科	三四二、〇〇〇	八二、五〇〇	九、八〇〇
筑波大学理療科教員養成施設	三六、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）	三四二、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一八、〇〇〇
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）	二三四、六〇〇	一三七、五〇〇	一八、〇〇〇

高等専門学校（専攻科を含む。）	二〇五、八〇〇	一六、五〇〇
高等学校（専攻科を含む。）	一〇四、四〇〇	九、八〇〇
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	四、八〇〇	二、五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	三、六〇〇	――
幼稚園	六六、〇〇〇	一、六〇〇

第二条第二項中「三千五百円」を「四千円」に、「千九百円」を「二千二百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同条第三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「九千五百円」を「一万円」に改め、同条第四項の表小学校の項中「三、一〇〇」を「三、三〇〇」に改め、同表中学校の項中「四、七〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同条第五項の表高等学校の項中「二、一〇〇」を「二、四〇〇」に、「七、一〇〇」を「七、四〇〇」に改め、同表幼稚園の項中「八〇〇」を「九〇〇」に改め、同表小学校の項中「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に、「二、一〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同表中学校の項中「一、二〇〇」を「一、三〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、七〇〇」に改め、同条第七項中「二万八千円」を「三万円」に、「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成九年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成九年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（参考）

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（授業料、入学料及び検定料の額）

第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
	年額 円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	四六九、二〇〇	二七五、〇〇〇	一七、〇〇〇
夜間において授業を行う学部	二三四、六〇〇	一三七、五〇〇	一〇、〇〇〇
大学院の研究科	四六九、二〇〇	二七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
大学の専攻科　特殊教育特別専攻科	二四〇、六〇〇	五七、〇〇〇	一六、五〇〇
大学の専攻科　その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	四六九、二〇〇	一六五、〇〇〇	一八、〇〇〇
大学の別科　音楽別科	四六九、二〇〇	八二、五〇〇	九、八〇〇
大学の別科　養護教諭特別別科	二四〇、六〇〇	五七、〇〇〇	八、三〇〇
大学の別科　その他の別科	三四二、〇〇〇	八二、五〇〇	九、八〇〇
筑波大学理療科教員養成施設	三六、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）	三四二、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一八、〇〇〇
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）	二三四、六〇〇	一三七、五〇〇	一八、〇〇〇

現行

（授業料、入学料及び検定料の額）

第二条　国立学校において徴収する授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料（第三項に規定するものを除く。）の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
	年額 円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	四六九、二〇〇	二七〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
夜間において授業を行う学部	二三四、六〇〇	一三五、〇〇〇	九、四〇〇
大学院の研究科	四六九、二〇〇	二七〇、〇〇〇	二八、〇〇〇
大学の専攻科　特殊教育特別専攻科	二四〇、六〇〇	五六、〇〇〇	一五、五〇〇
大学の専攻科　その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	四六九、二〇〇	一六二、〇〇〇	一七、〇〇〇
大学の別科　音楽別科	四六九、二〇〇	八一、〇〇〇	九、二〇〇
大学の別科　養護教諭特別別科	二四〇、六〇〇	五六、〇〇〇	七、八〇〇
大学の別科　その他の別科	三四二、〇〇〇	八一、〇〇〇	九、二〇〇
筑波大学理療科教員養成施設	三六、〇〇〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）	三四二、〇〇〇	一六二、〇〇〇	一七、〇〇〇
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）	二三四、六〇〇	一三五、〇〇〇	一七、〇〇〇

高等専門学校（専攻科を含む。）	二〇五、八〇〇	八二、五〇〇	一六、五〇〇
高等学校（専攻科を含む。）	一〇四、四〇〇	五五、〇〇〇	九、八〇〇
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	四、八〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	三、六〇〇	一、二〇〇	—
幼稚園	六六、〇〇〇	三〇、五〇〇	一、六〇〇

2　前項に規定する大学の学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は四千円（夜間において授業を行う学部にあつては二千二百円）とし、第二段階目の選抜に係る額は一万三千円（夜間において授業を行う学部にあつては七千八百円）とする。

3　大学入試センターにおいて徴収する国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の三第一項第一号の試験（以下「大学入試センター試験」という。）に係る検定料の額は、当該試験において、三教科以上を受験しようとする場合は一万六千円、二教科以下を受験しようとする場合は一万円とする。

4　小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行つた場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	三、三〇〇円
中学校	五、〇〇〇

高等専門学校（専攻科を含む。）	二〇五、八〇〇	八一、〇〇〇	一五、五〇〇
高等学校（専攻科を含む。）	一〇四、四〇〇	五四、〇〇〇	九、二〇〇
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	四、八〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	三、六〇〇	一、二〇〇	—
幼稚園	六六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、五〇〇

2　前項に規定する大学の学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は三千五百円（夜間において授業を行う学部にあつては千九百円）とし、第二段階目の選抜に係る額は一万二千五百円（夜間において授業を行う学部にあつては七千五百円）とする。

3　大学入試センターにおいて徴収する国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の三第一項第一号の試験（以下「大学入試センター試験」という。）に係る検定料の額は、当該試験において、三教科以上を受験しようとする場合は一万五千円、二教科以下を受験しようとする場合は九千五百円とする。

4　小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行つた場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	三、一〇〇円
中学校	四、七〇〇

盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	一、〇〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	一、五〇〇

5　第一項に規定する高等学校（専攻科を含む。）並びに盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部並びに幼稚園並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部（以下この項において「高等学校等」という。）の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第一項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
高等学校（専攻科を含む。）	二、四〇〇円	七、四〇〇円
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	七〇〇	一、八〇〇
幼稚園	七〇〇	九〇〇
小学校	一、一〇〇	二、二〇〇
中学校	一、三〇〇	三、七〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	五〇〇	五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	六〇〇	九〇〇

盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	一、〇〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	一、五〇〇

5　第一項に規定する高等学校（専攻科を含む。）並びに盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部並びに幼稚園並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部（以下この項において「高等学校等」という。）の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第一項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
高等学校（専攻科を含む。）	二、一〇〇円	七、一〇〇円
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	七〇〇	一、八〇〇
幼稚園	七〇〇	八〇〇
小学校	一、〇〇〇	二、一〇〇
中学校	一、二〇〇	三、五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	五〇〇	五〇〇
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	六〇〇	九〇〇

6　看護学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校及び助産婦学校において徴収する授業料の額は、年額七万二千円とし、入学料の額は、二万円とし、検定料の額は、八千円とする。

7　大学の学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第一項の規定にかかわらず、三万円（夜間において授業を行う学部にあつては一万八千円）とする。

6　看護学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校及び助産婦学校において徴収する授業料の額は、年額七万二千円とし、入学料の額は、二万円とし、検定料の額は、八千円とする。

7　大学の学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第一項の規定にかかわらず、二万八千円（夜間において授業を行う学部にあつては一万七千円）とする。

文高大第３２０号
平成９年８月１日

各国公私立大学（短期大学を除く）長
放　送　大　学　長　殿
大学入試センター所長

文部事務次官
佐　藤　禎

学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）

このたび，別添１，２及び３のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成９年文部省令第３２号。以下「改正省令」という。）並びに「高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件」（平成９年文部省告示１４２号）及び「学校教育法施行規則第６９条第５号の要件を定める件」（平成９年文部省告示第１４３号）が平成９年７月３１日に公布され，同日から施行されました。

これらの改正省令及び告示の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので，十分御了知の上，その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

記

受付
入試セ庶第207号
9. 8. 15
大学入試センター

１　学校教育法施行規則の一部改正について

（1）　改正の趣旨及び概要

ア　改正の趣旨

今回の制度改正の趣旨は，一人一人の生徒の能力・適性に応じた教育を進め，高等学校教育と大学教育との適切な接続を図るという観点から，数学又は物理

学の分野において稀有な才能を有する者について，教育上の例外措置として大学入学年齢制限を緩和し，新たに大学入学資格を認めるものであること。

イ　改正の概要

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５６条の規定により，大学への入学資格に関し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として，高等学校に２年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したものであつて，文部大臣が別に定める要件を満たす大学において，数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し，かつ，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者を定めたこと。（学校教育法施行規則第６９条第５号関係）

（2）　留意事項

ア　今回の制度改正により新たに大学入学資格を認められる者は，数学又は物理学の分野において特に優れた資質，すなわち，当該分野における天賦の才ともいうべき稀有な才能を有し，早期に大学や大学院において高度で専門的な指導を受けることにより，その才能の一層の伸長を図ることが真に望まれる者であること。また，これらの者は，将来，大学院において当該分野の専攻における研究を志望し，高度の研究活動等に従事することが期待される者であること。

イ　今回の制度改正により文部大臣が別に定める要件を満たす大学（以下「受入れを行う大学」という。）は，入学者の資質の適正な把握，育成等のため，数学又は物理学の分野に関する専攻を置く大学院研究科博士課程を有するとともに，当該入学者の才能の育成を図るのにふさわしい教育研究を実施していること等，別に告示で定める一定の要件を満たしている必要があること。

ウ　受入れを行う大学は，毎年度，募集要項等において，対象者，選抜方法，実施時期，募集人員等について公表すること。その際，以下のような数学又は物理学の分野に関する専攻を置く大学院研究科の基礎となる若しくは緊密な連携

協力関係を有する学部等（以下「基礎となる学部等」という。）において募集を行うこと。

(ｱ) 募集を行う学部等と当該大学院研究科との間で教員組織の緊密な連携協力関係が認められること。
(ｲ) 当該学部等から当該研究科へ進学する者が毎年度，相当数いること。
(ｳ) 当該学部等においては，当該分野の専門教育科目を体系的に開設していること。
(ｴ) 当該学部等と当該研究科との間で，緊密な教育研究上の交流を有すること。

なお，募集人員については，募集区分を明示した上で，必ずしも具体的な人員を明記せず，当該学部等の既存の入学定員の内数とし，若干名として募集を行うことが適当であること。その際，今回の改正の趣旨にふさわしい該当者がいない場合は，募集人員を充足することを要しないものであること。

エ　受入れを行う大学は入学者の選抜に当たり以下の点に十分留意すること。

(ｱ) 選抜は，入学定員の一部について，数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有する者を対象として，一般の志願者と異なる特別な選抜方法により実施するものであること。すなわち，出願者の資質を知り得る者からの推薦に基づきつつ通常の学力試験によらず，面接，小論文等を組み合わせるなどの適切かつ丁寧な方法を工夫し，特に優れた資質の適切な判定に努めるものとすること。
(ｲ) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力の判定は，数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有するか否かとあわせて，当該大学の教育を受けるのに足る能力・適性を有するか否かを判定して行うものとし，高等学校における履修の内容等のみによるものではないこと。
(ｳ) 推薦は，出願者本人の同意の下に，数学又は物理学の分野における特に優れた資質について具体的に行われるものであり，今回の制度改正の趣旨に鑑み，高等学校関係者と大学関係者等の積極的な意見交換，連携に努めること

を基本とすること。具体的には，例えば，高等学校長が外部の専門家等の意見や助言，協力を得て推薦を行うほか，公開講座等の開催，指導等に当たった教育関係団体，研究者等が大学に申し出，出身高等学校長に通知する等多様な工夫があり得ること。
(ｴ) 選抜の実施時期については，高等学校教育に及ぼす影響に配慮して，入学願書の受付を１１月１日以降とすること。

オ　受入れを行う大学はその他，実施に当たり以下の点に留意すること。

(ｱ) この制度を学生の早期確保に利用するなど受験競争の激化につながることのないよう十分配慮すること。
(ｲ) 入学後の履修方法及び止むを得ない場合の他学部・学科への転入学等入学させる上で必要と考えられる事柄については，あらかじめ所要の規程等を含めた学内の受入体制の整備を図ること。

なお，入学後止むを得ない事情により他大学に転入学，再入学等を行う場合には，大学入学資格が認められるものであること。
(ｳ) 受入れの実施状況については，多面的かつ実態に即した自己点検・評価を行い，その趣旨に沿った適切な実施に努めること。また，適切な選抜，受入体制の在り方について，大学関係者や高等学校関係者等による意見交換・協議等の場を設けるなどして，その在り方の見直しに努めること。
(ｴ) 入学者は，高等学校を中退して大学に入学するという取扱いとなるものであり，あらかじめこのことについて出願者に周知するなど適切に配慮すること。

2　高等学校に２年以上在学した者に準ずる者を定める件について

(1)　概要

学校教育法施行規則第６９条第５号の規定により，高等学校に２年以上在学した者に準ずる者として次のように指定したこと。

ア　盲学校，聾学校及び養護学校の高等部並びに高等専門学校に２年以上在学した者（第１号関係）

イ　外国において９年の課程に引き続く学校教育の課程に２年以上在学した者及び外国において学校教育における１２年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，１７歳に達した者（第２号及び第３号関係）

ウ　文部大臣が我が国の高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に２年以上在学した者（第４号関係）

エ　文部大臣が別に指定する専修学校の高等課程の修業年限３年以上の課程に，文部大臣が定める日以後において２年以上在学した者（第５号関係）

オ　高等学校及び特殊教育諸学校高等部等に通算して２年以上在学した者（第６号関係）

カ　国際バカロレア資格，アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で１７歳に達した者（第７，第８及び第９号関係）

キ　大学入学資格検定規程第４条の定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者で１７歳に達した者（第１０号関係）

(2)　留意事項

ア　外国において１２年の学校教育の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に準ずるものについては，文部省大学局長通知（昭和５６年１０月３日文大大第２１３号）を参照されたいこと。

イ　文部大臣が認定した在外教育施設については，文部事務次官通知（平成３年１１月１４日文教海第１５５号）を参照されたいこと。

ウ　文部大臣が別に指定する専修学校の高等課程については，文部省高等教育局長通知（昭和６０年１０月２８日文高大第２６１号）を参照されたいこと。

エ　大学入学資格検定に関し，改正後の学校教育法施行規則第６９条第５号及び本告示の規定により大学入学資格を認められる者については，なお大学入学資格検定規程第８条における取扱いに変更を加えるものではないこと。

オ　外国における学校教育の課程を修了した者等の出願書類の提出の取扱いについては，適切な配慮をすること。

3　学校教育法施行規則第６９条第５号の要件を定める件について

(1)　概要

改正後の学校教育法施行規則第６９条第５号の規定により，数学又は物理学の分野において特に優れた資質を有する者を入学させる大学については，当該才能の適切な把握や入学後の一層の伸長を図る観点から，数学又は物理学に関する専攻を置く大学院研究科博士課程を有するとともに，当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有する必要があることを定めたこと。

(2)　留意事項

ア　数学又は物理学に関する専攻については，以下の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる専攻を基本としつつ，これ以外の専攻については，今回の制度改正の趣旨に鑑み，当該専攻の学問的相当性，教育研究の内容及び教育研究体制等を十分勘案の上，各大学において判断するものであること。

(ｱ)　数学に関する専攻

数学専攻，数理学専攻，数理科学専攻

(ｲ)　物理学に関する専攻

物理学専攻

イ　受入れを行う大学は，上記アのほか，数学又は物理学の分野において特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい以下のような教育研究上の実

績及び指導体制を有する必要があること。

(ｱ) 当該専攻への入学者が毎年度，相当数おり，充実した教育研究が行われていること。

(ｲ) 当該専攻において，円滑な博士の学位授与が行われていること。

(ｳ) 当該専攻において，当該専門分野の優れた専任教員が相当数以上いること。

(ｴ) 当該専攻の基礎となる学部等において数学又は物理学に関する専門教育科目を体系的に開設する等，当該分野の高度の教育研究指導を行う体制が整備されていること。

ウ 受入れを行う大学は，以下の点に留意し，教育研究の充実に努めること。

(ｱ) 当該入学者の才能の一層の伸長を図る観点から，必要に応じ，例えば指導，助言及び相談の体制を整備し，教育上の適切な配慮を行うよう努めること。

(ｲ) 公開講座や科目等履修生等としての高校生の受入れ等を通じ，高等学校関係者との緊密な連携協力を図りつつ，特に優れた資質を有する者の発掘，選考及び指導方法等についての一層の改善に努めること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

一　高等学校に二年以上在学した者等で、別に定める要件を満たす大学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、大学入学資格を認めることとしたこと。（第六十九条関係）

二　この省令は公布の日から施行すること。（附則関係）

（別添１）

○文部省令第三十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年七月三十一日

文部大臣　小杉　隆

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　高等学校に二年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したものであつて、文部大臣が別に定める要件を満たす大学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

改正案	現行
（略）	（略）
第六十九条　学校教育法第五十六条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。	第六十九条　学校教育法第五十六条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（略）	（略）
五　高等学校に二年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したものであつて、文部大臣が別に定める要件を満たす大学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	五　その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
六　その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	

（傍線の部分は改正部分）

参照条文

○学校教育法（昭和二十四年法律第二十六号）（抄）

第五章　大学

第五十六条　大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

（別添２）

○文部省告示第百四十二号

高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を次のように指定する。

平成九年七月三十一日

文部大臣　小杉　隆

一　盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

二　外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者

三　外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達した者

四　文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

五　大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年五月三十一日文部省告示第四十七号）第二十一号の規定により文部大臣が別に指定する専修学校の高等課程の修業年限三年以上の課程に文部大臣が定める日以後において二年以上在学した者

六　高等学校及び第一号に掲げる学校並びに第四号に掲げる施設並びに第二号及び第五号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者

七　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で十七歳に達した者

八　ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で十七歳に達した者

九　フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で十七歳に達した者

十　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）第四条の定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者で十七歳に達した者

（別添３）

○文部省告示第百四十三号

学校教育法施行規則第六十九条第五号の規定により、文部大臣が別に定めることとされた要件について次のように定める。

平成九年七月三十一日

文部大臣　小杉　隆

数学又は物理学に関する専攻を置く大学院研究科の博士課程を有すること、その他当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

5　実施要項等

(1) 大学入試センター試験の改善方策等について

(2) 大学入試センター試験における得点調整について

(3) 「大学入試センター試験」における得点調整の在り方について（まとめ）

(4) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

(5) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

(6) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

(7) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

(8) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

(9) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

(10) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

(11) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）

(12) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

(13) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）

(14) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

(15) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

(16) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験の実施について

(17) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

(18) 平成10年度大学入試センター試験試験場一覧

(19) 平成10年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1)　大学入試センター試験の改善方策等について

大学入試センター試験の改善方策等について

9．4．4

大学入試センター

1　数学において平均点の格差が生じた原因について

2　改善方策について

(1)　高等学校関係者による難易度等のチェック体制について

(2)　得点調整について

(3)　センター試験の結果（平均点等）の中間発表について

(4)　出題科目数について

(5)　出題者に高等学校関係者を加えることについて

1　数学において平均点の格差が生じた原因について

1　平成９年度センター試験の数学②において，「旧数学Ⅱ」の平均点が42.2点と低く，「数学Ⅱ・数学Ｂ」の平均点63.9点との間に約22点の格差が生じた。両科目とも，平均点が同程度となるよう問題作成をしたにもかかわらず，結果として問題の難易度の点で均質なものとならず，このような平均点の格差が生じたものである。

2　数学の問題作成に当たっての基本的方針としては，高等学校における基礎的学習の到達度を評価するという趣旨から，技巧を避けた出題に配慮するとともに，よく似た形式の問題だけを出し続けると，パターン化された練習の繰り返しにより正確に理解していないにもかかわらず高得点が得られるという弊害が生ずるので，理解の深さが判定できるように絶えず新しい形式の出題を工夫することとしている。

3　「旧数学Ⅱ」についてもこのような観点から作題したが，予想を下回る平均点となってしまった。

この主な原因としては，第１問（ベクトルの問題）の〔２〕（配点24点）の正解率が１割を下回るものとなったことが考えられる。

高等学校教科担当教員の意見・評価としても，「受験者にとっては，このタイプの問題は不慣れで，計算量も多く高度な出題のように思われる。誘導的な小問を設定すれば理解し易く，良問になっていたのではないかと思われる。」と指摘されている。

4　第１問の〔２〕の問題は，ベクトルの問題としては極めて正統的な問題であり，座標を用いる方法（高等学校では，この方法を最初に学習させている），適当な補助線を引いて考える方法など多数の解法が可能である。

この問題の正解率が低かったのは，おそらく相当多くの受験者が内積の問題として解こうとして計算が複雑になり，時間が足りなくなってしまったのではないかと推測される。数学的思考力・応用力をみるためには本筋ではないが，解法を一つに特定して，誘導形式にし，指示に従って解いていく方式の問題とすべきであった。

なお，本問を問題作成部会で作成する過程においては，解法を一つに特定した誘導形式を採用することは不適当であるとの意見があって，誘導部分を除外したという経緯がある。その際に，誘導部分を除外すると，解法によっては，多くの受験者にとって非常に難しい問題とならないかどうか，配点を含めての確認を慎重にすべきであった。

5　高等学校教科担当教員の意見・評価として，「旧数学Ⅱについては，全体として，複雑でかなりの計算力が要求される出題であった。」と指摘されている。

また，ワンパターンの出題を避け，従来と異なった方向から思考力・応用力をみる問題を出した場合，出題する側は易しいと判断しても，受験者の多くにとってはかなり難しい問題となることも起こりがちであるが，出題者はそのことを十分に注意すべきであった。

6　センター試験の信頼性・公平性を確保するためには，良質な問題を提供するとともに，選択科目間に大きな平均点の格差が生じないように問題を作成することが必要なことは言うまでもない。

今回のことを教訓として，今後，大きな平均点の格差が生ずることのないよう努力していきたい。

2　改善方策について

1　高等学校関係者による難易度等のチェック体制について

現在，試験問題のチェックは大学関係者のみで行っていることから，高等学校関係者にも問題作成の過程で難易度と出題範囲の観点からチェックしてもらう新たな仕組みを設け，平成10年度試験問題作成に反映させる。

2　得点調整について

(1)　今回の結果を踏まえ，仮に科目間で著しい平均点の差が生じてしまったときに，大学入試センターにおいて得点調整を行う方向で関係団体の意見も聴きながら検討を開始する。

(2)　早急に，大学入試センターに外部の専門家を加えた委員会を設け，調整の方法，対象科目等について検討を進める。

(3)　最終的には，平成９年秋までに関係団体等の了解が得られれば，平成10年度センター試験から実施する予定。

3　センター試験の結果（平均点等）の中間発表について

(1)　従来，センター試験の平均点，標準偏差等のデータは，個別試験出願締切後の２月上旬に発表しているが，センターとしては，受験者の個別試験出願の参考とするため，個別試験出願前に途中段階のデータを発表することが適当であると考えている。

(2)　今後，できるだけ早く関係団体の了解を得ることとし，了解が得られれば，平成10年度センター試験から実施する予定。

4　出題科目数について

数学の新課程対応科目と旧課程対応科目の対象分野は複雑に入り組んでいるため，新・旧両課程に対応した試験科目とすることは困難であり，平成10年度においても新課程対応と旧課程対応の２つの科目を出題することとする。

5　出題者に高等学校関係者を加えることについて

高等学校関係者が作題委員であることを秘匿したまま相当の期間出張することが困難であるという問題があるが，今後，関係団体の意見も聴きながら検討し，できるだけ速やかに結論を得る。

（2）　大学入試センター試験における得点調整について

大学入試センター試験における得点調整について

〔平成9年11月20日 大学入試センター〕

1　基本的な考え方

(1)　著しい平均点差が生じないよう作題の段階でできる限りの努力を払うが，それでも科目間で大幅な平均点差が生じ，これが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行う。

(2)　得点調整は，行えば行ったで新たな不公平感が生じる措置なので，調整後できるだけ受験者全体の不公平感が少なくなるような方式とする。

　また，得点調整を実施する場合は，受験者の心理に配慮し，素点は下げないことを原則とする。

2　得点調整の対象とする教科・科目

教科間を超えての調整は行わない。具体的には，次の各教科内の科目間に限る。

(1)　地理歴史の「世界史Ｂ」，「日本史Ｂ」，「地理Ｂ」の間

(2)　公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

(3)　数学①の「数学Ⅰ・数学Ａ」と「旧数学Ⅰ」の間

(4)　数学②の「数学Ⅱ・数学Ｂ］と「旧数学Ⅱ」の間

(5)　理科の「物理ⅠＢ」，「化学ⅠＢ」，「生物ⅠＢ」，「地学ⅠＢ」の間

3　得点調整の方法

(1)　上記の各科目間で，原則として，２０点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行う。なお，公平性の観点から２０点以上の平均点差が生じた科目だけでなく，平均点がその間にある科目についても調整を行う。

(2)　得点調整に当たっては，最高平均点科目と最低平均点科目との平均点差が，１５点（通常起こり得る平均点差の範囲）となるよう調整する。その際，平均点がその間にある科目についても素点の平均点差の比率に応じて調整する。

(3)　得点調整に当たっては，最高平均点科目の累積分布を目標分布とし，調整すべき科目の累積分布を目標分布の方向へ移動させる方法（分位点差縮小法）を用いて行う。

(4)　上記の(1)から(3)については，図１・２を参照。

4　得点調整の是非の判断

上記の方針を踏まえ，具体的には関係者による委員会を設け，試験終了後に，その委員会において試験問題の難易差等をも分析して，得点調整の是非を個別に判断する。

5　受験者への周知方法

得点調整を行う場合は，国公立大学の個別学力検査の出願前にできるだけ早く，具体的な方法を新聞等により周知する。

図　1

得点の累積分布図

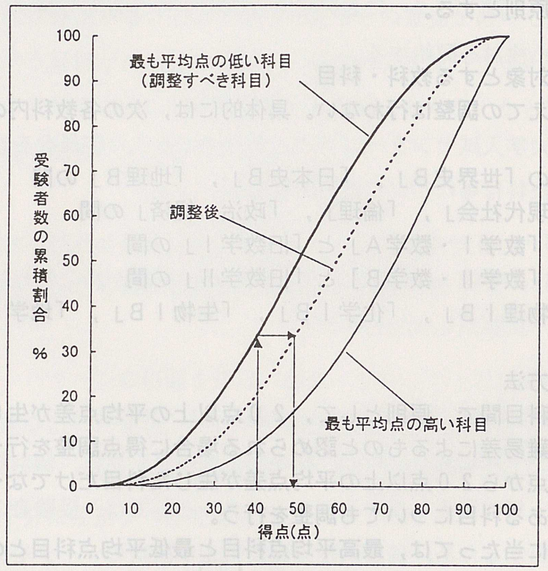

図　2

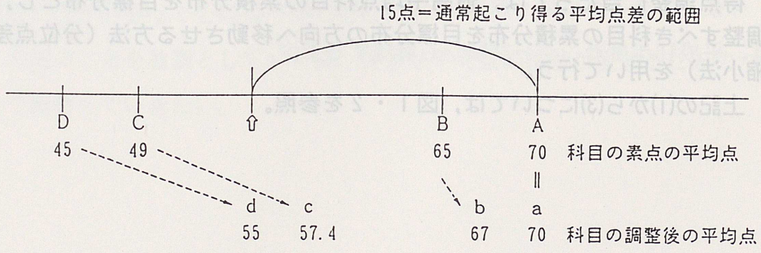

(3)「大学入試センター試験」における得点調整の在り方について（まとめ）

参　考

平成９年11月20日

「大学入試センター試験」における得点調整の在り方について（まとめ）

大学入試センター試験得点調整検討委員会

本委員会は，平成９年５月13日に大学入試センター所長から大学入試センター試験における得点調整の在り方について審議依頼を受け，７回にわたって審議を重ねてきた結果，別紙のとおり，本委員会の意見を取りまとめました。このまとめは，現行の大学入試センター試験の枠組みの中で，当面考えられる最も適切な方法として検討したものであります。

得点調整は，別紙の基本的な考え方でも述べているとおり，実施した場合の受験者に与える影響を考慮すると，大学入試センターにおいて，試験問題の作成の段階でできる限りの努力を払い，現実に得点調整を行うことのないようにすることが最も大切なことであると考えます。この点に関して，大学入試センターの一層の努力を期待するものであります。

〔別紙〕

「大学入試センター試験」における得点調整の在り方について（まとめ）

1　基本的な考え方について

(1)　現在，大学入試センター試験においては，この試験を利用する各大学に対し，受験者の得点を素点で提供することを前提に，試験問題の作成及び答案の採点が行われており，試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，できるだけ行わないようにすべきである。

したがって，大学入試センターは，各教科・科目間に著しい平均点差が生じないよう試験問題の作成段階でできる限りの努力を払うことが基本である。

(2)　しかしながら，現実の問題として，大学入試センター試験では，6教科31科目（平成9年度，10年度の経過措置期間中は34科目）と多くの科目が出題されており，それを約60万人に達する多様な受験者が受験するものである。このため，平均点を一定に保つことは極めて困難である。

大学入試センター試験の成績は，これを利用する大学の入学者選抜資料の一部であり，できるだけの公平性が求められることから，万一，科目間に著しい平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行うことによってできる限り不公平感を少なくすることが適当である。

(3)　得点調整において，万人が納得する方法を見い出すことは困難であるが，本委員会としては，検討に当たって，できる限り多くの受験者の公平感が保たれるものであること，受験者にとって分かりやすいものであること，調整作業が短期間に処理可能なものであることについて特に考慮した。

2　得点調整を実施する場合の考え方について

(1)　得点調整を実施すると，高得点である受験者群からみれば，一度生じた差が縮小されることになるため，その受験者群から不満がでるのは必至である。また，生じた平均点差のすべてを調整の対象とすると，加算点が大きくなり，特に調整すべき科目の得点分布のある部分で平均点差以上の点が加算されることになる。また，大学入試センター試験は，当日，受験者が試験問題を見てから解答科目を選択することができる制度であることにも配慮する必要がある。したがって，平均点差のすべてを調整の対象とすることは，調整の対象とならなかった受験者群に逆の不公平感を与えることになり，公平性の観点からみて適当とは言えない。

このことから，受験者の素点での平均点の順位と識別力を保ちつつ，調整後において受験者全体の不公平感ができるだけ少なくなるよう，適正な調整方法をとるべきである。

(2)　今までの大学入試センター試験の実績によると，年によって様々な平均点差があるが，平成8年度までは大きな問題となることはなかった。しかし，平成9年度に数学で約22点，理科で約19点の平均点差が生じ，社会的な批判を浴びることとなった。したがって，科目間に20点程度の平均点差が生じた場合には，得点調整を行わないことが社会的に許容され難いと考えられる。

(3)　得点調整を実施する場合，上記(1)で述べたように平均点差のすべてを調整することは不適当であり，どこかで調整の限度を設ける必要がある。

その限度は，通常起こり得る平均点差の範囲と考えることができる。科目間の平均点差は毎年変動しているが，その差はおおむね15点に収まっているので，調整を行う場合でも15点の平均点差は維持することが適当である。

（参考 ― 通常起こり得る平均点差が15点であることの説明）

ア　平成2年度から平成9年度までの社会，理科，数学の各教科内における対象科目でみると，2科目間のそれぞれの組み合わせによる平均点差は，0点から22点までであるが，ほとんどが15点の範囲に収まっており，今後とも通常この程度の平均点差は起こり得ると考えられる。

イ　通常起こり得る平均点差の変動範囲を，統計モデルにより分析すると，科目間の平均点差は，ほとんどが15点程度の範囲内に収まることを示すことができる。

3　得点調整の実施方法等について

(1)　実施の基本方針

①　科目間に著しい平均点差が生じ，これが試験問題の難易差によるものと認められる場合に実施するものとする。

②　得点調整の対象は，同一教科内の科目間に限るものとする。

③　得点調整の目的からみれば，調整後の得点が素点より上がる場合もあれば下がる場合もあるが，受験者の心理に配慮し，素点は下げないことを原則とする。

ただし，特定の科目の平均点のみが異常に高いという場合には，その科目の素点を下げることが公平性の確保の観点から避けられないこともあり得るので，実際には，結果をみてから判断することが適当である。

(2)　得点調整の対象とする教科・科目

大学入試センター試験の出題科目の中には，受験者の少ない科目やもともと得点調整になじまない科目もあることから，それらの科目は対象から除外することとし，具体的には，次の各項目の科目間を得点調整の対象とする。

①　地理歴史の「世界史Ｂ」，「日本史Ｂ」，「地理Ｂ」の間

②　公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

③　数学①の「数学Ⅰ・数学Ａ」と「旧数学Ⅰ」の間

④　数学②の「数学Ⅱ・数学Ｂ」と「旧数学Ⅱ」の間

⑤　理科の「物理ＩＢ」，「化学ＩＢ」，「生物ＩＢ」，「地学ＩＢ」の間

(3)　得点調整の方法

①　得点調整は，上記の各科目間で，原則として，20点以上の平均点差が生じこれが試験問題の難易差によるものと認められる場合に行うものとする。

②　得点調整に当たっては，公平性の観点から，調整後も各科目の平均点の順序を変えないこととし，20点以上の平均点差が生じた科目だけでなく，平均点がその間にある科目についても，調整を行う。

③　得点調整に当たっては，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目との平均点差が，15点となるよう調整する。その際，平均点がその間にある科目についても，素点の平均点差の比率に応じて調整する。

④　得点調整に当たっては，０点は０点，100点は100点に固定する。

⑤　得点調整に当たっては，最も平均点の高い科目の得点の累積分布を目標分布（以下「目標分布」という。）とし，調整すべき科目の得点の累積分布を目標分布の方向へ移動させる方法を用いて行う。具体的には，調整すべき科目の素点が目標分布においてどの位置になるかを累積分布を用いて調べ，目標分布におけるその点数と素点とを加重平均し，調整後の点数とする。この方法を「分位点差縮小法」と称することとする。（別添参照）

4　実施の手続き等について

(1)　得点調整は，専門的・技術的な事柄であると同時に，その実施の有無は各方面に大きな影響を及ぼすことである。したがって，大学入試センターは，得点調整の要否の決定に当たっては，その時々の大学入試センター試験の状況や受験者の心理等を考慮するとともに，試験問題の難易差等をも分析して，総合的に判定することが必要である。そのため，大学入試センター内に，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等の協力を得て，これらを判定する組織を設け，適時適正に対処することが適当である。

(2)　万一，得点調整を実施せざるを得ない場合には，受験者の大学選択に影響することを考慮し，国公立大学の個別学力検査の出願前にできるだけ早く具体的な方法を周知する必要がある。

別　添

〔得点調整の方式「分位点差縮小法」について〕

「分位点差縮小法」とは，図１に示すように，対象となる選択科目の中で最も平均点の高い科目の累積分布を目標分布とし，最も平均点の低い科目の累積分布と目標分布の加重平均（横軸に平行な直線上の内分点）を通る曲線を描き，調整すべき科目の累積分布を，内分点として得られた曲線（図中の破線）に合わせる形で得点調整を行うものである。

その際，通常起こり得る平均点差の変動範囲をαとし，加重平均において目標分布にかかる重みを

$$w = 1 - \frac{\alpha}{\text{目標分布の平均点} - \text{最低平均点}}$$

とする。調整すべき科目にかかる重みを（１－ｗ）ととれば，調整後の最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目との差は，αの中に収められる。

さらに上記２科目の間にある科目についても，上記の重みを用いて二つの累積分布の内分点を算出し，同様に調整を行う。

個人の点数で見れば，調整すべき素点が目標分布においてどの位置になるかを累積分布を用いて調べ，目標分布におけるその点数と素点とを，ｗ 対（１－ｗ）で加重平均した点数を調整後の点数とする。その結果，各科目の調整後の平均点は

ｗ × 目標分布の平均点 ＋（１－ｗ） × 各科目の素点の平均点

となる。

なお，このような形で求めた調整後の得点分布は，図２に示したようなものとなる。

〔得点調整の例〕

対象とすべき科目が４つあり，その素点の平均点が図３のようになっているとする。この場合，科目Ａの平均点の素点が最高であるからそれを目標分布とし，科目Ｄの平均点が最低であるので重みは，αを15点とすると

$$w = 1 - \frac{15}{70 - 45} = \frac{2}{5}$$

となる。この重みを用いてすべての対象とすべき科目の調整を行えば，４つの科目の調整後の平均点は図３に示したとおりとなる。

図１～３は典型的な例として示したものであり，実際にはもっと複雑になる場合もある。その場合であっても，このまとめの基本的な考え方に基づいて得点調整を行う。

分位点差縮小法の概念図

図　1

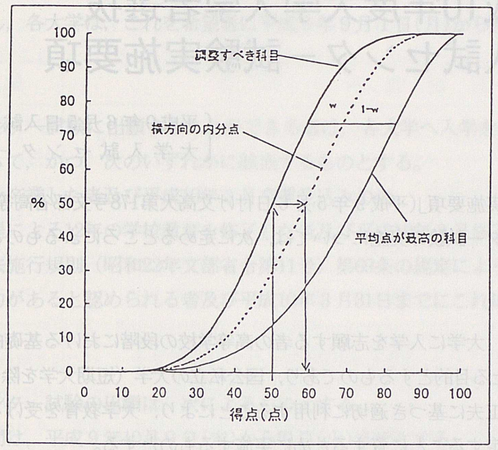

累積分布図

図　2

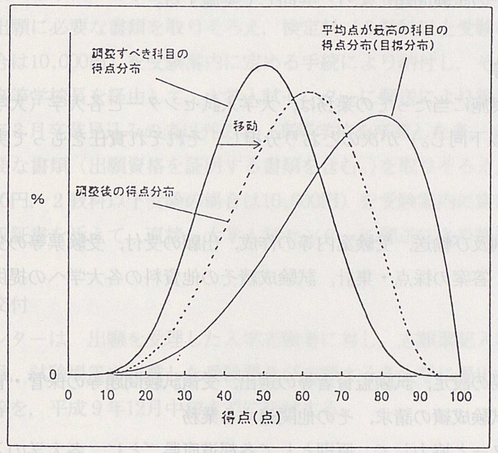

得点分布図

図　3

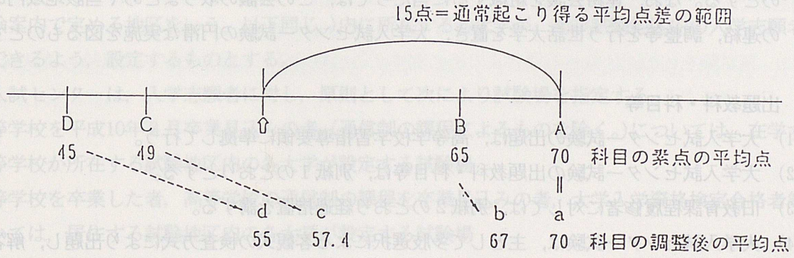

（4）　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

平成10年度大学入学者選抜
大学入試センター試験実施要項

［平成９年６月５日入試セ事一第８号
大学入試センター所長通知］

「平成10年度大学入学者選抜実施要項」（平成９年５月６日付け文高大第178号文部省高等教育局長通知）の第10に基づく，大学入試センター試験の実施については，次に定めるところによるものとする。

1　実施の趣旨等

(1)　大学入試センター試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり，国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が，それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は，この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施する。

2　実施に当たっての業務分担等

(1)　大学入試センター試験の実施に当たっての業務は，大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し，それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送，受験案内等の作成，出願の受付，受験票等の交付，監督要領等の作成，試験場の指定，答案の採点・集計，試験成績その他資料の各大学への提供，その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付，試験場の設定，試験監督者等の選出，受領試験問題等の保管・管理，試験の実施，答案の整理・返送，試験成績の請求，その他関連する業務

(2)　各大学は，大学入試センターと協力して，原則として各都道府県ごとに，各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し，試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお，連絡会議を組織するに当たっては，この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡，調整等を行う世話大学を置き，大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は，高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は，別紙１のとおりとする。

(3)　旧教育課程履修者に対しては，別紙２のとおり経過措置を講ずる。

(4)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によるものとする。

4　受験案内の配付

大学入試センターは，出願の具体的手続，大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し，各大学は，これを希望者に平成９年９月１日（月）から配付する。

5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は，各大学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）であって，かつ，次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成10年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成10年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成10年３月31日までにこれに該当する見込みの者

6　出　願

大学入試センター試験の出願は，次によるものとする。

(1)　出願の期間は，平成９年10月９日（木）から21日（火）までとする。

(2)　出願の方法は，次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校，聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を平成10年３月卒業見込みの者は，出願に必要な書類を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は16,000円，２教科以下受験の場合は10,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，在学する高等学校長を経由して，大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成10年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）は，出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。）を取りそろえ，検定料（３教科以上受験の場合は16,000円，２教科以下受験の場合は10,000円）を受験案内に定める手続により納付し，その納付書・領収証書を添えて，直接，大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは，出願を受理した入学志願者に対し，志願票記入事項についての照会確認を求めた後，受験番号，試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を，平成９年12月中旬までに交付する。

8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は，原則として都道府県を単位とする試験地区を設け，この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。）内に所在する各大学が，当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう，設定するものとする。

(2)　大学入試センターは，入学志願者に対し，原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成10年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については，在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者，高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者，大学入学資格検定合格者等については，居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は，平成10年１月17日(土)，18日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は，次のとおりとする。

試験日	試験教科・科目		試験時間
第１日	外国語	『英語』，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」	10:00～11:20
	地理歴史	「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」	12:50～13:50
	数学①	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』，「旧数学Ⅰ」	14:40～15:40
	数学②	「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』，「旧数学Ⅱ」，「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』	16:30～17:30
第２日	国語	「国語Ⅰ」，『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	10:00～11:20
	理科①	「総合理科」，「物理ＩＡ」，「物理ＩＢ」，「生物ＩＡ」，「生物ＩＢ」，「理科Ⅰ」	12:50～13:50
	理科②	「化学ＩＡ」，「化学ＩＢ」，「地学ＩＡ」，「地学ＩＢ」	14:40～15:40
	公民	「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」	16:30～17:30

(3)　疾病，負傷等やむを得ない事情により，大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として，全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は，平成10年１月24日(土)，25日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については，所定の基準により，各大学において具体的事由を審査し，許可するものとする。

10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により，大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には，実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2)　再試験の実施期日は，平成10年１月24日(土)，25日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3)　再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には，追試験も再試験と同一の期日に実施する。

11　資料の発表

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の試験問題，正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2)　大学入試センター試験に係る受験者数，平均点，最高点，最低点，標準偏差の最終的な統計数値は，平成10年２月５日(木)以降に発表する。なお，集計途中段階でも統計数値を発表する。

12　成績の請求及び提供等

(1)　各大学は，当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき，入学志願者の大学入試センター試験の成績を，大学入試センターに請求するものとする。

(2)　大学入試センターは，各大学からの請求に基づき，当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，速やかに提供するものとする。

(3)　大学入試センターが，各大学に提供する成績等の内容は，①個人別の科目別得点（国語において特定の分野の利用を指定した大学については，分野別得点を含む。）及びその合計点，②大学入試センター試験の科目別の平均点，標準偏差等とする。

(4)　大学入試センター試験の受験者の個人別成績は，上記(1)，(2)により，各大学に対してのみ提供することとし，その他に対しては提供しないものとする。

(5)　各大学への大学入試センター試験の成績提供は，平成10年２月３日(火)から行うものとする。

(6)　各大学（国立大学を除く。）は，大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては，入学志願者１人１回につき，400円の成績提供手数料を，大学入試センターへ納入するものとする。

(7)　各大学は，提供された大学入試センター試験の個人別成績は，公表されないものであることに留意し，その保管・管理等に十分配慮するものとする。

13　身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては，身体に障害のある入学志願者に対し，障害の種類・程度に応じ，出題，解答の方法，試験場の整備等，特別の配慮を行う。この場合，盲者の入学志願者に対しては，点字による出題，試験時間の延長，特定試験場の設定等の措置をとることとし，その他の身体に障害のある入学志願者に対しては，必要に応じ拡大文字による出題，試験時間の延長，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，手話通訳者の配置，介助者の配置，特定試験場の設定等の措置をとることとする。

14　試験の実施経費

(1)　大学入試センターは，大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき，予算の範囲内において，各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2)　公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は，大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い，支出するものとする。

15　その他

前各項に定めるもののほか，大学入試センター試験の実施に関する細目のうち，一括して処理することが適当と認められるものについては，大学入試センターが別に定める。

別紙１

平成10年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法等
国語		「国語Ⅰ」 『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	80分 （200点）	「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
地理歴史		「世界史Ａ」 「世界史Ｂ」 「日本史Ａ」 「日本史Ｂ」 「地理Ａ」 「地理Ｂ」	60分 （100点）		左記出題科目の６科目のうちから１科目を選択し，解答する。
公民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」	60分 （100点）		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
数学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学Ａ』	60分 （100点）	『数学Ⅰ・数学Ａ』は，「数学Ⅰ」と「数学Ａ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ａ」の４項目の内容のうち，〔数と式〕を含む２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 〔数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ〕	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学Ｂ』 「工業数理」 「簿記」 『情報関係基礎』	60分 （100点）	『数学Ⅱ・数学Ｂ』は，「数学Ⅱ」と「数学Ｂ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ｂ」の４項目の内容のうち，２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 〔ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ〕 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。	左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。
理科	①	「総合理科」 「物理ＩＡ」 「物理ＩＢ」 「生物ＩＡ」 「生物ＩＢ」	60分 （100点）		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	②	「化学ＩＡ」 「化学ＩＢ」 「地学ＩＡ」 「地学ＩＢ」	60分 （100点）		左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。
外国語		『英語』 「ドイツ語」 「フランス語」 「中国語」	80分 （200点）	『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションＡ」，「オーラル・コミュニケーションＢ」及び「オーラル・コミュニケーションＣ」に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

備　考　「平成10年度大学入試センター試験実施要項」の12の⑶にいう国語の特定の分野は，出題方法等欄の「近代以降の文章（２問 100点），古典（古文（１問50点），漢文（１問50点））」とする。

別紙２

旧教育課程履修者に対する経過措置

１　平成10年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験のすべての受験者は，新教育課程の教科・科目の内容による試験問題を受験するのが原則であるが，旧教育課程履修者に対しては経過措置を講ずることとし，旧教育課程履修者は，この経過措置によっても受験できるものとする。

経過措置を講ずる平成10年度の大学入試センター試験においては，新教育課程と旧教育課程の共通の範囲から出題することを基本とするが，この共通の範囲からの出題では大学入試センター試験の目的が十分達成できないおそれがある出題科目については，次のような経過措置を講ずる。

(1)　科目単位での経過措置

旧教育課程の「数学Ⅰ」，「数学Ⅱ」及び「理科Ⅰ」は，これらを履修した者のために「旧数学Ⅰ」，「旧数学Ⅱ」及び「理科Ⅰ」として，従前と同様の試験時間，配点により出題する。

なお，新教育課程履修者は，これらの旧教育課程により出題する科目は選択解答できない。

(2)　対応問題での経過措置

「倫理」について，新「倫理」固有の範囲から出題する問題に対しては，旧「倫理」の範囲から出題する。

なお，新教育課程履修者は，この旧「倫理」の範囲から出題する問題は選択解答できない。

（注）１　「新教育課程履修者」とは，高等学校（盲学校，聾学校及び養護学校の高等部を含む。）に平成６年４月以降に入学し，平成10年３月までに卒業又は卒業見込みの者とする。

２　「旧教育課程履修者」とは，上記以外の者とする。

３　「新教育課程」とは，平成元年３月15日付け文部省令第１号により改正（文部省告示第26号として公示）され，平成６年４月１日から施行された高等学校学習指導要領に基づき，平成６年４月１日以降に高等学校の第１学年に入学した生徒から適用された教育課程をいい，「旧教育課程」とは，それより前の高等学校学習指導要領等に基づき適用された教育課程をいう。

２　旧教育課程履修者に対する出題方法，科目選択の方法等は，別表のとおりとする。

〔別　表〕

旧教育課程履修者に対する出題方法等

教　科	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	出　題　科　目	試験時間（配　点）	出題方法及び旧教育課程履修者に対する措置等	科目選択の方法等
国　語		「国　語　Ⅰ」 『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
地理歴史		「世界史Ａ」 「世界史Ｂ」 「日本史Ａ」 「日本史Ｂ」 「地　理　Ａ」 「地　理　Ｂ」	60分 (100点)		左記出題科目の６科目のうちから１科目を選択し，解答する。
公　民		「現代社会」 「政治・経済」	60分 (100点)		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
		「倫　　理」		新「倫理」と旧「倫理」の共通の範囲から出題するほか，新「倫理」固有の範囲から出題する。 新「倫理」固有の範囲から出題する問題に対しては，旧「倫理」の範囲から出題する問題を用意し，旧教育課程履修者はいずれかを選択解答できるようにする。	
数　学	①	「数　学　Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学Ａ』	60分 (100点)	『数学Ⅰ・数学Ａ』は，「数学Ⅰ」と「数学Ａ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ａ」の４項目の内容のうち，〔数と式〕を含む２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 〔数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ〕	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
		「旧数学Ⅰ」		旧教育課程履修者のために旧「数学Ⅰ」を出題し選択解答できるようにする。	
	②	「数　学　Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学Ｂ』 「工業数理」 「簿　　記」 『情報関係基礎』	60分 (100点)	『数学Ⅱ・数学Ｂ』は，「数学Ⅱ」と「数学Ｂ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ｂ」の４項目の内容のうち，２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 〔ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ〕 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。	左記出題科目の６科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

		「旧数学Ⅱ」		旧教育課程履修者のために旧「数学Ⅱ」を出題し選択解答できるようにする。 旧「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 旧「数学Ⅱ」は，旧「数学Ⅱ」を履修した者並びに旧「代数・幾何」，旧「基礎解析」及び旧「確率・統計」のうち，2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。	
理　科	①	「総合理科」 「物理ⅠA」 「物理ⅠB」 「生物ⅠA」 「生物ⅠB」	60分 (100点)		左記出題科目の6科目のうちから1科目を選択し，解答する。
		「理 科 Ⅰ」		旧教育課程履修者のために旧「理科Ⅰ」を出題し選択解答できるようにする。	
	②	「化学ⅠA」 「化学ⅠB」 「地学ⅠA」 「地学ⅠB」	60分 (100点)		左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。
外国語		『英　　語』 「ドイツ語」 「フランス語」 「中 国 語」	80分 (200点)	『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションA」，「オーラル・コミュニケーションB」及び「オーラル・コミュニケーションC」に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

備　考　「平成10年度大学入試センター試験実施要項」の12の⑶にいう国語の特定の分野は，出題方法等欄の「近代以降の文章（2問 100点），古典（古文（1問50点），漢文（1問50点））」とする。

(5)　平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

平成10年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験

出願期間　平成9年10月9日(木)～10月21日(火)

試験期日　平成10年1月17日(土)・1月18日(日)



大学入試センター

この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学・学部（この冊子の59ページ以下に掲載）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないように出願してください。

なお，各大学での大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学・学部が利用する国公立大学でも同じではありませんし，私立大学においては利用する選抜の対象を入学定員の一部としたり，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

大学入試センター試験の利用を原則とする大学でも，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合

② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人又は外国人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合

目　次

I	志願票に記入する前に	1 出願の手順	2ページ
		2 出願資格と出願資格を証明する書類	2ページ
		3 検定料の納付方法等	6ページ
		4 志願票の記入方法	8ページ
		5 出願期間と出願方法等	12ページ
II	志願票が受理されたら	1 確認はがき	14ページ
		2 受験票・写真票・成績請求票	15ページ
III	あらかじめよく読んでおく	1 平成10年度大学入試センター試験実施日程	18ページ
		2 試験期日・試験時間割	19ページ
		3 出題教科・科目等	20ページ
		4 試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式	24ページ
		5 試験場の指定	32ページ
		6 受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法	34ページ
		7 追試験及び再試験の実施	35ページ
		8 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置	36ページ
		9 出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置	37ページ
		10 受験に当たっての主な注意事項	38ページ
IV	参考資料	1 高等学校等コード表	39ページ
		2 平成10年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程	58ページ
		3 平成10年度大学入試センター試験利用大学一覧	59ページ
V	大学入試センターへの問合せ，届出等		巻　末

（注） この受験案内には，**志願票，検定料の納付書・領収証書**（2種類）**及び封筒**（個人直接出願者用）**が添付してありますので**，確認してください。

Ⅰ　志願票に記入する前に

1　出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認**し，必要な手続を行ってください。

〔掲載ページ〕

出願資格を証明する書類の入手　2～5ページ
↓
検定料の納付　6～7ページ
↓
志願票の作成　8～11ページ
↓
出願書類の提出　12～13ページ

2　出願資格と出願資格を証明する書類

(1)　**平成10年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

①　高等学校を卒業した者及び平成10年３月卒業見込みの者

②　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成10年３月修了見込みの者

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成10年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2)　出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

①　高等学校を卒業した者及び平成10年３月卒業見込みの者

ア　高等学校卒業見込者　（通信制の課程を含む。）
（平成10年３月高等学校（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者）

証明書類	学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。

イ　高等学校卒業者　（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

証明書類	卒業証明書（複写(コピー)は不可）（出身学校に請求し入手すること。いつ発行されたものでもよい。）

②　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成10年３月修了見込みの者

○　高等専門学校第３学年修了者及び平成10年３月修了見込者

証明書類	高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（学校長が発行するもの）

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成10年３月31日までにこれに該当する見込みの者

ア　外国の学校等

外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成10年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」合格者，中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したもの等が該当する。）（昭和56年文部省告示第153号）　〔注１〕４～５ページ参照

証明書類	外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでもよい） 文部大臣の指定したものに該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該施設又は検定試験実施機関の長が発行するもの）

イ　在外教育施設

文部大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成10年３月31日までに修了見込みの者（渋谷幕張シンガポール校，スイス公文学園，トゥレーヌ甲南学園，東海大学付属デンマーク校，立教英国学院，英国四天王寺学園，サウスクイーンズランドアカデミー，英国暁星国際学園，ドイツ桐蔭学園，テネシー明治学院，アルザス成城学園，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及び慶應義塾ニューヨーク学院の各高等部がこれに該当する。）（平成３年文部省令第45号）

証明書類	在外教育施設の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該学校長が発行するもの）

ウ　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）　〔注２〕５ページ参照

証明書類	出身学校等を卒業又は修了したこと（卒業見込み又は修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの） 国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者は，一般的大学入学資格証明書（Zeugnis der allgemeinen Hochschulreife）を複写（コピー）したもの フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者は，バカロレア資格証書（Diplôme du Baccalauréat de l'Enseignement du Second Degré）を複写（コピー）したもの

エ　大学入学資格検定

大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び平成10年３月31日までに合格見込みの者で，平成10年３月31日までに18歳に達するもの

証明書類	(ｱ)　大学入学資格検定合格者 ・「合格証明書」又は「大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの」 (注)　合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。
	(ｲ)　科目合格者の単位(科目)修得による平成９年度大学入学資格検定に合格見込みの者 （大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程，通信制の課程又は専修学校の高等課程で，平成10年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。） ・次の①と②の書類 ①　大学入学資格検定科目合格通知書を複写（コピー）したもの又は平成９年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの ②　受検科目に相当する科目の単位(科目)修得見込証明書 (注)　科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に，単位(科目)修得見込証明書は，在学する学校にそれぞれ請求し入手すること。

オ　その他

上記ア～エ以外で，大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

証明書類	当該大学の学長が発行した認定書等　〔注３〕５ページ参照

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成10年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，次の表１に掲げる教育施設又は表２に掲げる施設において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（表２については，同表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するに必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程）を修了し，かつ，平成10年３月31日までに18歳に達するもの

表１

東京外国語大学外国語学部附属日本語学校	国際学友会日本語学校
東京外国語大学留学生日本語教育センター	関西国際学友会日本語学校
大阪外国語大学留学生日本語教育センター	赴日留学生予備学校

表２

上欄	北海道中国帰国孤児定着促進センター，宮城中国帰国者定着促進センター，中国帰国者定着促進センター山形分室，福島中国帰国者定着促進センター，中国帰国者定着促進センター，中国帰国者定着促進センター長野分室，岐阜中国帰国者定着促進センター，愛知中国帰国孤児定着促進センター，大阪中国帰国者定着促進センター，広島中国帰国者定着促進センター，福岡中国帰国孤児定着促進センター
中欄	北海道，岩手県，山形県，福島県，埼玉県，千葉県，東京都，東京都武蔵野，神奈川県，長野県，静岡県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿児島県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　専修学校高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成10年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成10年３月卒業見込みの者

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成10年３月31日までに18歳に達するもの

○　ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で平成10年３月31日までに18歳に達するもの

○　フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で平成10年３月31日までに18歳に達するもの

○　旧制の諸学校の特定の課程又は学年の修了者等で，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

〔注３〕　この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前に，できるだけ早く大学入試センターに照会してください。　（照会先→巻末参照）

なお，外国の学校等の資格により出願する者のうち，特にインターナショナルスクールやアメリカンスクール等の出身者は，日本では出願資格が認められない場合が多くあります。外国の学校等の資格で出願する人は，出願資格の確認等に時間がかかる場合がありますので，早めに照会してください。

3　検定料の納付方法等

⑴　検定料納付に当たっての留意事項

ア　検定料は，**受験する教科数によって納付金額が異なります。**
　３教科以上の受験として出願した者（検定料16,000円納付者）は，受験教科数の制限はなく，20～23ページの出題教科・科目の中から自由な組合せで受験できます。

イ　教科は，国語，地理歴史，公民，数学，理科，外国語の６教科があります。
　19ページの試験期日・試験時間割のとおり数学と理科はそれぞれ①と②のグループの試験時間がありますが，①と②の両方を受験してもそれぞれ数学１教科，理科１教科と数えます。

ウ　**２教科以下の受験として出願した者（検定料10,000円納付者）は，３教科以上を受験することはできません。**
　２教科以下の受験として出願した者は，出願後，３教科以上の受験に変更することはできないので，十分注意してください。

⑵　検定料の納付方法

次表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

①　検定料の額	**・３教科以上　16,000円** **・２教科以下　10,000円**
②　納付期間	**・９月１日(月)から10月21日(火)まで** できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。
③　納付場所	・銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口） ・郵便局（簡易郵便局を除く。） （注）　簡易郵便局とは，郵政大臣の委託により，地方公共団体・農業協同組合・消費生活協同組合等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。
④　使用する「納付書・領収証書」 （注）**どちらか一方を使用すること。**	・３教科以上を受験する場合 納付金額16,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）（白色）を使用すること。 ・２教科以下を受験する場合 納付金額10,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）（緑色）を使用すること。
⑤　「納付書・領収証書」の記入方法	現住所，**入学志願者の氏名**（フリガナ，漢字），高等学校等コード(39～57ページ参照)を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。

ア　「納付書・領収証書」には，必ず**入学志願者本人の氏名**を記入してください。
　誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分を二重線で消し，訂正してください。

イ　納付場所から「納付書・領収証書」（３枚１組中の１枚目）を受け取る際に，領収日付印があることを確認してください。

⑶　出願に際しての留意事項

ア　**領収日付印の押してある納付済の「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出してください。**

イ　出願する際に納付済の「納付書・領収証書」の氏名，現住所，高等学校等コードの誤記入，未記入等に気がついた場合は，次のようにしてください。
　(ｱ)　手元にある納付済の「納付書・領収証書」は訂正，補記した上，志願票の裏面にはり付けてください。
　(ｲ)　「官製はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で届け出てください。
（届出先→巻末参照）

> ①　誤記入，未記入の内容（正・誤が分かるように明記する）
> ②　氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード
> ③　「納付書・領収証書」が手元にある場合には，７桁の納付書番号

ウ　出願に際して，納付済の「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡してください。（連絡先→巻末参照）

エ　納付済の「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入誤り等で，やむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合でも，**検定料は二重に納付しないでください。**その場合は，納付済の「納付書・領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けてください。

⑷　その他の留意事項

ア　**検定料を納付せずに出願した場合は，受理しません。**

イ　**出願を受理した後は，いかなる理由があっても既納の検定料は返還しません。**

（注）　検定料を納付したが出願しなかった場合又は検定料を誤って二重に納付した場合は，検定料の返還請求ができるので，①返還請求の理由，②氏名，③現住所，④連絡電話番号，⑤高等学校等コードを明記した検定料返還請求願（様式は問わない）を作成し，「納付書・領収証書」を添付して，大学入試センターに郵送してください。（返還時期は，３月末を予定しています。）

（送付先　⇨　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19番23号　大学入試センター会計課）

4　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意について

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」(提出用)**に記入してください。
　「志願票」(提出用)の用紙は，この受験案内に添付してあるものを使用してください。

イ　「志願票」(提出用)には，必ず入学志願者本人が黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。(身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は，保護者等が記入してください。)

ウ　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。(訂正は文字がマスからはみ出てもかまいません。なお，修正液は使用しないでください。)

エ　**「①高等学校等コード」欄**

(ｱ)　「高等学校等コード」は，39～57ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(ｲ)　高等学校，盲・聾(ろう)・養護学校，高等専門学校の卒業者は，出身の高等学校等コードを記入してください。

オ　**「④受験教科数」欄**

2教科以下を受験（検定料10,000円）する場合は，「2教科以下受験」の文字を○で囲んでください。(3教科以上受験する志願者は囲まないでください。)
2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することはできません。(3教科以上を受験として出願した者は，試験当日に2教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。)
(検定料納付に当たっての留意事項6ページ(1)参照)

カ　**「⑦性別」，「⑧生年月日」欄**

この欄は，記入漏れが多いので注意してください。
特に「性別」欄は，試験場を決定する上で重要な事項ですので，必ず記入してください。

キ　**「⑩課程」，「⑪学科」，「⑫卒業見込・卒業の別」欄**

(ｱ)　高等学校卒業見込者は，「1卒業見込」の文字を○で囲み，入学年を記入してください。
(ｲ)　平成9年3月に高等学校を卒業した者は，「2卒業」の文字を○で囲み，入学年及び卒業年を記入してください。
(ｳ)　平成8年3月以前に高等学校を卒業した者は，「2卒業」の文字を○で囲み，卒業年のみを記入してください。
(ｴ)　「⑬高等学校卒業者以外」の欄に該当する者は記入する必要はありません。

ク　**「⑬高等学校卒業者以外」欄**

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。
専修学校の高等課程の修了(見込)者，海員学校の本科の卒業(見込)者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。

ケ　**「現住所」欄**

(ｱ)　高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(ｲ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は，次の事項に注意し**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。下宿等の場合は，「○○○○様方」まで必ず記入してください。
　(現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には**「㉓カタカナ・数字等記入」欄**により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。)

③　**試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので，注意して記入してください。**

(2)　「別冊子試験問題の配付希望」欄の記入について

別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，必ずこれらの科目の文字を○で囲んでください。
(科目選択については20～23ページ参照)
記入しなかった場合は，「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。
(なお，これらの問題冊子の配付を受けた場合でも，「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』や『英語』を選択解答することができます。)

(3)　「受験希望教科・科目」欄の記入について

ア　志願票記入時点での受験希望の教科・科目の文字を○で囲んでください。(「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」を除く。)
(科目選択については20～23ページ参照)

イ　この欄は，試験場設定等の基礎資料とするために記入していただくもので，実際に受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。
　例えば，地理歴史で「世界史Ａ」を受験希望した者が，試験当日，「日本史Ｂ」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「3教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。
　ただし，2教科以下の受験として出願した者は，3教科以上受験することはできません。

⑷　志願票の記入例

○　高等学校卒業見込者は，「１卒業見込」の文字を○で囲み，入学年を記入してください。例えば，平成７年４月に入学し，平成10年３月に卒業見込みの者は，「１卒業見込」の文字を○で囲み，入学年 0 7 と記入してください。

平成９年３月に高等学校を卒業した者は，「２卒業」の文字を○で囲み，入学年及び卒業年を記入してください。例えば，平成６年４月に入学し，平成９年３月に卒業した者は，「２卒業」の文字を○で囲み，入学年 0 6 卒業年 0 9 と記入してください。

平成８年３月以前に高等学校を卒業した者は，「２卒業」の文字を○を囲み，卒業年のみを記入してください。例えば，平成８年３月に卒業した者は，「２卒業」の文字を○で囲み，卒業年 0 8 と記入してください。

なお，「⑬高等学校卒業者以外」の欄に該当する者は記入しないでください。

○　該当する文字を○で囲んでください。

○　高等学校等コード表（39～57ページ）の該当するコード及び高等学校名を記入してください。

高等学校卒業者以外の資格で出願する者は出願資格を記入してください。

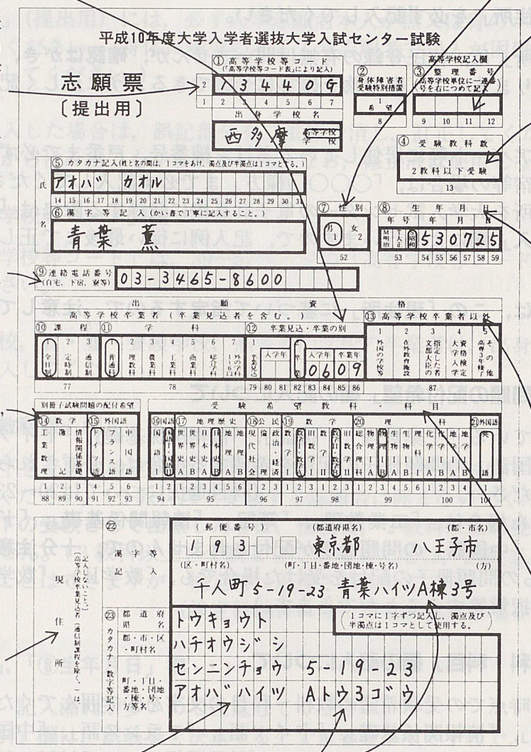

○　志願者は記入しないでください。

○　高等学校等コード表（39～57ページ）の該当するコード及び高等学校名を記入してください。

高等学校卒業者以外の資格で出願する者は出願資格を記入してください。

○　２教科以下を受験する者だけ「２教科以下受験」の文字を○で囲んでください。

○　該当する年号の文字を○で囲んでください。

月日が１ケタの場合は，あたまに０を記入してください。

○　志願者全員が必ず記入してください。（自宅以外の下宿，寮，実家等でも結構です。）

○　この６科目については，出願時に希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

この６科目の配付を希望する場合だけ，その科目の文字を○で囲んでください。

○　高等学校卒業以外の資格で出願する者は，該当する資格の文字を○で囲んでください。

○　志願票記入時点での受験希望教科・科目の文字を○で囲んでください。

なお，受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。

ただし，新教育課程履修者は，旧数学Ⅰ，旧数学Ⅱ，理科Ⅰは選択できません。

○　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は，現住所を記入してください。

○　濁点及び半濁点は１コマとして使用し，区切りごとに１コマあけてください。

現住所を登録する際には，「㉓カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。

○　下宿等の場合は「○○○○様方」まで必ず記入してください。

出願期間　平成９年10月９日㈭～10月21日㈫（10月21日消印有効）

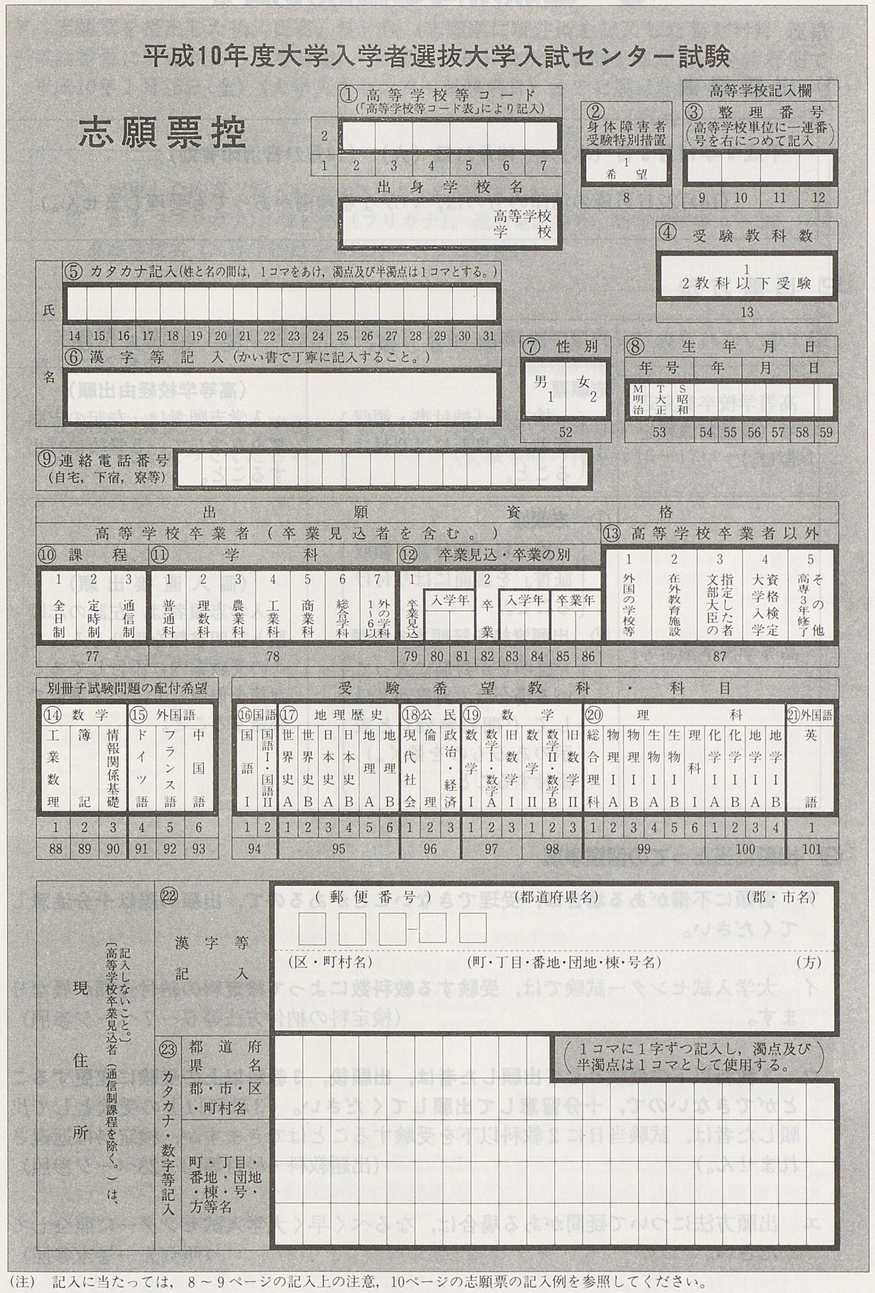

（注）　記入に当たっては，８～９ページの記入上の注意，10ページの志願票の記入例を参照してください。

5　出願期間と出願方法等

⑴　出願期間

平成９年10月９日（木）～ 10月21日（火）（10月21日消印有効）

（10月22日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。）

⑵　出願方法

区　　分	出　願　書　類	提　出　方　法
高等学校卒業見込者（通信制課程を含む。）	**志願票** （検定料「納付書・領収証書」を裏面にはり付けること。）	**（高等学校経由出願）** 入学志願者は，左記の志願票を在学している学校に提出すること。
高等学校卒業者等	①　**志願票** （検定料「納付書・領収証書」を裏面にはり付けること。） ②　**出願資格を証明する書類** （証明書が封筒に入っている場合は，封筒から出して（「開封無効」と表示のあるものを除く。）添付すること。）	**（個人直接出願）** 入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留で郵送すること。

⑶　出願に当たっての留意事項

ア　**書類に不備がある場合は，受理できないことがあるので，出願の際は十分注意してください。**

イ　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**（検定料の納付方法等６～７ページ参照）

ウ　**２教科以下の受験として出願した者は，出願後，３教科以上の受験に変更することができないので，十分留意して出願してください。**（３教科以上の受験として出願した者は，試験当日に２教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）（出題教科・科目等20～23ページ参照）

エ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。（照会先→巻末参照）

⑷　出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所（志願票に現住所を記入した者だけ），連絡電話番号に変更があった場合は，「官製はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で平成10年１月16日（金）（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。
（届出先→巻末参照）

①　変更した内容（新・旧が分かるように明記する）
②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

イ　**志願票を提出した後に現住所を変更しても，試験場の変更は認められないので注意してください。**（試験場の指定32～33ページ参照）

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となりますので，必要な手続を取ってください。（受験票等の再発行16～17ページ参照）

II　志願票が受理されたら

1　確認はがき

(1)　確認はがきの送付

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ための確認はがきを10月下旬から11月上旬にかけて，高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）は在学している学校を経由して送付し，高等学校卒業者等はそれぞれ本人に直接送付します。

なお，確認はがきが，11月13日（木）までに届かない場合は，必ず大学入試センターに電話で届け出てください。　（届出先→巻末参照）

確認はがき（見本）

高等学校欄の他の例示

高等学校卒業年	平成９年卒業（新教育課程）
高等学校卒業年	平成８年卒業（旧教育課程）
高等学校入学年	平成５年入学（旧教育課程）
高等学校	高等学校卒業者以外（旧教育課程）

（表　面）

郵便はがき

高等学校等コード	１３４４０Ｇ 西多摩
性別	男
生年月日	昭和54年07月25日
連絡電話番号	03-3465-8600
受験教科数	３教科以上受験
別冊子試験問題の配付希望	ドイツ語
高等学校入学年	平成７年入学（新教育課程）

平成９年11月07日発行

東京中央局 料金後納郵便

西多摩高等学校　重要

（アオバ　カオル）
青葉　薫殿
（00000011－000001）

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
大学入試センター事業第一課
電話　03－3465－8600

ア　氏名及び現住所は，慣用の字体又はカタカナで表記されている場合がありますが，これは登録の誤りではありませんので修正し届け出る必要はありません。

イ　別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の試験問題の配付を希望した者は，別冊子試験問題の配付希望欄に「当該科目名」が表示され，希望しない者には「なし」と表示されます。

ウ　高等学校欄に表示される「教育課程」は，高等学校（盲学校，聾（ろう）学校及び養護学校の高等部を含む。）に平成６年４月以降に入学し，平成10年３月までに卒業又は卒業見込みの者については「新教育課程」と表示され，それ以外の者については「旧教育課程」と表示されます。（20ページの出題教科・科目等参照）

(2)　登録事項の確認について

確認の結果，登録事項に誤りがなかった場合は，返送する必要はありません。

登録事項に誤りがあった場合は，誤りがあった箇所を「赤のボールペン」で修正した「確認はがき」を封筒に入れて，**速達郵便で受領日を含めできる限り２日以内**に返送してください。

大学入試センターでは，修正した「確認はがき」の再送付はしません。電子計算機の登録内容を変更したあと受験票等を送付しますので，受験票で確認してください。

（返送先→巻末参照）

2　受験票・写真票・成績請求票

(1)　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，下の見本のような受験票・写真票・成績請求票を「受験上の注意」とともに，12月上旬から中旬にかけて次表のとおり送付します。

なお，受験票等が12月18日（木）までに届かない場合は，必ず大学入試センターに再発行を申請してください。　（受験票等の再発行16～17ページ参照）

区　分	送付方法
高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）	在学している学校を経由して送付します。
高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に直接送付します。

受験票・写真票・成績請求票（見本）

受験票
① 大学入試センター試験受験時に持参
② 各大学の個別学力試験受験時に持参
③ 各大学の入学手続時に持参

ここに「新教育課程」又は「旧教育課程」と表示されます。

写真票
〔大学入試センター試験受験時に持参〕

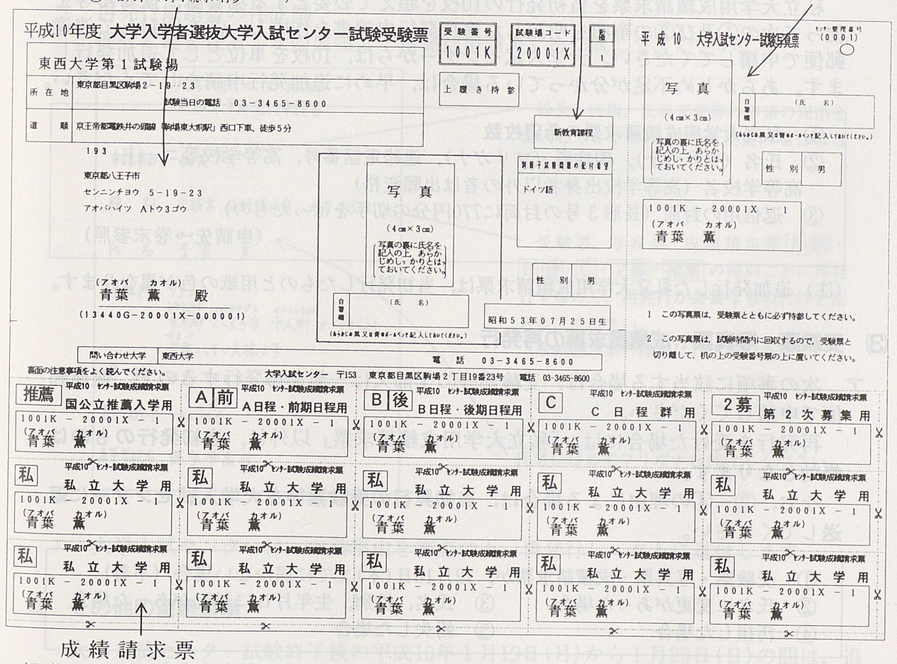

成績請求票
〔切り離して，個別学力試験に出願する際，出願書類にはり付けて提出〕

⑵ 受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　受験票・写真票の取扱い

(ｱ)　受験票・写真票にはる写真（白黒・カラーを問いません。）は，縦４cm・横３cmの大きさで試験日前３か月以内に撮影した上半身無帽の写真（裏に氏名を書くこと。）を用意してください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**

(ｲ)　受験票と写真票の所定欄に写真をしっかりはり，自署欄に志願者本人が氏名を記入しておいてください。（身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は，保護者等が記入してください。）

(ｳ)　受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，**試験場に必ず持参しなければなりません。**

(ｴ)　**受験票は，各大学の個別学力試験**及び**入学手続の際**にも，必要となるので，大切に保管しておいてください。詳しくは各大学の募集要項等により十分確認してください。

イ　国公立大学用成績請求票の取扱い

(ｱ)　各大学に出願する際，各大学の募集要項をよく読み，指定されている成績請求票をはり付けて出願してください。

(ｲ)　大学入試センター試験を課さない国公立大学の推薦入学に出願する場合は，「国公立推薦入学用」の成績請求票をはる必要はありません。（国公立大学の推薦入学は，一つの大学・学部にしか出願できないので注意してください。）

ウ　私立大学用成績請求票の追加発行

私立大学用成績請求票を当初発行の10枚を超えて必要とする場合は，便せん等を使って次の①及び②の事項を明記した追加発行申請書を作成し，③を同封して速達郵便で申請してください。大学入試センターからは，10枚を単位として追加発行します。あらかじめ不足が分かっている場合は，早めに追加発行申請をしてください。

① 私立大学用成績請求票の**希望枚数**
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）
③ 返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの）

（申請先→巻末参照）

（注）追加発行した私立大学用成績請求票は，当初発行したものと用紙の色が異なります。

⑶ 受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の事項に該当する場合は，受験票等の全部又は一部を再発行するので，速達郵便で申請してください。

再発行を受けた場合には，「私立大学用成績請求票」以外は，**当初発行のものは無効となります。**

なお，②～④の理由による場合は，**当初発行の受験票等を大学入試センターに返送**してください。

① 受験票・写真票・成績請求票が，12月18日(木)までに届かない場合（不着）
② 氏名に変更があった場合
③ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④ 汚損した場合
⑤ 紛失した場合

（注）１　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なります。
２　「現住所の変更・誤り」の場合は，再発行の必要はありません。

イ　再発行申請の必要書類　（申請先→巻末参照）

	区　分	必要書類等
大学入試センター試験受験前	「受験票」，「写真票」，「成績請求票」を再発行申請する場合	紛失，汚損，氏名変更等の場合 ① ウの再発行申請書 ② 紛失以外は当初発行の受験票等 ③ 返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの） 不着の場合 官製はがきに「ウの再発行申請書」の内容を書いて申請すること。
大学入試センター試験受験後	「受験票」，「成績請求票」を再発行申請する場合 「受験票」のみを再発行申請する場合	① ウの再発行申請書 ② 紛失以外は当初発行の受験票等 ③ 写真　１枚 ・写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。 当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。 ④ 署名　１枚 ・縦１cm，横４cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで横書きに自署したもの。 ⑤ 返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの）
	「成績請求票」のみを再発行申請する場合	① ウの再発行申請書 ② 紛失以外は当初発行の成績請求票 ③ 返信用の封筒（長形３号の封筒に770円分の切手をはったもの）

ウ　再発行申請書の作成例

便せん等を使って次の要領で「再発行申請書」を作成してください。

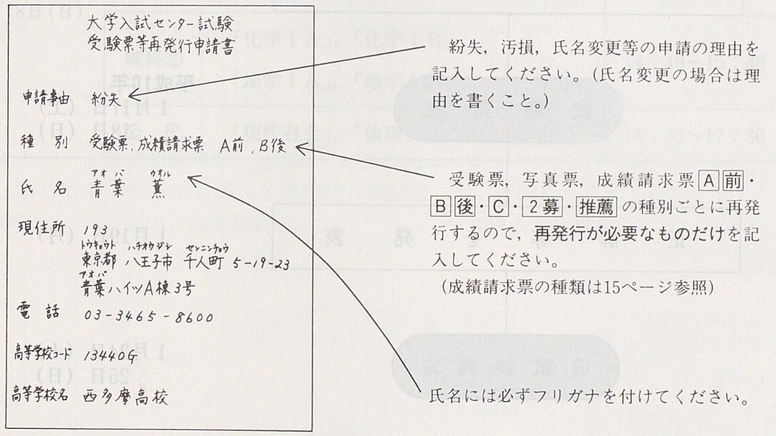

エ　大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

⑷ その他の留意事項

大学入試センター試験終了後の平成10年１月19日(月)から１月25日(日)の間は，追加発行及び再発行業務は行いません。この期間に申請があったものについては，１月26日（月）から本人あてに送付します。

III　あらかじめよく読んでおく

1　平成10年度大学入試センター試験実施日程

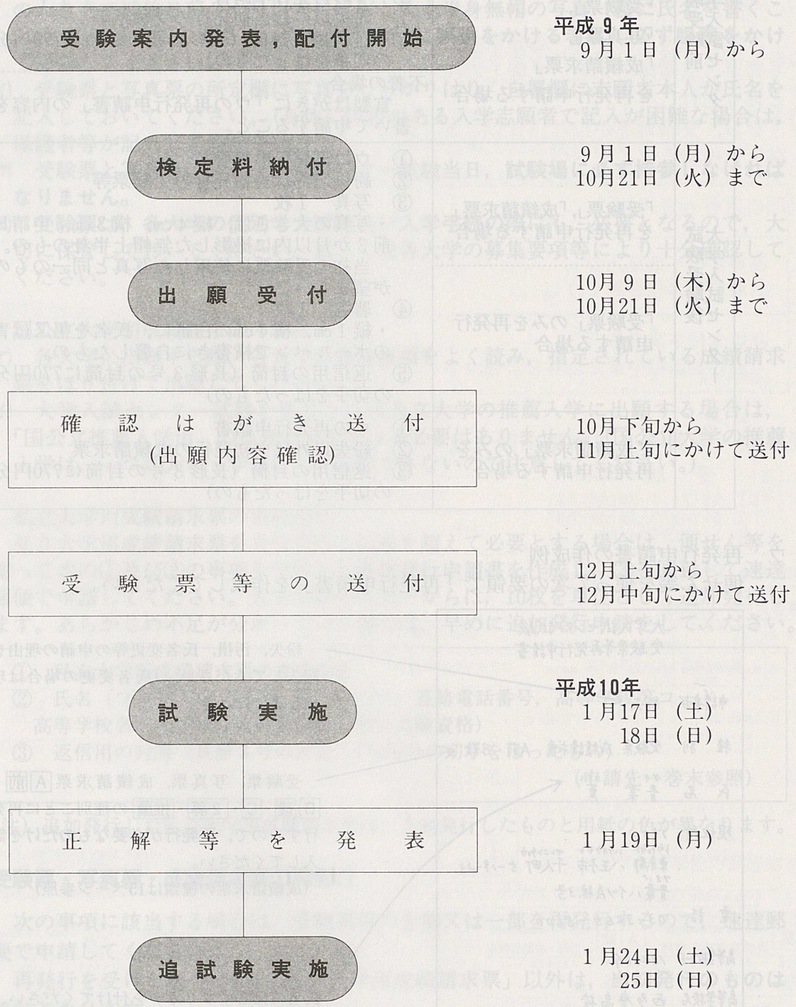

2　試験期日・試験時間割

期　日	出題教科・科目		試験時間
平成10年 １月17日(土)	外国語	『英　語』，「ドイツ語」， 「フランス語」，「中国語」	10：00～11：20
	地理歴史	「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」， 「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」	12：50～13：50
	数学①	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』， 「旧数学Ⅰ」	14：40～15：40
	数学②	「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』， 「旧数学Ⅱ」， 「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』	16：30～17：30
１月18日(日)	国　語	「国語Ⅰ」，『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	10：00～11：20
	理科①	「総合理科」，「物理ＩＡ」，「物理ＩＢ」， 「生物ＩＡ」，「生物ＩＢ」，「理科Ⅰ」	12：50～13：50
	理科②	「化学ＩＡ」，「化学ＩＢ」， 「地学ＩＡ」，「地学ＩＢ」	14：40～15：40
	公　民	「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」	16：30～17：30

3　出題教科・科目等

大学入試センター試験を利用する大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

(1)　新教育課程履修者に対する出題教科・科目等は次ページの(5)，旧教育課程履修者に対する経過措置及び出題教科・科目等はその次の(6)のとおりです。

（注）「新教育課程履修者」とは，高等学校（盲学校，聾学校及び養護学校の高等部を含む。）に平成６年４月以降に入学し，平成10年３月までに卒業又は卒業見込みの者です。
「旧教育課程履修者」とは，上記以外の者です。

(2)　大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し，解答はマーク方式によります。

(3)　３教科以上の受験として出願した者は，受験教科数の制限はありませんが，２教科以下の受験として出願した者は，２教科を超える教科の選択はできませんので注意してください。　（検定料納付に当たっての留意事項６ページ(1)参照）

(4)　受験者は，試験室において出願時に受験希望した科目を変更して解答することができます。

ただし，別冊子となっている「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」は，出願時に問題冊子の配付を希望しなければ，配付されませんので注意してください。　（志願票の記入方法９ページ(2)参照）

(5)　新教育課程履修者に対する出題教科・科目等

教　科	グループ	出　題　科　目	試験時間（配点）	出　題　方　法　等	科目選択の方法等
国　語		「国語Ⅰ」 『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
地理歴史		「世界史Ａ」 「世界史Ｂ」 「日本史Ａ」 「日本史Ｂ」 「地理Ａ」 「地理Ｂ」	60分 (100点)		左記出題科目の６科目のうちから１科目を選択し，解答する。
公　民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」	60分 (100点)		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し，解答する。
数　学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学Ａ』	60分 (100点)	『数学Ⅰ・数学Ａ』は，「数学Ⅰ」と「数学Ａ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ａ」の４項目の内容のうち，〔数と式〕を含む２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 （数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ）	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学Ｂ』 「工業数理」 「簿記」 『情報関係基礎』	60分 (100点)	『数学Ⅱ・数学Ｂ』は，「数学Ⅱ」と「数学Ｂ」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学Ｂ」の４項目の内容のうち，２項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 （ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ） 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。	左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。
理　科	①	「総合理科」 「物理ⅠＡ」 「物理ⅠＢ」 「生物ⅠＡ」 「生物ⅠＢ」	60分 (100点)		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し，解答する。
	②	「化学ⅠＡ」 「化学ⅠＢ」 「地学ⅠＡ」 「地学ⅠＢ」	60分 (100点)		左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。
外国語		『英語』 「ドイツ語」 「フランス語」 「中国語」	80分 (200点)	『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションＡ」，「オーラル・コミュニケーションＢ」及び「オーラル・コミュニケーションＣ」に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の４科目のうちから１科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

（注）１　「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（２問100点），古典（古文（１問50点），漢文（１問50点））」とする。
２　「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（ＳＩ）に統一する。
３　数学①及び数学②においても，他の教科・科目と同様に補助具（そろばん，電卓，グラフ用紙，定規，コンパス等）の使用は認めない。

(6) 旧教育課程履修者に対する出題教科・科目等

ア　平成10年度大学入試センター試験のすべての受験者は，新教育課程の教科・科目の内容による試験問題を受験するのが原則ですが，旧教育課程履修者に対しては，次の経過措置を講じますので，旧教育課程履修者は，この経過措置によっても受験できます。

(ア)　科目単位での経過措置

旧教育課程の「数学Ⅰ」，「数学Ⅱ」及び「理科Ⅰ」は，これらを履修した者のために「旧数学Ⅰ」，「旧数学Ⅱ」及び「理科Ⅰ」として，従前と同様の試験時間，配点により出題します。

なお，**新教育課程履修者は，これらの旧教育課程により出題する科目は選択解答できません。**

(イ)　対応問題での経過措置

「倫理」については，新「倫理」固有の範囲から出題する問題に対しては，旧「倫理」の範囲から出題します。

なお，**新教育課程履修者は，この旧「倫理」の範囲から出題する問題は選択解答できません。**

イ　旧教育課程履修者に対する出題方法等は，次のとおりです。

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法及び旧教育課程履修者に対する措置等	科目選択の方法等
国語		「国語Ⅰ」 『国語Ⅰ・国語Ⅱ』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」の範囲及び「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」を総合した範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
地理歴史		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	60分 (100点)		左記出題科目の6科目のうちから1科目を選択し，解答する。
公民		「現代社会」 「政治・経済」	60分 (100点)		左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。
		「倫理」		新「倫理」と旧「倫理」の共通の範囲から出題するほか，新「倫理」固有の範囲から出題する。 新「倫理」固有の範囲から出題する問題に対しては，旧「倫理」の範囲から出題する問題を用意し，旧教育課程履修者はいずれかを選択解答できるようにする。	
数学	①	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』	60分 (100点)	『数学Ⅰ・数学A』は，「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学A」の4項目の内容のうち，〔数と式〕を含む2項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 （数と式，平面幾何，数列，計算とコンピュータ）	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。
		「旧数学Ⅰ」		旧教育課程履修者のために旧「数学Ⅰ」を出題し選択解答できるようにする。	

数学	②	「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』 「工業数理」 「簿記」 『情報関係基礎』	60分 (100点)	『数学Ⅱ・数学B』は，「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし，次に記す「数学B」の4項目の内容のうち，2項目を学習した者に対応した出題とし，問題を選択解答させる。 （ベクトル，複素数と複素数平面，確率分布，算法とコンピュータ） 『情報関係基礎』は，職業教育を主とする家庭，農業，工業，商業，水産，看護の各科及び総合学科において開設されている情報に関する科目に共通する内容を出題範囲とする。	左記出題科目の6科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「工業数理」，「簿記」又は『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。
		「旧数学Ⅱ」		旧教育課程履修者のために旧「数学Ⅱ」を出題し選択解答できるようにする。 （旧「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 旧「数学Ⅱ」は，旧「数学Ⅱ」を履修した者並びに旧「代数・幾何」，旧「基礎解析」及び旧「確率・統計」のうち，2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。）	
理科	①	「総合理科」 「物理ⅠA」 「物理ⅠB」 「生物ⅠA」 「生物ⅠB」	60分 (100点)		左記出題科目の6科目のうちから1科目を選択し，解答する。
		「理科Ⅰ」		旧教育課程履修者のために旧「理科Ⅰ」を出題し選択解答できるようにする。	
	②	「化学ⅠA」 「化学ⅠB」 「地学ⅠA」 「地学ⅠB」	60分 (100点)		左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。
外国語		『英語』 「ドイツ語」 「フランス語」 「中国語」	80分 (200点)	『英語』は，「英語Ⅰ」に加えて「オーラル・コミュニケーションA」，「オーラル・コミュニケーションB」及び「オーラル・コミュニケーションC」に共通する事項を出題範囲とする。	左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「ドイツ語」，「フランス語」又は「中国語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申し出ること。

（注）1　「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（2問100点），古典（古文（1問50点），漢文（1問50点））」とする。
2　「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（SI）に統一する。
3　数学①及び数学②においても，他の教科・科目と同様に補助具（そろばん，電卓，グラフ用紙，定規，コンパス等）の使用は認めない。

4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

平成10年度大学入試センター試験においては，新教育課程による出題教科・科目を受験することが原則ですが，旧教育課程履修者は，前記３－(6)「旧教育課程履修者に対する出題教科・科目等」にあるとおり，経過措置によっても受験できます。

なお，新教育課程履修者は，この経過措置の出題（「旧数学Ⅰ」，「旧数学Ⅱ」，「理科Ⅰ」，「倫理」の旧教育課程対応問題）は，選択解答できないので，十分注意してください。

(1)　試験当日，受験者に配付される試験問題冊子の種類は次のとおりとなっています。

試験問題冊子の種類	内　訳
外　国　語	『英語』一冊
外国語(別冊子)	「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」の３科目合わせて一冊
地　理　歴　史	「世界史Ａ」，「世界史Ｂ」，「日本史Ａ」，「日本史Ｂ」，「地理Ａ」，「地理Ｂ」の６科目合わせて一冊
数　学　①	「数学Ⅰ」，『数学Ⅰ・数学Ａ』，「旧数学Ⅰ」の３科目合わせて一冊
数　学　②	「数学Ⅱ」，『数学Ⅱ・数学Ｂ』，「旧数学Ⅱ」の３科目合わせて一冊
数学②(別冊子)	「工業数理」，「簿記」，『情報関係基礎』の３科目合わせて一冊
国　語	「国語Ⅰ」，『国語Ⅰ・国語Ⅱ』の２科目合わせて一冊
理　科　①	「総合理科」，「物理ＩＡ」，「物理ＩＢ」，「生物ＩＡ」，「生物ＩＢ」，「理科Ⅰ」の６科目合わせて一冊
理　科　②	「化学ＩＡ」，「化学ＩＢ」，「地学ＩＡ」，「地学ＩＢ」の４科目合わせて一冊
公　民	「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の３科目合わせて一冊

(注)　外国語（別冊子）及び数学②（別冊子）は，大学入試センター試験の出願時に問題冊子の配付を希望しなければ配付されません。

(2)　(1)のとおり，複数の科目が**同一の冊子に編集されるので，受験時に解答する科目の選択方法を間違えないよう**，あらかじめ問題冊子の注意事項等（抜粋）（25～31ページ）をよく読んでおいてください。

(3)　**解答用紙**（マークシート）は，試験時間ごとに１枚配付されるので，選択解答する科目のマークを間違えないよう，あらかじめ解答用紙の様式（見本）（25～31ページ）をよく見ておいてください。

(4)　数学①，数学②，理科①，理科②，公民の解答用紙（マークシート）では，選択した問題番号に対応した解答欄にマークすることになりますので，間違えないよう十分注意してください。

(5)　試験問題冊子の注意事項等

国　語　（　外国語　，　地理歴史　は類似のため省略。）

①　試験問題冊子の注意事項（抜粋）

国　語　〔国語Ⅰ　国語Ⅰ・国語Ⅱ〕　（200点 / 80分）

注　意　事　項

1
2　}── 省　略 ──

3　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。
なお，問題は４問あり，両科目とも，第１問，第２問は「近代以降の文書」，第３問は「古文」，第４問は「漢文」の問題です。

出題科目	ページ	選択方法
国　語　Ⅰ	3～	左の２科目のうちから１科目を選択し，解答しなさい。
国語Ⅰ・国語Ⅱ	～	

4　── 省　略 ──

5　**解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。**
①　**受験番号欄**
受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄に**マーク**しなさい。**正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。**
②　**氏名欄，試験場コード欄**
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
③　**解答科目欄**
解答する科目名を一つ選び，科目の下の○にマークしなさい。マークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，０点となります。

6　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，［10］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように**解答番号10の解答欄**の③にマークしなさい。

(例)

解答番号	解　答　欄
10	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

7
8　}── 省　略 ──

②　解答用紙の様式（見本）

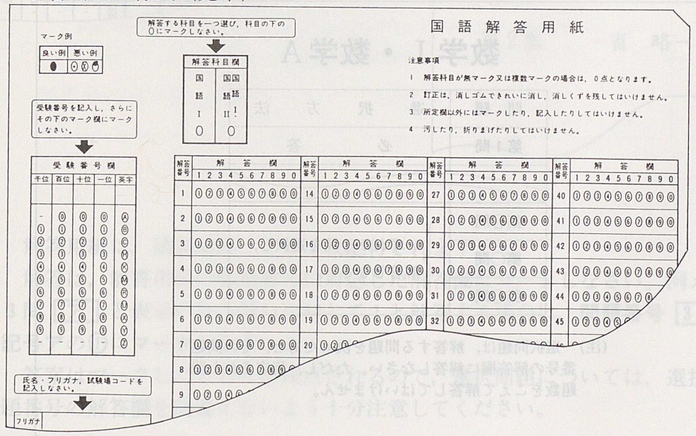

○　解答用紙は，試験時間ごとに１枚配付されます。

数学　（数学①を例に示す。）

○　数学の試験問題は，原則として，各ページの上段に問題が印刷され，下段が下書き部分となっています。

①　試験問題冊子の注意事項（抜粋）

数学 ①

（数学Ⅰ　数学Ⅰ・数学A　旧数学Ⅰ）　（100点　60分）

Ⅰ　注　意　事　項

1　――省　略――

2　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

〔新教育課程履修者〕

出題科目	ページ	選択方法
数学Ⅰ	4～	左の2科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
数学Ⅰ・数学A	～	

〔旧教育課程履修者〕

出題科目	ページ	選択方法
数学Ⅰ	4～	左の3科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
数学Ⅰ・数学A	～	
旧数学Ⅰ	～	

3～7　――省　略――

Ⅱ　解答上の注意

――省　略――

②　『数学Ⅰ・数学A』の試験問題の最初のページ（抜粋）

数学Ⅰ・数学A

問題	選択方法
第1問	必答
第○問	いずれか1問を選択し，解答しなさい。
第○問	
第○問	

（注）　選択問題は，解答する問題を決めたあと，その問題番号の解答欄に解答しなさい。ただし，指定された問題数をこえて解答してはいけません。

③　「旧数学Ⅰ」の試験問題の最初のページ（抜粋）

「旧教育課程履修者」だけが選択できる科目です。
「新教育課程履修者」は，選択してはいけません。

旧数学Ⅰ

（全問必答）

第1問（配点　　）

④　解答用紙の様式（見本）

第1面

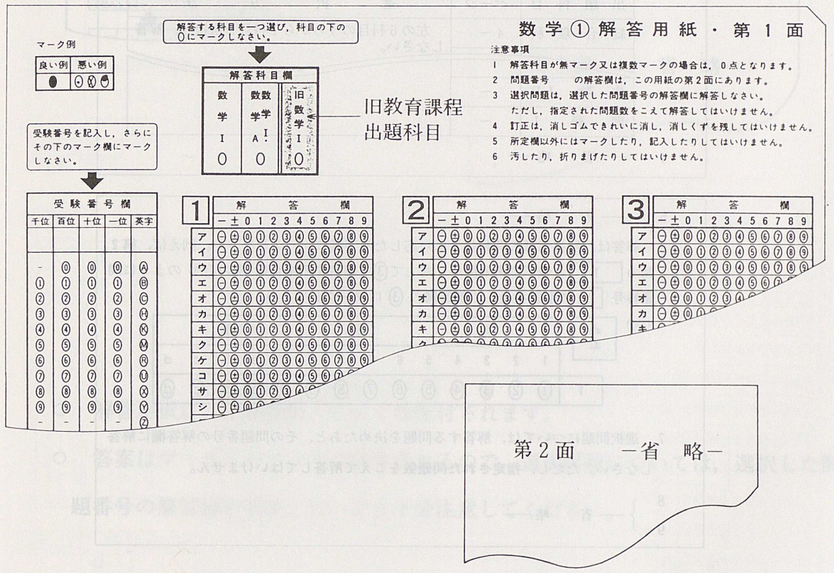

○　解答用紙は，試験時間ごとに1枚配付されます。

○　解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしなさい。例えば，**第3問** ア と表示のある問いに対して1と解答する場合は，**問題番号** 3 **の解答記号ア**の①に**マーク**しなさい。

答案はマークしたとおりに採点されるので，選択問題については，選択した問題番号の解答欄を間違えないよう十分注意してください。

理　科　（理科①を例に示す。）

① 試験問題冊子の注意事項（抜粋）

理　科　①　（総合理科　物理ＩＡ　物理ＩＢ　生物ＩＡ　生物ＩＢ　理科Ｉ）（100点　60分）

注　意　事　項

1
2 ―― 省　略 ――

3 出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

〔新教育課程履修者〕

出題科目	ページ	選択方法
総合理科	4～	左の5科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
生物ＩＢ	～	

〔旧教育課程履修者〕

出題科目	ページ	選択方法
総合理科	4～	左の6科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
生物ＩＢ	～	
理科Ｉ	～	

4 ―― 省　略 ――

5 ―― 省　略 ――

6 解答は，解答用紙の問題番号に対応した解答欄にマークしなさい。例えば，第2問の 1 と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように問題番号 2 の解答番号1の解答欄の ③ にマークしなさい。

（例）

2	解答欄													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	a	b	c	d
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⓪	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ

7 選択問題については，解答する問題を決めたあと，その問題番号の解答欄に解答しなさい。ただし，指定された問題数をこえて解答してはいけません。

8
9 ―― 省　略 ――

② 解答用紙の様式（見本）

第1面

旧教育課程
出題科目

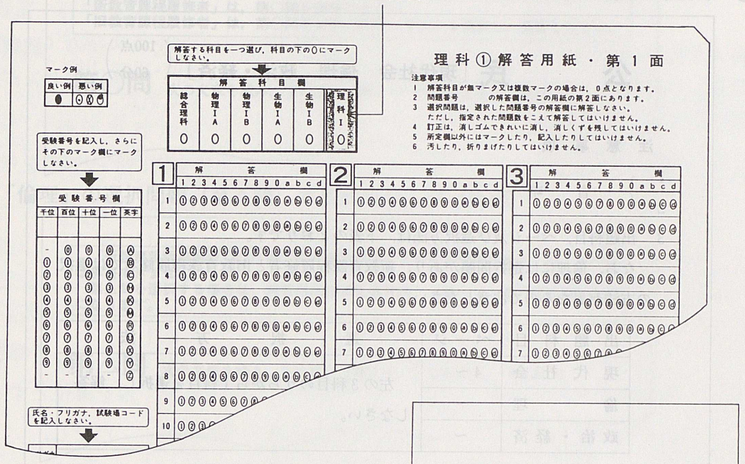

第2面　―省　略―

○ 解答用紙は，試験時間ごとに1枚配付されます。

○ 答案はマークしたとおりに採点されるので，選択問題については，選択した問題番号の解答欄を間違えないよう十分注意してください。

公　民

① 試験問題冊子の注意事項（抜粋）

公　　民〔現代社会　倫理　政治・経済〕（100点 60分）

注　意　事　項

1
2 ｝── 省　　略 ──

3　出題科目，ページ及び選択方法は，下表のとおりです。

なお，倫理には選択問題があり，新教育課程履修者と旧教育課程履修者では選択の方法が異なるので注意しなさい。

出題科目	ページ	選択方法
現代社会	4～	左の3科目のうちから1科目を選択し，解答しなさい。
倫理	～	
政治・経済	～	

4
5 ｝── 省　　略 ──

② 「倫理」の試験問題の最初のページ（抜粋）

倫　　理

問題	選択方法 新教育課程履修者	選択方法 旧教育課程履修者	解答番号数
第1問	必　答	必　答	1 ～
第○問	必　答	いずれか1問を選択し，解答しなさい。	～
第△問	解答してはいけません。		～

（注）1　選択方法に注意し，計　問を解答しなさい。

2　選択問題は，解答する問題を決めたあと，その解答番号の解答欄に解答しなさい。第○問，第△問両方を解答してはいけません。

3　第△問を選択した場合は，解答用紙の解答番号　番～　番の解答欄は空欄になります。

③ 「倫理」の選択問題（第○問）の最初のページ（抜粋）

「新教育課程履修者」は，第○問を解答しなさい。
「旧教育課程履修者」は，第○問又は第△問のいずれかを選択し，解答しなさい。

第○問　次の文章を読み，下の問い（問1～　）に答えよ。（配点　）

④ 「倫理」の選択問題（第△問）の最初のページ（抜粋）

「新教育課程履修者」及び「第○問を選択解答した旧教育課程履修者」は，第△問は解答できません。
第△問を選択する場合は，解答用紙の解答番号の　番～　番の解答欄は空欄になります。

第△問　次の文章を読み，下の問い（問1～　）に答えよ。（配点　）

⑤ 解答用紙の様式（見本）

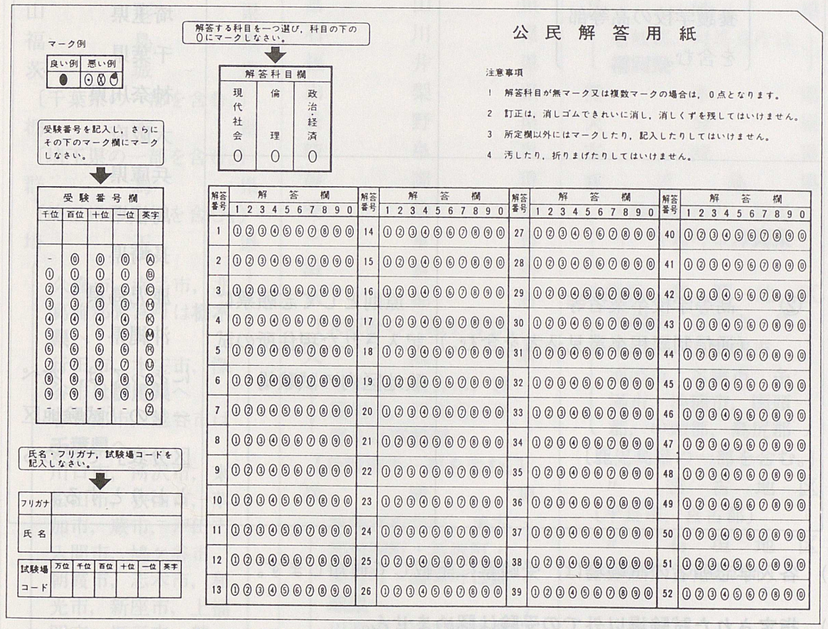

例えば，新「倫理」固有の問題「第○問」の解答番号が40～45で，これに対応する旧「倫理」の問題「第△問」の解答番号が46～50となっている場合に，旧教育課程履修者が，第△問を選択解答すると第○問の解答番号40～45は空欄となるので十分注意してください。

5 試験場の指定

(1) 各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布等を勘案し，指定します。

(2) 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

出願資格	指定する試験場	備考
① 高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。） （盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）	原則として在学する学校が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は，原則として都道府県を単位とする。 ただし， 北海道 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 沖縄県 にあっては，次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
② 高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）	原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

(3) 各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

(4) **指定された試験場以外での受験は認めません。**

(5) **出願後の現住所変更による試験場の変更は認めません。**

試験地区区分表（試験地区名）

北海道　石狩支庁地区
〃　空知支庁地区
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区
〃　後志支庁地区
〃　檜山・渡島支庁地区
〃　胆振・日高支庁地区
〃　十勝支庁地区
〃　根室・釧路支庁地区
〃　網走支庁地区
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
〔千葉県の一部を含む。〕
栃木県
〔埼玉県の一部を含む。〕
群馬県
〔埼玉県の一部を含む。〕
埼玉県
（久喜市，幸手市，北葛飾郡鷲宮町は**栃木県**へ
行田市，本庄市，深谷市は**群馬県**へ
春日部市，越谷市は**千葉県**へ
川口市，所沢市，東松山市，狭山市，草加市，蕨市，戸田市，入間市，鳩ケ谷市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，上福岡市，坂戸市，鶴ヶ島市は**東京都**へ）

千葉県
〔埼玉県の一部を含む。〕
（柏市，我孫子市は**茨城県**へ
流山市，浦安市は**東京都**へ）
東京都
（埼玉県，千葉県及び神奈川県の一部を含む。）
神奈川県
（横浜市鶴見区・神奈川区・西区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・瀬谷区，川崎市，相模原市は**東京都**へ）
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
〔大阪府の一部を含む。〕
大阪府
（守口市，枚方市，寝屋川市，門真市，交野市は**京都府**へ）
〔兵庫県の一部を含む。〕
兵庫県
（城崎郡香住町，美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町は**鳥取県**へ
川西市，川辺郡猪名川町は**大阪府**へ）

奈良県
和歌山県
鳥取県
〔兵庫県の一部を含む。〕
島根県
〔鹿足郡は**山口県**へ〕
岡山県
広島県
山口県
〔島根県の一部を含む。〕
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
〔長崎県の一部を含む。〕
佐賀県
長崎県
（壱岐郡，対馬支庁は**福岡県**へ）
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
（大島郡和泊町・知名町・与論町は**沖縄県**へ）
沖縄県　那覇地区
（那覇市，石川市，具志川市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，国頭郡，中頭郡，島尻郡）
〔鹿児島県の一部を含む。〕
〃　宮古地区
〔平良市，宮古郡〕
〃　石垣地区
〔石垣市，八重山郡〕

6　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

(1)　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**各入学志願者は，志望する大学の募集要項等により，これらを確認の上，受験してください。

(2)　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が，入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち，当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供**します。

なお，国語の特定分野を利用する大学へは，国語の分野別（「近代以降の文章」，「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

(3)　利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合の大学への成績提供等を例示すると，次のとおりです。

志願者に対する大学の指定	大学入試センターから大学への成績の提供	利用方法
国語，地理歴史，外国語の３教科から１教科選択	当該大学を志願した受験者が国語，地理歴史，外国語を受験していれば，この３教科の全部の成績	いずれの教科・科目が選抜に利用されるかは，各大学の募集要項等で確認してください。
「物理ＩＡ」，「物理ＩＢ」，「化学ＩＡ」，「化学ＩＢ」の４科目から１科目選択	当該大学を志願した受験者が「物理ＩＢ」と「化学ＩＢ」を受験していれば，この２科目の成績	

(4)　２教科以下の受験として出願した者の成績提供について

ア　２教科以下の受験として出願した者の成績提供についても，基本的には上記(1)～(3)のとおりです。

イ　２教科以下の受験として出願した者が，誤って３教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。

(注)　大学入試センター試験の成績の取扱い

平成10年度大学入試センター試験において，選択科目間で著しい平均点の差が生じた場合の得点調整の実施については，現在検討中です。決定事項については，受験票等の送付時（12月上旬～中旬）に併せてお知らせします。

7　追試験及び再試験の実施

(1)　追試験の実施

ア　追試験の対象者

> ①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者
> ②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者
> ③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者

イ　実施期日は，平成10年１月24日(土)，25日(日)とします。

ただし，この期日より後に(2)の再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。

ウ　試験時間及び出題教科・科目等は，19ページのとおりです。

エ　追試験の試験場は，全国を２地区に分け地区ごとに１か所設定します。

なお，地区別の試験場は，受験票を送付する際同封する「受験上の注意」に明示します。

オ　追試験の受験申請

本人又は代理人が，「受験票」に記載されている「問い合わせ大学」に行き申請してください。申請の受付時間，申請方法等の詳細については，「受験上の注意」に明示します。

(2)　再試験の実施

ア　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。なお，この再試験についての追試験はありません。

イ　再試験の実施期日は，平成10年１月24日(土)，25日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

8　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

⑴　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　大学入試センター試験では，次表に掲げる身体に障害のある入学志願者（これに準ずる者を含む。）のために，その障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない文字又はチェックによる解答，代筆による解答，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）　者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の３の規定に準拠した。

イ　特別措置を希望する場合は，出願時に「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

ウ　日常生活において，ごく普通に使用している補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験する場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請することが必要ですので注意してください。

なお，出願受付締切後に申請した場合は，申請内容によっては対応が直ちにできないものがあるため，特別措置が認められないこともありますので十分注意してください。

エ　**特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要**となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，**できるだけ早く大学入試センターに請求**してください。

請　求　方　法	官製はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話
請　求　先	〒153　東京都目黒区駒場２丁目19番23号 大学入試センター事業第一課 問合せ専用電話　03-3465-8600 （月曜日から金曜日９時30分～17時，祝日は除く。）
記載を要する事項	氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等

⑵　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，次のとおり志望大学と事前相談を行ってください。

ア　代筆による解答を希望する者

大学入試センター試験へ出願する際に，志望大学との事前相談の状況等を提出書類に記入していただくこととなりますので，出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

イ　代筆による解答を希望する者以外の者

当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

9　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

⑴　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

⑵　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともありますので，ご了承ください。

10　受験に当たっての主な注意事項

⑴　試験当日の注意事項

ア　試験場は，受験票で指定しますので，指定された試験場で受験してください。
指定された試験場以外での受験は認められません。

イ　受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。

ウ　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

エ　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

⑵　試験時間中の注意事項

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**
受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

イ　**解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点**となりますので十分注意してください。

ウ　**解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか)」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**
「H，F，HB以外の黒鉛筆」及び「シャープペンシル」などを使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。
ただし，シャープペンシルなどは，メモに限り使用しても差し支えありません。
和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は使用できません。

エ　「そろばん」，「電卓」，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。)」，「コンパス」等の補助具は使用できません。

オ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

カ　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。

キ　**試験時間中は監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

⑶　試験終了時の注意事項

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示に従わない場合は，不正行為になることがあります。

(注)　ここに記載した事項以外にも注意が必要な事項がありますので，受験票を送付する際に同封する「受験上の注意」をよく読んでおいてください。

大学入試センターへの問合せ，届出等

次の①～⑥について，問合せ又は届出等をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

事　由		問合せ，届出等方法	参照ページ
① 出願資格（証明書類）及び志願票等記入方法の問合せ		**下記問合せ先電話**	
② 検定料「納付書・領収証書」	紛　失	**下記問合せ先電話**	6～7ページ
	誤記入又は未記入	**速達郵便はがき** ○　官製はがきの表面に「納付書誤記入又は未記入届出」と朱書すること。	
③ 出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出		**速達郵便はがき** ○　官製はがきの表面に「……変更届出」と朱書すること。	13ページ
④ 確認はがき不着届出		**下記問合せ先電話**	14ページ
⑤ 私立大学用成績請求票追加発行申請		**速達郵便（封筒）** ○　大学入試センターあての封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。 ○　返信用封筒(長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，770円分の切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。	16ページ
⑥ 受験票等再発行申請		**速達郵便（封筒）** ○　大学入試センターあての封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。 ○　返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，770円分の切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。 ○　大学入試センター試験終了後に受験票の再発行を申請する場合は，写真と署名を必ず同封すること。	16～17ページ
		○　受験票等が届かない場合（不着）は，官製はがきで再発行申請すること。	

届出・申請先　⇨　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19番23号
大学入試センター事業第一課
※　平成10年２月２日以降は，郵便番号153-8501

問合せ先　⇨　**電話　03-3465-8600**
月曜日から金曜日９時30分～17時，祝日は除く。
電話による問合せは，原則として志願者本人が行うこと。

（6） 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

平成10年度大学入学者選抜

受　案　別冊

大学入試センター試験

出願期間　平成9年10月9日(木)～10月21日(火)

試験期日　平成10年1月17日(土)・1月18日(日)

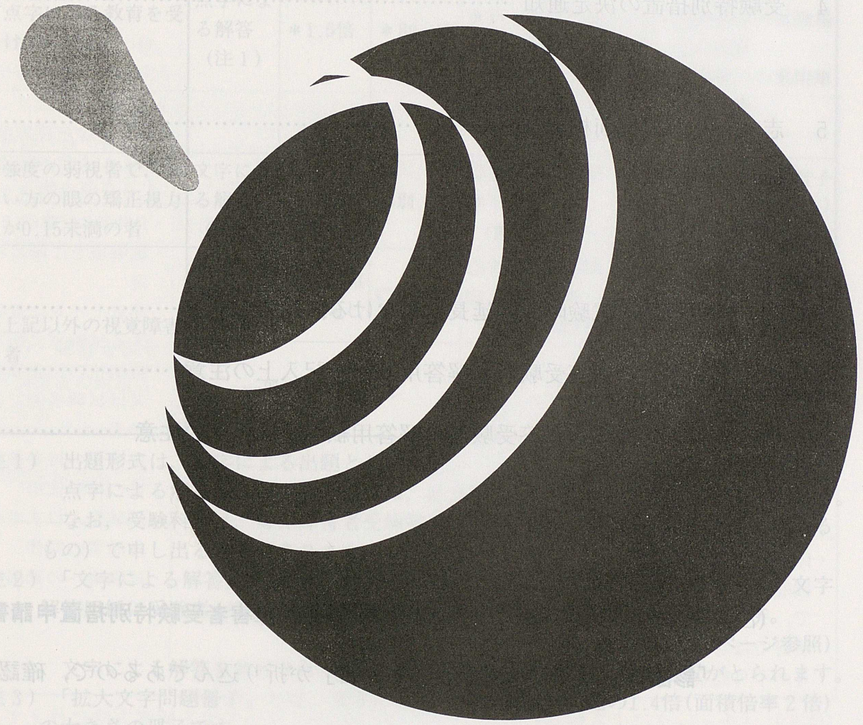

大学入試センター

志望する大学の募集要項等で確認が必要なこと

○志望大学が大学入試センター試験で志願者に解答させる教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する各大学の募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

（20，34ページ，大学入試センター試験利用大学一覧（59ページ以下）参照）

○志望大学における大学入試センター試験の成績の取扱い
（大学が指定している教科・科目数を超えて受験した場合の取扱いを含む。）
（34ページ参照）

○志望大学の選抜実施日程　（58ページ参照）

○志望大学へ出願する際に提出する「成績請求票」の種類等　（15ページ参照）

○志望大学を受験する際の「大学入試センター試験受験票」の取扱い
（16ページ参照）

○身体に障害のある入学志願者の志望大学との事前相談の時期等　（37ページ参照）

この「受験案内」は，大学入試センター試験が終了した後も各大学の入学者選抜が終了する３月末までは，大切に保管しておいてください。

非売品

大学入試センター

目　　次

1　大学入試センター試験における受験特別措置 …… 2

2　申請方法 …… 6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意 …… 7

4　受験特別措置の決定通知 ……10

5　志望大学との事前相談 ……11

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割 ……12

2　文字による解答受験者の解答用紙への記入上の注意 ……13

3　チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意 ……15

（注）　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」**，**「診断書」**及び**「状況報告・意見書」**が折り込んであるので，確認してください。

1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者（11ページ参照）のために，〔表１〕～〔表５〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者には，通常の志願票のほかに，必要な書類を提出していただき，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類・程度に応じた特別措置を決定することになっています。

特別措置を希望する場合は，６ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続を行ってください。

〔表１〕　視覚障害

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試　験　室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・点字による教育を受けている者</td><td>点字による解答（注１）</td><td>＊1.5倍</td><td>＊別　室</td><td>＊点字問題冊子
＊点字用解答用紙・下書き用紙
＊レーズライター・レーズライター用紙・レーズライター用ボールペン（数学，理科のみ）</td><td>＊点字器等の持参使用
＊試験室入口までの付添者の同伴
・点字器等の試験場での保管
・試験場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td>・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>1.3倍</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
（数学，理科のみ）</td><td rowspan="3">・拡大文字問題冊子の配付　（注３）
（一般問題冊子と併用）
・拡大鏡等の持参使用　（注４）
・窓側の明るい座席を指定
・照明器具の試験場側での準備</td></tr>
<tr><td>・上記以外の視覚障害者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>一般志願者と同じ</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
（数学，理科のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般志願者と同じ</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注１）　出題形式は，点字による出題とします。
点字による解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。
なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの）で申し出る必要があります。

（注２）「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。
（13～14ページ参照）
文字による解答を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。

（注３）「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子です。

（注４）「拡大鏡等」には，弱視者用拡大テレビの持参使用を含みます。

〔表２〕 聴覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	一般志願者と同じ				・手話通訳者の配置（注１） ・注意事項等の文書による伝達（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用（注３）
・上記以外の聴覚障害者					・注意事項等の文書による伝達（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用（注３）

（注１）「手話通訳者」とは，聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。
（注２）「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものです。
（注３）「ＦＭ式携帯補聴器」は使用できません。

〔表３〕 肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で措置又は用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者	チェックによる解答（注１）	1.3倍	＊別 室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（数学，理科のみ）	・介助者の配置（注２） ・試験室を１階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・特製机の持参使用又は試験場側での準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・上記以外の肢体不自由者	チェックによる解答（注１）	一般志願者と同じ	＊別 室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（数学，理科のみ）	
	一般志願者と同じ				
・体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能な者	代筆による解答（注３）	一般志願者と同じ又は1.3倍	◎別 室	◎代筆者	

（注１）「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックすることにより解答する方法です。（15～16ページ参照）

チェックによる解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。
（注２）「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。
（注３）「代筆による解答」とは，受験者が解答番号（記号）と，それに対する選択肢の数字，英字又は符号を口頭で解答し，代筆者が，受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。
また，「代筆による解答」に該当する者が，解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置，ワードプロセッサ等）の持参使用を希望する場合は，審査の上，使用方法を制限して許可することがあります。
代筆による解答を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。
なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの）で申し出る必要があります。

〔表４〕 病 弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

〔表５〕 障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）
・障害を併せもつ者	・障害の種類・程度に応じ，〔表１〕～〔表４〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項

(2) 特別措置を希望する志願者の出願等日程

事　　項	日　　程	手　続　等
受験特別措置について疑問がある場合の問合せ	できるだけ早く照会してください。	問合せ専用電話 03-3465-8600 月曜から金曜 9時30分～17時 祝日は除く。
代筆による解答を希望する者の志望大学との事前相談	大学入試センター試験出願以前のできるだけ早い時期に相談してください。	各大学の照会先は，受験案内（本冊）59～71ページを参照すること。
出願書類の提出 （一般志願者と同じ）	10月9日(木)から 10月21日(火)まで	郵送 志願者⟶大学入試センター
受験票の送付 （一般志願者と同じ）	12月上旬から中旬にかけて送付	郵送 志願者⟵大学入試センター
「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験上の注意」（身体に障害のある受験者用）の送付	12月上旬から中旬にかけて送付	郵送 志願者⟵大学入試センター

(注)　高等学校卒業見込者（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。
　また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校卒業見込者（通信制課程を除く。）については，在学する学校を経由して送付します。

2 申請方法

申請に際しては，次の書類を取りそろえて，出願してください。

(1)　受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

(2)　この冊子折り込みの「**身体障害者受験特別措置申請書**」

(3)　次の障害等に応じた**医師の診断書等**

区　　分	診　　断　　書　　等
点字による解答を希望する者	「医師の診断書」（任意の様式）， 「身体障害者手帳の写」， 「学校長による点字学習の証明」（任意の様式） 上記のうちいずれか一つ
強度の弱視者で，文字による解答と試験時間の延長（1.3倍）を併せて希望する者	この冊子折り込みの「**診断書**（視覚障害関係）」
聴覚障害者で，受験特別措置を希望する者	この冊子折り込みの「**診断書**（聴覚障害関係）」
重度の肢体不自由者で，チェックによる解答と試験時間の延長（1.3倍）を併せて希望する者	この冊子折り込みの 「**診断書**（肢体不自由関係１）」及び 「**状況報告・意見書**（肢体不自由関係２）」
体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能なため，代筆による解答を希望する者	この冊子折り込みの 「**診断書**（肢体不自由関係１）」及び 「**状況報告・意見書**（肢体不自由関係３）」
上記以外の身体に障害のある者で，受験特別措置を希望する者	「医師の診断書」（任意の様式）（注）

(注)　視覚障害者のうち「拡大鏡等の持参使用」（弱視者用拡大テレビを除く。）及び肢体不自由者等のうち「杖の持参使用」のみを申請する者は，医師の診断書は必要としません。

3 「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1) 「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2) この申請書は，高等学校卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

高等学校卒業見込者以外の者（高等学校を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，保護者等が志願者と相談の上，記入してください。

(3) 8～9ページの「(7) 各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4) **太枠の中のみ記入**してください。

(5) 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

(6) 「身体障害の程度」欄の記入例

	⑦ 視覚障害			⑧ 聴覚障害		⑨ 肢体不自由				⑩ 病弱	⑪
身体障害の程度	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当する)	該当する	該当する	該当する
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46

⑫ この欄に，症状及び学校の授業での状況等を詳しく記入すること。

身体障害者手帳交付番号：　，交付年月日：昭和〇年〇月〇日
障害名：脳性麻痺　，等級：〇級

脳性麻痺による下肢障害のため，車椅子を必要とします。トイレは普通の洋式トイレではなく，身障者用トイレを必要とします。
また，学校では車椅子のため，階段の上り下りに介助者の配慮をしてもらいました。体育は見学しましたが，それ以外の授業は他の生徒と同様に受けました。

(7) 各欄の記入方法

区　分	記　入　方　法　等
①「大学入試センター記入」欄	記入しないでください。
②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」（受験案内（本冊）39～57ページ参照）により記入してください。
③「整理番号」欄	高等学校卒業見込者についてのみ，学校が記入してください。 整理番号は，高等学校で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入してください。
④「氏名」欄	カタカナ及び漢字等で記入してください。
⑤「性別」欄	該当する文字を〇で囲んでください。
⑥「出身学校名」欄	出身学校名を記入してください。 高等学校卒業以外の資格で出願する者は，出願資格を記入してください。
⑦～⑫「身体障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を〇で囲むとともに，⑫に症状及び高等学校の授業での状況等を詳しく記入してください。 身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入してください。
⑬～⑮「受験に際して希望する措置」欄	障害の種類・程度に応じて，該当する事項の「希望する」の文字を〇で囲んでください。
⑯「その他の希望措置」欄	⑬～⑮に記載されている事項以外で，希望する措置があれば記入してください。 弱視者用拡大テレビの持参使用を希望する者は，その旨を記入してください。

区　分	記　入　方　法　等
⑰「点字による解答又は代筆による解答を希望する者の受験科目」欄	点字による解答を希望する者又は代筆による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の文字を○で囲んでください。 （受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）20～23ページ参照） **出願受付締切後は，受験科目の変更はできない**ので十分注意してください。 (注)　点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある当該試験地区内に１か所設定します。 （受験案内（本冊）33ページ参照）
⑱「志願者の現住所･連絡電話番号」欄	緊急に連絡する場合必要となるので，高等学校卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入してください。 団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入してください。 (注)　現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法 1　官製はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）に次の事項を明記し，速達郵便で平成10年１月16日㈮（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。 ①　新・旧の現住所，連絡電話番号 ②　氏名（フリガナ），高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格） 2　届出先 〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号 大学入試センター事業第一課
⑲「記入者名」欄	学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印してください。 保護者等が記入した場合は，記入者が署名，押印してください。

4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月上旬から中旬にかけて通知**（高等学校卒業見込者は在学する学校を経由）します。

この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験上の注意」（身体に障害のある受験者用）を同封しますので，よく読んでおいてください。

なお，この「決定通知」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参するものですので，大切に保管しておいてください。

(注)　通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されたものです。入学を志望する大学の学力検査等において特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。(次ページ参照)

5　志望大学との事前相談

下表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので**，次のとおり志望大学と事前相談を行ってください。

(1)　代筆による解答を希望する者

大学入試センター試験へ出願する際に，志望大学との事前相談の状況等を提出書類に記入することとなりますので，出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

(2)　代筆による解答を希望する者以外の者

当該大学が定めている期日までに，十分相談してください。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者 （強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）者 （強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 （身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

(注)　学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した。

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割

		1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第一日目	外国語	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)	10:00～11:20（80分）
	地理歴史	13:00～14:20（80分）	13:00～14:30（90分）	12:50～13:50（60分）
	数学①	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	数学②	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）
第二日目	国語	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)	10:00～11:20（80分）
	理科①	13:00～14:20（80分）	13:00～14:30（90分）	12:50～13:50（60分）
	理科②	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	公民	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）

2　文字による解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字による解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておいてください。

(1)　文字解答用紙の１枚目

受験番号，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入してください。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

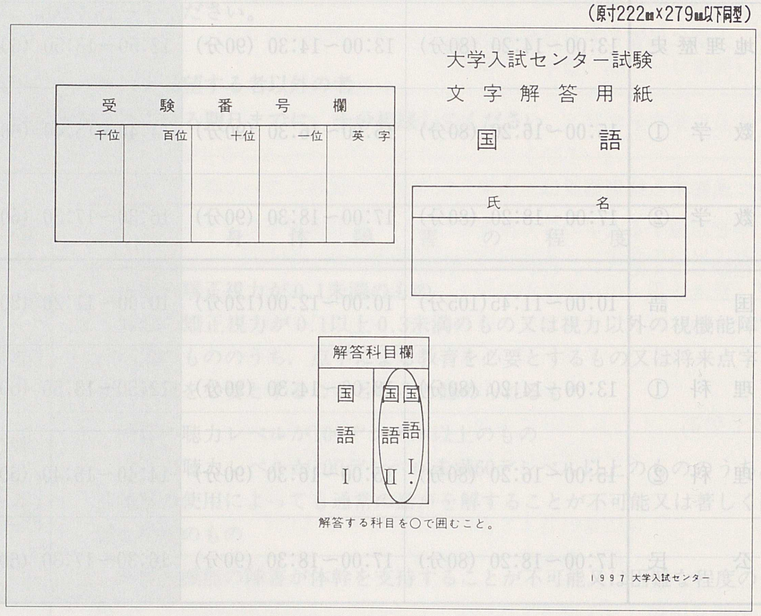

ア　受験番号欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入してください。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲んでください。（各試験時間帯とも同様に行ってください。）

(2)　文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入してください。

〔外国語，地理歴史，国語及び公民共通の文字解答用紙の様式（見本）〕

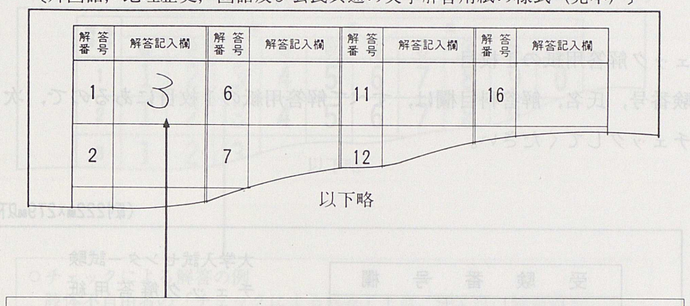

○文字による解答の例

視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に 3 と記入する解答方法です。

〔数学①，数学②の文字解答用紙の様式（見本）〕

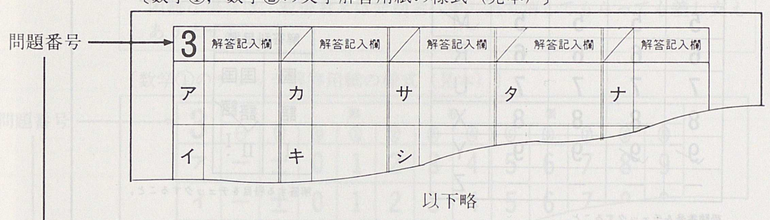

〔理科①，理科②の文字解答用紙の様式（見本）〕

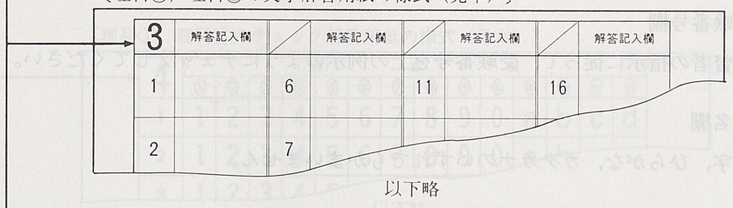

○選択問題がある科目を解答する場合は，解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

3　チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェックによる解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておいてください。

(1)　チェック解答用紙の１枚目

受験番号，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックしてください。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

受験番号欄				
千位	百位	十位	一位	英字
—	0	0	0	A
1	1	1	1	B
2	2	2	2	C
3	3	3	3	H
4	4	4	4	K
5	5	5	5	M
6	6	6	6	R
7	7	7	7	U
8	8	8	8	X
9	9	9	9	Y
—	—	—	—	Z

受験番号をチェックすること。

大学入試センター試験
チェック解答用紙
国　語

氏名

解答科目欄		
国	国	国
語	語	語
Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ

解答する科目をチェックすること。

1997 大学入試センター

ア　受験番号欄

監督者の指示に従って，受験番号を上の例示のようにチェックしてください。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックしてください。（各試験時間帯とも同様に行ってください。）

(2)　チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックしてください。

〔外国語，地理歴史，国語及び公民共通のチェック解答用紙の様式（見本）〕

解答番号	解答欄									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
2	1	2	3	4	5	6	7	8	0	
3	1	2	3							

以下略

○チェックによる解答の例
肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ／ を表示する解答方法です。
（参考）
(1)　解答の表示は，／を表示し難い場合には，例えば○（マル），×（バツ），／（シャセン）などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもかまいません。（１枚目の受験番号欄・解答科目欄の表示についても同様です。）
(2)　解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消してください。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えありません。

〔数学①のチェック解答用紙の様式（見本）〕

問題番号 →

3	解答欄											
	⊖	±	⓪	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
ア	—	±	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
イ	—	±	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ウ	—	±	0	1	2	3	4					

以下略

〔理科①，理科②のチェック解答用紙の様式（見本）〕

4	解答欄													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⓪	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	a	b	c	d
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	a	b		
3	1	2	3	4	5									

以下略

○選択問題がある科目を解答する場合は，解答する問題番号に対応した解答用紙に解答してください。

平成10年度大学入試センター試験

身体障害者受験特別措置申請書

①大学入試センター記入						② 高等学校等コード						③ 整理番号			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

④ カタカナ記入（姓と名の間は1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）

氏名																	
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34

漢字等記入（できるだけ，志願者が自筆で記入すること。）

⑤ 性別：男1 女2 — 35

⑥ 出身学校名：高等学校 学校

身体障害の程度

⑦ 視覚障害			⑧ 聴覚障害		⑨ 肢体不自由				⑩ 病弱	⑪
点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46

⑫ この欄に，症状及び学校の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：　交付年月日：　障害名：　等級：）

受験に際して希望する措置

⑬ 視覚障害							⑭ 聴覚障害			⑮ 肢体不自由・病弱等			
点字による解答（1.5倍）（別室）	文字による解答（1.3倍）（別室）	文字による解答（別室）	拡大文字問題冊子の配付	拡大鏡等の持参使用	窓側の明るい座席を指定	照明器具の試験場側での準備	点字器等の試験場での保管	手話通訳者の配置	注意事項等の文書による伝達	座席を前列に指定	補聴器の持参使用（FM式を除く）	チェックによる解答（1.3倍）（別室）	チェックによる解答（別室）	代筆による解答（1.3倍）（別室）	代筆による解答（別室）
希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する1	希望する2
47	48		49	50	51	52	53	54		55	56	57		58	

（肢体不自由・病弱等）

試験室における介助者の配置	別室の設定	試験室を1階に設定	洋式トイレに近接する試験室に指定	特製机の持参使用	特製机の試験場側での準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用	試験室入口までの付添者の同伴	試験場への乗用車での入構
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する
59	60	61	62	63		64	65	66	67

⑯ その他の希望措置（記載事項以外で，希望する措置があれば記入すること。） 68 1 2

点字による解答又は代筆による解答を希望する者が記入（出願受付締切後は，受験科目の変更はできないので注意すること。）

⑰点字による解答又は代筆による解答を希望する者の受験科目

国語	地理歴史						公民		数学						理科								外国語			
国語Ⅰ	国語Ⅰ・国語Ⅱ	世界史A	世界史B	日本史A	日本史B	地理A	地理B	現代社会	倫理，政治・経済	数学Ⅰ	数学Ⅰ・数学A	旧数学Ⅰ	数学Ⅱ	数学Ⅱ・数学B	旧数学Ⅱ	工業数理	簿記	情報関係基礎	総合理科	物理Ⅰ	物理ⅠA	物理ⅠB	生物Ⅰ	生物ⅠA	生物ⅠB	理科Ⅰ	化学Ⅰ	化学ⅠA	化学ⅠB	地学Ⅰ	地学ⅠA	地学ⅠB	英語	ドイツ語	フランス語	中国語
1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
69	70							71		72						73				74							75						76			

※ 受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）20～23ページを参照すること。

※大学入試センター記入欄

⑱ 志願者の現住所・連絡電話番号：〒　連絡電話番号　－　－

⑲ 記入者名　㊞

※

(7) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

出願期間　平成9年10月9日(木)～10月21日(火)（10月21日消印有効）

折らずに封筒に入れてください。

平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票〔提出用〕

① 高等学校等コード（高等学校等コード表により記入）

② 身体障害者受験特別措置：1 希望 — 8

高等学校記入欄 ③ 整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入） 9 10 11 12

出身学校名：高等学校 学校

④ 受験教科数：1 2教科以下受験 — 13

⑤ カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。） 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

⑥ 漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦ 性別：男1 女2 — 32

⑧ 生年月日：年号 年 月 日 — 53 54 55 56 57 58 59

⑨ 連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩ 課程：1 全日制 2 定時制 3 通信制 — 77

⑪ 学科：1 普通科 2 理数科 3 農業科 4 工業科 5 商業科 6 総合学科 7 外の学科（1～6以外） — 78

⑫ 卒業見込・卒業の別：1 卒業見込 入学年 — 79 80 81；2 卒業 入学年 卒業年 — 82 83 84 85 — 86

⑬ 高等学校卒業者以外：1 外国の学校等 2 在外教育施設 3 指定した者（文部大臣の） 4 資格検定（大学入学） 5 その他（高専3年修了） — 87

別冊子試験問題の配付希望

⑭ 数学：工業数理 簿記

⑮ 外国語：ドイツ語 フランス語 中国語 — 88 89 90 91 92 93

受験希望教科・科目

⑯ 国語：国語Ⅰ・国語Ⅱ 国語Ⅰ — 94

⑰ 地理歴史：世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B — 95

⑱ 公民：現代社会 倫理 政治・経済 — 96

⑲ 数学：数学Ⅰ・数学A 数学Ⅰ 旧数学Ⅰ 数学Ⅱ・数学B 数学Ⅱ 旧数学Ⅱ — 97 98

⑳ 理科：総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ 化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB — 99 100

㉑ 外国語：英語 — 101

㉒ 漢字等記入：（郵便番号） （都道府県名） （郡・市名） （区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号名） （方）

㉓ カタカナ・数字等記入（記入しないこと）〔高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は現住所〕：都道府県名 / 郡・市・区・町村名 / 町・丁目・番地・団地・棟・号名 / 方等名（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

（注） 記入に当たっては，まず8～9ページの記入上の注意，及び10ページの志願票の記入例を参照し，11ページの「志願票控」に記入してみて誤りがないことを確認してから記入してください。

(8) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用）

平成10年度**大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

受験番号	試験場コード	発行回数
1001K	20001X	1

東西大学第1試験場

所在地	東京都目黒区駒場2－19－23 試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」西口下車、徒歩5分

上履き持参　　要措置

新教育課程

別冊子試験問題の配付希望
ドイツ語
フランス語
中国語
工業数理
簿記
情報関係基礎

見本

193-0922
東京都八王子市千人町
5-19-23 ｱｵﾊﾞﾊｲﾂ
A-2-103

（ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ）
青葉　薫　殿

（13440G-20001X-000001）

写真
（4cm×3cm）
（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。）

自署欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

昭和53年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　　電　話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場2丁目19番23号　電話　03-3465-8600

平成10 大学入試センター試験写真票　センター整理番号（0001）

写真
（4cm×3cm）
（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。）

自署欄　（氏　名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

1001K - 20001X - 1
（ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ）
青葉　薫

1　この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

推薦	A前	B後	C	2募
平成10センター試験成績請求票 国公立推薦入学用	平成10センター試験成績請求票 A日程・前期日程用	平成10センター試験成績請求票 B日程・後期日程用	平成10センター試験成績請求票 C日程群用	平成10センター試験成績請求票 第2次募集用
1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫
私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫
私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用	私　平成10センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫	1001K - 20001X - 1 （ｱｵﾊﾞ ｶｵﾙ） 青葉　薫

注　意　事　項

この受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

1　この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。
2　試験前日（1月16日）までに試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
3　受験する教科・科目の「受験者入室」時刻を確認し，試験当日は早めに試験場に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
5　この受験票に「上履き持参」と表示がある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
6　解答には，必ず「黒鉛筆（H,F,HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。シャープペンシルなどは，解答には使用しないでください。
7　この受験票と一緒に送付した「受験上の注意」をよく読んでください。

試験日程	試験期日	平成10年1月17日（土）				平成10年1月18日（日）			
		外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
	出題教科・科目	（英語 ドイツ語 フランス語 中国語）	（世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B）	（数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 旧数学Ⅰ）	（数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ）	（国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ）	（総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ）	（化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB）	（現代社会 倫理 政治・経済）
	受験者入室	9：40まで	12：40まで	14：30まで	16：20まで	9：45まで	12：40まで	14：30まで	16：20まで
	試験開始	10：00	12：50	14：40	16：30	10：00	12：50	14：40	16：30
	試験終了	11：20	13：50	15：40	17：30	11：20	13：50	15：40	17：30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

2募	C	B後	A前	推薦
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。
私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。
私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。

平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票

受験番号	試験場コード	発行回数
1001K	20001X	1

東西大学第1試験場	
所在地	東京都目黒区駒場2－19－23　試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」西口下車、徒歩5分

上履き持参　／　要措置

受験教科数 2　／　新教育課程

別冊子試験問題の配付希望
- ドイツ語
- フランス語
- 中国語
- 工業数理
- 簿記
- 情報関係基礎

見本

西多摩高等学校

（コマハ゛　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13440G-20001X-010001）

写真（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

昭和54年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　電話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場2丁目19番23号　電話　03-3465-8600

平成10 大学入試センター試験写真票 センター整理番号（0001）

写真（4cm×3cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめしっかりとはっておいてください。

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

1001K - 20001X - 1
（コマハ゛　タロウ）
駒場　太郎

1　この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

推薦	A前	B後	C	2募
平成10センター試験成績請求票 国公立推薦入学用	平成10センター試験成績請求票 A日程・前期日程用	平成10センター試験成績請求票 B日程・後期日程用	平成10センター試験成績請求票 C日程群用	平成10センター試験成績請求票 第2次募集用
1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎

私	私	私	私	私
平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎

私	私	私	私	私
平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用	平成10センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎	1001K - 20001X - 1 （コマハ゛　タロウ） 駒場　太郎

注　意　事　項

この受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

1　この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。
2　試験前日（1月16日）までに試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
3　受験する教科・科目の「受験者入室」時刻を確認し，試験当日は早めに試験場に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
5　この受験票に「上履き持参」と表示がある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。
6　解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。シャープペンシルなどは，解答には使用しないでください。
7　この受験票と一緒に送付した「受験上の注意」をよく読んでください。

試験日程	試験期日	平成10年1月17日（土）				平成10年1月18日（日）			
	出題教科・科目	外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
		（英語 ドイツ語 フランス語 中国語）	（世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B）	（数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 旧数学Ⅰ）	（数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ）	（国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ）	（総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ）	（化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB）	（現代社会 倫理 政治・経済）
	受験者入室	9：40まで	12：40まで	14：30まで	16：20まで	9：45まで	12：40まで	14：30まで	16：20まで
	試験開始	10：00	12：50	14：40	16：30	10：00	12：50	14：40	16：30
	試験終了	11：20	13：50	15：40	17：30	11：20	13：50	15：40	17：30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

2募	C	B後	A前	推薦
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。

私	私	私	私	私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。

私	私	私	私	私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。	出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，しっかりとはってください。

（10）平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

平成10年度大学入試センター試験

受験上の注意

1　試験実施期日等

日程 ＼ 出題教科・科目 ／ 事項	平成10年1月17日（土）				平成10年1月18日（日）			
	外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
	英語 ドイツ語 フランス語 中国語	世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B	数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 旧数学Ⅰ	数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ	国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ	総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ	化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB	現代社会 倫理 政治・経済
受験者入室	9:40まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:50	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:20	13:50	15:40	17:30

(1)　平成10年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されていたり，新教育課程履修者は旧教育課程により出題する科目や問題を選択解答できないなどの制約があったりするので，あらかじめ受験案内の24～31ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦4㎝・横3㎝の大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）

(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3)　**試験前日（1月16日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票及び写真票は，**必ず持参してください。**（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」**時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，**確認してください。

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史A」を受験希望した者が，試験当日，「日本史B」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「3教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。

ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「**上履き**」と「**下履きを入れる袋**」を持参してください。

(11)　昼食は，各自で用意してください。

(12)　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　「受験票」,「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」は，必ず机の上に置いてください。

イ　「受験票」,「写真票」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」,「プラスチック製の消しゴム」,「鉛筆削り」,「時計（計時機能だけのもの）」,「眼鏡」**です。

ただし，シャープペンシルは，メモに使用する場合に限り机の上に置いてもかまいません。

これ以外の所持品を置いてはいけません。

ウ　「そろばん」,「電卓」,「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」,「コンパス」等の補助具は使用できません。

また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等も使用できません。

エ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。

カ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

キ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

ク　風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

ケ　**試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

(2)　受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**

受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

イ　**解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となりますので十分注意してください。**

(3)　解答上の注意

ア　**解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」,「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**

「H，F，HB以外の黒鉛筆」及び「シャープペンシル」などを使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

ただし，シャープペンシルなどは，メモに限り使用しても差し支えありません。

イ　あらかじめ受験案内の24～31ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(4)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示があります。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。　（受験案内34ページ参照）

7　別冊子試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」,「フランス語」,「中国語」,「工業数理」,「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　身体に障害のある志願者の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を別途送付します。

①　「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内の37ページを参照してください。）

②　「受験上の注意（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用，試験時間延長（1.3倍）受験者用及び代筆解答による受験者用）」

10　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成10年１月24日(土)，１月25日(日)とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試　験　場　名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京芸術大学 美術学部試験場	東京都台東区上野公園１２－８
西　日　本 東海（静岡県を除く。）， 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	京都教育大学 試　験　場	京都府京都市伏見区深草藤森町一番地

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月16日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月18日）　午前８時から午前10時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）１　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。
２　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合
（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

11 試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

あらかじめ受験案内の24～31ページ「4 試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

12 私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ 私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

13 受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3) 受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

試験当日の所持品チェック欄	
1 受験票・写真票	
2 黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）	
3 プラスチック製の消しゴム	
4 鉛筆削り（電動式を除く）	
5 時計（計時機能だけのもの）	
6 昼食	
7 交通費等	
8 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号

※ 平成10年２月２日以降は，郵便番号153-8501

電話 03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）

（11）平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（追加）

平 成 10 年 度 大 学 入 試 セ ン タ ー 試 験

受 験 上 の 注 意（追加）

1　大学入試センター試験の平均点等の中間発表について

大学入試センターでは，各科目別平均点等の中間データを平成10年１月21日（水）（予定）に報道機関に発表します。

なお，中間発表と最終結果（平成10年２月５日に発表予定）とでは，平均点等に若干の差が生じる可能性があります。

2　科目間で著しい平均点差が生じた場合の取扱いについて

(1)　本試験において次の各科目間で，原則として，20点以上の平均点差が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，得点調整を行います。

ア　地理歴史の「世界史Ｂ」，「日本史Ｂ」，「地理Ｂ」の間

イ　公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間

ウ　数学①の「数学Ⅰ・数学Ａ」と「旧数学Ⅰ」の間

エ　数学②の「数学Ⅱ・数学Ｂ」と「旧数学Ⅱ」の間

オ　理科の「物理ⅠＢ」，「化学ⅠＢ」，「生物ⅠＢ」，「地学ⅠＢ」の間

(2)　得点調整は，「分位点差縮小法」と称する方式を用い，(1) のアからオの各グループごとに，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目との調整後の平均点差が，15点となるように調整します。なお，平均点がそのグループ内の中間にある科目についても調整します。
（裏面参照）

(3)　得点調整を行う場合には，平成10年１月24日（土）（予定）に，対象となる科目の得点の換算表を新聞に掲載します。

〔参考〕得点調整の方法

○　得点調整に当たっては，対象となる受験者と対象とならない受験者間での公平性の観点から，平均点差のすべてを調整するのではなく，調整後も平均点差が15点（通常起こり得る平均点の変動範囲）となるようにします。

○　調整は，「分位点差縮小法」と称する方式を用いて行います。

「分位点差縮小法」とは，得点調整の対象となる科目間で，最も平均点の高い科目と最も平均点の低い科目の得点の累積分布を用いて，図の縦軸の受験者数の累積割合（％）が等しい点（等分位点という。）の差（分位点差という。）を，一定の比率で縮小することによって得点調整を行う方式です。

また，平均点がその中間にある科目についても，素点の平均点差を同一の比率で縮小します。縮小の比率は，15点÷（最も平均点の高い科目の平均点 － 最も平均点の低い科目の平均点）として求めます。

この方式により，最も平均点の低い科目の得点の累積分布は，図中の点線で描かれた分布に移動することとなります。この点線の分布が調整後の得点の累積分布となり，横軸上の素点から矢印に沿って進み，再び横軸上に戻った点が調整後の得点となります。

得 点 の 累 積 分 布 図

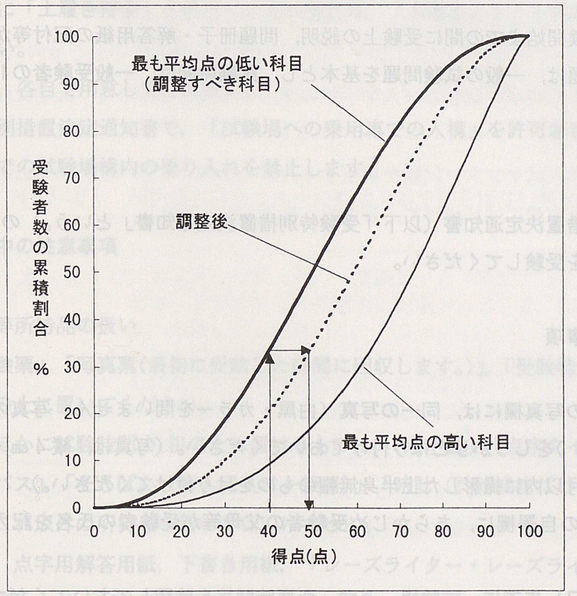

（12）平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

平成10年度大学入試センター試験

受験上の注意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

1　試験実施期日等

日程 / 出題教科・科目 / 事項	平成10年1月17日（土）				平成10年1月18日（日）			
	外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
	英語 ドイツ語 フランス語 中国語	世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B	数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 旧数学Ⅰ	数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ	国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ	総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ	化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB	現代社会 倫理 政治・経済
受験者入室	9:40まで	12:50まで	14:50まで	16:50まで	9:45まで	12:50まで	14:50まで	16:50まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	13:00	15:00	17:00
試験終了	12:00	14:30	16:30	18:30	12:00	14:30	16:30	18:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(2)　点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，**試験時間は，一般受験者の1.5倍です。**

2　受験教科・科目

身体障害者受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦4㎝・横3㎝の大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。）

(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者の父母等**が受験者の氏名を記入しておいてください。

(3)　**試験前日（1月16日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び受験特別措置決定通知書は，**必ず持参してください。**
（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，**早めに試験場に到着し**，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4)　受験者は，付添者1名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(8)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(9)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「**上履き**」と「**下履きを入れる袋**」を持参してください。

(10)　昼食は，各自で用意してください。

(11)　受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内の乗り入れを禁止します。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　「**受験票**」，「**写真票**（最初に受験した時間に回収します。）」，「**受験特別措置決定通知書**」は，必ず机の上に置いてください。

イ　このほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「**点字器**」，「**点字タイプライター**」，「**定規**」，「**コンパス**」，「**そろばん**（盲人用又は一般用）」，「**時計**（計時機能だけの盲人用又は一般用）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，下書き用紙，「レーズライター・レーズライター用紙・レーズライター用ボールペン（数学，理科のみ）」は試験場で用意します。

ウ　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。

エ　「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

オ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

カ　**試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

(2)　受験番号，解答科目等の記入

ア　点字用解答用紙に受験科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず記入してください。

イ　受験番号又は解答科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，いかなる理由があっても解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

7　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成10年１月24日（土），１月25日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日　（１月16日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月18日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）１　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

２　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**(注)により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

8 試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子の注意事項等（見本―点字版）を添付しますので，よく読んでおいてください。

9 私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ 私立大学用成績請求票の追加発行」を参照の上，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

10 受験票，写真票，成績請求票の再発行

受験票，写真票，成績請求票の再発行の申請方法は，受験案内16ページに記載してあるので，必要な手続を取ってください。

試験当日の所持品チェック欄	
1 受験票・写真票	
2 受験特別措置決定通知書	
3 受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4 時 計（計時機能だけのもの）	
5 昼 食	
6 交通費等	
7 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
※ 平成10年２月２日以降は，郵便番号153-8501
電話 03－3465－8600
（試験場等に関しては，受験票に記載されている問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

(13) 平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長（1.3倍）受験者用）

平成10年度大学入試センター試験

受験上の注意

（試験時間延長（1.3倍）受験者用）

1　試験実施期日等

日程 ／ 出題教科・科目 ／ 事項	平成10年1月17日（土）				平成10年1月18日（日）			
	外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
	英語 ドイツ語 フランス語 中国語	世界史A 世界史B 日本史A 日本史B 地理A 地理B	数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学A 旧数学Ⅰ	数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学B 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ	国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ	総合理科 物理ⅠA 物理ⅠB 生物ⅠA 生物ⅠB 理科Ⅰ	化学ⅠA 化学ⅠB 地学ⅠA 地学ⅠB	現代社会 倫理 政治・経済
受験者入室	9:40まで	12:50まで	14:50まで	16:50まで	9:45まで	12:50まで	14:50まで	16:50まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	13:00	15:00	17:00
試験終了	11:45	14:20	16:20	18:20	11:45	14:20	16:20	18:20

(1)　平成10年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されていたり，新教育課程履修者は旧教育課程により出題する科目や問題を選択解答できないなどの制約があったりするので，あらかじめ受験案内の24～31ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

(3)　**試験時間は，一般受験者の1.3倍です。**

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦4㎝・横3㎝の大きさで試験日前3か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）

(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。

文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3)　**試験前日（1月16日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**

ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**

（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。

受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者1名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史A」を受験希望した者が，試験当日，「日本史B」に変更することや，3教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「3教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。

ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」と「下履きを入れる袋」を持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア 「受験票」，「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」，「受験特別措置決定通知書」は，必ず机の上に置いてください。

イ 「受験票」，「写真票」，「受験特別措置決定通知書」のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問いません。）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ 和歌，格言等が印刷されている鉛筆等は，使用できません。

エ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

オ ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。

カ 試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。
英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。

キ 風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

ク **試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

(2) 受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア **文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。**
受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

イ **解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は0点となりますので十分注意してください。**

(3) 試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(4) 試験終了時の注意
「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。
この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6 2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に「受験教科数2」の表示があります。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。 （受験案内34ページ参照）

7 別冊子の試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

8 試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) **受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。**

(2) **成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。**

9 追試験の実施

(1) 実施期日は，平成10年1月24日（土），1月25日（日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場
受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3) 追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日　（１月16日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月18日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）１　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

２　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 …… 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 …… 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

あらかじめ，受験案内の24～31ページの「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」と受験案内（別冊）の13～16ページの「文字・チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

11　私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ　私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

12　受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

試験当日の所持品チェック欄	
1　受験票・写真票	
2　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4　黒鉛筆	
5　プラスチック製の消しゴム	
6　鉛筆削り（電動式を除く）	
7　時計（計時機能だけのもの）	
8　昼食	
9　交通費等	
10　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号

※　平成10年２月２日以降は，郵便番号153-8501

電話　03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）

（14）平成10年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

平成10年度大学入試センター試験

受験上の注意

（身体に障害のある受験者用）

1　試験実施期日等

日程 ／ 出題教科・科目 ／ 事項	平成10年１月17日（土）				平成10年１月18日（日）			
	外国語	地理歴史	数学①	数学②	国語	理科①	理科②	公民
	英語 ドイツ語 フランス語 中国語	世界史Ａ 世界史Ｂ 日本史Ａ 日本史Ｂ 地理Ａ 地理Ｂ	数学Ⅰ 数学Ⅰ・数学Ａ 旧数学Ⅰ	数学Ⅱ 数学Ⅱ・数学Ｂ 工業数理 簿記 情報関係基礎 旧数学Ⅱ	国語Ⅰ 国語Ⅰ・国語Ⅱ	総合理科 物理ⅠＡ 物理ⅠＢ 生物ⅠＡ 生物ⅠＢ 理科Ⅰ	化学ⅠＡ 化学ⅠＢ 地学ⅠＡ 地学ⅠＢ	現代社会 倫理 政治・経済
受験者入室	9:40まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:50	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:20	13:50	15:40	17:30

⑴　平成10年度大学入試センター試験は，多数の科目が同一の問題冊子に編集されていたり，新教育課程履修者は旧教育課程により出題する科目や問題を選択解答できないなどの制約があったりするので，あらかじめ受験案内の24～31ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

⑵　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する各大学の学生募集要項などをよく読んで確認の上，大学入試センター試験を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

⑴　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問いません。写真の裏には，氏名を書いてください。）**をしっかりと**はり付けておいてください。（写真は，縦４㎝・横３㎝の大きさで試験日前３か月以内に撮影した上半身無帽のものをはり付けてください。**なお，受験時に眼鏡をかける者は，必ず眼鏡をかけて撮影してください。**）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。

文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日（１月16日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**

ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**

（成績請求票は，受験票，写真票とあらかじめ切り離して，大切に保管しておいてください。）

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。

受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。

なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。例えば，地理歴史で「世界史Ａ」を受験希望した者が，試験当日，「日本史Ｂ」に変更することや，３教科以上の受験として出願した場合で，国語，地理歴史，外国語の「３教科」を受験希望した者が，試験当日，公民，数学，理科を加えて受験することができます。また，変更に際して，手続きは必要ありません。

ただし，「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』は，出願時に問題冊子の配付を希望しなかった者には配付されません。

(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。(試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。)

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**

遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合は，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，**「上履き」と「下履きを入れる袋」**を持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 受験特別措置決定通知書で，「試験場への乗用車での入構」を許可された者以外は，自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア **マークシート解答者への注意事項**

① **「受験票」，「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」，「受験特別措置決定通知書」**は，必ず机の上に置いてください。

② ①のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（Ｈ，Ｆ，ＨＢのいずれか。）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。

ただし，シャープペンシルは，メモに使用する場合に限り机の上に置いてもかまいません。

これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ **文字又はチェック解答者への注意事項**

① **「受験票」，「写真票（最初に受験した時間に回収します。）」，「受験特別措置決定通知書」**は，必ず机の上に置いてください。

② ①のほかに試験時間中，机の上に置けるものは，**「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問いません。）」，「プラスチック製の消しゴム」，「鉛筆削り」，「時計（計時機能だけのもの）」，「眼鏡」，「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。

これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ　共通する注意事項

①　「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」，「コンパス」，「そろばん」，「電卓」等の補助具は使用できません。

また，和歌，格言等が印刷されている鉛筆等も，使用できません。

②　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

③　ポケットベル，携帯電話等は，試験室に入る前に電源を切っておいてください。

④「耳せん」は，監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，使用できません。

⑤　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。着用している場合には，脱いでもらうこともあります。

⑥　風邪等の理由で「ハンカチ」や「ティッシュペーパー」の使用を希望する者は，監督者に申し出て許可を受けてから使用してください。

⑦　**試験時間中は，監督者の指示に従ってください。従わない場合は退室させることがあります。**

(2)　受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　**マークシート解答者への注意事項**

①　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**

受験番号が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

②　**解答科目がマークされていない場合又は複数の科目にマークされている場合は，0点となりますので十分注意してください。**

イ　文字又はチェック解答者への注意事項

①　**文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。**

受験番号が正しく記入又はチェックされていない場合は，採点できないことがあります。

②　**解答科目に○囲みやチェックがない場合，又は複数の科目に○囲みやチェックがある場合は0点となりますので十分注意してください。**

(3)　解答上の注意

ア　**マークシートにより解答する受験者は，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれか）」，「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**

「H，F，HB以外の黒鉛筆」及び「シャープペンシル」などを使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

ただし，シャープペンシルなどは，メモに限り使用しても差し支えありません。

イ　あらかじめ受験案内の24～31ページ「4　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(4)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。

この指示に従わない場合は，不正行為となることがあります。不正行為となった場合は，それ以後の受験はできません。また，既に受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示があります。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。　（受験案内34ページ参照）

7　別冊子の試験問題の配付希望

出願時に「ドイツ語」，「フランス語」，「中国語」，「工業数理」，「簿記」及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望した者については，受験票に当該科目名が表示され，試験当日，別冊子が配付されます。希望しなかった者には，これらの問題冊子は配付されません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　**受験票は，各大学の個別学力試験及び入学手続の際にも必要となるので，大切に保管しておいてください。**

(2)　**成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。**

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成10年１月24日（土），１月25日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地区	試験場名	所在地
東日本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京芸術大学 美術学部試験場	東京都台東区上野公園１２－８
西日本 東海（静岡県を除く。）， 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	京都教育大学 試験場	京都府京都市伏見区深草藤森町一番地

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日　（１月16日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月18日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と医師の「診断書（加療期間の明記されたもの）」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 ------- 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 ---------- 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）１　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

２　第１日目又は第２日目において，一つの教科・科目でも受験した者は，当該試験日は追試験の対象となりません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

（事故等が生じた場合は，速やかに申請方法の(ｲ)にある連絡先に電話してください。）

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に電話連絡し，指示を受けてください。 ・本試験前日 ------- 受験票の下にある「問い合わせ大学」 ・試験当日 ---------- 受験票の所在地欄にある「試験当日の電話」
受験許可の単位	２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式

(1)　あらかじめ，受験案内の24～31ページ「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」をよく読んで，試験当日間違えないよう十分注意してください。

(2)　文字・チェックにより解答する受験者は，「４　試験問題冊子の注意事項及び解答用紙の様式」と受験案内（別冊）の13～16ページの「文字・チェックによる解答受験者の解答用紙への記入上の注意」をよく読んで，試験当日間違えないよう，よく読んで十分注意してください。

11　私立大学用成績請求票の追加発行

受験案内16ページの「ウ　私立大学用成績請求票の追加発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ追加発行の申請をしてください。

12　受験票・写真票・成績請求票の再発行

受験案内16ページの「(3)　受験票・写真票・成績請求票の再発行」をよく読んで，速達郵便で大学入試センターへ再発行の申請をしてください。

試験当日の所持品チェック欄	
1　受　験　票　・　写　真　票	
2　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3　身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4　黒　鉛　筆	
5　プラスチック製の消しゴム	
6　鉛　筆　削　り（電動式を除く）	
7　時　　計（計時機能だけのもの）	
8　昼　　食	
9　交　通　費　等	
10　受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場２丁目19番23号
※　平成10年２月２日以降は，郵便番号153-8501
電話　03－3465－8600
（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）
照会は，原則として志願者本人が行ってください。

（再生紙使用）

（15）平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

入試セ事一第24号
平成９年６月13日

各　国　立　大　学　長
各　公　立　大　学　長　　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
廣　　重　　力

平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，日ごろから種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，平成10年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成10年度大学入試センター試験に係る志願者推計数の通知並びに試験場の確保について（依頼）」（平成９年４月24日付け入試セ事一第12号）により，各試験地区別に志願者推計数をお知らせし，試験場の確保等についてお願いしているところでありますが，各大学におかれては，具体的な試験場の設定等について準備を進めていただいていることと存じます。

ついては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成10年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」を取りまとめの上，７月31日（木）までに当センターへ提出くださるようお願いします。

なお，この志願者推計数は，平成９年度の出願状況等を考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，更に増加することも十分考えられます。試験場の確保に当たっては，このことに御留意いただき，特に，学外試験場の設定が必要となる場合には，これに対応した試験場，試験監督補助者等の確保ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

また，近年，女子の志願者が急増していることにかんがみ，試験場設定に当たっては，男女の割合を考慮した試験場・試験室の設定を重ねてお願いします。

担　当　　大学入試センター
事業部事業第一課
試験実施第３係
TEL.　03-3468-3311(代表)
03-5478-1247(直通)
FAX.　03-5478-1293~4

(16) 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験の実施について

入試セ事一第28号
平成９年７月９日

東京芸術大学長
京都教育大学長　　殿

大学入試センター所長
廣　重　力

平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，この度，平成10年度大学入試センター試験における追試験の試験場設定について，国立大学協会会長に依頼いたしましたところ，東日本地区にあっては東京芸術大学，西日本地区にあっては京都教育大学において担当いただける旨，回答をいただきました。

ついては，東日本地区の追試験が円滑に実施できますよう，貴学での諸準備方よろしくお願いします。

また，これに伴い追試験場の設定について，別添「平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定準備票」により，７月31日（木）までに当センターへ回答くださるようお願いします。

なお，「平成10年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなります。

平成10年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

1　東日本地区（実施大学－東京芸術大学）

国立大学	北海道	秋田	東京医科歯科	横浜国立
	北海道教育	山形	東京外国語	新潟
	室蘭工業	福島	東京学芸	長岡技術科学
	小樽商科	茨城	東京農工	上越教育
	帯広畜産	図書館情報	東京芸術	山梨
	旭川医科	筑波	東京工業	山梨医科
	北見工業	宇都宮	東京商船	信州
	弘前	群馬	東京水産	静岡
	岩手	埼玉	お茶の水女子	浜松医科
	東北	千葉	電気通信	
	宮城教育	東京	一橋	
公立大学	釧路公立	会津	高崎経済	横浜市立
	札幌医科	福島県立医科	前橋工科	都留文科
	青森公立	茨城県立医療	東京都立	長野県看護
	宮城	群馬県立女子	東京都立科学技術	静岡県立
私立大学	北海道医療	淑徳	拓殖	関東学院
	北海道工業	聖徳	多摩	産能
	北海道薬科	清和	津田塾	湘南工科
	酪農学園	千葉工業	東京家政	桐蔭横浜
	青森	東京成徳	東京工科	東洋英和女学院
	八戸	麗澤	東京工芸	横浜商科
	八戸工業	亜細亜	東京電機	敬和学園
	石巻専修	大妻女子	東京薬科	新潟工科
	東北工業	桜美林	東京理科	新潟産業
	郡山女子	北里	東邦	帝京科学
	流通経済	共立薬科	東洋	山梨学院
	足利工業	杏林	日本	松本歯科
	白鷗	慶應義塾	日本歯科	静岡産業
	関東学園	恵泉女学園	日本社会事業	聖隷ｸﾘｽﾄﾌｧｰ看護
	上武	工学院	星薬科	常葉学園
	跡見学園女子	国士舘	武蔵工業	常葉学園浜松
	女子栄養	芝浦工業	明治	
	駿河台	昭和	明治薬科	
	東京国際	昭和女子	立正	
	江戸川	杉野女子	神奈川	
	神田外語	成蹊	神奈川工科	

2　西日本地区（実施大学－京都教育大学）

国立大学	富山	京都教育	岡山	佐賀
	富山医科薬科	京都工芸繊維	広島	佐賀医科
	金沢	大阪	山口	長崎
	福井	大阪外国語	徳島	熊本
	福井医科	大阪教育	鳴門教育	大分
	岐阜	兵庫教育	香川	大分医科
	名古屋	神戸	香川医科	宮崎
	愛知教育	神戸商船	愛媛	宮崎医科
	名古屋工業	奈良教育	高知	鹿児島
	豊橋技術科学	奈良女子	高知医科	鹿屋体育
	三重	和歌山	福岡教育	琉球
	滋賀	鳥取	九州	
	滋賀医科	島根	九州芸術工科	
	京都	島根医科	九州工業	
公立大学	富山県立	京都府立	奈良県立医科	九州歯科
	金沢美術工芸	京都府立医科	奈良県立商科	福岡県立
	福井県立	大阪女子	和歌山県立医科	福岡女子
	岐阜薬科	大阪市立	岡山県立	長崎県立
	愛知県立	大阪府立	広島県立	熊本県立
	愛知県立看護	大阪府立看護	広島女子	宮崎県立看護
	愛知県立芸術	神戸市外国語	広島市立	宮崎公立
	名古屋市立	神戸市看護	下関市立	沖縄県立芸術
	三重県立看護	神戸商科	山口県立	
	滋賀県立	姫路工業	高知女子	
	京都市立芸術	兵庫県立看護	北九州	
私立大学	高岡法科	日本福祉	関西学院	九州女子
	富山国際	名城	甲南	久留米
	金沢学院	鈴鹿国際	神戸海星女子学院	産業医科
	金沢工業	松阪	神戸学院	西日本工業
	福井工業	京都学園	神戸松蔭女子学院	福岡工業
	朝日	京都女子	神戸親和女子	福岡歯科
	岐阜経済	京都橘女子	兵庫	長崎総合科学
	岐阜女子	京都薬科	流通科学	九州東海
	聖徳学園岐阜教育	種智院	帝塚山	熊本学園
	東海女子	同志社	奈良産業	熊本工業
	愛知	同志社女子	岡山理科	宮崎国際
	愛知学院	立命館	吉備国際	宮崎産業経営
	愛知学泉	龍谷	くらしき作陽	鹿児島経済
	愛知工業	大阪学院	山陽学園	沖縄国際
	愛知淑徳	大阪経済	ﾉｰﾄﾙﾀﾞﾑ清心女子	
	金城学院	大阪工業	美作女子	
	椙山女学園	大阪国際	呉	
	大同工業	大阪産業	広島経済	
	中京	大阪電気通信	広島工業	
	中京女子	大阪薬科	広島修道	
	中部	追手門学院	東亜	
	東海学園	関西外国語	山口東京理科	
	同朋	近畿	徳島文理	
	豊田工業	摂南	高松	
	名古屋外国語	相愛	松山	
	名古屋経済	阪南	松山東雲女子	
	名古屋商科	プール学院	高知工科	
	名古屋女子	桃山学院	九州共立	
	南山	英知	九州国際	

（17）平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第25号
平成９年11月19日

北海道大学入試担当部長　殿

大学入試センター事業部長
石　井　　稔

平成１０年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして，試験場別に志願者の割当てが終了しましたので，その結果を下記のとおり送付いたします。

ついては，御多忙中恐縮ですが試験場別の志願者数に基づき，別添の「試験場別試験室一覧」で，試験室ごとの収容数，試験室番号（割当順序）及び試験場までの道順等を確認していただき，変更がある場合は，その個所を訂正の上，１１月２１日（金）午後５時までに，ファクスで回答くださるようお願いいたします。

また，変更がない場合もその旨ファクスで回答くださるようお願いいたします。

なお，回答いただいた事項は電子計算機に登録の上「試験室別志願者割当数一覧」を作成し，後日御連絡いたします。

記

１．試験場別入学志願者割当数一覧　　１枚（別添）
２．試験場別試験室一覧　　１０枚（別添）

〔備　考〕連絡先　大学入試センター事業部
情報処理課　情報管理係
ＦＡＸ　０３－５４７８－１２９６
電　話　０３－３４６８－３３１１（代表）
０３－５４７８－１２６６（直通）

入試セ情第27号
平成９年11月27日

北海道大学入試担当部長　殿

大学入試センター事業部長
石　井　　稔

平成１０年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験室別入学志願者の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，このたびは試験場別の志願者数に基づき，試験室ごとの収容数及び割当て順序を照会しましたところ，早速御回答いただきありがとうございました。

ついては，御回答に基づき下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　１１枚（別添）

〔備　考〕連絡先　大学入試センター事業部
情報処理課　情報管理係
電　話　０３－３４６８－３３１１（代表）
０３－５４７８－１２６６（直通）
ＦＡＸ　０３－５４７８－１２９６

（18）平成10年度大学入試センター試験試験場一覧

平成１０年度　大学入試センター試験

試　験　場　一　覧　　（平成９年１２月　１日　現在）
大学入試センター

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101Z	790	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１２分	011－716－2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102X	1,000	札幌市北区北１０条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分	011－716－2111	
		北海道大学理学部試験場	10103R	580	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分	011－716－2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	1,000	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学高等教育機能開発総合センターS試験場	10105C	820	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学高等教育機能開発総合センターA試験場	10106A	1,001	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011－716－2111	
		北海道大学高等教育機能開発総合センターB試験場	10107Y	997	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011－716－2111	
		代々木ゼミナール札幌校試験場	10108U	1,000	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」下車、駅北口から東へ徒歩３分	011－709－8651	
		道立札幌北高等学校試験場	10109M	1,000	札幌市北区北２５条西１１丁目 地下鉄南北線「北２４条駅」下車、西へ徒歩１５分　又は北２４条バスターミナルから北７２番、西３２番「北高前」下車、徒歩５分	011－709－8681	○
		北海道大学水産学部試験場	10110Y	450	函館市港町３丁目１番１号 ＪＲ「函館駅」前から函館バス①系統「富川会館」行き（上磯方面）に乗車、「北大前」下車（所要時間約２５分）	0138－40－5506	
		計		8,638			
	北海道教育大学	札幌予備学院１号館試験場	10201R	850	札幌市中央区北８条西１２丁目 ＪＲ「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011－221－6543	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道教育大学	北海道教育大学函館校試験場	10202K	891	函館市八幡町1番2号 ＪＲ「函館駅」から市営バス（「14番雪園線、20富岡若松線、24滝沢線、39空港万代線）で15分「宮前町」下車、徒歩7分	0138－41－1121	
		北海道教育大学旭川校試験場	10203C	867	旭川市北門町9丁目 ＪＲ「旭川駅」前から旭川電気軌道バス（「5番」）「旭町2条10丁目」下車、徒歩5分	0166－51－9249	
		北海道教育大学釧路校試験場	10204A	464	釧路市城山1丁目15番55号 ＪＲ「釧路駅」前からくしろバス（3武佐線、23日赤病院線、32別保線）で10分「城山十字路」下車、徒歩4分	0154－41－6161	
		北海道教育大学岩見沢校試験場	10205Y	752	岩見沢市緑が丘2丁目34番地1 ＪＲ「岩見沢駅」から中央バス（市内循環Aコース）で15分、「教大前」下車、徒歩2分	0126－22－1470	
		計		3,824			
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701X	944	室蘭市水元町27－1 道南バス「東町ターミナル（ＪＲ東室蘭東口から徒歩7分）」から工大行「工大前」下車、徒歩1分	0143－47－3397	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	685	小樽市緑3丁目5番21号 小樽駅前中央バスターミナル乗場2番より「小樽商大線」乗車（5分）「小樽商大前」下車	0134－27－5254	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	722	帯広市稲田町西2線11番地 根室本線「帯広駅」下車、ＪＲバス「畜大農場前行」または十勝バス「川西中学校行」乗車、「畜大正門前」下車	0155－49－5321	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Y	755	旭川市西神楽4線5号3番地の11 ＪＲ旭川駅前アサヒビル旭川電気軌道バス7「1番医大行（緑東大橋経由）「医大前（終点）」下車、徒歩10分	0166－69－3145	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	725	北見市公園町165番地 ＪＲ石北本線「北見駅」前から市内バス小泉8号行「工大入口」下車、徒歩5分	0157－24－4790	
	札幌医科大学	札幌予備学院大通館試験場	30101Y	700	札幌市中央区南2条西12丁目 地下鉄東西線「西11丁目駅」下車、2番出口から徒歩5分	011－271－1231	
	釧路公立大学	釧路公立大学試験場	33701H	300	釧路市芦野4－1－1 ＪＲ釧路駅から、くしろバス美原線65番「釧路公立大学前」下車	0154－37－5091	
	北海道医療大学	札幌予備学院本館試験場	50601Z	550	札幌市中央区北8条西14丁目 ＪＲ「桑園駅」下車、徒歩3分　またはＪＲ「札幌駅」下車、市営バス西51・52乗車、「北7西13」下車、徒歩1分	011－261－8955	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道工業大学	北海道工業大学試験場	51101H	300	札幌市手稲区前田7条15丁目4－1 ＪＲ函館本線「手稲駅」北口下車、北北東へ徒歩20分　又はＪＲバス工業大学前行「工業大学前」下車	011－681－2161	
	酪農学園大学	酪農学園大学食品科学講義棟試験場	51401C	407	江別市文京台緑町582番地1 ＪＲ函館本線「大麻駅」下車、徒歩10分　又は新札幌バスターミナル北レーンからＪＲバス江別方面行「とわの森三愛高校前」下車、徒歩5分	011－386－1220	
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	1,551	弘前市文京町1 ＪＲ弘前駅から弘南バス小栗山線「弘前大学前」下車、徒歩2分	0172－36－2111	
	青森公立大学	青森公立大学試験場	34201U	670	青森市合子沢字山崎153－4 ＪＲ青森駅からＪＲバスまたは市営バスで、青森公立大学行あるいはヴィラシティ雲谷行「青森公立大学」下車（所要時間約60分）徒歩1分	0177－64－1555	
	青森大学	青森大学試験場	51501Y	941	青森市幸畑2－3－1 ＪＲ青森駅から青森市営バス幸畑団地行「青森大学前」下車、徒歩5分	0177－28－0101	
	八戸大学	八戸大学商学部試験場	51701B	546	八戸市美保野13－98 八戸市営バス美保野線、終点「短大前」下車、徒歩8分	0178－25－2711	
	八戸工業大学	八戸工業大学工学部試験場	51801X	1,176	八戸市大字妙字大開88－1 東北本線「八戸駅」下車、市営または南部バスで「三日町」まで25分、三日町から市営バス「工業大学」に乗り終点まで30分	0178－25－3111	
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301X	5,191	盛岡市上田三丁目18－8 盛岡駅前から岩手県交通バスの駅上田線「松園営業所行き」又は駅来内団地線の「桜台団地行き」に乗車し、「岩手大学前」で下車	019－621－6064	
宮城県	東北大学	東北大学川内北キャンパス試験場	11401K	3,178	仙台市青葉区川内 仙台駅前から市営バス宮教大行若しくは青葉台行「屋敷」下車又は交通公園行（広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩2分	022－217－7559	
		県立仙台第一高等学校試験場	11402C	880	仙台市若林区元茶畑4 仙台駅前から市営バス荷の目営業所行（大和町経由）「二高前」下車	022－257－4517	
		県立仙台第二高等学校試験場	11403A	880	仙台市青葉区川内澱橋通1 仙台駅前から市営バス青葉城址循環線（工学部前経由）又は交通公園行（広瀬通経由）「二高仙商・宮城県美術館前」下車、徒歩2分	022－221－5934	○
		県立第一女子高等学校試験場	11404Y	880	仙台市青葉区八幡一丁目6－2 仙台駅前から市営バス交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車、徒歩1分又は作並方面行「八幡一丁目」下車、徒歩5分	022－227－3248	○
		県立第二女子高等学校試験場	11405U	880	仙台市若林区連坊一丁目4－1 仙台駅前から地下鉄富沢行「五橋駅」下車、徒歩10分	022－257－5513	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	東北大学	県立仙台南高等学校試験場	11406M	880	仙台市太白区根岸14－1 仙台駅前から地下鉄富沢行「長町一丁目駅」下車、徒歩10分	022－246－1106	○
		計		7,578			
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,099	仙台市青葉区荒巻字青葉 仙台駅・西口バスプール⑯番のりばから仙台市営バス「宮教大行、青葉台行、成田山行乗車　約20分、「宮教大前」下車	022－214－3334	
		宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 仙台駅・西口バスプール⑯番のりばから仙台市営バス「宮教大行、青葉台行、成田山行乗車　約20分、「宮教大前」下車	022－214－3334	
		計		1,100			
	宮城大学	宮城大学試験場	35401M	911	黒川郡大和町学苑1番 仙台市営地下鉄「仙台駅」（JR仙台駅前）から泉中央行「泉中央駅」下車（約15分）、「泉中央駅」からバスで（約16分）「宮城大学前」下車	022－377－8213	
	東北工業大学	東北工業大学二ッ沢校舎試験場	52501K	990	仙台市太白区二ッ沢6 仙台駅西口バスプールから野草園線に乗り「仙台放送前」下車、徒歩5分 同八木山方面線に乗り「八木山神社前」下車、徒歩25分	022－229－1151	
	石巻専修大学	石巻専修大学試験場	84301R	814	石巻市南境新水戸1 JR仙石線・石巻線「石巻駅」下車、宮城交通バス「石巻駅前」4番線から「石巻専修大学前」下車	0225－22－7711	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601U	2,859	秋田市手形学園町1－1 JR秋田駅前バスターミナル4番線から、秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩1分	0188－89－2256	
		県立秋田高等学校試験場	11602M	1,050	秋田市手形字中台1 JR秋田駅前バスターミナル4番線から、秋田市営バス手形山団地線（大学病院行）「大松沢」下車、徒歩5分	0188－89－2256	○
		計		3,909			
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	2,615	山形市小白川町1－4－12 JR山形駅前からバス、千歳公園（東原経由）行「山大前」下車	0236－28－4141	
		山形大学工学部試験場	11702B	771	米沢市城南四丁目3－16 JR奥羽本線「米沢駅」から白布温泉行バスで「山大前」下車、徒歩5分	0238－22－5181	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
山形県	山形大学	県立鶴岡南高等学校試験場	11703Z	990	鶴岡市若葉町26－31 JR「鶴岡駅」もしくは庄内交通バス「庄交モール」下車、南西へ徒歩25分、鶴岡公園北側	0235－24－9993	○
		計		4,376			
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801Z	2,031	福島市松川町浅川字直道2番地 JR東日本東北本線「金谷川駅」下車、徒歩15分	024－548－8064	
		県立福島東高等学校試験場	11802X	796	福島市浜田町12番21号 JR東日本東北本線「福島駅」東口から徒歩25分　又は、東口から福島交通バス藤田線（2番のりば）で10分「東高校前」下車、徒歩5分	024－534－0847	○
		県立磐城高等学校試験場	11803R	1,244	いわき市平字高月7番地 JR東日本常磐線・磐越東線「いわき駅」下車、北西へ徒歩20分	0246－24－0309	○
		計		4,071			
	福島県立医科大学	福島県立医科大学試験場	30201M	239	福島市光が丘1番地 JR福島駅東口バスターミナル5番乗り場から福島交通バス、「バイパス経由医大」行き「医科大学前」下車、北へ徒歩1分	024－548－2111	
	会津大学	会津大学試験場	34301H	837	会津若松市一箕町鶴賀字上居合90 JR会津若松駅から会津バス居合団地行「会津大学前」（約6分）下車	0242－37－2571	
	郡山女子大学	郡山女子大学試験場	53101K	573	郡山市開成3－25－2 郡山駅前から福島交通バス市役所経由希望ヶ丘行き、又は市役所経由大槻行き・新池下団地行き「郡山女子大学」下車、徒歩5分	0249－32－4848	
	日本大学	日本大学工学部試験場	62304A	1,403	郡山市田村町徳定字中河原1 JR郡山駅から福島交通バス日大行又は徳定行「百本大学」下車 又はJR「安積永盛駅」から東へ徒歩15分	0249－56－8623	
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901R	3,268	水戸市文京2－1－1 JR常磐線「水戸駅」北口又は「赤塚駅」前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車、徒歩3分	029－221－8834	
		茨城大学工学部試験場	11902K	1,155	日立市中成沢町4－12－1 JR常磐線「日立駅」中央口又は「常陸多賀駅」前から日立電鉄バス中央線経由「茨大前」下車、徒歩1分	0294－38－5223	
		茨城大学農学部試験場	11903C	440	稲敷郡阿見町中央3－21－1 JR常磐線「土浦駅」西口から関東鉄道バス阿見中央公民館行「茨大前」下車、徒歩2分	0298－88－8530	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
茨城県	茨城大学	県立水戸第二高等学校試験場	11904A	1,000	水戸市大町２－２－１４ ＪＲ常磐線「水戸駅」北口下車、徒歩１５分	029－221－8834	○
		計		5,863			
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	600	つくば市春日１－２ ＪＲ常磐線「土浦駅」又は「荒川沖駅」から関東鉄道バス（筑波大学中央行）約３５分「図書館情報大学・筑波女子大学」下車、徒歩２分	0298－59－1170	
	筑波大学	筑波大学第一学群試験場	12101A	1,867	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学第一学群棟前」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	0298－53－6007	
		筑波大学第二学群試験場	12102Y	1,970	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行終点「筑波大学中央」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	0298－53－6007	
		筑波大学第三学群試験場	12103U	1,868	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学第三学群棟前」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	0298－53－6007	
		筑波大学体育・芸術専門学群試験場	12104M	1,670	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学西」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	0298－53－6007	
		筑波大学医学専門学群試験場	12105H	804	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学病院入口」下車（所要時間約４０分）、徒歩１分	0298－53－6007	
		県立竹園高等学校試験場	12106B	680	つくば市竹園３丁目９番１号 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「竹園高校前」下車（所要時間約２０分）、徒歩４分	0298－53－6007	○
		計		8,859			
	茨城県立医療大学	茨城県立医療大学試験場	34901B	500	稲敷郡阿見町阿見４６６９－２ ＪＲ常磐線「土浦駅」西口から阿見中央公民館（関東鉄道バス）行「県立医療大学入口」下車、徒歩２分	0298－40－2111	
	流通経済大学	流通経済大学試験場	53501Z	700	竜ヶ崎市平畑１２０ ＪＲ常磐線「佐貫駅」東口から大学直行バス 又は関東鉄道「竜ヶ崎駅」から茨城観光バス土浦行「流通経済大学前」下車	0297－60－1156	
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201U	2,920	宇都宮市峰町３５０ ＪＲ宇都宮駅西口からＪＲバス祖母井行、茂木行、東部団地行又は東武宇都宮駅から真岡行、益子行、シンガー日鋼行「宇大前」下車	028－649－5112	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学工学部試験場	12202M	1,123	宇都宮市石井町２７５３ ＪＲ宇都宮駅西口からＪＲバス祖母井行、茂木行「工学部前」又は東武宇都宮駅から真岡行、益子行「シンガー日鋼入口」下車	028－689－6351	○
		県立宇都宮女子高等学校試験場	12203H	1,035	宇都宮市操町５－１９ ＪＲ宇都宮駅西口から関東バス六道経由鶴田行、六道経由子ども科学館行「宇女高前」下車、又は東武宇都宮駅から西方に徒歩１５分	028－649－5571	○
		県立宇都宮北高等学校試験場	12204B	1,035	宇都宮市岩曽町６０６ ＪＲ宇都宮駅西口から関東バス豊郷台・帝京大学行、帝京・ニュー富士見ヶ丘団地行「堀米旧道口」下車、徒歩５分	028－689－6354	○
		計		6,113			
	足利工業大学	足利工業大学試験場	53601R	1,583	足利市大前町２６８ ＪＲ両毛線「山前駅」下車、西南へ徒歩２０分	0284－62－0605	
	白鴎大学	白鴎大学試験場	83201K	1,608	小山市大行寺１１１７ ＪＲ宇都宮線「小山駅」西口下車、徒歩１５分	0285－22－1111	
群馬県	群馬大学	群馬大学荒牧地区試験場	12301H	1,732	前橋市荒牧町四丁目２番地 ＪＲ前橋駅北口バス１番乗り場より群馬大学荒牧経由渋川駅行、ＪＲ渋川駅前より群馬大学荒牧経由前橋駅行、共に「群馬大学荒牧」下車（関越交通バス）	027－220－7149	
		県立前橋高等学校試験場	12302B	800	前橋市下沖町３２１－１ 上毛電鉄「片貝駅」下車、徒歩５分	027－232－9710	○
		県立前橋女子高等学校試験場	12303Z	1,000	前橋市紅雲町２－１９－１ ＪＲ両毛線「前橋駅」下車、北口より西へ徒歩１０分	027－223－2913	○
		群馬大学桐生地区試験場	12304X	1,644	桐生市天神町１－５－１ ＪＲ両毛線桐生駅南口下車、おりひめバス梅田行「群大前」下車（約１０分） 東武新桐生駅下車、おりひめバス桐生女子高行「群大前」下車（約２０分）	0277－43－6910	
		計		5,176			
	群馬県立女子大学	群馬県立女子大学試験場	30301B	830	佐波郡玉村町大字上之手１３９５－１ ＪＲ高崎駅から群馬中央バス伊勢崎駅行・玉村行で「女子大入口」下車、徒歩１０分　ＪＲ新町駅から永井バス玉村町役場行で「女子大前」下車、徒歩１分	0270－65－8511	
	高崎経済大学	高崎経済大学試験場	30401X	1,550	高崎市上並榎町１３００番地 ＪＲ高崎駅西口から群馬バスで約２０分（本郷経由室田行・沖経由箕郷行・榛名湖行にて経済大学前下車）	027－343－5417	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
群馬県	前橋工科大学	前橋工科大学工学部試験場	35501B	500	前橋市上佐鳥町460番地の1 ＪＲ前橋駅から永井バス玉村町方面行「前橋工科大前」下車、徒歩1分	027−265−0111	
	関東学園大学	関東学園大学試験場	53901M	1,500	太田市藪塚町200番地 東武伊勢崎線「細谷駅」下車、徒歩10分	0276−32−7800	
	上武大学	上武大学経営情報学部試験場	54001H	1,000	多野郡新町270−1 ＪＲ高崎線「新町駅」下車、徒歩15分	0274−42−2828	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401Z	1,402	浦和市下大久保255 埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩25分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	048−858−3036	
		県立浦和高等学校試験場	12402X	1,160	浦和市領家5−3−3 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩10分	048−858−3036	○
		県立浦和西高等学校試験場	12403R	1,000	浦和市木崎3−1−1 京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩20分	048−858−3036	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12404K	1,160	浦和市岸町3−8−45 ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩10分	048−858−3036	○
		県立大宮高等学校試験場	12405C	1,080	大宮市天沼町2−323 「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩20分	048−858−3036	○
		浦和市立高等学校試験場	12406A	1,000	浦和市元町1−28−17 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩15分	048−858−3036	○
		浦和市立南高等学校試験場	12407Y	960	浦和市辻6−5−31 埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩8分	048−858−3036	○
		県立川口北高等学校試験場	12408U	1,080	川口市木曽呂藤堤下1477 武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩15分	048−858−3036	○
		計		8,842			
	跡見学園女子大学	跡見学園女子大学試験場	54101Z	850	新座市中野1−9−6 東武東上線「志木駅」南口下車、西武バス跡見女学大・附属駅東口行「大学構内」下車、又はＪＲ武蔵野線「新座駅」下車、大学バス	048−478−3333	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
埼玉県	東京国際大学	東京国際大学第2キャンパス試験場	54201R	850	川越市的場2509 東武東上線「養ヶ閑駅」下車、徒歩13分 又はＪＲ川越線「的場駅」下車、徒歩15分	0492−32−1111	
	女子栄養大学	女子栄養大学坂戸キャンパス試験場	54701X	500	坂戸市千代田3−9−21 東武東上線「若葉駅」下車、徒歩3分（池袋より約45分）	0492−82−3613	
	淑徳大学	淑徳大学国際コミュニケーション学部試験場	55202Z	350	入間郡三芳町藤久保1150−1 東武東上線「みずほ台駅」西口下車、スクールバス約7分	0492−74−1511	
	芝浦工業大学	芝浦工業大学大宮校舎試験場	57701K	650	大宮市深作御井原307 ＪＲ宇都宮線「東大宮駅」東口下車、徒歩15分　又はスクールバスで5分	048−687−5100	
	東京電機大学	東京電機大学理工学部試験場	61501H	900	比企郡鳩山町石坂 東武東上線「高坂駅」西口下車、駅前よりスクールバス8分	0492−96−7285	
	東京理科大学	東京理科大学久喜校舎試験場	61803Y	240	久喜市下清久500番地 ＪＲ宇都宮線・東武伊勢崎線「久喜駅」下車、西口より東武バス菖蒲仲遥行「高木病院」下車、北東に徒歩400m	0480−21−7600	
	東洋大学	東洋大学川越校舎試験場	62101H	2,180	川越市鯨井2100 東武東上線「鶴ヶ島駅」東口下車、南へ徒歩10分	0492−39−1308	
	駿河台大学	駿河台大学試験場	83601Z	1,800	飯能市阿須698 西武池袋線「元加治駅」下車、無料バス5分　西武池袋線「飯能駅」南口下車　無料バス7分　ＪＲ八高線「東飯能駅」下車、飯能駅南口まで徒歩10分	0429−72−1124	
千葉県	千葉大学	千葉大学第1（文学部・法経学部）試験場	12501R	840	千葉市稲毛区弥生町1−33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩10分 又は京成千葉線「みどり台駅」下車、徒歩10分	043−251−1111	
		千葉大学第2（工学部）試験場	12502K	1,250	千葉市稲毛区弥生町1−33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩8分	043−251−1111	
		千葉大学第3（総合校舎）試験場	12503C	1,760	千葉市稲毛区弥生町1−33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩9分	043−251−1111	
		千葉大学第4（教育学部）試験場	12504A	830	千葉市稲毛区弥生町1−33 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩9分	043−251−1111	
		県立千葉東高等学校試験場	12505Y	1,000	千葉市稲毛区轟町1−18−52 ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩13分	043−251−1111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
千葉県	千葉大学	県立千葉女子高等学校試験場	12506U	1,080	千葉市稲毛区小仲台5－10－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分	043－251－1111	○
		県立千葉西高等学校試験場	12507M	1,000	千葉市美浜区磯辺3－30－3 ＪＲ京葉線検見川浜駅から千葉海浜交通バス海浜病院行き「磯辺8丁目」下車徒歩3分　又は「千葉西高校」行き終点下車、徒歩1分	043－251－1111	○
		県立検見川高等学校試験場	12508H	1,120	千葉市美浜区真砂4－17－1 ＪＲ京葉線「検見川浜駅」北口下車、徒歩5分　又はＪＲ総武線「新検見川駅」南口下車、海浜交通バス検見川浜駅行「検見川浜駅」下車、徒歩5分	043－251－1111	○
		県立小金高等学校試験場	12509B	960	松戸市新松戸北2－14－1 ＪＲ武蔵野線、常磐線「新松戸駅」下車徒歩20分（出口を直進し踏切を渡り地下道手前を右折、新坂川に沿って新松戸ハイツを左折直進し右側）	043－251－1111	○
		千葉市立稲毛高等学校試験場	12510M	1,000	千葉市美浜区高浜3－1－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」西口下車、千葉海浜交通バス「高浜車庫」又は「海浜公園プール」行10分、「稲毛高校前」下車、徒歩1分	043－251－1111	○
		敬愛大学・敬愛学園高等学校試験場	12511H	2,238	千葉市稲毛区穴川1－5－21 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩15分　放射線医学研究所を通過し、交差点を左折し右手	043－251－1111	○
		計		13,078			
	淑徳大学	淑徳大学社会学部試験場	55201B	650	千葉市中央区大巌寺町200番地 ＪＲ千葉駅より小湊バス大巌寺行、中央バス赤井町行「淑徳大学前」下車 ＪＲ蘇我駅より淑徳大学行バス終点下車	043－265－7331	
	千葉工業大学	千葉工業大学津田沼校舎試験場	55401K	2,280	習志野市津田沼2－17－1 ＪＲ総武線「津田沼駅」南口下車、徒歩1分　京成線「津田沼駅」下車、徒歩10分　新京成線「新津田沼駅」下車、徒歩3分	0474－78－0580	
	麗澤大学	麗澤大学試験場	55701H	500	柏市光ケ丘2－1－1 ＪＲ常磐線「南柏駅」東口下車、東武バス⑤今谷経由・酒井根行「マーケット前（麗澤大学正門前）」下車、徒歩3分	0471－73－3500	
	東京理科大学	東京理科大学野田校舎試験場	61802A	1,700	野田市山崎2641番地 東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分	0471－24－1501	
	東邦大学	東邦大学試験場	61901Y	1,300	船橋市三山2－2－1 総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス④番で乗車「国立病院前」下車、徒歩2分　又は京成成田線「京成大久保駅」下車、徒歩10分	0474－72－7119	
	日本大学	日本大学生産工学部実籾校舎試験場	62301R	1,500	習志野市新栄2－11－1 京成本線「実籾駅」下車、徒歩7分　又はＪＲ総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番乗り場にて「日大実籾行」乗車、終点下車	0474－74－2837	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
千葉県	日本大学	日本大学理工学部船橋校舎試験場	62303C	2,000	船橋市習志野台7－24－1 東葉高速鉄道「船橋日大前駅」下車、徒歩1分	0474－69－5203	
		計		3,500			
	神田外語大学	神田外語大学試験場	83701R	600	千葉市美浜区若葉1－4－1 ＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、徒歩20分　又はＪＲ京葉線「海浜幕張駅」北口下車、徒歩15分	043－273－1233	
	聖徳大学	聖徳大学試験場	86601R	1,150	松戸市相模台531 ＪＲ常磐線、地下鉄千代田線、新京成線、「松戸駅」下車、東口徒歩5分	047－365－1111	○
	江戸川大学	江戸川大学社会学部試験場	86701C	600	流山市駒木474 常磐線「柏駅」西口から東武バス高田車庫行き等で「梅林」下車、徒歩5分 又は、東武野田線「豊四季駅」下車、徒歩15分	0471－52－0661	
	東京成徳大学	東京成徳大学人文学部試験場	88201B	650	八千代市保品字中台谷2014 京成本線「勝田台駅」又は東葉高速線「東葉勝田台駅」下車、北口から東洋バス東京成徳大学行・印旛中学校行又は岩戸行「東京成徳大学前」下車	0474－88－1000	
	清和大学	清和大学法学部試験場	88901R	520	木更津市東太田3丁目4番5号 ＪＲ内房線「木更津駅」東口より徒歩約5分房洋堂前からスクールバス（約10分）を清和大学まで運行	0438－30－5555	
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	3,156	文京区本郷7－3－1 地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分　地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分　又は地下鉄南北線「東大前駅」下車、徒歩10分	03－3818－9020	
		東京大学教養学部試験場	12602A	4,005	目黒区駒場3－8－1 京王井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車	03－3818－9020	
		都立文京高等学校試験場	12603Y	880	豊島区西巣鴨1－1－5 ＪＲ山手線「大塚駅」下車、徒歩8分	03－3818－9020	○
		都立両国高等学校試験場	12604U	1,080	墨田区江東橋1－7－14 ＪＲ総武線「錦糸町駅」下車、徒歩7分	03－3818－9020	○
		都立三田高等学校試験場	12605M	920	港区三田1－4－46 ＪＲ山手線・京浜東北線「田町駅」下車、徒歩13分　都営地下鉄三田線「芝公園駅」下車、徒歩7分　又は都営地下鉄浅草線「三田駅」下車、徒歩12分	03－3818－9020	○
		都立日比谷高等学校試験場	12606H	1,000	千代田区永田町2－16－1 営団地下鉄丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」下車、徒歩5分　又は営団地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」下車、徒歩7分	03－3818－9020	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	東京大学	都立駒場高等学校試験場	12607B	1,080	目黒区大橋2－18－1 京王井の頭線「駒場東大前駅」下車、徒歩6分	03－3818－9020	
		都立江北高等学校試験場	12608Z	960	足立区西綾瀬4－14－30 営団地下鉄千代田線「綾瀬駅」下車、徒歩15分　又は東武伊勢崎線「五反野駅」下車、徒歩15分	03－3818－9020	○
		都立富士高等学校試験場	12609X	960	中野区弥生町5－21－1 営団地下鉄丸ノ内線「中野富士見町駅」下車、徒歩8分	03－3818－9020	○
		都立墨田川高等学校試験場	12610B	960	墨田区東向島3－34－14 東武伊勢崎線「東向島駅」下車、徒歩6分　「曳舟駅」下車、徒歩10分 又は京成押上線「京成曳舟駅」下車、徒歩10分	03－3818－9020	○
		私立帝京高等学校試験場	12611Z	1,280	板橋区加賀2－11－1 ＪＲ埼京線「十条駅」下車、徒歩10分　都営地下鉄三田線「板橋本町駅」下車、徒歩15分・「板橋区役所前駅」下車、徒歩15分	03－3818－9020	
		私立富士見丘高等学校試験場	12612X	1,350	渋谷区笹塚3－19－9 都営地下鉄新宿線・京王線「笹塚駅」下車、徒歩7分	03－3818－9020	○
		私立郁文館高等学校試験場	12613R	1,400	文京区向丘2－19－1 営団地下鉄千代田線「千駄木駅」下車、徒歩7分　営団地下鉄南北線「東大前駅」下車、徒歩7分　又は都営地下鉄三田線「白山駅」下車、徒歩10分	03－3818－9020	
		私立海城高等学校試験場	12614K	1,395	新宿区大久保3－6－1 ＪＲ山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分	03－3818－9020	○
		私立共立女子高等学校試験場	12615C	1,350	千代田区一ツ橋2－2－1 都営地下鉄三田線・新宿線、営団地下鉄半蔵門線「神保町駅」下車、徒歩5分 又は営団地下鉄東西線「竹橋駅」下車、徒歩8分	03－3818－9020	
		私立開成高等学校試験場	12616A	1,170	荒川区西日暮里4－2－4 ＪＲ山手線・営団地下鉄千代田線「西日暮里駅」下車、徒歩5分	03－3818－9020	
		計		22,946			
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校試験場	12701Y	1,596	渋谷区代々木1－27－16 ＪＲ山手線・総武線「代々木駅」下車、西口改札口より徒歩5分	03－3379－5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	1,650	北区西ヶ原4－51－21 ＪＲ山手線大塚駅又は京浜東北線王子駅から都電荒川線で「西ヶ原4丁目」下車、徒歩3分	03－5974－3187	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	東京外国語大学	私立瀧野川女子学園高等学校試験場	12802H	1,350	北区上中里1－27－7 ＪＲ京浜東北線「上中里駅」下車、徒歩3分	03－5974－3187	○
		計		3,000			
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	3,493	小金井市貫井北町4－1－1 ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王帝都バス小平団地行「学芸大正門」下車、徒歩3分	0423－29－7203	
		都立小金井北高等学校試験場	12902Z	720	小金井市緑町4－1－1 ＪＲ中央線「東小金井駅」北口下車、徒歩10分	0423－86－1977	○
		都立小平高等学校試験場	12903X	840	小平市仲町112 西武新宿線「小平駅」下車、南へ徒歩6分	0423－48－0241	○
		計		5,053			
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001Z	1,840	府中市幸町3－5－8 京王線府中駅バスターミナルから京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車、 又はＪＲ中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、徒歩1分	0423－64－3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002X	1,590	小金井市中町2－24－16 ＪＲ中央線「東小金井駅」南口下車、西へ徒歩約8分　又はＪＲ中央線「武蔵小金井駅」南口下車、東へ徒歩約13分	0423－64－3311	
		都立三鷹高等学校試験場	13003R	760	三鷹市新川6－21－21 ＪＲ吉祥寺駅南口6、7番バス乗り場、ＪＲ三鷹駅南口7番バス乗り場又は京王線仙川駅北口から、いずれも小田急バスに乗車、「杏林大学病院入口」下車	0422－47－8222	○
		東京農工大学事務局試験場	13050X	10	府中市晴見町3－8－1 京王線府中駅バスターミナルから京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車、 又はＪＲ中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、徒歩1分	0423－64－3311	
		計		4,200			
	東京芸術大学	東京芸術大学美術学部試験場	13101R	400	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－5685－7536	
		東京芸術大学音楽学部試験場	13102K	403	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－5685－7536	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	東京芸術大学	都立上野高等学校試験場	13103C	920	台東区上野公園10－14 営団地下鉄「根津駅」下車、徒歩約10分	03－5685－7536	
		計		1,723			
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	3,683	目黒区大岡山2－12－1 東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」下車、徒歩1分	03－3726－6900	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦3－3－6 ＪＲ「田町駅」芝浦口下車、徒歩1分	03－3726－6900	
		都立雪谷高等学校試験場	13203Y	840	大田区久が原1－14－1 東急池上線「御嶽山駅」下車、徒歩8分 又は東急池上線「久が原駅」下車、徒歩10分	03－3726－6900	○
		都立田園調布高等学校試験場	13204U	720	大田区田園調布南27－1 東急目蒲線「沼部駅」下車、徒歩6分	03－3726－6900	○
		駿台予備学校3号館試験場	13205M	1,092	千代田区神田駿河台2－5－17 ＪＲ「お茶の水駅」お茶の水橋口下車、徒歩7分	03－3726－6900	
		計		7,123			
	東京商船大学	東京商船大学試験場	13301Y	1,280	江東区越中島2－1－6 ＪＲ京葉線「越中島駅」下車、2番口徒歩2分　地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、4番口徒歩10分　地下鉄有楽町線「月島駅」下車、2番口徒歩10分	03－5245－7345	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	1,850	港区港南4－5－7 ＪＲ線・京浜急行線「品川駅」東口（港南口）下車、東へ600m 徒歩10分	03－5463－0510	
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第1（大学）試験場	13501B	1,939	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 都営バス「大塚2丁目」下車	03－5978－5150	
		お茶の水女子大学第2（附属高等学校）試験場	13502Z	475	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 都営バス「大塚2丁目」下車	03－5978－5150	○
		筑波大学附属高等学校試験場	13503X	756	文京区大塚1丁目9番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」又は有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分 都営バス「大塚車庫」下車、徒歩3分	03－5978－5150	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	お茶の水女子大学	計		3,170			
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601X	3,282	調布市調布ヶ丘1－5－1 京王線「調布駅」北口下車、徒歩5分	0424－83－2161	
		都立調布南高等学校試験場	13602R	720	調布市多摩川6－2－1 京王相模原線「京王多摩川駅」下車、徒歩3分	0424－99－3184	○
		計		4,002			
	一橋大学	一橋大学国立西キャンパス試験場	13701K	2,062	国立市中2丁目1番地 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分	042－580－8153	
		一橋大学国立東キャンパス試験場	13702C	1,506	国立市東2丁目4番地 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分	042－580－8153	
		都立国立高等学校試験場	13703A	960	国立市東4丁目25番1号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分	042－580－8153	○
		私立桐朋高等学校試験場	13704Y	1,044	国立市中3丁目1番10号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分	042－580－8153	
		計		5,572			
	東京都立大学	東京都立大学第1試験場	30501K	2,887	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩5分	0426－77－2391	
		東京都立大学第2試験場	30502C	910	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩15分	0426－77－2391	
		計		3,797			
	東京都立科学技術大学	東京都立科学技術大学試験場	30601A	730	日野市旭が丘6－6 ＪＲ中央線「豊田駅」北口下車、京王バス平山工業団地循環乗車、「旭が丘中央公園」バス停下車、バスの進行方向直進徒歩5分	042－583－5111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	亜細亜大学	亜細亜大学試験場	56001K	1,170	武蔵野市境５－２４－１０ ＪＲ中央線「武蔵境駅」北口下車、徒歩１２分　又は武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学（東急ストア）前」下車	０４２２－３６－３２７３	
	大妻女子大学	大妻女子大学社会情報学部試験場	56201U	600	多摩市唐木田２－７－１ 小田急多摩線「唐木田駅」下車、徒歩７分	０４２３－７２－００９８	
	桜美林大学	桜美林大学学而館・待望館・以徳館試験場	56301H	1,000	町田市常盤町３７５８ ＪＲ横浜線「淵野辺駅」よりバス「桜美林学園前」下車、徒歩３分 又は小田急線「町田駅」よりバス「矢部」下車、徒歩３分	０４２７－９７－２６６１	
	北里大学	北里大学薬学部試験場	56501R	500	港区白金５－９－１ ＪＲ渋谷駅東口から都バス田町駅行　又は営団地下鉄三田駅三田口から都バス渋谷駅行　いずれも「北里研究所前」下車（所要時間１５分）	０３－３４４２－６９７９	
	共立薬科大学	共立薬科大学試験場	56701Y	500	港区芝公園１－５－３０ ＪＲ「浜松町駅」北口下車、徒歩１０分　又は都営地下鉄三田線「御成門駅」下車、Ａ２出口徒歩２分　又は都営地下鉄浅草線「大門駅」下車、徒歩６分	０３－３４３４－６２４１	
	杏林大学	杏林大学八王子キャンパス試験場	56801M	533	八王子市宮下町４７６ ＪＲ・京王「八王子駅」より西東京バス杏林大学行で終点下車又は戸吹行で「宮下」下車　ＪＲ・西武「拝島駅」より杏林大学行で終点下車	０４２６－９１－００１１	
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田西校舎試験場	57001Z	2,211	港区三田２－１５－４５ ＪＲ山手線・京浜東北線「田町駅」三田口下車、徒歩８分 都営地下鉄浅草線・三田線「三田駅」下車、徒歩７分	０３－３４５３－４５１１	
	工学院大学	工学院大学試験場	57101R	993	新宿区西新宿１－２４－２ ＪＲ・京王線・小田急線・地下鉄丸の内線「新宿駅」西口下車、徒歩５分 又は西武新宿線「西武新宿駅」下車、徒歩１０分	０３－３３４０－０１３０	
	国士舘大学	国士舘大学世田谷試験場	57401M	1,000	世田谷区世田谷４－２８－１ 小田急線「梅ヶ丘駅」下車、徒歩１５分　又は新玉川線「三軒茶屋駅」乗換え東急世田谷線「松陰神社前駅」下車、徒歩６分	０３－５４８１－３２１１	
	昭和大学	昭和大学４号館試験場	58001M	450	品川区旗の台１－５－８ 東急池上線・東急大井町線「旗の台駅」東口下車、徒歩５分	０３－３７８４－８０２２	
	昭和女子大学	昭和女子大学大学１号館試験場	58101B	965	世田谷区太子堂１－７ 東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩５分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	０３－３４１１－５１５４	
		昭和女子大学大学３号館試験場	58102Z	535	世田谷区太子堂１－７ 東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩５分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	０３－３４１１－５１５４	
		計		1,500			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	杉野女子大学	杉野女子大学試験場	58501U	300	品川区上大崎４－６－１９ ＪＲ山手線、東急目蒲線「目黒駅」下車、徒歩５分	０３－３４９１－８１５１	
	成蹊大学	成蹊大学試験場	58601H	700	武蔵野市吉祥寺北町３－３－１ ＪＲ中央線、総武線、営団地下鉄東西線、京王井の頭線で「吉祥寺駅」下車、駅北側から関東バス（①・②番のりば）に乗り「成蹊学園前」で下車	０４２２－３７－３６９９	
	拓殖大学	拓殖大学文京キャンパス試験場	59601Y	1,080	文京区小日向３－４－１４ 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩３分	０３－３９４７－２２６１	
	津田塾大学	津田塾大学試験場	60001R	500	小平市津田町２－１－１ 西武国分寺線「鷹ノ台駅」下車、徒歩１０分 又はＪＲ武蔵野線「新小平駅」下車、徒歩２０分	０４２３－４２－５１２０	
	東京家政大学	東京家政大学試験場	60501X	570	板橋区加賀１－１８－１ ＪＲ埼京線「十条駅」下車、徒歩７分　又は都営地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩１２分　又はＪＲ京浜東北線王子駅よりバス板橋駅行「区境」下車	０３－３９６１－２４４３	
	東京電機大学	東京電機大学工学部試験場	61502B	500	千代田区神田錦町２－２ ＪＲ中央線「御茶ノ水駅」聖橋口下車、徒歩７分　又は「神田駅」北口下車、徒歩７分　又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水駅」Ｂ７下車、徒歩３分	０３－５２８０－３５１１	
	東京薬科大学	東京薬科大学試験場	61701R	500	八王子市堀之内１４３２－１ 京王線「平山城址公園駅」下車、徒歩２５分　ＪＲ中央線「豊田駅」北口から多摩センター駅行バス「平山三丁目」下車、徒歩１８分	０４２６－７６－８７９２	
	東京理科大学	東京理科大学神楽坂校舎試験場	61801C	1,167	新宿区神楽坂１丁目３番地 ＪＲ中央線、営団地下鉄有楽町線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩３分 営団地下鉄東西線「飯田橋駅」下車、徒歩５分	０３－３２６０－４２７１	
	日本歯科大学	日本歯科大学歯学部試験場	62501Y	350	千代田区富士見１－９－２０ ＪＲ総武線「飯田橋駅」西口下車、徒歩５分　又は地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋駅」下車、徒歩８分	０３－３２６１－８３１１	
	日本社会事業大学	日本社会事業大学試験場	62601M	363	清瀬市竹丘３－１－３０ 西武池袋線「清瀬駅」南口下車、西武バス下里団地行又は花小金井駅行で「社会事業大学前」下車、徒歩５分	０４２４－９２－６１１１	
	星薬科大学	星薬科大学試験場	63501K	500	品川区荏原２－４－４１ 東急池上線「戸越銀座駅」下車、徒歩５分　又は東急目蒲線「武蔵小山駅」下車、徒歩８分	０３－５４９８－５８１７	
	武蔵工業大学	武蔵工業大学工学部（世田谷キャンパス）試験場	63701U	1,440	世田谷区玉堤１－２８－１ 東急大井町線「尾山台駅」下車、南西へ徒歩１２分	０３－３７０３－３１１１	
	明治薬科大学	明治薬科大学世田谷校舎試験場	64301U	500	世田谷区野沢１－３５－２３ 東急新玉川線「三軒茶屋駅」南口下車、徒歩１０分	０３－３４２４－１００１	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
東京都	立正大学	立正大学大崎校舎試験場	64601R	500	品川区大崎４－２－１６ ＪＲ山手線「五反田駅」・「大崎駅」下車、徒歩７分 又は東急池上線「大崎広小路駅」下車、徒歩３分	０３－３４９２－６６４９	
	東京工科大学	東京工科大学試験場	83301A	800	八王子市片倉町１４０４－１ ＪＲ横浜線「八王子みなみ野駅」下車、東口より国道１６号線方面へ 徒歩１５分	０４２６－３７－２１１１	
	多摩大学	多摩大学試験場	84501Y	500	多摩市聖ヶ丘４－１－１ 小田急・京王線「永山駅」からバスのりば２番「多摩大学」下車　又は、京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」からバスのりば１２番「多摩大学」又は「連光寺」下車	０４２３－３７－７１１１	
	恵泉女学園大学	恵泉女学園大学試験場	85401X	400	多摩市南野２－１０－１ 京王相模原線・小田急多摩線「多摩センター駅」下車、スクールバス８分 又は路線バス８番乗り場から豊ヶ丘４丁目行等「南野高校」下車、徒歩５分	０４２３－７６－８２１１	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育人間科学部試験場	13801A	2,210	横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－２ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分	０４５－３３５－１４５１	
		横浜国立大学経済・経営学部試験場	13802Y	1,680	横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－３ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分	０４５－３３５－１４５１	
		横浜国立大学工学部試験場	13803U	2,165	横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－５ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分	０４５－３３５－１４５１	
		県立横浜平沼高等学校試験場	13804M	1,040	横浜市西区岡野１－５－８ 相模鉄道線「平沼橋駅」下車、徒歩５分	０４５－３１３－０８４８	
		県立希望ヶ丘高等学校試験場	13805H	1,040	横浜市旭区南希望ヶ丘７９－１ 相模鉄道線「希望ヶ丘駅」下車、徒歩８分	０４５－３６２－８４９３	○
		代々木ゼミナール横浜校試験場	13806B	2,261	横浜市神奈川区金港町６－１５ ＪＲ線、京浜急行線、東急東横線、相模鉄道線、市営地下鉄線「横浜駅」下車東口から徒歩５分	０４５－４６１－３９５２	
		横浜国立大学経済・経営学部試験場	13850Y	1	横浜市保土ヶ谷区常盤台７９－４ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩２０分	０４５－３３５－１４５１	
		計		10,397			
	横浜市立大学	横浜市立大学試験場	30701U	2,200	横浜市金沢区瀬戸２２－２ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分	０４５－７８７－２０５３	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
神奈川県	横浜市立大学	横浜市立金沢高等学校試験場	30702M	1,060	横浜市金沢区瀬戸２２－１ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分	０４５－７８７－２０５６	○
		計		3,260			
	明治大学	明治大学生田校舎試験場	64101K	1,000	川崎市多摩区東三田１－１－１ 小田急線「生田駅」南口下車、徒歩１０分	０４４－９３４－７６２６	
	神奈川工科大学	神奈川工科大学試験場	65001H	1,200	厚木市下荻野１０３０ 小田急線「本厚木駅」北口下車、神奈中バス「１番線より青年の家行または、神奈川工科大学経由鳶尾団地行「神奈川工科大学前」下車　当日直通バスを運行	０４６２－９１－３０００	
	神奈川大学	神奈川大学試験場	65101Z	500	横浜市神奈川区六角橋３－２７－１ 東急東横線「白楽駅」下車、西出口から徒歩１２分	０４５－４８１－５８０４	
	関東学院大学	関東学院大学金沢八景（六浦）キャンパス試験場	65301C	950	横浜市金沢区六浦町４８３４ 京浜急行線「金沢八景駅」（特急停車駅）下車、国道１６号線に沿って南へ 徒歩１５分	０４５－７８６－７０１９	
	湘南工科大学	湘南工科大学試験場	65501M	1,000	藤沢市辻堂西海岸１－１－２５ ＪＲ東海道線「辻堂駅」南口南側下車、徒歩１５分　又は「辻堂駅」から神奈中バスもしくは江ノ電バスに乗車し「浜見山」（湘南工科大学前）下車	０４６６－３４－４１１１	
	産能大学	産能大学試験場	65701X	600	伊勢原市上粕屋１５７３ 小田急線「伊勢原駅」北口から神奈中バス産能大学行「産能大学」（終点） 下車　または大山ケーブル行「石倉」下車、徒歩５分	０４６３－９２－２２１７	
	東京工芸大学	東京工芸大学工学部試験場	66101M	700	厚木市飯山１５８３ 小田急線「本厚木駅」北口下車、神奈川中央交通バス㉟番乗場発 「工芸大学」行に乗車（約２０分）、終点で下車	０４６２－４１－０４５４	
	横浜商科大学	横浜商科大学つるみキャンパス試験場	66301X	1,000	横浜市鶴見区東寺尾４－１１－１ 京浜急行線「生麦駅」下車、徒歩１５分　ＪＲ横浜駅東口から市営バス㉟㊸系統で川崎駅・鶴見駅行に乗車し、「岸谷」下車、徒歩５分	０４５－５７１－３９０１	
	東洋英和女学院大学	東洋英和女学院大学試験場	84601M	460	横浜市緑区三保町３２ 東急田園都市線青葉台駅・ＪＲ横浜線十日市場駅より市営バス２３系統又は東急バス若葉台中央行きで「郵便局前」下車、徒歩５分	０４５－９２２－５５１１	
	桐蔭横浜大学	桐蔭横浜大学試験場	85601A	800	横浜市青葉区鉄町１６１４ 小田急線「柿生駅」北口または田園都市線「市が尾駅」西口から 「桐蔭学園行」バスで終点下車	０４５－９７２－５８８１	
新潟県	新潟大学	新潟大学工学部試験場	13901U	1,398	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩５分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２５分	０２５－２６２－６２４７	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
新潟県	新潟大学	新潟大学教育学部試験場	13902M	836	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩３分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学人文・法・経済学部試験場	13903H	1,044	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩５分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		新潟大学教養校舎試験場	13904B	2,587	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前から新潟交通バス新潟大学前行又は新潟大学経由内野行「新大西門」下車、徒歩３分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	０２５－２６２－６２４７	
		計		5,865			
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,256	長岡市上富岡町１６０３－１ ＪＲ宮内駅下車、駅大手口（西口）の越後交通バス７番線から乗車、終点「技大前」で下車	０２５８－４６－６０００	
		県立長岡高等学校試験場	14002H	550	長岡市学校町３－１４－１ 長岡駅東口より徒歩１０分	０２５８－３２－００７２	○
		計		1,806			
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	1,007	上越市山屋敷町１番地 信越本線「高田駅」下車、「雁城バス」「本町６丁目」停留所から教育大学線のバスに乗車（約１５分）「教育大学」下車	０２５５－２１－３２９３	
	日本歯科大学	日本歯科大学新潟歯学部試験場	62502U	164	新潟市浜浦町１－８ 新潟交通バス「浜浦町１丁目」下車、徒歩１分　又はＪＲ越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩１０分	０２５－２６７－１５００	
	新潟産業大学	新潟産業大学試験場	85701U	325	柏崎市軽井川４７３０番地 ＪＲ信越本線「柏崎駅」下車、柏崎駅南口から越後交通バス新潟産業大学行き（約２０分）「新潟産業大学前」下車、徒歩１分	０２５７－２４－４９０１	
	敬和学園大学	敬和学園大学試験場	87401Y	281	新発田市大字富塚１２７０番地 ＪＲ新発田駅下車、「駅前通」からバス新潟行（木崎経由）「敬和学園大学前」下車、徒歩５分	０２５４－２６－２５０７	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201X	4,204	富山市五福３１９０ ＪＲ「富山駅」下車、駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩１分　又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩５分	０７６４－４５－６１００	
	富山医科薬科大学	富山医科薬科大学試験場	14301K	940	富山市杉谷２６３０番地 ＪＲ富山駅前又は高岡駅前からバス「富山医薬大」行などを利用　所要時間は富山駅から約３０分、高岡駅から約４０分	０７６４－３４－２６３６	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上履使用
富山県	富山県立大学	富山県立大学工学部試験場	33801Z	530	射水郡小杉町黒河５１８０ ＪＲ北陸本線「小杉駅」下車、駅南口より南へ徒歩２０分　又は、バス（太閤山循環）に乗車し、「富山県立大学前」にて下車（所要時間５分）	０７６６－５６－７５００	
	高岡法科大学	高岡法科大学試験場	84701B	200	高岡市戸出石代３０７－３ ＪＲ北陸本線「高岡駅」から加越能バス⑮番乗場「高岡法科大学行き」所要時間３０分	０７６６－６３－３３８８	
石川県	金沢大学	金沢大学総合教育棟試験場	14401A	1,600	金沢市角間町 金沢駅西口６番のりばから北鉄バス金沢大学「角間」行「金沢大学中央」下車、徒歩５分	０７６－２６４－５７６２	
		金沢大学文学部・法学部・経済学部試験場	14402Y	660	金沢市角間町 金沢駅西口６番のりばから北鉄バス金沢大学「角間」行「金沢大学（角間）」終点下車、徒歩３分	０７６－２６４－５４６９	
		金沢大学教育学部試験場	14403U	596	金沢市角間町 金沢駅西口６番のりばから北鉄バス金沢大学「角間」行「金沢大学（角間）」終点下車、徒歩３分	０７６－２６４－５６０２	
		金沢大学理学部試験場	14404M	345	金沢市角間町 金沢駅西口６番のりばから北鉄バス金沢大学「角間」行「金沢大学中央」下車、徒歩５分	０７６－２６４－５６３４	
		金沢大学医学部試験場	14405H	310	金沢市宝町１３番１号 金沢駅中央口１０・１１番のりばから北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・金沢学院大学行「小立野」（大学病院前）下車、徒歩５分	０７６－２３４－４３４１	
		金沢大学工学部試験場	14406B	973	金沢市小立野２丁目４０番２０号 金沢駅中央口１０・１１番のりばから北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・金沢学院大学行「工学部前」下車、徒歩２分	０７６－２３４－４５６０	
		金沢大学医療技術短期大学部試験場	14407Z	460	金沢市小立野５丁目１１番８０号 金沢駅中央口１０・１１番のりばから北鉄バス錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行・金沢学院大学行「小立野」（大学病院前）下車、徒歩８分	０７６－２６５－２５００	
		計		4,944			
	金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学試験場	30801H	390	金沢市小立野５丁目１１番１号 北陸鉄道バスの錦町線、湯涌線、田上住宅線、医王山線の「小立野」、野町・小立野線の「大学病院前」のバス停で下車し、徒歩８分	０７６－２６２－３５３１	
	金沢工業大学	金沢工業大学試験場	66801Z	500	石川郡野々市町扇が丘７－１ ＪＲ金沢駅前バスターミナル８番乗り場より、北陸鉄道バス「工大前」行乗車「工大前」下車、徒歩すぐ	０７６－２４８－０３６５	
	金沢学院大学	金沢学院大学試験場	83901Y	400	金沢市末町１０ ＪＲ金沢駅前から北陸鉄道バス金沢学院大学行「金沢学院大学前」下車	０７６－２２９－８８４４	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501U	2,294	福井市文京3－9－1 ＪＲ福井駅前から市内バスのりば⑧・⑩番「福井大学前」下車 又は京福電鉄福井駅から三国港行「西福井駅」下車、徒歩1分	0776－27－8508	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	481	吉田郡松岡町下合月23－3 京福バス：ＪＲ福井駅前バス乗り場の11番乗り場で福井医大行きのバスに乗車し「福井医大」で下車（約35分）	0776－61－3111	
	福井県立大学	福井県立大学福井キャンパス試験場	34001K	550	吉田郡松岡町兼定島4－1－1 京福バス新田塚・医大線、県立病院・羽崎・医大線、県立病院・心臓センター・医大線、または中藤小学校・医大線「県立大学」下車	0776－61－6000	
		福井県立大学小浜キャンパス試験場	34002C	241	小浜市学園町1－1 ＪＲバス西津線「西津公民館前」下車、徒歩15分	0770－52－6300	
		計		791			
	福井工業大学	福井工業大学福井学舎試験場	67001K	560	福井市学園3－6－1 京福電気鉄道「市内バス2番線」学園町行「金井学園前」下車、徒歩3分	0776－22－8111	
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701Z	1,835	甲府市武田四丁目4－37 ＪＲ中央線「甲府駅」北口下車、北へ徒歩20分　又はバス武田神社行き、積翠寺行き「山梨大学前」下車	0552－20－8046	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801R	300	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地 ＪＲ身延線「常永駅」下車、南東へ徒歩15分	0552－73－6733	
	都留文科大学	都留文科大学試験場	30901Z	567	都留市田原三丁目8番1号 富士急行線「谷村町駅」下車、南西へ徒歩20分	0554－43－4341	
	山梨学院大学	山梨学院大学試験場	67101A	856	甲府市酒折2－4－5 ＪＲ中央線「酒折駅」下車、徒歩3分　ＪＲ身延線「善光寺駅」下車、徒歩15分	0552－24－1302	
	帝京科学大学	帝京科学大学試験場	86901M	305	北都留郡上野原町八ッ沢2525 ＪＲ中央本線「上野原駅」下車、大学直通バス6分	0554－63－4411	
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	332	松本市旭3－1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車	0263－37－2192	
		信州大学経済学部試験場	14902A	264	松本市旭3－1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車	0263－37－2192	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
長野県	信州大学	信州大学理学部試験場	14903Y	587	松本市旭3－1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車	0263－37－2192	
		信州大学共通教育センター試験場	14904U	1,948	松本市旭3－1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（信大病院経由）行「信州大学前」下車	0263－37－2192	
		信州大学教育学部試験場	14905M	1,365	長野市西長野6－ロ 長野駅善光寺口前バス停1番ホームから川中島バス宇木行、若槻団地行、又は若槻営業所行乗車「信大入口」下車、西へ徒歩5分	026－232－8106	
		信州大学工学部試験場	14906H	1,877	長野市若里500 「長野駅」東口下車、南へ徒歩20分	026－226－4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	781	上伊那郡南箕輪村8304 ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車、伊那バスターミナルから西箕輪線乗車、「大学入口」下車	0265－72－1107	
		信州大学繊維学部試験場	14908Z	958	上田市常田3－15－1 ＪＲ「上田駅」下車、東へ徒歩20分	0268－21－5310	
		県立上田東高等学校試験場	14909X	920	上田市常田3－5－68 ＪＲ「上田駅」下車、東へ徒歩25分	0268－25－8881	○
		計		9,032			
	長野県看護大学	長野県看護大学試験場	35001Z	344	駒ヶ根市赤穂1694番地 ＪＲ飯田線「駒ヶ根駅」下車、徒歩15分	0265－81－5100	
	松本歯科大学	松本歯科大学試験場	67301H	208	塩尻市広丘郷原1780 ＪＲ中央本線「塩尻駅」下車、徒歩25分	0263－53－1851	
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	3,373	岐阜市柳戸1番1 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで約30分「岐阜大学（終点）」下車	058－293－2156	
		県立岐阜高等学校試験場	15002Y	1,000	岐阜市大縄場3－1 名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜高校」行き（鹿苑便）又は岐阜市営バス「忠節さぎ山廻り」「旦の島」行きで約10分「西野町」下車、徒歩約5分	058－253－5061	
		県立岐阜北高等学校試験場	15003U	1,000	岐阜市則武清水1841－11 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行き（忠節経由）で約20分「北高前」下車、徒歩約2分	058－231－5692	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
岐阜県	岐阜大学	県立岐山高等学校試験場	15004M	800	岐阜市長良小山田２５８７ ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から、岐阜バス「三田洞」行き又は名鉄バス「高富」行きで約３０分「長良高見」下車、徒歩７分	０５８－２３１－５６３６	○
		計		6,173			
	岐阜薬科大学	岐阜薬科大学試験場	31001X	1,000	岐阜市三田洞東５丁目６番１号 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から、岐阜バス又は市営バスの三田洞団地か三田洞県自動車学校行に乗車、「薬大前」下車、（岐阜バスの場合徒歩５分）	０５８－２３７－３９３１	○
	岐阜経済大学	岐阜経済大学試験場	67401Z	500	大垣市北方町５－５０ ＪＲ東海道線「大垣駅」南口下車、近鉄バスにて駅前７番乗場から直行バス利用　又は６番乗場から黒野駅前行あるいは井田行「三ツ屋」下車、徒歩５分	０５８４－７４－５１５１	
	朝日大学	朝日大学試験場	67501R	500	本巣郡穂積町穂積１８５１ ＪＲ東海道本線「穂積駅」下車、南へ徒歩２０分 又は岐阜バス朝日大学行「朝日大学」下車	０５８－３２９－１１５５	
	岐阜女子大学	岐阜女子大学試験場	67601C	500	岐阜市太郎丸８０番地 岐阜バス　岐阜女子大線「岐阜女子大学」下車、又は高美線（高富経由美濃方面行き）「岐阜女子大口」下車、北へ徒歩７分	０５８－２２９－２２１１	
	聖徳学園岐阜教育大学	聖徳学園岐阜教育大学試験場	67701Y	500	羽島郡柳津町高桑２０７８ 名鉄新岐阜駅前バス停⑩番のりば、又はＪＲ岐阜駅前バス停より岐阜教育大学行「岐阜教育大学」下車、徒歩１分	０５８－２７９－０８０４	
	東海女子大学	東海女子大学試験場	67801M	500	各務原市那加桐野町５－６８ 名鉄美濃町線「白野橋駅」下車、徒歩５分　又は新岐阜バスセンター６・７・８番線関市方面行「琴塚東海女子大・短大前」下車、徒歩５分	０５８３－８９－２２００	○
	名城大学	名城大学都市情報学部試験場	70302X	500	可児市虹ヶ丘４－３－３ 名鉄広見線「西可児駅」下車、北へ徒歩１５分	０５７４－６９－０１００	
静岡県	静岡大学	県立沼津東高等学校試験場	15101U	1,300	沼津市岡宮８１２ 臨時：ＪＲ東海沼津駅北口富士急行バス「沼津東高」行終点下車　常時：ＪＲ東海沼津駅南口富士急バスターミナル６番沼津ゴルフ場行等「東高入口」下車	０５５９－２６－２０５６	○
		静岡大学試験場	15102M	2,286	静岡市大谷８３６ 新静岡センターバスターミナル４番又はＪＲ東海静岡駅北口１３番、静鉄バス美和大谷線「静岡大学」行「静大前」下車、徒歩約５分	０５４－２３８－２９３５	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,000	静岡市長谷町６６ 新静岡センターバスターミナル１６番又はＪＲ東海静岡駅北口１４番、静鉄バス「大浜麻機線麻機」行「長谷通り」下車、徒歩約３分	０５４－２４８－９１１０	
		県立静岡東高等学校試験場	15104B	1,000	静岡市川合７５７ 新静岡センターバスターミナル１３番又はＪＲ東海静岡駅北口２番、静鉄バス「神明前経由瀬名新田」行「東高前」下車、徒歩約２分	０５４－２６４－６４０１	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	静岡大学	静岡市立高等学校試験場	15105Z	1,040	静岡市千代田三丁目１－１ 新静岡センターバスターミナル１４番又はＪＲ東海静岡駅北口１番、静鉄バス「唐瀬線「唐瀬」行「市立高校前」下車、徒歩約１分	０５４－２４７－５２９１	○
		県立浜松北高等学校試験場	15106X	1,035	浜松市広沢１－３０－１ ＪＲ東海浜松駅前北口バスターミナル１番・１５番（全路線）遠鉄バス「浜松北高」下車、徒歩約３分	０５３－４５７－３８９６	○
		県立浜松西高等学校試験場	15107R	1,035	浜松市西伊場町３－１ ＪＲ東海浜松駅前北口バスターミナル５番、遠鉄バス「宇布見山崎」行「浜松西高」下車、徒歩約５分	０５３－４５７－１０２６	○
		浜松短期大学試験場	15108K	501	浜松市住吉２－３－１ ＪＲ東海浜松駅前北口バスターミナル１４番、遠鉄バス富塚じゅんかん（せいれいまわり）線「浜松短大西」下車、徒歩約１分	０５３－４７１－０１４６	
		計		9,197			
	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	560	浜松市半田町３６００ ＪＲ浜松駅バスターミナルから鶴田山の手線医大行き又は、医大循環バスで「医科大学」下車	０５３－４３５－２２００	
		私立浜松日体高等学校試験場	15202B	990	浜松市半田町３６６０ ＪＲ浜松駅バスターミナルから鶴田山の手線医大行き又は、医大循環バスで「日体高前」下車	０５３－４３５－２２００	○
		計		1,550			
	静岡県立大学	静岡県立大学試験場	31101K	2,000	静岡市谷田５２－１ ＪＲ東海道線「草薙駅」下車、徒歩１５分　又は静岡鉄道「草薙駅」若しくは「県立美術館前駅」下車、徒歩１５分	０５４－２６４－５００７	
	日本大学	日本大学国際関係学部試験場	62302K	1,700	三島市文教町２－３１－１４５ ＪＲ東海道本線、新幹線又は伊豆箱根鉄道「三島駅」下車、徒歩１０分	０５５９－８０－０８５３	
	常葉学園大学	常葉学園大学試験場	67901B	650	静岡市瀬名一丁目２２番１号 静岡駅北口Ｄ２番線より６１・６３番バス乗車、又は草薙駅より瀬名新田行バス乗車　いずれも「西奈中・常葉大入口」下車、徒歩５分	０５４－２６３－１１２５	
	常葉学園浜松大学	常葉学園浜松大学試験場	85801H	700	浜松市都田町１２３０番地 ＪＲ浜松駅よりバス４５分　都田線市役所経由都田行「浜松大学前」下車 又は天竜浜名湖鉄道「浜松大学駅」下車、徒歩５分	０５３－４２８－３５１１	
	聖隷クリストファー看護大学	聖隷クリストファー看護大学試験場	87901A	294	浜松市三方原町３４５３ ＪＲ浜松駅北口バスターミナル㉓、遠州鉄道バス聖隷三方原病院経由気賀・三ヶ日行で「聖隷三方原病院」下車（約４０分）、徒歩約３分	０５３－４３９－１４００	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	静岡産業大学	静岡産業大学経営学部試験場	89301H	450	磐田市大原１５７２－１ ＪＲ東海道本線「磐田駅」下車、遠州鉄道バス⑮番線から福田行又は豊浜行「静岡産業大学」下車	０５３８－３７－０１９１	
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301Z	3,156	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	０５２－７８９－２１８３	
		名古屋大学教育学部附属高等学校試験場	15302X	520	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	０５２－７８９－２１８３	○
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15303R	1,000	名古屋市千種区星ヶ丘元町１３－７ 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、南へ３００m	０５２－７８１－９０９１	○
		県立明和高等学校試験場	15304K	1,000	名古屋市東区白壁２－３２－６ 地下鉄名城線「市役所駅」下車、東へ２００m	０５２－９７１－４６２２	○
		県立名古屋南高等学校試験場	15305C	1,000	名古屋市南区東又兵ェ町５－１－１１ ＪＲ東海道本線「笠寺駅」下車、西へ４００m 名鉄常滑線「大江駅」下車、東へ７００m	０５２－６１１－３３４２	○
		県立昭和高等学校試験場	15306A	1,000	名古屋市瑞穂区玉水町１－１８ 地下鉄４号線「新瑞橋駅」から市バス島田住宅、平針住宅行「中根」下車、北へ１００m	０５２－８３４－４２４９	○
		県立天白高等学校試験場	15307Y	1,000	名古屋市天白区天白町植田、三七川原８－１０２ 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車、北東へ１２００m	０５２－８０６－４４９１	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	15308U	1,000	名古屋市名東区大針１－３５１ 地下鉄東山線「本郷駅」下車、市バス猪高緑地行「極楽」下車、東南へ３００m	０５２－７０３－８３０１	○
		名古屋大学東山地区試験場	15350X	1	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	０５２－７８９－２１８３	
		計		9,677			
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401R	3,275	刈谷市井ヶ谷町広沢１番地 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス目進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車	０５６６－２６－２２０３	
		愛知教育大学附属高等学校試験場	15402K	735	刈谷市井ヶ谷町広沢１番地 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス目進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車、徒歩５分	０５６６－２６－２２０３	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
愛知県	愛知教育大学	県立刈谷高等学校試験場	15403C	1,160	刈谷市寿町５－１０１ ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車、南へ徒歩１５分　又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車、東へ徒歩５分	０５６６－２６－２２０３	○
		計		5,170			
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	4,000	名古屋市昭和区御器所町 ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩１０分　又は市バス（５０番系統）「名大病院」下車、東へ徒歩３分	０５２－７３５－５０８３	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Y	1,200	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１ 豊橋駅前⑮のりばから豊鉄バス細谷線（細谷東行、技科大前行又は福祉村行）に乗車「技科大前」で下車	０５３２－４４－６５８１	
		県立時習館高等学校試験場	15602U	1,200	豊橋市富本町 豊鉄渥美線「南栄駅」下車、北へ徒歩５分	０５３２－４７－５７０１	○
		計		2,400			
	愛知県立大学	愛知県立大学試験場	31201A	1,500	名古屋市瑞穂区高田町３－２８ 地下鉄桜通線「瑞穂区役所」駅から西へ徒歩約１０分　又は、市バス停留所「滝子」から南へ、「大喜」から北へ徒歩約１０分	０５２－８５１－２１９１	
	愛知県立芸術大学	県立千種高等学校試験場	31301U	1,000	名古屋市名東区社台二丁目２０６番地 地下鉄東山線「一社駅」下車、北東へ徒歩５分	０５２－７７３－００９８	○
	名古屋市立大学	名古屋市立大学山の畑試験場	31401H	1,800	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑１ ＪＲ・地下鉄金山駅から市バス名古屋大学前・山下通・博物館行等又は地下鉄桜山駅から市バス金山行「滝子」下車、徒歩１分	０５２－８７１－１５６５	
	愛知県立看護大学	愛知県立看護大学試験場	35101R	500	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、南出口から南へ徒歩１８分	０５２－７３６－１４０１	
	愛知大学	愛知大学豊橋校舎試験場	68001Z	900	豊橋市町畑町１－１ 豊橋鉄道渥美線「大学前駅」下車	０５３２－４７－４１１１	
	愛知学院大学	愛知学院大学試験場	68201C	1,000	日進市岩崎町阿良池１２ 地下鉄東山線「藤ヶ丘駅」から名鉄バス愛知学院大学前行「愛知学院大学前」下車（バス停は大学構内）	０５６１７－３－１１１１	
	愛知学泉大学	愛知学泉大学経営学部試験場	68301Y	600	豊田市大池町汐取１ 名鉄三河線「豊田市駅」下車、スクールバス１０分	０５６５－３５－１３１３	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
愛知県	愛知工業大学	愛知工業大学基礎教育系１０号館試験場	６８４０１Ｍ	996	豊田市八草町八千草１２４７ 愛知環状鉄道「八草（愛工大）」駅」下車、徒歩１０分	０５６５－４８－８１２１	
	愛知淑徳大学	愛知淑徳大学試験場	６８５０１Ｂ	600	愛知郡長久手町長湫片平９番地 地下鉄東山線で本郷駅下車、市バス９９号系統「猪高緑地」行乗車し終点下車（所要時間約１５分）	０５６１－６２－４１１１	
	金城学院大学	金城学院大学試験場	６８６０１Ｘ	700	名古屋市守山区大森２－１７２３ 名鉄瀬戸線「大森・金城学院前駅」下車、徒歩５分	０５２－７９８－０１８０	
	椙山女学園大学	椙山女学園大学試験場	６８７０１Ｋ	500	名古屋市千種区星が丘元町１７番３号 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、⑥番出口より徒歩５分	０５２－７８１－１１８６	
	大同工業大学	大同工業大学大同校舎試験場	６８８０１Ａ	600	名古屋市南区大同町２－２１ 名鉄常滑線「大同町駅」下車、北へ徒歩２分（大同高等学校の裏） 名古屋市バス幹線７「大同町」下車、西へ徒歩５分	０５２－６１１－０５１３	
	中京大学	中京大学名古屋学舎試験場	６８９０１Ｕ	900	名古屋市昭和区八事本町１０１－２ 名古屋市営地下鉄鶴舞線「八事駅」下車、①番出口より徒歩３分	０５２－８３２－２１５１	
	中京女子大学	中京女子大学試験場	６９００１Ｍ	600	大府市横根町名高山５５ ＪＲ東海道本線「大府駅」下車、名鉄バス有松駅前行「中京女子大学前」下車、徒歩１分	０５６２－４６－１２９１	
	中部大学	中部大学試験場	６９１０１Ｂ	1,050	春日井市松本町１２００番地 ＪＲ中央本線・愛知環状鉄道「高蔵寺駅」下車、北口から名鉄バス中部大学行「中部大学前」下車	０５６８－５１－１１１１	
	同朋大学	同朋大学試験場	６９２０１Ｘ	300	名古屋市中村区稲葉地町７の１ 市バス笹島町（ＪＲ名古屋駅南）より稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分 又は地下鉄東山線中村公園駅から市バス稲西車庫行「鴨付町」下車、徒歩１分	０５２－４１１－１１１１	
	豊田工業大学	豊田工業大学試験場	６９３０１Ｋ	200	名古屋市天白区久方２－１２ 地下鉄鶴舞線「原駅」下車、市バス新塚循行　又は野並行乗車、「高坂小学校」下車、徒歩１０分	０５２－８０２－１１１１	
	名古屋経済大学	名古屋経済大学試験場	６９６０１Ｈ	500	犬山市内久保６１－１ 名鉄小牧線「田県神社前駅」下車、徒歩１５分	０５６８－６７－０５１１	
	名古屋商科大学	名古屋商科大学試験場	６９８０１Ｒ	600	日進市米野木町三ヶ峯４の４ 名鉄豊田線「米野木駅」下車、名鉄バス名商大行「名商大前」下車、徒歩３分	０５６１７－３－２１１１	
	名古屋女子大学	名古屋女子大学汐路学舎試験場	６９９０１Ｃ	500	名古屋市瑞穂区汐路町３－４０ 地下鉄桜通線「瑞穂区役所駅」下車、東へ３００ｍ	０５２－８５２－９７７４	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
愛知県	南山大学	南山大学試験場	７０１０１Ｕ	900	名古屋市昭和区山里町１８ 地下鉄鶴舞線「いりなか駅」下車、徒歩１５分　又は地下鉄東山線「本山駅」から市バス島田住宅行あるいは平針住宅行「山手通二丁目」下車、徒歩５分	０５２－８３２－３１１９	
	日本福祉大学	日本福祉大学美浜キャンパス試験場	７０２０１Ｈ	500	知多郡美浜町大字奥田字会下前３５－６ 名鉄知多新線「知多奥田駅」下車、徒歩５分	０５６９－８７－２２１２	
	名城大学	名城大学天白１号館試験場	７０３０１Ｚ	1,500	名古屋市天白区塩釜口１－５０１ 地下鉄鶴舞線「塩釜口」下車、徒歩１０分	０５２－８３２－１１５１	
	名古屋外国語大学	名古屋外国語大学試験場	８５９０１Ｚ	500	日進市岩崎町竹ノ山５７ 地下鉄東山線「藤ヶ丘駅」から名鉄バス愛知学院大学前行「愛知学院大学前」下車、南へ徒歩５分	０５６１７－４－１１１１	
	東海学園大学	東海学園大学試験場	９０９０１Ｕ	500	西加茂郡三好町福谷西ノ洞２１－２３３ 名鉄豊田線「三好ヶ丘駅」下車、徒歩１０分	０５６１３－６－５５５５	
三重県	三重大学	三重大学試験場	１５７０１Ｍ	2,568	津市上浜町１５１５ 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、国道２３号線を北へ徒歩１５分　又は近鉄・ＪＲ津駅東口からバス（４番のりば）「大学前」下車、徒歩５分	０５９－２３１－９０６２	
		県立津西高等学校試験場	１５７０２Ｈ	1,200	津市河辺町字長２２１０－２ 近鉄・ＪＲ「津駅」下車、津駅西口からバス（１番のりば）「津西高校前」又は「津西高下」下車、約１０分	０５９－２２５－１４００	○
		県立津東高等学校試験場	１５７０３Ｂ	1,200	津市一身田上津部田レの坪１４７０ 近鉄・ＪＲ「津駅」下車、津駅西口から西へ徒歩２０分　又は津駅西口からバス（１番のりば）「むつみヶ丘」下車、約５分	０５９－２２７－１０４０	○
		県立津高等学校試験場	１５７０４Ｚ	1,200	津市新町３丁目１－１ 近鉄名古屋線「津新町駅」下車、西へ徒歩１０分	０５９－２２８－０２７１	○
		計		6,168			
	三重県立看護大学	三重県立看護大学試験場	３５６０１Ｘ	300	津市夢が丘１丁目１－１ ＪＲ紀勢本線「一身田駅」下車、徒歩約２０分　又は近鉄・ＪＲ津駅西口から三重交通バス津西ハイタウン線「ハイタウン口」下車、徒歩１０分	０５９－２３３－５６５５	
	松阪大学	松阪大学試験場	７０５０１Ｃ	1,383	松阪市久保町１８４６番地 ＪＲおよび近鉄「松阪駅」から三重交通バス、パークタウン学園前行に乗車約１５分、「松阪大学前」下車徒歩５分	０５９８－２９－１１２２	
	鈴鹿国際大学	鈴鹿国際大学試験場	８９４０１Ｚ	600	鈴鹿市郡山町６６３－２２２ 近鉄「白子駅」西口下車、三交バス太陽の街行き「鈴鹿国際大学前」下車 又は伊勢鉄道「中瀬古駅」下車、徒歩５分	０５９３－７２－２９１５	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,778	彦根市馬場１－１－１ ＪＲ「彦根駅」下車、近江バス米原西口線米原駅西口行又は県立大学線南彦根駅行「栄町」下車、徒歩約５分	0749－27－1023	
		滋賀大学教育学部試験場	15802Z	1,038	大津市平津２－５－１ ＪＲ東海道本線「石山駅」下車、京阪バス大石、新浜又はすずいの郷行「滋賀大前」下車、徒歩約１０分	077－537－7711	
		計		2,816			
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901X	700	大津市瀬田月輪町 ＪＲ東海道本線（琵琶湖線）「瀬田駅」下車、駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し、「医大西門前」下車	077－548－2071	
	滋賀県立大学	滋賀県立大学試験場	35201C	1,150	彦根市八坂町２５００ ＪＲ東海道本線「南彦根駅」西口から、近江バス（県立大学経由）彦根駅行きもしくは県立大学行きで「県立大学」下車	0749－28－8226	
	立命館大学	立命館大学びわこ・くさつキャンパス試験場	72201K	1,850	草津市野路東１－１－１ ＪＲ「南草津駅」下車、近江鉄道バス立命館大学行又は立命館大学経由飛島グリーンヒル行乗車、「立命館大学」下車	077－566－1111	
京都府	京都大学	京都大学農学部試験場	16001R	833	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車、東へ徒歩５分　又は「京大農学部前」下車、西へ徒歩２分　農学部構内	075－753－2523	
		京都大学法学部・経済学部・工学部試験場	16002K	3,248	京都市左京区吉田本町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩３分　又は、京阪「出町柳駅」下車、東へ徒歩１０分　法学部・経済学部・工学部（本部）構内	075－753－2523	
		京都大学総合人間学部試験場	16003C	2,253	京都市左京区吉田二本松町 市バス「京大正門前」下車、東へ徒歩３分　総合人間学部構内	075－753－2523	
		京都大学医学部・薬学部試験場	16004A	723	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車、西へ徒歩５分　医学部構内・薬学部構内	075－753－2523	
		関西文理学院試験場	16005Y	969	京都市北区鞍馬口通烏丸東入ル 地下鉄「鞍馬口駅」下車、東へ徒歩５分	075－753－2523	
		計		8,026			
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,105	京都市伏見区深草藤森町１番地 ＪＲ奈良線「ＪＲ藤森駅」下車、西へ徒歩３分 又は京阪電鉄「墨染駅」下車、北東へ徒歩１０分	075－644－8161	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
京都府	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Y	1,648	京都市左京区松ヶ崎橋上町 ＪＲ京都駅、阪急烏丸駅、地下鉄烏丸御池駅から地下鉄烏丸線国際会館行き「松ヶ崎駅」下車、東南へ約４００ｍ	075－724－7162	
	京都市立芸術大学	京都市立芸術大学試験場	31501Z	400	京都市西京区大枝沓掛町１３－６ 京都交通バス四条河原町から亀岡・東舞鶴方面行（急行・快速）又は京都駅から阪急桂駅経由亀岡行若しくは大原野（長岡）行「芸大前」下車、徒歩１分	075－332－0701	
	京都府立大学	京都府立大学試験場	31601R	620	京都市左京区下鴨半木町１ 地下鉄「北山駅」下車、南へ徒歩１０分　市バス「府立大学前」下車、徒歩５分　京都バス「北園町」下車、徒歩１分	075－703－5124	
	京都府立医科大学	京都府立医科大学医療技術短期大学部試験場	31701C	400	京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町４１０番地 市バス「府立医大病院前」下車、徒歩１分	075－212－5457	
	京都学園大学	京都学園大学試験場	70801B	300	亀岡市曽我部町南条大谷１－１ ＪＲ亀岡駅から京都交通バス学園大学行「京都学園大学」下車	0771－22－2001	
	京都女子大学	京都女子大学試験場	71001R	350	京都市東山区今熊野北日吉町３５番地 京都駅（ＪＲ・近鉄）市バス２Ａ乗場から市バス２０６又は２０８で「東山七条」下車、東へ徒歩５分　又は京阪本線「七条駅」下車、東へ徒歩１５分	075－531－7054	
	京都薬科大学	京都薬科大学試験場	71201Y	350	京都市山科区御陵中内町５番地 ＪＲ「山科駅」・京阪「山科駅」・地下鉄東西線「山科駅」下車、徒歩１０分 又は京阪バス「薬大前」下車すぐ	075－595－4678	
	種智院大学	種智院大学試験場	71401B	200	京都市南区壬生通八条下ル東寺町５４５ ＪＲ東海道線「京都駅」八条口下車、徒歩１５分	075－681－6513	
	京都橘女子大学	京都橘女子大学試験場	71501X	350	京都市山科区大宅山田町３４ ＪＲ・京阪山科駅より京阪バス「大宅」下車、徒歩５分 又は市営地下鉄東西線「椥辻駅」下車、徒歩１５分	075－574－4116	
	同志社大学	同志社大学新町校舎試験場	71601K	1,190	京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町１５９－１ 京都市営地下鉄烏丸線「今出川駅」２番出口下車、徒歩１０分　又は京阪電車「出町柳駅」より西方へ徒歩２０分	075－251－4601	
	同志社女子大学	同志社女子大学田辺キャンパス試験場	71701A	350	京田辺市興戸南鉾立９７－１ 近鉄京都線「興戸駅」下車、徒歩１５分 又はＪＲ学研都市線「同志社前駅」下車、徒歩１０分	0774－65－8811	
	龍谷大学	龍谷大学深草学舎試験場	72301A	2,294	京都市伏見区深草塚本町６７ 京阪電車「深草駅」下車、徒歩３分　又は京都市営地下鉄「くいな橋駅」下車東へ徒歩７分	075－645－7887	
大阪府	大阪大学	大阪大学共通教育講義棟イ号館試験場	16301M	650	豊中市侍兼山町１－１６ 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩１５分 又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩１５分	06－850－6111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経講義棟試験場	16302H	800	豊中市待兼山町1－5 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分 又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分	06－850－6111	
		大阪大学共通教育講義棟ロ号館試験場	16303B	800	豊中市待兼山町1－16 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分 又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分	06－850－6111	
		大阪大学理学部試験場	16304Z	750	豊中市待兼山町1－1 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩25分 又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩5分	06－850－6111	
		大阪大学基礎工学部試験場	16305X	823	豊中市待兼山町1－3 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩25分 又は大阪モノレール「柴原駅」下車、西へ徒歩10分	06－850－6111	
		大阪大学医学部試験場	16306R	600	吹田市山田丘2－2 阪急バス千里中央発又は近鉄バスＪＲ茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大医学部前」下車すぐ　又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩30分	06－879－5111	
		大阪大学薬学部試験場	16307K	550	吹田市山田丘1－6 阪急バス千里中央発又は近鉄バスＪＲ茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大本部前」下車、徒歩10分　又は阪急千里線「北千里駅」下車、東へ徒歩20分	06－877－5111	
		大阪大学工学部試験場	16308C	1,400	吹田市山田丘2－1 阪急バス千里中央発又は近鉄バスＪＲ茨木駅発又は阪急茨木市駅発「阪大本部前」下車、徒歩15分　又は阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩15分	06－877－5111	
		金蘭短期大学新館試験場	16309A	700	吹田市藤白台5－25－1 阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩10分	06－834－5959	
		金蘭短期大学本館試験場	16310K	700	吹田市藤白台5－25－1 阪急千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩10分	06－834－5948	
		計		7,773			
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	1,192	箕面市粟生間谷東8－1－1 北大阪急行「千里中央駅」又は阪急「北千里駅」から、阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」　又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727－30－5111	
		府立茨木高等学校試験場	16402Z	880	茨木市新庄町12番1号 阪急京都線「茨木市駅」下車、南西へ徒歩10分 又はＪＲ東海道本線「茨木駅」下車、東へ徒歩16分	0727－30－5111	○
		大阪外国語大学試験場	16450Z	1	箕面市粟生間谷東8－1－1 北大阪急行「千里中央駅」又は阪急「北千里駅」から、阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」　又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727－30－5111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪外国語大学	計		2,073			
	大阪教育大学	大阪教育大学柏原キャンパス試験場	16501X	2,821	柏原市旭ヶ丘4－698－1 近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車、南東へ徒歩約15分	0729－78－3324	
	大阪女子大学	大阪女子大学試験場	31801Y	501	堺市大仙町2－1 ＪＲ阪和線「百舌鳥駅」下車、徒歩西へ13分　又は南海高野線「堺東駅」下車、南へ徒歩18分	0722－22－4811	
	大阪市立大学	大阪市立大学1号館試験場	31901M	940	大阪市住吉区杉本3－3－138 ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、南東へ徒歩約10分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分	06－605－2077	
		大阪市立大学2号館試験場	31902H	940	大阪市住吉区杉本3－3－138 ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約10分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分	06－699－6200	
		大阪市立大学3号館試験場	31903B	938	大阪市住吉区杉本3－3－138 ＪＲ阪和線「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東へ徒歩約10分 又は地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口から南西へ徒歩約20分	06－699－6400	
		府立住吉高等学校試験場	31904Z	720	大阪市阿倍野区北畠2丁目4－1 阪堺上町線「北畠駅」下車、西へ徒歩3分	06－651－3400	○
		計		3,538			
	大阪府立大学	大阪府立大学試験場	32001H	2,824	堺市学園町1－1 南海高野線「白鷺駅」下車、南西へ徒歩10分　又は地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車（⑤番出口）、南東へ徒歩15分	0722－52－1161	
	大阪府立看護大学	大阪府立看護大学試験場	34701Y	500	羽曳野市はびきの3丁目7番30号 近鉄南大阪線「藤井寺駅」又は「古市駅」下車、近鉄バスにて「看護大学前」又は「羽曳野病院前」下車、徒歩10分	0729－50－2120	
	大阪学院大学	大阪学院大学試験場	72601Z	1,885	吹田市岸部南二丁目36番1号 ＪＲ京都線（東海道本線）「岸辺駅」、又は阪急京都線「正雀駅」西出口からそれぞれ徒歩5分	06－381－8434	
	大阪経済大学	大阪経済大学試験場	72701R	1,013	大阪市東淀川区大隅2－2－8 阪急京都線「上新庄駅」下車、東へ徒歩15分　又はＪＲ大阪駅前から市バス井高野車庫行で「大阪経大前」下車すぐ	06－328－2431	
	大阪工業大学	大阪工業大学大宮キャンパス試験場	73001U	629	大阪市旭区大宮5－16－1 大阪駅前から市バス幹34号守口車庫前行にて約25分「中宮（大阪工業大学前）」下車、徒歩2分	06－954－4086	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
大阪府	大阪産業大学	大阪産業大学中央キャンパス試験場	73101H	1,347	大東市中垣内３－１－１ ＪＲ環状線「京橋駅」より学研都市線に乗り換え「野崎駅」下車、南へ徒歩１５分	0720－75－3001	
	大阪電気通信大学	大阪電気通信大学〔寝屋川学舎〕試験場	73601M	902	寝屋川市初町１８－８ 京阪電鉄「寝屋川市駅」下車、東へ徒歩１０分	0720－24－1131	
	大阪薬科大学	大阪薬科大学試験場	73701B	500	高槻市奈佐原４－２０－１ ＪＲ摂津富田駅から高槻市営バス公団阿武山方面行約２０分「大阪薬大前」下車すぐ	0726－90－1013	
	追手門学院大学	追手門学院大学試験場	73901K	869	茨木市西安威２－１－１５ ＪＲ東海道本線「茨木駅」下車、西口から阪急バス安威団地線「安威団地・追手門学院前」行き「追手門学院前」下車（構内乗り入れ）	0726－43－5421	
	関西外国語大学	関西外国語大学（片鉾キャンパス）試験場	74201M	944	枚方市北片鉾町１６－１ 京阪電車「枚方市駅」北口より京阪バス「外大前」行で終点下車	0720－56－9350	
	近畿大学	近畿大学試験場	74305K	3,640	東大阪市小若江３－４－１ 近鉄大阪線「長瀬駅」下車、徒歩約８分	06－721－2332	
	摂南大学	摂南大学寝屋川学舎試験場	74501K	1,498	寝屋川市池田中町１７－８ 京阪電車「寝屋川市駅」から、京阪バス太間公園行または摂南大学前行「摂南大学前」下車すぐ	0720－39－9104	
	相愛大学	相愛大学試験場	74601A	500	大阪市住之江区南港中４－４－１ 地下鉄四つ橋線「住之江公園駅」より、ニュートラムに乗り換え「ポートタウン東駅」下車、徒歩５分	06－612－5900	
	阪南大学	阪南大学本キャンパス試験場	75001X	1,029	松原市天美東５－４－３３ 近鉄南大阪線「河内天美（阪南大学前）駅」下車、北へ徒歩６分	0723－32－1224	
	桃山学院大学	桃山学院大学試験場	75101K	1,430	和泉市まなび野１－１ 泉北高速鉄道「和泉中央駅」下車、徒歩１５分	0725－54－3131	
	大阪国際大学	大阪国際大学試験場	86101K	500	枚方市杉３丁目５０番１号 ＪＲ学研都市線「長尾駅」下車、徒歩西南へ１５分　又は京阪電鉄枚方市駅から京阪バス大阪国際大学行「大阪国際大学前」下車すぐ	0720－58－1616	
	プール学院大学	プール学院大学試験場	92101U	300	堺市槇塚台４－５－１ 泉北高速鉄道泉ヶ丘駅南口から１番乗場にて南海コミュニティバスに乗車（約８分）「プール学院前」下車、すぐ	0722－92－7201	
兵庫県	兵庫教育大学	兵庫教育大学試験場	16601K	1,502	加東郡社町下久米９４２－１ ＪＲ加古川線社町駅下車後、又は神姫バス社営業所下車後、神姫バス姫野台生涯教育センター行「教育大学前」下車、徒歩４分	0795－44－2067	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸大学	神戸大学発達科学部試験場	16701A	700	神戸市灘区鶴甲３丁目１１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大発達科学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学経営学部試験場	16702Y	800	神戸市灘区六甲台町２－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大正門前」下車	078－881－1212	
		神戸大学農学部試験場	16703U	500	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学理学部試験場	16704M	700	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大文理農学部前」で下車	078－881－1212	
		神戸大学工学部試験場	16705H	1,228	神戸市灘区六甲台町１－１ 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「神大本部工学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学国際文化学部試験場	16706B	2,285	神戸市灘区鶴甲１丁目２番１号 阪神御影駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から神戸市バス１６系統「六甲ケーブル下」行き乗車、「神大国際文化学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学医学部保健学科試験場	16707Z	450	神戸市須磨区友が丘７丁目１０番２ 神戸市営地下鉄（西神線）「名谷駅」下車、南へ徒歩１５分	078－881－1212	
		県立神戸高等学校試験場	16708X	800	神戸市灘区城の下通１－５－１ 阪急三宮駅前から「阪急六甲」行き又は阪急六甲駅前から「三宮」行き又は「三宮神社」行きの神戸市バス２系統に乗車、「神戸高校前」下車、北へ２分	078－881－1212	
		神戸市立葺合高等学校試験場	16709R	890	神戸市中央区野崎通１－１－１ ＪＲ「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車、北西へ徒歩約１５分	078－881－1212	
		関西学院大学Ｂ号館試験場	16710Z	1,925	西宮市上ヶ原一番町１番１５５号 阪急（今津線）甲東園駅前から阪急バス「西宮北口」行き又は「朝凪町」行き乗車、「関西学院前」下車、又は甲東園駅から西へ徒歩約１５分	078－881－1212	
		神戸松蔭女子学院大学７号館試験場	16711X	692	神戸市灘区篠原伯母野山町１丁目２番１号 阪急六甲駅前、ＪＲ六甲道駅前又は阪神御影駅前から神戸市バス３６系統「鶴甲団地」行き乗車、「六甲台南口」下車	078－881－1212	
		計		10,970			
	神戸商船大学	神戸商船大学試験場	16801U	1,360	神戸市東灘区深江南町５丁目１番１号 阪神電車「深江駅」下車、南西へ徒歩１０分	078－452－8812	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸市外国語大学	神戸市外国語大学試験場	32101Z	2,050	神戸市西区学園東町9丁目1 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩3分	078－794－8121	
	神戸商科大学	神戸商科大学試験場	32201R	1,610	神戸市西区学園西町8丁目2番地の1 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、南西へ徒歩約15分	078－794－6161	
	姫路工業大学	姫路工業大学工学部試験場	32301C	1,832	姫路市書写2167番地 姫路駅前神姫バスターミナルより、書写西住宅行その他で約30分、「姫路工大前」下車、北へ徒歩約5分	0792－66－1661	
		姫路獨協大学試験場	32302A	608	姫路市上大野7－2－1 ＪＲ姫路駅・山陽電鉄姫路駅から神姫バス「姫路獨協大学行き」又は「大寿台行き」に乗車し「姫路獨協大学」で下車（所要時間約25分）	0792－23－6538	
		計		2,440			
	兵庫県立看護大学	兵庫県立看護大学試験場	34401Z	600	明石市北王子町13－71 ＪＲ・山陽電鉄「明石駅」からバスで成人病センター方面行に乗車約6分「成人病センター前」下車、徒歩5分	078－925－0860	
	神戸市看護大学	神戸市看護大学試験場	35301Y	500	神戸市西区学園西町3丁目4番地 市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩約10分	078－794－8080	
	英知大学	英知大学試験場	75301U	450	尼崎市若王寺2－18－1 阪急神戸線「園田駅」下車、南西へ徒歩12分（市バス㉖阪神尼崎行「英知大学」下車）　又はＪＲ宝塚線「塚口駅」下車、東へ徒歩15分	06－491－5100	
	関西学院大学	関西学院大学第5別館試験場	75501Z	500	西宮市上ケ原一番町1－155 阪急今津線甲東園駅前から阪急バス西宮北口又は朝凪町行「関西学院前」下車 又は甲東園駅から西へ徒歩15分	0798－54－6135	
	甲南大学	甲南大学試験場	75701C	1,610	神戸市東灘区岡本8－9－1 阪急神戸線「岡本駅」又はＪＲ神戸線「摂津本山駅」下車、北西へ徒歩12分	078－431－4341	
	神戸海星女子学院大学	神戸海星女子学院大学本館試験場	75901M	450	神戸市灘区青谷町2－7－1 阪急神戸線「王子公園駅」、ＪＲ「灘駅」下車、北へ徒歩13分　神戸市バス三宮及び阪急六甲、ＪＲ六甲道より2、18系統にて「青谷」下車、南へすぐ	078－801－2277	
	神戸学院大学	神戸学院大学試験場	76001H	1,300	神戸市西区伊川谷町有瀬518番 ＪＲ神戸線「明石駅」下車、北側バス停「北㉓番」のりばから神姫バス神戸学院大学行に乗車し、「神戸学院大学前」下車	078－974－1551	
	神戸松蔭女子学院大学	神戸松蔭女子学院大学2・3号館試験場	76401Y	500	神戸市灘区篠原伯母野山町1－2－1 「阪急六甲駅」「ＪＲ六甲道駅」「阪神御影駅」より市バス36系統鶴甲団地行乗車、「六甲台南口」下車、北へ徒歩5分	078－882－6123	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
兵庫県	神戸親和女子大学	神戸親和女子大学試験場	76501M	500	神戸市北区鈴蘭台北町7－13－1 神戸電鉄「鈴蘭台駅」下車、徒歩約10分	078－591－1651	
	流通科学大学	流通科学大学試験場	85501K	850	神戸市西区学園西町3－1 神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩8分	078－794－2231	
	兵庫大学	兵庫大学試験場	91001M	680	加古川市平岡町新在家2301 ＪＲ山陽本線「東加古川駅」下車、北へ徒歩15分	0794－27－5111	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,810	奈良市高畑町 ＪＲ又は近鉄奈良駅から奈良交通㉑番のりば市内循環バス乗車「高畑町」下車	0742－27－9126	
	奈良女子大学	奈良女子大学試験場	17001B	2,898	奈良市北魚屋西町 近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩10分	0742－20－3237	
	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学試験場	32401Y	749	橿原市四条町840番地 近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩8分　又はＪＲ桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩10分	0744－22－3051	
	奈良県立商科大学	奈良県立商科大学試験場	33901R	407	奈良市船橋町10番地 ＪＲ関西本線「奈良駅」下車、徒歩10分　又は近鉄奈良線「近鉄奈良駅」下車、徒歩10分	0742－22－4978	
	近畿大学	近畿大学農学部試験場	74301B	950	奈良市中町3327－204 近鉄奈良線「富雄駅」西口下車、奈良交通バス「近畿大学行」10分	0742－43－1511	
	帝塚山大学	帝塚山大学試験場	77101M	856	奈良市帝塚山7－1－1 近鉄奈良線「東生駒駅」下車、奈良交通バス「帝塚山大学」行 大学まで直行5分	0742－48－9876	
	奈良産業大学	奈良産業大学試験場	83101X	756	生駒郡三郷町立野北3－12－1 ＪＲ大和路線（関西線）「三郷駅」下車、徒歩15分　又は近鉄生駒線「信貴山下駅」下車、奈良交通バスに乗車し「湯の口」下車	0745－73－7800	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	17101X	1,700	和歌山市栄谷930番地 南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車	0734－57－7116	
		県立向陽高等学校試験場	17102R	1,200	和歌山市太田127番地 ＪＲ和歌山駅より南海貴志川線「百前宮」下車、徒歩3分 又は、ＪＲ和歌山駅より南東へ徒歩約20分	0734－72－8314	
		計		2,900			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
和歌山県	和歌山県立医科大学	県立桐蔭高等学校試験場	32501M	960	和歌山市吹上5丁目6－18 ＪＲ和歌山駅、南海和歌山市駅から和歌山バス「小松原5丁目」下車、東へ徒歩にて約10分	0734－36－1407	
	近畿大学	近畿大学生物理工学部試験場	74303X	600	那賀郡打田町西三谷930 ＪＲ和歌山線粉河駅で下車、徒歩約5分の和歌山バス那賀「石町」から和歌山市駅行に乗車し「近畿大学」で下車、徒歩約5分	0736－77－3888	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学共通教育棟試験場	17201K	1,449	鳥取市湖山町南4－101 ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、徒歩5分	0857－28－0321	
		鳥取大学工学部試験場	17202C	740	鳥取市湖山町南4－101 ＪＲ「鳥取大学前駅」下車、徒歩5分	0857－28－0321	
		鳥取大学医学部試験場	17203A	730	米子市西町86 ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩15分	0859－33－1111	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17204Y	494	米子市西町133－2 ＪＲ「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩20分	0859－33－1111	
		計		3,413			
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,207	松江市西川津町1060番地 ＪＲ「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852－32－6073	
		県立浜田高等学校試験場	17302Y	854	浜田市黒川町3749番地 ＪＲ「浜田駅」から徒歩15分	0855－23－8110	○
		計		3,061			
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401U	710	出雲市塩冶町89－1 ＪＲ出雲市駅前、一畑バスターミナルから島根医大行「島根医大病院前」下車 又は、根波、出雲須佐方面行「島根医大入口」下車	0853－20－2087	
岡山県	岡山大学	岡山大学津島キャンパス試験場	17501H	5,928	岡山市津島中3－1－1 ＪＲ岡山駅前（1番のりば）から岡電バス「岡山大学・妙善寺」行に乗車、「岡大東門」又は「岡大西門」で下車	086－252－1111	
	岡山県立大学	岡山県立大学試験場	34501R	993	総社市窪木111番地 ＪＲ吉備線「服部駅」下車、徒歩5分	0866－94－2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
岡山県	岡山理科大学	岡山理科大学試験場	77601U	1,024	岡山市理大町1－1 岡山駅から岡電バス三野行「半田山植物園口」下車、徒歩15分 岡山駅西口から理大口線「理大口」下車、徒歩10分	086－256－4293	
	くらしき作陽大学	くらしき作陽大学試験場	77801Z	512	倉敷市玉島長尾3515 ＪＲ山陽本線「新倉敷駅」北口下車、徒歩15分	086－523－0888	
	ノートルダム清心女子大学	ノートルダム清心女子大学試験場	78001K	426	岡山市伊福町2－16－9 ＪＲ「岡山駅」西口下車、北へ徒歩10分 又は岡電バス・中鉄バス「済生会病院前」下車、徒歩3分	086－255－5585	
	美作女子大学	美作女子大学試験場	78101A	880	津山市上河原32 ＪＲ「津山駅」前「中鉄バスセンター」から、「スポーツセンター」または「東一宮車庫」行き「美作女子大学前」下車、徒歩3分	0868－22－7718	○
	吉備国際大学	吉備国際大学社会学部試験場	87101Z	251	高梁市伊賀町8 ＪＲ伯備線「備中高梁駅」下車、徒歩で北へ10分 紺屋川を右折して東へ8分	0866－22－7487	
	山陽学園大学	山陽学園大学国際文化学部試験場	89501R	426	岡山市平井1丁目14－1 ＪＲ岡山駅バスターミナルから両備バス山陽学園大学経由新岡山港行「山陽学園大学・短大前」下車、徒歩3分	086－272－6254	
広島県	広島大学	広島大学附属中・高等学校試験場	17601Z	1,020	広島市南区翠一丁目1番1号 ＪＲ広島駅前から市内電車「宇品」行で「広大附属前」下車、又はバス「広島港」行で「広大附属高校前」下車（所要時間約35分）	082－251－0192	
		県立広島観音高等学校試験場	17602X	840	広島市西区南観音町4番10号 ＪＲ広島駅からバス西条行場行「観音本町」下車、徒歩3分 又はＪＲ西広島駅からバス旭町行「観音本町」下車、徒歩4分	082－232－9030	
		広島大学東千田町試験場	17603R	680	広島市中区東千田町一丁目1番89号 ＪＲ広島駅前から市内電車「宇品（紙屋町経由）」行で「広大前」下車、又はバス「広島港」行で「日赤前」下車（所要時間約30分）	082－245－9012	
		広島大学総合科学部試験場	17604K	1,810	東広島市鏡山一丁目7番1号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大西口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分	0824－22－7111	
		広島大学教育学部試験場	17605C	744	東広島市鏡山一丁目1番2号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約20分）徒歩5分	0824－22－7111	
		広島大学学校教育学部試験場	17606A	639	東広島市鏡山一丁目1番1号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大二神口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分	0824－22－7111	
		広島大学法学部・経済学部試験場	17607Y	570	東広島市鏡山一丁目2番1号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分	0824－22－7111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
広島県	広島大学	広島大学理学部試験場	17608U	810	東広島市鏡山一丁目３番１号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大中央口」下車（所要時間約２０分）徒歩２分	0824－22－7111	
		広島大学工学部試験場	17609M	1,000	東広島市鏡山一丁目４番１号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「大学会館前」下車（所要時間約２０分）徒歩１分	0824－22－7111	
		県立賀茂高等学校試験場	17610Y	660	東広島市西条町西条東７７０ ＪＲ山陽本線「西条駅」下車、西へ徒歩１５分	0824－21－4030	
		広島大学学校教育学部試験場	17650X	1	東広島市鏡山一丁目１番１号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大二神口」下車（所要時間約２０分）徒歩約２分	0824－22－7111	
		計		8,774			
	広島女子大学	広島女子大学試験場	32601B	900	広島市南区宇品東１－１－７１ ＪＲ広島駅前から市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車、東へ徒歩７分	082－251－9710	
	広島県立大学	広島県立大学試験場	33601U	403	庄原市七塚町５６２ ＪＲ芸備線「備後庄原駅」下車、駅前「庄原バスセンター」から県立大学スクールバス（約２１分）「広島県立大学前」下車、徒歩２分	08247－4－1000	
	広島市立大学	広島市立大学試験場	34801M	850	広島市安佐南区大塚東三丁目４番１号 アストラムライン「大塚駅」又はＪＲ山陽本線「新井口駅」から広電バス「広島市立大学」行で終点下車	082－830－1796	
	近畿大学	近畿大学工学部東広島学舎試験場	74302Z	1,200	東広島市高屋うめの辺１番 ＪＲ山陽本線「西高屋駅」下車、北へ徒歩２０分	0824－34－7000	
	広島経済大学	広島経済大学試験場	78301H	1,337	広島市安佐南区祇園五丁目３７番１号 ＪＲ可部線「下祇園駅」下車、スクールバスを利用（所要時間５分）	082－871－1000	○
	広島工業大学	広島工業大学試験場	78401Z	1,043	広島市佐伯区三宅２－１－１ ＪＲ山陽本線「五日市駅」又は「廿日市駅」で下車、最寄りの広電宮島線電停で電車に乗りかえ「楽々園電停」で下車、徒歩約１５分	082－921－3121	
	広島修道大学	広島修道大学試験場	78501R	1,160	広島市安佐南区沼田町大塚１７１７ アストラムライン「広域公園前駅」下車、徒歩すぐ　又はＪＲ西広島駅前から広電バス五月が丘団地行終点下車、徒歩５分	082－830－1100	
	呉大学	呉大学試験場	91201X	290	呉市郷原町２４１１－２６ ＪＲ呉線「安芸阿賀駅」下車、呉市営バス阿賀駅前バス停から約２０分「呉大学」下車	0823－70－3306	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701R	3,480	山口市吉田１６７７－１ ＪＲ山口線「湯田温泉駅」下車、徒歩２５分　又はＪＲ小郡駅から山口行バス（バイパス経由を除く）「湯田温泉」下車、徒歩３０分	0839－33－5153	
		山口大学医学部試験場	17702K	300	宇部市小串１１４４ 宇部線「宇部新川駅」下車、東へ徒歩１０分　又はバスで「宇部中央」下車、東北へ徒歩１０分	0836－22－9141	
		山口大学工学部試験場	17703C	638	宇部市常盤台２５５７ 宇部線宇部新川駅前から市営バス琴芝経由又は藤営通り経由のひらき谷行、ひらき台・交通局行及び萩原・開発環線「工学部前」下車	0836－35－9111	
		計		4,418			
	下関市立大学	下関市立大学試験場	32701X	1,000	下関市大学町２丁目１番１号 ＪＲ下関駅からサンデンバス北浦線に乗車し「山の田」下車、徒歩５分 又はＪＲ「幡生駅」から徒歩２０分	0832－52－0288	
	山口県立大学	山口県立大学試験場	32801K	1,000	山口市桜畠３－２－１ ＪＲ山口線「宮野駅」下車、徒歩５分	0839－28－5637	
	東亜大学	東亜大学２号館試験場	79201C	521	下関市一の宮学園町２－１ 新幹線「新下関駅」南口下車、又はＪＲ山陽本線「新下関駅」南口下車、徒歩南へ１３分	0832－56－1111	
	山口東京理科大学	山口東京理科大学試験場	91301K	386	小野田市大学通１－１－１ ＪＲ小野田線「雀田駅」下車、徒歩５分　又はＪＲ山陽本線「小野田駅」から船木鉄道バス理科大行「理科大前」下車、徒歩１分	0836－88－3500	
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,447	徳島市南常三島町１丁目１番地 ＪＲ徳島駅から市バス「⑥島田石橋」行、「⑥商業高校」行、「⑤市立高校」行、「②吉野川橋」行等に乗車し、「助任橋」下車、徒歩５分	0886－56－2165	
	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	17901Y	751	鳴門市鳴門町高島 ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から徳島バス大学行き「教育大北口」下車、又は鳴門市営バス高島行き「教育大学前」下車、いずれも徒歩１分	0886－87－1311	
	徳島文理大学	徳島文理大学徳島校試験場	79501B	589	徳島市山城町西浜傍示１８０ ＪＲ徳島駅前から徳島市営バス山城町行「文理大学前」下車、徒歩１分	0886－22－9611	
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001U	1,858	高松市幸町１番１号 高松駅前のバス乗場（高松築港）１番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約１０分、「幸町」下車、徒歩２分	087－836－1653	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	1,080	高松市幸町２番１号 高松駅前のバス乗場（高松築港）１番から、木太・総合運動公園前又は弓弦羽行で約１０分、「幸町」下車、徒歩２分	087－836－1862	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
香川県	香川大学	香川大学農学部試験場	18003H	730	木田郡三木町池戸２３９３ 琴電長尾線（平木又は長尾行）「農学部前駅」下車、徒歩２分　又は大川バス引田線（田面又は引田行）「農学部前」下車、徒歩３分	087－898－5935	
		計		3,668			
	香川医科大学	県立高松東高等学校試験場	18101H	1,080	高松市前田東町６９０－１ 琴平電鉄長尾線「高田駅」下車、徒歩５分	087－847－3110	
	徳島文理大学	徳島文理大学香川校試験場	79502Z	500	大川郡志度町志度１３１４－１ ＪＲ志度駅、琴電志度駅で下車、徒歩２５分　又は志度駅から高徳特急バス徳島行、琴電バス津田線、大川バス志度・小田線で約５分「文理大学前」下車	087－894－5111	
	高松大学	高松大学試験場	92201H	700	高松市春日町９６０ コトデンバス高松築港（ＪＲ高松駅前）「４番のりば」より庵治、浦生、壇ノ浦、津田、三本松行きに乗車、約２０分、「春日川」下車、徒歩５分	087－841－3255	
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201Z	4,900	松山市文京町３番 市内電車環状線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩３分	089－927－9172	
		愛媛大学農学部試験場	18202X	600	松山市樽味３丁目５番７号 市内バス８番線（東野経由）道後温泉行き「農学部前」下車	089－946－9806	
		計		5,500			
	松山大学	松山大学試験場	79701K	1,834	松山市文京町４－２ 市内電車環状線「鉄砲町駅」下車、北へ徒歩５分	089－925－7111	
	松山東雲女子大学	松山東雲女子大学試験場	88001Y	200	松山市桑原３丁目２の１ 伊予鉄市内バス「短大前」下車すぐ　（「ＪＲ松山駅前」「松山市駅前」から１０番線「久米駅前」行）	089－931－6211	
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301R	2,259	高知市曙町二丁目５番１号 ＪＲ土讃線「朝倉駅」下車、東南へ徒歩５分	0888－44－0118	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	382	南国市岡豊町小蓮 ＪＲ高知駅前から高知県交通バスで「奈路」行・「領石」行・「田井」行・「医大蒲原」行・「中島」行に乗車、「医大病院」下車、徒歩３分	0888－80－2294	
	高知女子大学	高知女子大学試験場	32901A	400	高知市永国寺町５－１５ ＪＲ高知駅から、路面電車利用の場合、「はりまや橋」で「鏡川橋」方面に乗り換えて、「大橋通り」下車、北へ徒歩１０分	0888－73－2156	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
高知県	高知工科大学	高知工科大学試験場	92701M	215	香美郡土佐山田町宮ノ口１８５ ＪＲ土讃線「土佐山田駅」から土佐電鉄バス高知工科大学行「高知工科大学」下車、又はＪＲバス大栃行「工科大西口」下車	08875－7－2222	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Y	3,014	宗像市大字赤間７２９－１ ＪＲ鹿児島本線「教育大前駅」下車（普通列車のみ停車）徒歩約１０分 又は西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約１０分	0940－35－1235	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	1,198	福岡市東区箱崎６－１９－１ 地下鉄２号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩７分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩２分	092－642－2265	
		九州大学理学部試験場	18602H	746	福岡市東区箱崎６－１０－１ 地下鉄２号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩７分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩４分	092－642－2265	
		九州大学工学部試験場	18603B	2,083	福岡市東区箱崎６－１０－１ 地下鉄２号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩５分　又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩５分	092－642－2265	
		九州大学農学部試験場	18604Z	703	福岡市東区箱崎６－１０－１ 地下鉄２号線「箱崎九大前駅」、「貝塚」下車、徒歩１０分　又は西鉄バス「九大前」、「九大北門」、「貝塚」下車、徒歩１０分	092－642－2265	
		九州大学病院地区試験場	18605X	801	福岡市東区馬出３－１－１ 地下鉄２号線「馬出九大病院前駅」下車、徒歩５分　又は西鉄バス「県庁九大病院前」、「警察本部前」下車、徒歩５分	092－642－2265	
		九州大学六本松地区試験場	18606R	1,939	福岡市中央区六本松４－２－１ 西鉄バス「六本松」下車、徒歩２分	092－642－2265	
		水城学園試験場	18607K	2,270	福岡市中央区長浜１－３－１ 地下鉄「天神駅」下車、徒歩１０分	092－642－2265	
		県立福岡高等学校試験場	18608C	1,350	福岡市博多区堅粕１－２９－１ 地下鉄２号線「千代県庁口駅」下車、徒歩７分	092－642－2265	
		県立香住丘高等学校試験場	18609A	1,260	福岡市東区香住ヶ丘１－２６－１ 西鉄宮地岳線「香椎花園前駅」下車、徒歩２分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩５分	092－642－2265	○
		計		12,350			
	九州芸術工科大学	河合塾福岡校試験場	18701B	1,360	福岡市中央区渡辺通４－２－１１ 西鉄大牟田線「薬院駅」下車、北へ徒歩５分	092－714－0581	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
福岡県	九州工業大学	九州工業大学工学部試験場	18801X	1,521	北九州市戸畑区仙水町1番1号 ＪＲ「九州工大前駅」下車、南へ徒歩6分	093－871－4088	
		代々木ゼミナール小倉校試験場	18802R	1,370	北九州市小倉北区馬借1丁目1番2号 ＪＲ「小倉駅」から徒歩10分　または、小倉駅前よりバス（28番系統）乗車（5分）、「旦過」下車	093－553－2400	
		計		2,891			
	北九州大学	北九州大学試験場	33001Y	2,400	北九州市小倉南区北方4丁目2番1号 小倉駅前からモノレールを利用し「競馬場前」下車、徒歩5分	093－964－4144	
	九州歯科大学	九州歯科大学試験場	33101M	500	北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号 ＪＲ「南小倉駅」下車、西へ徒歩15分　又はＪＲ小倉駅から西鉄バス（22・43・1系統）「歯大前」下車	093－581－6509	
	福岡女子大学	福岡女子大学試験場	33201B	610	福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号 ＪＲ九州「香椎駅」下車、北へ徒歩15分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩5分	092－661－2415	
	福岡県立大学	福岡県立大学試験場	34101A	550	田川市伊田4395番地 ＪＲ日田彦山線「田川伊田駅」下車、徒歩15分	0947－42－2118	
	産業医科大学	産業医科大学試験場	40101H	720	北九州市八幡西区医生ヶ丘1－1 ＪＲ「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営「産業医大・光貞台（循環）」他、橙色の方向幕バスに乗車し、「産業医科大学前」で下車	093－691－7210	
	近畿大学	近畿大学九州工学部試験場	74304R	650	飯塚市柏ノ森11－6 西鉄飯塚バスセンター、ＪＲ新飯塚駅前から、西鉄バス田川方面行 又は田川から西鉄バス飯塚方面行「近畿大学前」下車	0948－22－5655	
	九州共立大学	九州共立大学経済学部試験場	79801A	500	北九州市八幡西区自由ヶ丘1－8 ＪＲ「折尾駅」又は西鉄電車北九州線「折尾駅」下車、徒歩15分　又は駅前から市営バス（浅川経由）で「九州共立大学前」下車	093－693－3044	
	九州女子大学	九州女子大学耕学館試験場	80001M	300	北九州市八幡西区自由ヶ丘1－1 ＪＲ鹿児島本線・筑豊線「折尾駅」西口下車、学園大通り徒歩約10分	093－693－3277	
	久留米大学	久留米大学御井学舎試験場	80101B	870	久留米市御井町1635 西鉄バス「ＪＲ久留米」　又は「西鉄久留米バスセンター」から系統番号1番文化センター経由久留米信愛女学院行にて「久留米大学前」下車	0942－44－5056	
	西日本工業大学	西日本工業大学試験場	80801R	505	京都郡苅田町新津1633 ＪＲ日豊本線「小波瀬西工大前駅」下車すぐ	09302－3－1491	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
福岡県	福岡工業大学	福岡工業大学試験場	81001A	1,100	福岡市東区和白東3－30－1 西鉄バス（系統番号26）「福岡工大前」下車、徒歩5分 ＪＲ鹿児島本線「筑前新宮駅」下車、徒歩5分	092－606－3131	
	福岡歯科大学	福岡歯科大学試験場	81101U	300	福岡市早良区田村2丁目15番1号 市営地下鉄「藤崎駅」下車、西鉄バス西箱田団地行（⑳番）に乗り換え、「歯科大病院前」（田隈経由）または「河原」（次郎丸経由）で下車	092－801－0411	
	九州国際大学	九州国際大学枝光校舎試験場	81201H	650	北九州市八幡東区枝光5－9－1 ＪＲ鹿児島本線「枝光駅」下車、徒歩15分	093－671－8916	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	3,516	佐賀市本庄町1番地 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行、相応行又は佐大前行に乗車し、「佐大前」下車、徒歩5分	0952－24－5191	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	790	佐賀市鍋島五丁目1番1号 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園、鍋島小学校経由）行きで約25分、「医大」下車	0952－34－3130	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Y	4,414	長崎市文教町1－14 長崎駅前から路面電車「赤迫」行、又は長崎バスの1番系統「滑石」、「時津」行等に乗り、「長崎大学前」で下車	095－847－1111	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102U	880	佐世保市八幡町6－31 佐世保駅前から市営バス又は西肥バスの「大野」行又は「矢岳」行に乗り「市役所前」で下車、徒歩3分	0956－22－5361	○
		長崎大学片淵地区（経済学部）試験場	19103M	716	長崎市片淵4－2－1 「長崎駅前東口」から東営バスの「桶瀬」又は「立山」行に乗り、「経済学部前」で下車	095－820－6301	
		計		6,010			
	長崎県立大学	長崎県立大学試験場	33301X	733	佐世保市川下町123 ＪＲ佐世保駅前から、市営バス及び西肥バスで日野経由相浦桟橋行「県立大学前」下車、徒歩2分　又は、MR（松浦線）「大学駅」下車、徒歩5分	0956－47－2191	
	長崎総合科学大学	長崎総合科学大学試験場	81501C	750	長崎市網場町536 ＪＲ長崎駅（駅前東口）から県営バス網場行「長総大前」下車、徒歩5分	095－838－5121	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	4,765	熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本駅又は交通センターから、市営バス楠団地行、産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096－342－2146	
	熊本県立大学	熊本県立大学試験場	33401K	1,000	熊本市月出3丁目1番100号 熊本駅から各種バスで交通センターに行き、熊本市営バスの川尻・帯山線、島崎・保田窪線、長嶺・子飼線に乗り換え「日赤前」下車、徒歩1分	096－383－2929	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
熊本県	九州東海大学	九州東海大学工学部（熊本校舎）試験場	81601Y	780	熊本市源庵９－１－１ ＪＲ豊肥本線「東海学園前駅」下車、徒歩１分　又は九州産交バス供合線「東海二高前」下車、徒歩１分	０９６－３８２－１１４１	
	熊本工業大学	熊本工業大学試験場	81701M	600	熊本市池田４－２２－１ ＪＲ鹿児島本線「熊本工大前駅」下車、徒歩１分　又は熊本交通センター産交バス西里行（上熊本経由植木行）「熊本工大前」下車、徒歩３分	０９６－３５９－３００２	
	熊本学園大学	熊本学園大学１２号館試験場	81801B	1,000	熊本市大江２丁目５番１号 ＪＲ熊本駅から市営バス第二環状線（大学病院回り約２５分）「大江渡鹿」下車徒歩５分　または、市営バス中央環状線「学園大前」下車すぐ	０９６－３６２－４０９５	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,263	大分市大字旦野原７００番地 大分市中央通り下キハデパート前から大分バス大南団地・高江ニュータウン行き「大分大学」下車	０９７５－５４－７９９２	
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401X	786	大分郡挾間町医大ヶ丘１丁目１番地 下キハデパート前又はＪＲ大分駅前から、「医大病院行」又は「医大病院経由向の原行」に乗車、「医大病院前」下車（所要時間３０～４０分）	０９７５－８６－５５４０	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	1,735	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	０９８５－５８－２８１１	
		宮崎大学農学部試験場	19502C	888	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	０９８５－５８－２８１１	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	1,105	宮崎市学園木花台西１丁目１番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由、６５０・６５１）又は大学病院行（宮崎大学経由、６５２）「宮崎大学」下車	０９８５－５８－２８１１	
		計		3,728			
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	670	宮崎郡清武町大字木原５２００ ＪＲ南宮崎駅近くの宮交シティから、大学病院行き又は大学病院・宮崎大学行きバスに乗車し、「大学病院」で下車	０９８５－８５－８９７０	
	宮崎公立大学	宮崎公立大学試験場	34601C	500	宮崎市船塚１－１－２ ＪＲ「宮崎駅」から徒歩２５分　又は同駅から宮崎交通バス文化公園行「公立大学前」下車、徒歩１分	０９８５－２０－２０００	
	宮崎県立看護大学	宮崎県立看護大学試験場	35701K	370	宮崎市大字郡司分字諸ケ迫乙２２０３番地 ＪＲ南宮崎駅近くの宮交シティから宮崎交通バス赤江山崎経由大学病院行き・宮崎大学行き又は県立看護大学行き「県立看護大学」下車、徒歩５分	０９８５－５９－７７００	
	宮崎産業経営大学	宮崎産業経営大学宮崎キャンパス試験場	82801U	430	宮崎市古城町丸尾１００ ＪＲ南宮崎駅近くの宮交シティ（バスセンター）から清武線・田野線に乗車「産経大入口」下車、徒歩３分	０９８５－５２－３１１１	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学共通教育棟試験場	19701U	650	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「法文学部前」下車、徒歩１分	０９９－２８５－８８２５	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	580	鹿児島市郡元１丁目２１－３０ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「法文学部前」下車、徒歩１分	０９９－２８５－７５２５	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	800	鹿児島市郡元１丁目２０－６ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「法文学部前」下車、徒歩５分	０９９－２８５－７７１３	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	600	鹿児島市郡元１丁目２１－３５ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「法文学部前」下車、徒歩３分	０９９－２８５－８０２５	
		鹿児島大学工学部試験場	19705Z	1,035	鹿児島市郡元１丁目２１－４０ 西鹿児島駅から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩２分	０９９－２８５－８２３２	
		鹿児島大学農学部試験場	19706X	1,050	鹿児島市郡元１丁目２１－２４ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「農学部前」下車、徒歩１分	０９９－２８５－８５３１	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707R	550	鹿児島市下荒田４丁目５０－２０ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（１１番、１１－２番）・大学病院行（１８番）「体育館前」下車、徒歩５分	０９９－２８６－４０４０	
		県立甲南高等学校試験場	19708K	900	鹿児島市上之園町２３－１ 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（９番、１１番、１１－２番、２０番）「甲南高校前」下車、徒歩２分	０９９－２８５－７３５５	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	300	鹿児島市桜ヶ丘８丁目３５－１ 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（１８番）「大学病院」下車、徒歩２分	０９９－２７５－５１２５	
		県立大島高等学校試験場	19710R	264	名瀬市安勝町７－１ 名瀬港から民営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩５分	０９９－２８５－７３５５	○
		計		6,729			
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学試験場	19801H	584	鹿屋市白水町１番地 鹿屋バスセンターから垂水行・又は垂水港・吉江港から鹿屋・志布志行の鹿児島交通バスに乗車、「白水町体育大学前」下車、徒歩３分	０９９４－４６－４８６８	
		鹿児島工業高等専門学校試験場	19802B	345	姶良郡隼人町真孝１４６０番１ ＪＲ隼人駅から林田バス鹿児島行「隼人中前」下車、徒歩３分　又は「浜之市本町」下車、徒歩８分	０９９５－４２－９０００	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
鹿児島県	鹿屋体育大学	計		929			
	鹿児島経済大学	鹿児島経済大学試験場	82301M	745	鹿児島市下福元町8850番地 ＪＲ指宿枕崎線「坂ノ上駅」下車、又は鹿児島交通バス「平川動物園行、指宿・枕崎行「坂ノ上南」下車　ともにＪＲ坂ノ上駅からスクールバス（無料）	099－261－3211	
沖縄県	琉球大学	琉球大学共通教育棟試験場	19901Z	1,073	中頭郡西原町字千原１番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098－895－2221	
		琉球大学法文学部試験場	19902X	440	中頭郡西原町字千原１番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098－895－2221	
		県立首里高等学校試験場	19903R	960	那覇市首里真和志町２丁目43番地 バス1・12～14・17番「首里高校前」下車、徒歩1分　バス9・25・26・46・97・102番「山川」下車、徒歩3分	098－885－5070	
		県立那覇高等学校試験場	19904K	1,000	那覇市松尾１丁目21－44番地 バス1～3・5（以上開南廻り）12・17・31～35・38～41・45・50～55・83・89番「那覇高校前」下車、徒歩1分	098－867－3321	
		県立普天間高等学校試験場	19905C	920	宜野湾市普天間１丁目24－１番地 バス21～27・31・58・59・61・75・77・90・102番「普天間」下車、徒歩3分	098－893－2742	○
		県立宮古高等学校試験場	19906A	111	平良市字西里718番地 バス「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩5分　「八千代バス本社」下車、徒歩20分	09807－2－2543	○
		県立八重山高等学校試験場	19907Y	58	石垣市字登野城275番地 バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩2分	09808－3－3424	
		計		4,562			
	沖縄県立芸術大学	県立首里東高等学校試験場	33501A	720	那覇市首里石嶺町３丁目178番地 バス　9・17・97・125番「美術学園前」下車、徒歩4分	098－885－5102	
	沖縄国際大学	沖縄国際大学試験場	82701A	1,000	宜野湾市字宜野湾276番地の２ バス路線25・27・61・90・102・125番線「長田」下車、徒歩7分　又はバス路線98番線「沖国大前」下車	098－893－8945	

（点字試験場）

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 仙台駅・西口バスプール⑤番のりばから仙台市営バス　宮教大行、青葉台行、成田山行乗車　約20分、「宮教大前」下車	022－214－3334	
東京都	東京農工大学	東京農工大学事務局試験場	13050X	10	府中市晴見町３－８－１ 京王線府中駅バスターミナルから京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車、又はＪＲ中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、徒歩1分	0423－64－3311	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学経済・経営学部試験場	13850Y	1	横浜市保土ヶ谷区常盤台79－４ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩20分	045－335－1451	
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15350X	1	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052－789－2183	
大阪府	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16450Z	1	箕面市粟生間谷東８－１－１ 北大阪急行「千里中央駅」又は阪急「北千里駅」から、阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」　又は間谷住宅行「間谷住宅４」下車	0727－30－5111	
広島県	広島大学	広島大学学校教育学部試験場	17650X	1	東広島市鏡山一丁目１番１号 ＪＲ山陽本線西条駅前からバス「広島大学」行、又は新幹線東広島駅前からバス「広島大学」行で「広大二神口」下車（所要時間約20分）徒歩約2分	0824－22－7111	

（19）平成10年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

写

文高大第１７８号
平成９年５月６日

各国公私立大学長
各国立短期大学部学長　殿
大学入試センター所長

文部省高等教育局長
雨宮　忠

平成１０年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび，標記の要項について，別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については，かねてから御努力を願ってきたところでありますが，下記の事項に留意の上，より一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

1　各大学・学部は，当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め，評価尺度の多元化・複数化を含め，一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

2　入学者選抜の多様化を推進する観点から，推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに，各大学が行う選抜試験においては面接，小論文，実技検査，外国語におけるリスニングテスト等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

3　高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科卒業の入学志願者については，その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には，入学者選抜方法を工夫するなど，その受け入れに配慮することが望ましいこと。

4　身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては，従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが，この特別措置については，以下のことなどが考えられるので，必要に応じ，この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者
　試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者
　注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者
　試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の配置など

5　大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては，本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが，色覚に異常のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられるので，これらの取扱いについては，色覚に異常のある者の進学の機会を確保する観点から，真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

6　私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，国際交流等の推進の観点から，当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して，特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「日本語能力試験（１級又は２級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

7　推薦入学を実施する大学においては，推薦入学の選抜方法や実施時期，募集人員等について，「入学定員の一部について，出身学校長の推薦に基づき，学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する」という推薦入学の趣旨を踏まえ，高等学校教育に及ぼす影響にも配慮して，適切に実施すること。特に，次の諸点について留意すること。

(1)　推薦入学の選抜方法については，学力検査を免除し，調査書や面接，小論文を活用するなど，工夫改善に努めること。

(2)　推薦入学の実施時期については，入学願書受付を原則として11月１日以降とすること。

(3)　推薦入学の募集人員については，私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き，学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が，原則として，大学については３割，短期大学については５割を超えないことをめやすとして，各大学において定めること。

8　推薦入学を実施するに当たっては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の２第３項及び第64条の３第１項並びに単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第６号）第３条等の規定の趣旨にかんがみ，学年の途中において又は学期の区分に従い高等学校の卒業を認められる者に係る推薦の要件について配慮することが望ましいこと。

9　外国の高等学校に留学し，当該学校における履修を国内の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され，高等学校の卒業を認められる者については，調査書の記入上，留学に係る修得単位について「評定」の欄に５段階での表示を記入する必要がないこととしているので，推薦入学等の場合においては，外国の高等学校の発行する証明書等の添付書類を活用することが適当であること。

10　募集人員の募集要項への記載に当たっては，それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員を明記すること。

11　入学に要するすべての経費の納入手続等については，本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが，入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については，受験生への配慮から可能な限りわかりやすく，かつ，十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善

を図ることが望ましいこと。

12　各大学・学部は，当該大学・学部の教育，研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を多様な方法により，受験生にわかりやすい形で積極的に提供するよう配慮するとともに，必要に応じて各地区，大学等単位での大学説明会の開催，体験授業の企画など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

13　試験問題の作成においては，出題上の疑義が生じたり，設問内容の記載の誤り等が生じることのないよう，試験実施前の段階におけるチェック体制のより一層の充実を図るとともに，合格者決定業務に関するチェック体制の確立等を含め，学内における格別の注意喚起に努めること。

14　合格者の発表においては，個人情報保護の観点に留意して，受験生の立場等に配慮した方法によることが望ましいこと。

15　国立大学の入学者選抜においては，特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については，本要項の第10の１の(3)に記載のとおり，出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合，個別学力検査を行わないか，あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ必要な限りとし，小論文，面接，実技検査，外国語におけるリスニングテスト等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお，入学者選抜に当たっては，大学入試センター試験のほか，口頭試問，面接，小論文，実技，外国語におけるリスニングテスト等の多様な選抜方法や調査書，自己推薦書等の資料を中心として，出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色，専門分野等の特性に応じて適宜活用し，総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等については，前期日程・後期日程の定員比率の適正化について積極的な努力を行うこと。

(4)　上記12による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに，特に出願期間中においては志願者数，２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を，入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5)　各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6)　各大学の募集要項の作成に当たっては，個別学力検査等，推薦入学，第２次募集等の出願手続，選抜方法，入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

16　国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学についても，上記15の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

平成１０年度大学入学者選抜実施要項

（平成９年５月６日文高大第 178号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と思われる場合には、上記１の選抜方法に加え、入学定員の一部について、次に示す者のいずれかを対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法（専門高校・総合学科卒業生選抜）によることもできる。

(1)　高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者

(2)　高等学校の総合学科卒業の入学志願者のうち、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる者

(3)　上記 (1)及び (2)

なお、大学は、当該選抜に係る出願要件等を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

３　上記１及び２の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1)　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2)　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて課することが望ましい。

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第２　選　抜　期　日

１　入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1) 入学者選抜試験期日　　平成10年２月１日から４月15日までの間

(2) 入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表　　平成10年４月20日まで

２　専門高校・総合学科卒業生選抜による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

３　推薦入学による場合は、原則として、入学願書受付を平成９年11月１日以降とするものとし、その判定結果を第１の１による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとする。

４　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

５　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第３　調　査　書

１　大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式１による。

なお、旧教育課程による高等学校卒業者の調査書については、従前の様式で差し支えないこととし、その場合は、用紙規格を複写機等によりＡ４判に拡大する取扱いとしているので留意すること。また、旧教育課程による高等学校卒業者の「評定平均値の平均」については、「全体の評定平均値」に計算し直すことを要しないこととしているので、判定に当たっては公平性に留意すること。

２　調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科及び総合学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

３　調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を表１の区分に従ってＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表１）　学　習　成　績　概　評

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0 ～ 4.3	A
4.2 ～ 3.5	B
3.4 ～ 2.7	C
2.6 ～ 1.9	D
1.8以下	E

４　大学は、高等学校長に対し学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」の欄にその理由を明示させるものとする。

５　「健康の状況」の欄は、高等学校等用生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

６　大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記入するよう希望することができる。

７　やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2) 本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

８　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

９　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1) 高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査等の実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り

入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう努めるなど特色ある選抜を実施するようにし、併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

1　学　力　検　査

(1) 学力検査は、高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2) 大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3) 大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4) 学力検査を実施する教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の６教科の中から、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮して、各大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性による特別の必要がある場合は、複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題や、他の教科を加えて実施することもできる。

(5) 各教科における学力検査の実施科目は、学習指導要領に定められている科目の中から、それぞれ１科目を解答させることを基本としつつ、各大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性によっては、特定の教科について２以上の科目を解答させることができる。

(6) 各大学が学力検査の実施科目を定めるに当たっては、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、特定の科目を出題する必要がある場合を除き、学習指導要領の趣旨を踏まえ、例えば、地理歴史、理科においては、Ａを付した科目及びＢを付した科目の両科目を出題するなど、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(7) 商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、上記 (4) に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は地理歴史、公民、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(8) 学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア　学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ　原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のための上記 (7) に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

(9) 旧教育課程による高等学校卒業者に対して、旧教育課程の科目による出題は必ずしも要しないが、平成１０年度までは、新教育課程による出題科目とこれに対応する旧教育課程の科目との共通の内容を出題するなど旧教育課程履修者に配慮することが望ましい。

2　小論文、面接、実技検査、外国語におけるリスニングテスト

(1) 小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2) 実技検査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあっては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3) 外国語におけるリスニングテスト

大学は、入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価するよう、リスニングテストを導入するなど選抜方法の工夫・改善を図ることが望ましい。

第５　健　康　診　断

1　入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1) 平成８年度高等学校卒業者及び平成10年３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項がある場合は、その旨を募集要項に具体的に記載するとともに、当該事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2　入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６　学力検査実施教科・科目及び選抜方法等の決定・発表

1　大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成９年６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

2　大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1) 専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合

(2) 推薦入学を実施する場合

(3) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(4) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(5) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課し

て最終的に判定する方法をとる場合
(6) 調査書にⒶ標示を希望する場合
(7) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合
(8) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合
(9) 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合
(10) 旧教育課程履修者に対する経過措置を講ずる場合

3　発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式２、別紙様式４及び別紙様式６により、大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式３、別紙様式４、別紙様式５及び別紙様式６により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５及び別紙様式６により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式４により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。

第７　募　集　人　員

1　各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

2　推薦入学の募集人員については、私立大学の附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、原則として、大学については３割、短期大学については５割を超えないことをめやすとして、各大学において定めるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

1　高等学校を卒業した者及び平成10年３月卒業見込みの者

2　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成10年３月修了見込みの者

3　学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成10年３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

1　募　集　要　項　等

(1) 大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。また、旧教育課程履修者に対する経過措置についても具体的に明記する。

さらに、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2) 大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3) 大学は、平成９年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4) 大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましい。

2　出　願　の　手　続

(1) 入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2) 出願に際して提出する写真は、出願以前３か月以内に撮影したものとする。

第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成10年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成８年４月26日文高大第 179号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第１の１に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

1　学　力　検　査　等

(1) 学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2) 大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科・科目について、次の諸点に留意して、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科・科目を決定し、発表するものとする。

ア　各大学が、入学志願者に解答させる科目を定めるに当たっては、大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、特定の科目を指定する必要がある場合、又は特定の科目の中から選択解答させる必要がある場合を除き、例えば、地理歴史、理科においては、Ａを付した科目及びＢを付した科目の両科目の中から選択解答させるなど、できるだけ多くの科目の中から選択解答させることが望ましい。

イ　大学入試センター試験の出題科目の「現代社会」及び「総合理科」については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、選択解答できる者を高等学校の特定の学科等の卒業者に限るとの制限を設けることのないよう配慮することが望ましい。

(3) 個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を実施する場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・

学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な限りとし、第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査等を適切に組み合わせて実施することが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のため、職業に関する基礎的・基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に評価できるようにすることが望ましい。なお、複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題の出題など、より一層の工夫に努めることが望ましい。

(4) 個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5) 各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第１の３の (1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

２　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1) 大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成９年７月31日までに発表するものとする。

(2) 各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の (1)及び (3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成９年７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成９年12月15日までに発表するものとする。

(3) 大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア　出願受付は、平成９年10月９日から10月21日までとする。

イ　実施期日は、平成10年１月17日及び18日とする。

３　大学入試センター試験実施上の配慮

(1) 試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2) 身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3) 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第11　国立大学の入学者選抜方法等

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

１　出願受付、個別学力検査の日程

(1) 出願受付は、平成10年１月26日から２月４日までとする。

(2) 個別学力検査等の日程については、前期日程を平成10年２月25日から、後期日程を同年３月12日以降に実施するものとする。

(3) 合格者の発表は、前期日程は平成10年３月６日から３月10日まで、後期日程は同年３月19日から３月24日まで（できるだけ23日まで）とする。

２　各大学に対する出願、入学手続

(1) 入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記１の (1)による出願に当たっては、前期日程の大学・学部等から１つ、後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2) 入学手続は、４の (1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成10年３月14日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、４の (2)及び (3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

３　専門高校・総合学科卒業生選抜

(1) 各大学が専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合は、大学入試センター試験の成績と個別学力検査として実施する職業に関する教科・科目の成績等を総合して判定する方法によるものとする。

(2) 専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する場合の出願受付、個別学力検査の日程、合格者の発表、入学手続等は上記１及び２に掲げるところによるものとする。

４　特別の選抜方法

(1) 推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、入学願書受付を原則として平成９年11月１日以降とするものとして、各大学が適宜定めるものとする。

また、判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成10年１月23日までに、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月12日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推

鷹入学Ⅱとも同年２月17日までとする。

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3) 第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを保留し、これについて大学入試センター試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、平成10年３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成10年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4) ２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方法については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、前期日程については平成10年２月12日までに、後期日程については同年２月28日までにそれぞれ行うものとする。

(5) 募集要項の発表

上記 (1)から(4) により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の２の (2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

第12　公立大学の入学者選抜方法等

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第11まで及び第13の各項に掲げるところに準じて実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

第13　注　意　事　項

１　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

２　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を

広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

３　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするように配慮すること。

４　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

５　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分考慮すること。

６　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は多様な方法により、受験生にわかりやすい形で提供するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催したり、体験授業を企画するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

７　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議の上実施すること。

８　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議の上実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

第14　備　　考

この要項は、平成10年度の大学入学者選抜に適用する。

別紙様式1
（表）

調　査　書

※	※	※	※

1．ふりがな 氏名		性別	現住所	都道府県　市区 町村　丁目　番　号
	昭和　年　月　日生			
学校名	国立・公立・私立　高等学校（分校）		昭和・平成　年　月	入学、編入学、転入学（第　学年）
全・定・通	普通・専門（　・　）・総合		昭和・平成　年　月	卒業・卒業見込

2．各教科・科目の学習の記録

教科	科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計	教科	科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
							計		／	／	／	／	

3．各教科の評定平均値	教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭		全体の評定平均値
	平均値											
	教科											
	平均値											

4．学習成績概評	成績段階別人数											
段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	（　人）人

（裏）

※	※	※	※

5．出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

6．健康の状況

視力	右	（　）	担当学校医所見
	左	（　）	
聴力	右		
	左		
結核			担任教員所見
その他の疾病及び異常			

7．特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

8．指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

9．備考	

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　㊞　　記載責任者職氏名　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ａ４判（210 × 297㎜）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ａ３縦型表判（297×420㎜ ）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

なお、旧教育課程による高等学校卒業者の調査書については、従前の様式で差し支えないものとする。また、従前の様式で作成する場合は、用紙規格を複写機等によりＡ４判に拡大するものとする。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科・総合学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を〇で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること（以下同じ）。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、高等学校生徒指導要録に基づいて記入すること。

「教科」の欄については、従前のような枠指定をしていないので、記入に当たっては、各教科ごとに線で区分けすること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」の欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

(4)　「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1) $\dfrac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \dfrac{3+3+5}{3} = \dfrac{11}{3} = 3.66$

(2) 小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

教科・科目		評定 第１学年	評定 第２学年	評定 第３学年	評定 第４学年	修得単位数の計
理科	総合理科	3				4
	物理ＩＡ		3			2
	化学ＩＢ			5		4

イ　全体の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1) $\dfrac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \dfrac{(\text{国語}4+3)+(\text{地歴}5+4+4)+\cdots}{(\text{国語}2)+(\text{地歴}3)+\cdots}$

$\dfrac{(\text{保体}4+3+4+5)+\cdots(\text{家庭}5)}{(\text{保体}4)+\cdots(\text{家庭}1)} = \dfrac{116}{30} = 3.86$

(2) 小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の全体の評定平均値は、「3.9」となる。

教科・科目		評定 第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	修得単位数の計
国語	国語Ⅰ	4				4
	古典Ⅰ		3			3
地理歴史	世界史Ｂ	5				4
	日本史Ａ		4			2
	地理Ａ			4		2
保体	体育	4	3	4		9
	保健		5			2
家庭	家庭一般	5				4

（注）保健体育の体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ１科目分として取り扱い計算すること。

ウ　旧教育課程による高等学校卒業者の調査書を従前の様式で作成する場合、「評定平均値の平均」については、イにより計算し直すことを要しない。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
５．０ ～ ４．３	Ａ
４．２ ～ ３．５	Ｂ
３．４ ～ ２．７	Ｃ
２．６ ～ １．９	Ｄ
１．８以下	Ｅ

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「Ａ○○人、Ｂ○○人、Ｃ○○人、Ｄ○○人、Ｅ○○人、合計○○人」のように記入すること。

また、アにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（　　）内に記入すること。

(6)　「出欠の記録」の欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

(7)　「健康の状況」の欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

なお、「視力」の欄については、裸眼視力は（　　）の左側に、矯正視力は（　　）内に記入することとし、視力 1.0以上を「Ａ」、 1.0未満 0.7以上を「Ｂ」、 0.7未満 0.3以上を「Ｃ」、 0.3未満を「Ｄ」として記入して差し支えないこと。また、裸眼視力の検査を省略した者については、矯正視力のみを記入すること。

イ　「結核」の欄には、高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校等用生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　疾病異常等がない場合は、斜線を該当欄に引くこと。なお、検査等を諸事情により受けることができなかった場合は、「未検査」と記入すること。

オ　「担任教員所見」の欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

ア　事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、クラブ名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

イ　所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

①　その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

②　当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

(9)　「指導上参考となる諸事項」の欄には、高等学校生徒指導要録の同欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等、例えば、①各教科・科目の学習における特徴等、②行動の特徴、特技等、③部活動、ボランティア活動、④取得資格、などについて記入することとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

(10)　「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第５７条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第６４条の３第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。

(11)　記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式２（その１）（Ａ４判）

平成１０年度○○大学入学者選抜方法等
（一般選抜、専門高校・総合学科卒業生選抜）

選抜方法等 ＼ 学部・学科名	個別学力検査等									専門高校・総合学科卒業生選抜						個別学力検査等の日程	備考（欠員の補充の方法等）
	個別学力検査を課する	旧教育課程履修者に対する経過措置を講ずる	実技検査				２段階選抜			個別学力検査を課する	実技検査				募集人員		
			実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	外国語におけるリスニングテストを課する	主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第１段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第１段階の選抜による合格者数			実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	外国語におけるリスニングテストを課する			
								定員に対する倍率	その他								

記入上の注意

1　「学部・学科名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
　同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
2　各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すこと。ただし、募集人員等は具体的に記入すること。
3　「２段階選抜」の欄の「その他」の欄は、２段階選抜を実施する場合の前提となる条件等を具体的に記入すること。
4　「個別学力検査等の日程」の欄には、試験実施日を具体的に記入すること。試験の日程が同一学部・学科等のうちで異なる場合はその旨を明示すること。
5　大学入試センター試験と個別学力検査との総合評価の方法（両者の配点比率等）を発表する場合は、別紙として添付すること。
6　「備考」の欄には、欠員が生じた場合のその補充の方法について具体的取扱いを定めた場合には、例えば、欠員補充第２次募集、追加合格などと記入すること。
7　定員一部留保第２次募集を実施する場合は、「専門高校・総合学科卒業生選抜」の各欄を利用するなどして、募集人員等を記入すること。
8　本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。

別紙様式２（その２）（Ａ４判）

平成１０年度○○大学入学者選抜方法等（特別選抜）

選抜方法等／学部・学科名	推薦入学								帰国子女・社会人等のための特別選抜			備考
	入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する											
	個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する	個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する	実技検査等					推薦入学募集人員	帰国子女	中国引揚者等子女	社会人	
			実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	外国語におけるリスニングテストを課する	その他					

記入上の注意

1　「学部・学科名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
　同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選考方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
2　各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印付すこと。ただし、募集人員等は具体的に記入すること。
3　本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。

別紙様式３（Ａ４判）

平成１０年度○○大学入学者選抜方法等

選抜方法等／学部（学科・専攻・課程）名		○○学部（○○学科）	○○学部		○○学部	備考
			○科系	○科系	○○学部	
ア　専門高校・総合学科卒業生選抜						
イ　推薦入学						
ウ　帰国子女、社会人等のための特別の選抜	帰国子女					
	中国引揚者等子女					
	社会人					
エ　学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する						
オ　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する						
カ　調査書にⒶ標示を希望する						
キ　調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する						
ク　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する						
ケ　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する						
コ　実技検査を課する						
サ　面接を行う						
シ　小論文を課する						
ス　外国語におけるリスニングテストを課する						

記入上の注意

1.　大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2.　「学部（学科・専攻・課程）名」の欄には、同一の選抜方法等を実施する学部（学科・専攻・課程）名を列記すること。
　同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分けて記入すること。
3.　該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4.　「備考」の欄には、推薦入学募集人員、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
　なお、「備考」の欄が不足する場合は、適宜紙を貼り足すなど工夫すること。
5.　コ、サ、シ及びスの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6.　本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
7.　なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

別紙様式４（Ａ４判）

平成１０年度○○大学入学者選抜の実施教科・科目等について

入学志願者に解答させる教科・科目名等 ／ 学部（学科、課程、専攻等）名	選抜の対象	大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の教科・科目等	大学入試センター試験の利用方法	その他

記入上の注意

1. この様式には、国公立大学にあっては、いわゆる一般選抜、専門高校・総合学科卒業生選抜、推薦入学、第２次募集による選抜をすべて記入し、私立大学にあっては、大学入試センター試験を利用する選抜についてのみ記入すること。
2. 「学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。
3. 「選抜の対象」の欄には、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部、専門高校・総合学科卒業生選抜、推薦入学、第２次募集による選抜等、選抜の対象を記入すること。この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について大学入試センター試験を利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的に分かるよう、横に「入学定員○○人中○○人」と記入すること。
4. 「大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、「選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱ）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂ）、公民（現社、倫、政経）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａ、数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂ）、外（英、独、仏、中）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。
5. 「個別学力検査等の教科・科目等」の欄には、「選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施するすべての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
6. 「大学入試センター試験の利用方法」の欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。
7. 「その他」欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）、その他受験者の参考となる事項等を記入すること。

別紙様式５（Ａ４判）

平成１０年度○○大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

学部（学科・専攻・課程）名 ／ 出題教科・科目名 ／ 科目数等		○○学部 ○○学部（○○学科）			○○学部 ○○科系			○○学部 ○○科系			○○学部 ○○学部		
		出題科目	受験科目数	摘要	出題科目	受験科目数	摘要	出題科目	受験科目数	摘要	出題科目	受験科目数	摘要
（教科名）	（科目名）												
合計													

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「出題教科・科目名」の欄には、学力検査（実技検査を課す場合は、これを含む。）として当該大学において出題するすべての教科・科目の名称を高等学校学習指導要領に準拠して列記すること。なお、実技検査に関連して理論を課す場合においても、教科・科目の名称を実技検査とは別に記入すること。
3. 「学部（学科・専攻・課程）名」の欄には、同一教科・科目で学力検査を行う学部（学科・専攻・課程）名を列記すること。
   同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が教科・科目を異にする場合には、分けて記入すること。
4. 「出題科目」の欄には、各学部（学科・専攻・課程）の出題科目に○印を付けるものとし、受験者が必ず受験しなければならない科目について◎印とすること。
5. 「受験科目数」の欄には、大学が出題した科目のうち、受験すべき科目の数を教科別に記入すること。
6. 「摘要」の欄には、出題範囲、出題の方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させることなど）、その他受験者の参考となる事項を教科別に記入すること。
   また、専門高校・総合学科卒業生選抜を実施する（職業に関する教科・科目を出題する）場合は、「摘要」の欄に「専門高校・総合学科」と記入すること。
7. 「合計」の欄には、大学において出題した科目の数及び受験者が受験すべき科目の数の合計を記入すること。
8. 学力検査を第１次と第２次に分けて実施する場合には、それぞれ分けて記入すること。なお、その際、第１次と第２次とで出題方針や出題方式（例えば、客観式、記述式など）等が異なる場合には、「摘要」の欄にその旨を記入すること。
9. なお、本表には、小論文及び面接を課すこととしている場合についても同様に記入すること。

別紙様式６（Ａ４判）

平成１０年度特別選抜方法（○○○○○○）

○○大学

実施学部・学科名	
募集人員	
選抜期日	
選抜方法	
出願期間	
出願要件	
その他	

記入上の注意

1. 本表は、専門高校・総合学科卒業生選抜、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（ ）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。

   また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれ選抜ごとに別々に作成すること。

2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。

3. 「その他」の欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。

（参考１）

平成１０年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成８年４月26日文高大第 179号文部省高等教育局長通知）

平成１０年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第２　出題教科・科目等

１　大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

２　旧教育課程を履修した入学志願者に対しては、大学入試センターが定めるところにより経過措置を講ずる。

第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

2　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用に係る予告

1　平成１０年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成８年10月31日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により平成８年11月１日以降となる大学においても、同年度中に予告を行うものとする。

2　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省高等教育局長、大学入試センター所長、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

1　平成１０年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成10年１月17日（土）及び18日（日）とする。

2　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

1　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

2　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

3　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成９年７月31日までに発表するものとする。

（別表）

出　題　教　科　・　科　目

1　出題教科・科目

教　科	出　題　科　目
国　語	「国語Ⅰ」、『国語Ⅰ・国語Ⅱ』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公　民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」
数　学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、「工業数理」、「簿記」、『情報関係基礎』
理　科	「総合理科」、「物理ⅠA」、「物理ⅠB」、「化学ⅠA」、「化学ⅠB」、「生物ⅠA」、「生物ⅠB」、「地学ⅠA」、「地学ⅠB」
外国語	『英語』、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」

（注１）「　」『　』内記載のものを１出題科目とすること。

（注２）『　』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とすること。

2　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	グループ	試験時間	出　題　科　目
国　語		80分	「国語Ⅰ」、『国語Ⅰ・国語Ⅱ』
地理歴史		60分	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公　民		60分	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」
数　学	①	60分	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』
	②	60分	「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、「工業数理」、「簿記」、『情報関係基礎』
理　科	①	60分	「総合理科」、「物理ⅠA」、「物理ⅠB」、「生物ⅠA」、「生物ⅠB」
	②	60分	「化学ⅠA」、「化学ⅠB」、「地学ⅠA」、「地学ⅠB」
外国語		80分	『英語』、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」

（注１）国語、地理歴史、公民及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれ①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとすること。

（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答すること。

別紙様式

平成１０年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
（大学入試センター試験を新たに利用する大学・学部の予告）

○　○　大　学

入学志願者に解答させる教科・科目名等 ＼ 利用する学部（学科、課程、専攻等）名	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備考
○○学部 ○○学科 ○○課程 ・ ・ ・ ・ ・				

（記入上の注意）

1. 「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。
2. 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、専門高校・総合学科卒業生選抜について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。
   この場合、一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的に分かるよう、例えば、「入学定員○○人中○○人」と記入すること。
3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱ）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂ）、公民（現社、倫、政経）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａ、数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂ）、外（英、独、仏、中）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。
   （記入例）
   〔例１〕　国（国Ⅰ、国Ⅰ・国Ⅱから１）、地歴（世Ａ、世Ｂ、日Ａ、日Ｂ、地理Ａ、地理Ｂから１）、数（数Ⅰ、数Ⅰ・数Ａから１）、理（総理、物Ａ、物Ｂ、化Ａ、化Ｂ、生Ａ、生Ｂ、地学Ａ、地学Ｂから１）、外（英）
   〔例２〕　国（国Ⅰ・国Ⅱ）、公民（現社、倫、政経から１）、数（数Ⅱ、数Ⅱ・数Ｂ、工、簿、情報から１）、理（物Ｂ、化Ｂ）、外（英、独、仏、中から１）
4. 「個別学力検査等の概要」の欄には、「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
   （記入例）
   〔例１〕　地歴（世Ｂ、日Ｂ、地理Ｂから１）、外（英、独、仏、中から１）、面接
   〔例２〕　理（物Ｂ・物Ⅱ、化Ｂ・化Ⅱから１）、外（英）、小論文、実技検査
5. 旧教育課程履修者に対して、経過措置を講ずる教科・科目がある場合は、その内容を記入し、その旨を「備考」の欄に記入すること。

（参考２）

平成10年度大学入試センター試験利用大学一覧

●国立大学９５大学（全大学・全学部）　　平成９年４月１日

北海道大学	一橋大学	奈良教育大学
北海道教育大学	横浜国立大学	奈良女子大学
室蘭工業大学	新潟大学	和歌山大学
小樽商科大学	長岡技術科学大学	鳥取大学
帯広畜産大学	上越教育大学	島根大学
旭川医科大学	富山大学	島根医科大学
北見工業大学	富山医科薬科大学	岡山大学
弘前大学	金沢大学	広島大学
岩手大学	福井大学	山口大学
東北大学	福井医科大学	徳島大学
宮城教育大学	山梨大学	鳴門教育大学
秋田大学	山梨医科大学	香川大学
山形大学	信州大学	香川医科大学
福島大学	岐阜大学	愛媛大学
茨城大学	静岡大学	高知大学
図書館情報大学	浜松医科大学	高知医科大学
筑波大学	名古屋大学	福岡教育大学
宇都宮大学	愛知教育大学	九州大学
群馬大学	名古屋工業大学	九州芸術工科大学
埼玉大学	豊橋技術科学大学	九州工業大学
千葉大学	三重大学	佐賀大学
東京大学	滋賀大学	佐賀医科大学
東京医科歯科大学	滋賀医科大学	長崎大学
東京外国語大学	京都大学	熊本大学
東京学芸大学	京都教育大学	大分大学
東京農工大学	京都工芸繊維大学	大分医科大学
東京芸術大学	大阪大学	宮崎大学
東京工業大学	大阪外国語大学	宮崎医科大学
東京商船大学	大阪教育大学	鹿児島大学
東京水産大学	兵庫教育大学	鹿屋体育大学
お茶の水女子大学	神戸大学	琉球大学
電気通信大学	神戸商船大学	

●公立大学５７大学（全大学・全学部）

釧路公立大学	静岡県立大学	奈良県立医科大学
札幌医科大学	愛知県立大学	奈良県立商科大学
青森公立大学	愛知県立看護大学	和歌山県立医科大学
○宮城大学	愛知県立芸術大学	岡山県立大学
会津大学	名古屋市立大学	広島県立大学
福島県立医科大学	○三重県立看護大学	広島女子大学
茨城県立医療大学	滋賀県立大学	広島市立大学
群馬県立女子大学	京都市立芸術大学	下関市立大学
高崎経済大学	京都府立大学	山口県立大学
○前橋工科大学	京都府立医科大学	高知女子大学
東京都立大学	大阪女子大学	北九州大学
東京都立科学技術大学	大阪市立大学	九州歯科大学
横浜市立大学	大阪府立大学	福岡県立大学
富山県立大学	大阪府立看護大学	福岡女子大学
金沢美術工芸大学	神戸市外国語大学	長崎県立大学
福井県立大学	神戸市看護大学	熊本県立大学
都留文科大学	神戸商科大学	○宮崎県立看護大学
長野県看護大学	姫路工業大学	宮崎公立大学
岐阜薬科大学	兵庫県立看護大学	沖縄県立芸術大学

（注）○印は，平成10年度から新たに利用する公立大学（４大学５学部）を示す。

●私立大学１８０大学３９４学部

北海道医療大学	薬学部	杉野女子大学	家政学部	敬和学園大学	人文学部
	歯学部	成蹊大学	工学部	○新潟工科大学	工学部
	看護福祉学部		○文学部	新潟産業大学	経済学部
北海道工業大学	工学部	拓殖大学	商学部		人文学部
○北海道薬科大学	薬学部		政経学部	高岡法科大学	法学部
○酪農学園大学	獣医学部		外国語学部	○富山国際大学	人文学部
○青森大学	工学部		工学部	○金沢学院大学	文学部
八戸大学	商学部	多摩大学	経営情報学部		経営情報学部
八戸工業大学	工学部	○津田塾大学	学芸学部	金沢工業大学	工学部
石巻専修大学	理工学部		（数学科，国際関係学科）	福井工業大学	工学部
	経営学部	東京家政大学	家政学部	○帝京科学大学	理工学部
東北工業大学	工学部		文学部	山梨学院大学	法学部
郡山女子大学	家政学部	東京工科大学	工学部		商学部
○流通経済大学	経済学部	東京工芸大学	工学部		経営情報学部
	社会学部	東京電機大学	○工学部第一部	松本歯科大学	歯学部
	流通情報学部		理工学部	○朝日大学	経営学部
足利工業大学	工学部	東京薬科大学	薬学部	岐阜経済大学	経済学部
白鷗大学	経営学部		生命科学部		経営学部
	法学部	東京理科大学	理学部第一部	岐阜女子大学	家政学部
関東学園大学	経済学部		薬学部		文学部
	法学部		工学部第一部	○聖徳学園岐阜教育大学	外国語学部
上武大学	商学部		理工学部	○東海女子大学	文学部
	経営情報学部		基礎工学部	○静岡産業大学	経営学部
跡見学園女子大学	文学部		経営学部	聖隷ｸﾘｽﾄﾌｧｰ看護大学	看護学部
○女子栄養大学	栄養学部	東邦大学	薬学部	常葉学園大学	教育学部
	栄養学部二部		理学部		外国語学部
駿河台大学	法学部	東洋大学	○文学部第一部	常葉学園浜松大学	経営情報学部
	経済学部		経済学部第一部		国際経済学部
	文化情報学部		法学部第一部	愛知大学	経済学部１部
	○現代文化学部		社会学部第一部		法学部１部
東京国際大学	○商学部		工学部		経営学部
	国際関係学部		経営学部第一部		○現代中国学部
	人間社会学部		○国際地域学部	愛知学院大学	文学部
江戸川大学	社会学部		○生命科学部		商学部
神田外語大学	外国語学部	日本大学	国際関係学部		経営学部
淑徳大学	社会学部		理工学部		法学部
	国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部		生産工学部		歯学部
聖徳大学	人文学部		工学部	愛知学泉大学	経営学部
清和大学	法学部	日本歯科大学	歯学部	愛知工業大学	工学部一部
千葉工業大学	工学部第一部		新潟歯学部	愛知淑徳大学	文学部
東京成徳大学	人文学部	日本社会事業大学	社会福祉学部		現代社会学部
○麗澤大学	外国語学部	星薬科大学	薬学部	金城学院大学	文学部
亜細亜大学	経営学部	武蔵工業大学	工学部		現代文化学部
	経済学部		○環境情報学部		家政学部
	法学部	○明治大学	理工学部	椙山女学園大学	生活科学部
	国際関係学部		農学部		文学部
大妻女子大学	文学部（国文学科）	明治薬科大学	薬学部		人間関係学部
	社会情報学部	○立正大学	仏教学部	大同工業大学	工学部
桜美林大学	文学部		文学部	中京大学	○文学部
	経済学部		（哲学科，史学科，国文学科，英文学科，社会学科） 学際コース		社会学部
	国際学部				法学部
	経営政策学部		経営学部		経済学部
北里大学	薬学部		法学部		○経営学部
共立薬科大学	薬学部		社会福祉学部		商学部
杏林大学	社会科学部	神奈川大学	理学部		情報科学部
	外国語学部		工学部（応用化学科）	中京女子大学	健康科学部
慶應義塾大学	法学部	神奈川工科大学	工学部		人文学部
	医学部	○関東学院大学	文学部	中部大学	工学部
恵泉女学園大学	人文学部		経済学部第一部		経営情報学部
工学院大学	工学部第一部		法学部		国際関係学部
国士舘大学	政経学部一部		工学部第一部	東海学園大学	経営学部
	工学部	産能大学	経営情報学部	○同朋大学	文学部
	法学部	湘南工科大学	工学部		社会福祉学部
	文学部	桐蔭横浜大学	法学部	豊田工業大学	工学部
芝浦工業大学	システム工学部		工学部	名古屋外国語大学	外国語学部
昭和大学	薬学部	東洋英和女学院大学	人間科学部		国際経営学部
昭和女子大学	文学部		社会科学部	名古屋経済大学	法学部
	生活科学部	横浜商科大学	商学部		経済学部

名古屋商科大学	商学部
名古屋女子大学	家政学部
	文学部
南山大学	文学部
	外国語学部
	経済学部
	経営学部
	法学部
日本福祉大学	社会福祉学部第一部
	経済学部
	情報社会科学部
名城大学	法学部一部
	商学部一部
	理工学部一部
	農学部
	薬学部
	都市情報学部
鈴鹿国際大学	国際学部
松阪大学	政治経済学部
京都学園大学	経済学部
	経営学部
	法学部
○京都女子大学	文学部
	家政学部
京都橘女子大学	文学部
京都薬科大学	薬学部
種智院大学	仏教学部
同志社大学	神学部
	文学部(文学科)
	○法学部
	経済学部
	商学部
	工学部
○同志社女子大学	学芸学部
	(英語文学科, 日本語日本文学科)
	生活科学部
立命館大学	法学部
	経済学部
	経営学部
	産業社会学部
	文学部
	理工学部
	国際関係学部
	政策科学部
龍谷大学	文学部
	経済学部
	経営学部
	法学部
	理工学部
	社会学部
	国際文化学部
大阪学院大学	流通科学部
	経営科学部
	経済学部
	法学部
	外国語学部
	国際学部
大阪経済大学	経済学部第一部
	経営学部第一部
	経営情報学部
大阪工業大学	工学部第Ⅰ部
大阪国際大学	経営情報学部
	政経学部
大阪産業大学	経営学部
	経済学部
	工学部第一部
大阪電気通信大学	工学部
	情報工学部
大阪薬科大学	薬学部
追手門学院大学	経済学部
	経営学部
	人間学部
	文学部
関西外国語大学	外国語学部
	国際言語学部
近畿大学	法学部一部
	商経学部一部
	理工学部一部
	薬学部
	文芸学部
	農学部
	医学部
	生物理工学部
	工学部
	九州工学部
摂南大学	工学部
	国際言語文化学部
	経営情報学部
	薬学部
	法学部
相愛大学	人文学部
阪南大学	流通学部
	経済学部
	経営情報学部
	○国際コミュニケーション学部
プール学院大学	国際文化学部
桃山学院大学	文学部
	社会学部
	経済学部
	経営学部
○英知大学	文学部
○関西学院大学	法学部
	経済学部
	商学部
	総合政策学部
甲南大学	文学部
	理学部
	経済学部
	法学部
	経営学部
神戸海星女子学院大学	文学部
神戸学院大学	栄養学部
	○法学部
	○経済学部
	薬学部
	人文学部
神戸松蔭女子学院大学	文学部
神戸親和女子大学	文学部
兵庫大学	経済情報学部
流通科学大学	商学部
	情報学部
帝塚山大学	教養学部
	経済学部
	○法政策学部
奈良産業大学	経済学部
	法学部
岡山理科大学	理学部
	工学部
	○総合情報学部
吉備国際大学	社会学部
	○保健科学部
	社会福祉学部
くらしき作陽大学	音楽学部
	○食文化学部
山陽学園大学	国際文化学部
○ノートルダム清心女子大学	文学部
	人間生活学部
美作女子大学	家政学部
呉大学	社会情報学部
広島経済大学	経済学部
広島工業大学	工学部
	環境学部
広島修道大学	商学部(国際商学科, 経営学科)
	人文学部(英語英文学科)
	法学部
	○経済科学部
東亜大学	経営学部
	法学部
	工学部
	デザイン学部
山口東京理科大学	基礎工学部
○徳島文理大学	家政学部
	薬学部
	文学部
	工学部
高松大学	経営学部(昼間主コース)
松山大学	経済学部
	経営学部
	人文学部(英語英米文学科)
	法学部
松山東雲女子大学	人文学部
○高知工科大学	工学部
九州共立大学	経済学部
	工学部
九州国際大学	法学部
	経済学部第一部
	国際商学部
九州女子大学	家政学部
	文学部
久留米大学	文学部
	法学部
	経済学部
	商学部
産業医科大学	医学部
	産業保健学部
西日本工業大学	工学部
福岡工業大学	工学部
	情報工学部
福岡歯科大学	歯学部
長崎総合科学大学	工学部
九州東海大学	工学部
	農学部
熊本学園大学	商学部第一部
	経済学部
	外国語学部
	社会福祉学部第一部
熊本工業大学	工学部
宮崎国際大学	比較文化学部
○宮崎産業経営大学	法学部
	経営学部
	経済学部
鹿児島経済大学	経済学部
○沖縄国際大学	商経学部第1部
	文学部(国文学科, 英文学科, 社会学科福祉コース)

(注) ○印は，平成10年度から新たに利用する私立大学（28大学53学部）及び他の学部で新たに利用する私立大学（16大学20学部）を示す。

6　国公私立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成10年度国公私立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成10年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成10年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

平成１０年度国公私立大学入学者選抜実施状況

Ⅰ. 総括表

区分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C−A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(103,914)	(500,088)	(4.8)	(386,757)	(121,121)	(108,531)	(4,617)
[95大学 390学部]	102,364	480,780	4.7	372,654	118,533	106,546	4,182
公立大学	(17,583)	(126,076)	(7.2)	(91,612)	(26,211)	(19,163)	(1,580)
[57大学 129学部]	18,628	122,574	6.6	90,184	26,783	19,871	1,243
小計	(121,497)	(626,164)	(5.2)	(478,369)	(147,332)	(127,694)	(6,197)
	120,992	603,354	5.0	462,838	145,316	126,417	5,425
私立大学	(382,102)	(3,530,701)	(9.2)	(3,360,786)	(967,836)	(455,922)	(73,820)
[442大学1087学部]	390,762	3,289,464	8.4	3,132,390	981,247	460,366	69,604
合計	(503,599)	(4,156,865)	(8.3)	(3,839,155)	(1,115,168)	(583,616)	(80,017)
	511,754	3,892,818	7.6	3,595,228	1,126,563	586,783	75,029

(注) 1．入学志願者数、受験者数、合格者数は延数である（以下、各表において同じ）。
2．本表には、欠員補充第２次募集に係るものを含む（以下、各表において同じ）。
3．本表には、平成10年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学は含まない（以下、各表において同じ）。
〔大学〕岩手県立大学、東京都立保健科学大学、山梨県立看護大学、大分県立看護科学大学
〔学部〕福島県立医科大学看護学部、愛知県立大学情報科学部、姫路工業大学環境人間学部、高知女子大学社会福祉学部
〔学科〕高知医科大学医学部看護学科
4．外国人留学生を対象とする選抜は含まない。
5．平成９年秋季入学者の数を含む（以下、各表において同じ）。
6．（ ）書きは前年度の数値を示す。

Ⅱ. 各選抜毎の実施状況

〔一般選抜〕

区分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C−A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(93,963)	(467,544)	(5.0)	(356,410)	(110,774)	(98,362)	(4,399)
	92,051	448,476	4.9	342,127	107,836	96,038	3,987
公立大学	(14,720)	(118,784)	(8.1)	(84,500)	(23,362)	(16,369)	(1,649)
	15,369	114,450	7.4	82,235	23,504	16,653	1,284
小計	(108,683)	(586,328)	(5.4)	(440,910)	(134,136)	(114,731)	(6,048)
	107,420	562,926	5.2	424,362	131,340	112,691	5,271
私立大学	(257,584)	(3,124,823)	(12.1)	(2,964,095)	(796,973)	(305,903)	(48,319)
	263,232	2,917,436	11.1	2,768,484	801,268	304,423	41,191
合計	(366,267)	(3,711,151)	(10.1)	(3,405,005)	(931,109)	(420,634)	(54,367)
	370,652	3,480,362	9.4	3,192,846	932,608	417,114	46,462

(注) （ ）書きは前年度の数値を示す。

〔専門高校・総合学科卒業生選抜〕

区分	平成10年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成9年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	10	12	170	61	58	6	6	129	44	43
公立大学	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
小計	10	12	170	61	58	6	6	129	44	43
私立大学	17	22	548	347	253	10	12	408	276	226
合計	27	34	718	408	311	16	18	537	320	269

〔特別選抜〕

①推薦入学

区分	平成10年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成9年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	86	262	28,909	9,229	9,218	84	257	29,451	9,082	9,063
公立大学	45	83	7,007	2,811	2,809	40	73	6,536	2,580	2,576
小計	131	345	35,916	12,040	12,027	124	330	35,987	11,662	11,639
私立大学	429	1,033	358,294	172,179	150,164	417	992	392,295	163,363	144,489
合計	560	1,378	394,210	184,219	162,191	541	1,322	428,282	175,025	156,128

②帰国子女特別選抜

区分	平成10年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成9年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	75	189	1,337	365	264	74	182	1,181	343	259
公立大学	30	65	120	43	21	27	59	144	34	15
小計	105	254	1,457	408	285	101	241	1,325	377	274
私立大学	250	640	6,523	2,905	1,595	237	604	6,301	2,875	1,535
合計	355	894	7,980	3,313	1,880	338	845	7,626	3,252	1,809

③中国引揚者等子女特別選抜

区分	平成10年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成9年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	24	47	72	28	25	23	45	67	30	24
公立大学	8	20	30	11	9	7	17	37	10	5
小計	32	67	102	39	34	30	62	104	40	29
私立大学	22	52	29	27	25	19	47	25	20	19
合計	54	119	131	66	59	49	109	129	60	48

④社会人特別選抜

区分	平成10年度 実施大学・学部数 大学	学部	平成10年度 入学志願者数	平成10年度 合格者数	平成10年度 入学者数	平成9年度 実施大学・学部数 大学	学部	平成9年度 入学志願者数	平成9年度 合格者数	平成9年度 入学者数
			人	人	人			人	人	人
国立大学	44	79	1,816	1,014	943	41	72	1,716	848	780
公立大学	25	41	967	414	379	21	35	575	225	198
小計	69	120	2,783	1,428	1,322	62	107	2,291	1,073	978
私立大学	248	496	6,634	4,521	3,906	226	441	6,849	4,329	3,750
合計	317	616	9,417	5,949	5,228	288	548	9,140	5,402	4,728

(参考)

1．平成10年度新設大学・学部等の選抜実施状況（国公立）

区分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	60	200	3.3	192	61	60	0
公立大学	1,150	16,648	14.5	14,056	1,782	1,196	46
合計	1,210	16,848	13.9	14,248	1,843	1,256	46

(注) 本表は、平成10年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学の総括表である。

［大学］岩手県立大学、東京都立保健科学大学、山梨県立看護大学、大分県立看護科学大学

［学部］福島県立医科大学看護学部、愛知県立大学情報科学部、姫路工業大学環境人間学部、高知女子大学社会福祉学部

［学科］高知医科大学医学部看護学科

2．二段階選抜実施状況

区分	実施予告大学・学部数 大学	学部	実施大学・学部数 大学	学部	募集人員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第一段階選抜不合格者数
					人	人		人
国立大学	44	144	19	47	7,444	46,002	6.2	8,904※
公立大学	22	61	13	19	1,423	16,486	11.6	4,158
合計	66	205	32	66	8,867	62,488	7.0	13,062

※東京大学前期合格者 2,022名を含まない。

(備考) 出願校全てが第一段階選抜の結果不合格となった者（実数） 4,002人

- 1校出願し不合格 2,867人
- 2校出願し2校とも不合格 1,135人
- 3校出願し3校とも不合格 0人

(2) 平成10年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

試験地区	試験場数	志願者 合計	志願者 卒業見込者	志願者 卒業者 合計	志願者 卒業者 試験地区内高校出身者	志願者 卒業者 試験地区外高校出身者等	受験者	受験率
	会場				人	人	人	%
全国	562	597,271	422,483	174,788	130,495	44,293	549,401	91.99
北海道	25	18,550	12,226	6,324	4,301	2,023	17,312	93.33
青森県	5	4,884	4,203	681	617	64	4,547	93.10
岩手県	1	5,191	4,633	558	498	60	4,879	93.99
宮城県	11	11,393	6,156	5,237	3,029	2,208	10,405	91.33
秋田県	2	3,909	3,445	464	407	57	3,620	92.61
山形県	3	4,376	3,923	453	392	61	4,170	95.29
福島県	7	7,123	5,831	1,292	1,189	103	6,484	91.03
茨城県	13	16,522	12,062	4,460	3,573	887	14,941	90.43
栃木県	6	9,304	7,652	1,652	1,259	393	8,481	91.15
群馬県	9	10,556	7,761	2,795	2,371	424	9,683	91.73
埼玉県	17	17,162	10,463	6,699	3,537	3,162	15,453	90.04
千葉県	23	26,528	15,697	10,831	7,521	3,310	24,223	91.31
東京都	77	87,169	50,834	36,335	23,926	12,409	78,214	89.73
神奈川県	19	21,867	13,295	8,572	6,621	1,951	19,855	90.80
新潟県	10	9,448	6,935	2,513	2,353	160	8,694	92.02
富山県	4	5,874	5,093	781	709	72	5,629	95.83
石川県	10	6,234	5,421	813	702	111	5,924	95.03
福井県	5	4,126	3,708	418	378	40	3,828	92.78
山梨県	5	3,863	3,316	547	478	69	3,601	93.22
長野県	11	9,584	6,942	2,642	2,469	173	8,785	91.66
岐阜県	11	10,173	8,648	1,525	1,335	190	9,430	92.70
静岡県	16	16,541	13,846	2,695	2,513	182	15,021	90.81
愛知県	40	40,493	31,289	9,204	7,543	1,661	38,154	94.22
三重県	7	8,451	6,912	1,539	1,379	160	7,632	90.31
滋賀県	5	6,516	4,688	1,828	1,452	376	5,976	91.71
京都府	18	17,583	10,315	7,268	4,605	2,663	16,191	92.08
大阪府	36	37,016	23,292	13,724	10,868	2,856	34,476	93.14
兵庫県	28	27,872	20,627	7,245	6,049	1,196	25,635	91.97
奈良県	7	8,426	5,741	2,685	1,790	895	7,723	91.66
和歌山県	4	4,460	3,457	1,003	874	129	3,990	89.46
鳥取県	4	3,413	2,495	918	866	52	3,247	95.14
島根県	3	3,771	3,273	498	452	46	3,644	96.63
岡山県	8	10,440	8,477	1,963	1,639	324	9,701	92.92
広島県	19	15,957	11,951	4,006	3,301	705	14,538	91.11
山口県	7	7,325	5,562	1,763	1,571	192	6,686	91.28
徳島県	3	3,787	3,355	432	363	69	3,477	91.81
香川県	6	5,948	4,261	1,687	1,148	539	5,537	93.09
愛媛県	4	7,534	6,973	561	471	90	6,945	92.18
高知県	4	3,256	2,454	802	720	82	2,992	91.89
福岡県	26	29,270	19,429	9,841	6,616	3,225	26,951	92.08
佐賀県	2	4,306	3,750	556	478	78	4,110	95.45
長崎県	5	7,493	6,096	1,397	1,266	131	7,177	95.78
熊本県	5	8,145	5,996	2,149	1,855	294	7,586	93.14
大分県	2	5,049	4,595	454	400	54	4,642	91.94
宮崎県	7	5,698	5,053	645	594	51	5,459	95.81
鹿児島県	13	8,403	6,741	1,662	1,532	130	7,863	93.57
沖縄県	9	6,282	3,611	2,671	2,485	186	5,890	93.76

(注) この表は、試験地区（受験地）別のものである。

(3)　平成10年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

教科名		科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
国語(200点)		国語Ⅰ	65,306	142.39(71.19)	200(100)	0(0)	29.71(14.85)
		国語Ⅰ・国語Ⅱ	448,595	116.02(58.01)	200(100)	0(0)	28.77(14.38)
		※不明	9	0.00	0	0	0.00
地理歴史(100点)		世界史A	4,168	50.69	98	0	18.68
		世界史B	112,224	65.50	100	0	18.75
		日本史A	5,921	47.26	100	6	16.01
		日本史B	167,394	62.18	100	0	15.34
		地理A	6,208	59.68	100	0	14.89
		地理B	121,571	77.23	100	0	14.50
		※不明	7	0.00	0	0	0.00
公民(100点)		現代社会	89,372	66.28	100	5	10.91
		倫理	50,120	69.35	100	0	13.81
		政治・経済	52,405	71.10	100	0	15.16
		※不明	7	0.00	0	0	0.00
数学	数学①(100点)	数学Ⅰ	18,031	30.24	100	0	19.81
		数学Ⅰ・数学A	374,733	63.45	100	0	20.71
		旧数学Ⅰ	10,718	61.58	100	0	25.67
		※不明	38	0.00	0	0	0.00
	数学②(100点)	数学Ⅱ	21,068	27.15	100	0	12.17
		数学Ⅱ・数学B	322,227	41.38	100	0	18.34
		工業数理	132	48.34	94	9	17.90
		簿記	1,043	44.97	100	7	18.79
		情報関係基礎	494	75.57	100	1	19.04
		旧数学Ⅱ	12,414	56.01	100	0	28.43
		※不明	27	0.00	0	0	0.00
理科	理科①(100点)	総合理科	3,159	58.45	100	5	14.86
		物理ⅠA	2,334	66.69	100	0	16.67
		物理ⅠB	158,641	64.88	100	0	20.29
		生物ⅠA	6,303	58.57	97	5	13.55
		生物ⅠB	152,840	62.85	100	0	17.20
		理科Ⅰ	523	62.53	100	0	14.29
		※不明	7	0.00	0	0	0.00
	理科②(100点)	化学ⅠA	4,791	60.17	100	1	19.19
		化学ⅠB	186,109	65.92	100	0	20.98
		地学ⅠA	5,444	54.31	100	4	14.65
		地学ⅠB	21,985	60.78	100	0	23.18
		※不明	3	0.00	0	0	0.00
外国語(200点)		英語	544,987	127.74(63.87)	200(100)	0(0)	36.59(18.29)
		ドイツ語	142	138.89(69.44)	200(100)	35(17)	51.49(25.74)
		フランス語	162	134.02(67.01)	200(100)	27(13)	45.25(22.62)
		中国語	242	139.73(69.86)	200(100)	31(15)	46.87(23.43)

(注)　1　平均点、最高点、最低点、標準偏差欄の（　）内は、100点満点に換算した数値である。
　　2　「不明」とは、解答科目を特定できないもので、0点とした。
　　3　世界史B及び日本史Bの平均点は、得点調整後の数値である。

7　国会における大学入試に関する質疑

ア　第140回　参議院文教委員会議録（抄）　9．4．8　馳　浩　氏（自民）
イ　第140回　参議院文教委員会議録（抄）　9．5．13　阿部　幸代　氏（共産）
ウ　第140回　衆議院文教委員会議録（抄）　9．6．11　河村　建夫　氏（自民）
エ　第142回　参議院文教・科学委員会議録（抄）10．3．10　大島　慶久　氏（自民）
オ　第142回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．3．11　河村　建夫　氏（自民）
カ　第142回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．3．18　保坂　展人　氏（社民）
キ　第142回　衆議院予算委員会議録（抄）　10．3．19　古川　元久　氏（民主）

ア　第140回　参議院文教委員会議録（抄）　9．4．8　馳　浩　氏（自民）

（中　略）

○馳浩君　よろしくお願いいたします。

続きまして、総合学科の卒業生の進路につきまして質問させていただきます。

ことしの三月に総合学科の初めての卒業生が全国七校で卒業式を迎えまして、本当に新たな高等学校教育の一ページが開かれたと思います。実は私は昨年の三月にも質問させていただきましたが、これは大変人気が高い総合学科ということでございまして、ぜひ進路に関しましても文部省としては積極的に道を開いてあげなきゃいけないのではないかと、就職もしかり、進学もしかりということで、実は七割方の生徒が進学を希望していると。けれども、実際に普通科の卒業生と比べれば学業成績的に劣るという実態がありまして、特別推薦枠の拡充に向けて御努力をいただきたいという質問を私は昨年いたしました。

それを踏まえまして、さてことし、国公立大学と私立大学と合わせまして、どちらの学校で何名ぐらいの特別推薦枠を持ちましたかという質問をさせていただきます。

○政府委員（雨宮忠君）　今、先生御指摘のように、この春が総合学科の卒業生の第一回目の進学という機会になるわけでございます。国立大学におきまして総合学科の卒業生の特別枠を設けたところは一大学でございまして、募集人員は五名ということでございます。それから、私立大学におきましては四大学ということでございまして、募集人員といたしましては六十五名という枠になっておるわけでございます。

○馳浩君　ことしで全国の総合学科の高校を合わせれば七十五校ぐらいになりますよね。ということは、ことし七校でありますから、単純に言っても来年、再来年とその十倍に卒業生がふえてくるわけでありまして、より一層拡充していただきたいということを強く申し上げますが、いかがでしょうか。

○政府委員（雨宮忠君）　この特別枠につきましては、私ども例年各国公私立大学に対しまして、入試選抜に対して留意してもらいたい事項、あるいは配慮してもらいたい事項ということにつきまして、いわば入試の指針というものを募集要項という形で出しておるわけでございますが、その中で総合学科の卒業生につきましては特別枠ということで特記したわけでございます。

多分、先生御推察のように、ことし七校ということでございまして、かなりその後ふえてきておるわけでございますが、何分にもまだもうひとつなじみが少ないというところもあろうかと思うわけでございまして、今後とも基本的には同じ指針で各大学にお願いしようかと思っておるところでございますので、入試の担当者を集めた会議等でその趣旨につきまして周知に努めたい、かように考えておるところでございます。

○馳浩君　ますます今おっしゃったようになじみが薄いという大学関係者の不安があるわけでありますので、その点の不安を取り除く対応をお願いいたしたいと思います。

総合学科に関しまして根本的には、教育評論家などによく言われることですけれども、職業高校の救済策なのか、あるいは進学校でも総合学科への転換が望ましいのかという大きな問題点がありまして、文部省としては恐らく通ることのできる範囲内に一校ぐらいは総合学科をつくっていきたいという一つの指針があったと思うんですね、総合学科を導入したときに。ということならば、まさしく進学校でも総合学科への転換が望ましいと言えると思うんですよ。となると、進学校ということは大学進学への道が閉ざされてはいけないわけで、その点についても積極的に取り組んでいただきたいということで、これは答弁を求めませんがお願いいたしたいということであります。

（中　略）

イ　第140回　参議院文教委員会議録（抄）　9．5．13　阿部　幸代　氏（共産）

（中　略）

○阿部幸代君　いつでもどこでもだれでも学べる大学を目指して設立された放送大学が、今回の法改正による全国化を機に、生涯学習体系の中核的機関として国民から寄せられている期待に一層こたえることができるようにと願う立場から質問したいと思います。

身体障害にも広く勉学の機会が与えられるのが放送大学であると思うのですが、実際、放送大学入学者の中に修学上の特別措置を必要とする身体障害者がどれくらいいるのか調べてみました。

九六年度で、入学者数三万三千四百五十一人中、視覚障害者が三十一人、聴覚障害者が二人、肢体不自由者が七十二人、その他が四人、合わせて百九人となっています。開学以来の累積数で見てみますと、入学者総数が十九万九千五百二十三人であるのに対して、視覚障害者が百六十三人、聴覚障害者が十二人、肢体不自由者が五百二十三人、その他が六十二人で合わせて七百六十人となっています。

一年間で百九人、十一年間で七百六十人というのは、私にとっては思いのほか少ない数でした。ただ、これは入学願書に修学上の特別措置が必要と記載してきた人の数であって、実際の身体障害学生の在学者数はもっと多く、昭和六十年度以来の数で見てみますと、八十八人、百四十一人、百六十八人、二百五人、二百十人、二百十九人、二百二十五人、二百二十四人、二百二十四人、二百五十九人、二百八十二人と毎年の数がなっています。

参考のために伺いたいんですけれども、大学入試センターの試験で、解答時間など、身体に障害があるために特別に配慮を必要とする受験生がどれくらいいるのか。また障害の種別でそれぞれ何人いるのか。また、その人たちの受け入れ、進学状況ですね、など具体的に把握されているのかどうか。最新の例でよいのですけれども、伺いたいと思います。

○政府委員（雨宮忠君）　入試センター試験におきましては、今お尋ねのように視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等のために、その障害の種類、程度に応じまして特別な措置を行っているわけでございます。

その特別な措置の内容といたしましては、点字による解答でありますが、そういう解答方法の問題。それから試験時間をどうあんばいするか、これは通常の場合よりも五割増しにするとかいうことでございます。試験室をどうするかというようなこと、それから照明をどうするかというような種類のものでございます。平成九年度のセンター試験におきまして五十五万三千二百二人が受験いたしたわけでございますが、このうちの五百三十九人がこのような特別な措置を受けているということでございます。

（中　略）

次に、先般、中央教育審議会におきまして第二次の審議の概要の取りまとめが行われまして、その中で大学入試の改善についても種々御提言がなされておりますので、それの御説明をさせていただきたいと思います。資料は、六ページにその審議のまとめの骨子、関係部分の骨子がございます。それを眺めながらお聞き取りいただければと思います。

既に御案内のことと思いますが、中央教育審議会の審議状況につきましては、中央教育審議会では、平成七年の四月に文部大臣から、「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問を受け、審議を行い、昨年の七月に第一次答申を取りまとめたわけでございます。

第一次答申では、ゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむことを基本に、学校の教育内容を厳選するとともに、家庭や地域社会における教育を充実すること、二十一世紀初頭を目途に学校週五日制を完全実施すること、社会の変化に対応した学校教育の改善を図ることなどについてさまざまな提言が行われたわけでございます。

その後、中央教育審議会では、大学、高等学校の入学者選抜の改善、中高一貫教育、教育上の例外措置、高齢社会に対応する教育のあり方といった課題について審議を重ねておりまして、本年六月末を目途に第二次答申を取りまとめるという予定になっておるわけですが、去る五月三十日に、これまでの審議の結果を「審議のまとめ（その二）」として公表をいたしたところでございます。

このうち、大学入学者選抜の改善につきましては、先ほど説明したような大学のさまざまな改善の努力によって大学入試が着実に変わりつつあると評価をしつつ、さらに一層の努力が求められるという、基本的にそういう認識をもとにまとめられておるわけでございます。

また、十八歳時点での試験の合否はもやかってほどの大きな意味を持たないようになり、その後の人生においていかに学び、真の学力を身につけていくかが重要となってくるということを強調した上で、具体的にここにございますような提言をしているわけでございます。

これをやや項目的にまとめますと、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化ということで、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化をさらに徹底することが必要であり、特に影響力のある特定の大学の取り組みを要請するというふうにしております。また、各大学の判断により、入学定員の一部に地域を指定した枠を設定したり、地域を指定した推薦入学を実施する取り組みを拡大するということが言われております。

それから、高等学校における評価の活用ということで、高等学校での生徒の学習や活動の的確に評価するため調査書を一層活用することが必要であり、調査書の信頼性を高めるための取り組みを進めたり、履修科目指定制といったことを導入してはどうかとしております。

それから、受験機会の拡大として、現在の四月入学を基本とする一方で、秋季入学を拡大し、海外帰国生徒や社会人以外に一般受験生の選抜を行うことなどしております。

それから、推薦入学につきましては、推薦入学について、実施大学・学部の増を図るとともに、入学定員に対する割合を拡大すること。

大学入試センター試験の活用につきましては、大学入試センター試験の活用によって大学入学者選抜の多様化が図られつつある点を評価し、その多様な利用を推進すること。また、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を適切に判定するため、大学入試センター試験の運用に当たって高等学校関係者との緊密な連携を図る必要があり、試験問題の作成を含め幅広く高等学校関係者の協力を得ること。

それから、いわゆるアドミッションオフィスの整備につきましては、我が国の大学の特性を踏まえたアドミッションオフィスを整備すること。

入試日程の確保につきましては、ゆったりとした入試日程を確保するため、入学者選抜の実施時期の終期を繰り下げ、場合によっては四月にかかることがあってもよいこと。

進路指導の改善、情報提供の充実につきましては、進路指導の改善や大学入試センター及び個々の大学による情報提供の充実を図ること。

それから、入学者選抜に関する外部評価として、入学者選抜について、各大学において、広く学外の意見を求めるとともに、参与会等を通じて外部の意見を取り入れていくなどの取り組みを進めること。

このほか、大学教育全体に係るものとして、単位互換の拡大、編入学・転入学の拡大、社会人入学の拡大などにより高等教育をより柔軟なものとする一方、大学の教育機能の強化を図り、入学後の学業成績の評価を厳正に行っていくことが必要であるとしていること。

また、過度の受験競争の緩和は、いわゆる学歴偏重社会の問題とも関連が深く、企業や官公庁の採用や昇進のあり方の改革や、国民の意識、先ほど出ておりましたような横並び意識とか同質志向の改革が必要であるとしていること。

以上が、中教審の審議のまとめにおける概要です。

○河村小委員長　これにて政府からの説明は終わりました。

○河村小委員長　これより質疑及び討議に入ります。

それでは、前半と同じような形で質疑を求めたいと思います。

では、どうぞ。

○岩永小委員　今、大学入試の改善についての話が出たのですが、今たちまち問題点になっているような部分で文部省がつかんでいるところ、それを列挙してほしいんだけれども、入試で。

○早田説明員　大変答えにくいあれですけれども、一番問題という点は、やはりいわゆる幾つかの学校に対して志願者が多くある、それをめぐっての競争が激しい。それから、もちろん大学によって入りやすい場合はあるわけですけれども、そのトップのところだけではなくて、全体にわたって、それぞれ受験生の方が自分のレベルに合わせた大学を受験するわけですけれども、それに当たってもやはりかなり学力テストに対応した勉強をしていかなければいけない、そういう点が一番基本的な問題点ではなかろうかというふうに思っております。

○保坂小委員　保坂でございます。

小論文というスタイルが近年ふえているということについて、これはどういうメリットがあるのかということを、考えられていることを伺いたいのと、実際の高校生たちが、学部によっては小論文と面接のみで入れるというような大学もふえてきまして、そうすると、小論文を書くような頭になっていないんですよね。つまり、今までの教育体験で小論文を構成するような体験やあるいは積み上げがないわけですね。非常に困惑して、何人かの子供や親から相談を受けたりしたんですけれども、つまり、小論文がこれだけ出てきたということと、一方で、小論文をつくり出すような子供の育成ということの矛盾というかギャップというか、その辺についてちょっと考えを聞かせてください。

○早田説明員　大学入試はもちろん二面ございまして、大学において教育を受けるに値する学力を有するかどうかという点を判定する機能と、もう一つ、我が国では特に重視しているわけでございますけれども、高等学校以下に与える影響が非常に大きいということでございますので、その点を踏まえた大学入試の選抜方法等を採用していく。

そういう中で、現在、高等学校以下の教育の中で、総合的な思考力、判断力、行動力等を含めていろいろ生きる力を身につけさせていくということが大きな主眼になっているわけでございますけれども、そういう中で、特に考えさせる力でございますとか、そういうことを身につけさせていく必要がある。それを高等学校以下の教育の中で力を入れて教育をしたとしても、大学入試の面で単なる暗記力のテストだけが行われていたのでは、それは高等学校以下の教育に大変な悪影響を及ぼす。

そういうような考え方に立ちまして、小論文等のいわゆる学力テストではない、学力テストといいますかいわゆる暗記力を試すようなペーパーテストをしているわけでございます。

これを眺めながらお聞き取りいただければと思います。

（中　略）

○河村小委員長　次に、大学入試の改善について、政府より説明を聴取いたしたいと思います。

文部省高審議官。

○高説明員　大学入試の改善につきまして御説明をさせていただきます。

大学の入試については、申すまでもなく、大学教育の最初の第一歩として、基本的には各大学の自主的判断によりまして適切に実施されるべきものでありますが、大学入試は社会的にも大変関心が強く、高等学校以下の教育に与える影響も大きいことから、特に、大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を多面的に判定すること、それから公正かつ妥当な方法で実施すること、それから入試によって高等学校の教育を混乱させることがないように配慮することなどが重要な要素になっております。

お手元に資料を御用意しておりますので、それに即しまして、現状等につきまして御説明を申し上げたいと思います。

最初に、一ページをめくっていただきますと、大学の入学志願者、入学者の現状でございますが、1ございますように、現在、これは四年制大学ですが、大学に入学を志願する者は約八十六万人でありまして、このうち大学入試センター試験を受ける者が約五十五万人、そしてその後個別試験を受ける者が約五十万人、そしてその後個別試験を受けて合格という形になるわけでございます。それからセンター試験を受けずに個別試験のみによって合格するという、大きく分けて二つのコースというかケースがございまして、最終的に、平成八年度では約六十万人が入学をしておるという状況にあります。

次に、大学入試センター試験についてでありますが、最初に導入の経緯を簡単に申し上げますと、大学入試センター試験の前身であります共通第一次学力試験の導入以前においては、とかく一回の学力試験に頼ってすべてを決定するという傾向が見られ、また、各大学が独自に入学試験を実施していくために、いわゆる難問奇問が数多く出されて、高等学校教育に好ましくない影響を与えている、そういった反省がありまして、難問奇問を排して良質な試験問題を確保するとともに、各大学が実施する二次試験との適切な組み合わせによって入試の個性化、多様化を推進していくということから、昭和五十四年度から共通第一次学力試験が導入されたわけであります。

しかし、年を経る間に、共通第一次学力試験が一律に五教科を利用するということにしていたこと等によりまして、大学の序列化とかいわゆる輪切りの顕在化が出てきた。それからまた、この共通第一次学力試験が国公立大学だけを対象としておりましたので、いわゆる入試改善が国公立大学だけにとどまるというようなことがございました。そこで、そういったものの状況を臨時教育審議会で御検討なされ、その答申を受けて、各大学がそれぞれの判断と創意工夫によって利用教科・科目を自由に指定できるアラカルト方式により、私立大学も参加できるようにした大学全体としての入試改善になるよう、大学入試センター試験を平成二年度から導入をしたわけでございます。

この大学入試センター試験の意義といいますか効用でございます。それは、二ページをごらんいただきますと、一応こういう形で五項目ほどに取りまとめておりますが、大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定するということを目的として、各大学がそれぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を多面的に判定するということに資するために実施をされておるものでございまして、このセンター試験の導入によって、ここにございますような成果が得られているというふうに言われております。

一つは、個別試験との適切な組み合わせによるそれぞれの大学の入試の個性化、多様化が進展したこと。それから国公立だけでなく私立大学を含めた入試の改革が進められるようになったこと。それからセンター試験が難問奇問を排除することによって、各大学の個別試験の出題にも好影響を及ぼして、難問奇問が減少したこと。センター試験では身体に障害を有する受験者に配慮しており、各大学における対応において先導的な役割を果たしていること。平成九年度の入試からは出題教科・科目数を増加させまして、高等学校教育の多様化を大学入試の面からも支えていること。こういった意義が言われているところであります。

大学入試センター試験の実施状況でありますが、平成九年度においては、(3)にございますように、国公私立大学を合わせて三百大学がセンター試験を利用し、受験者が五十五万人ということになっております。これは、次の三ページにありますように、数字は志願者数で書いてありますので平成九年度六十万人ということになっておりますが、順次増加をしてきております。それから、利用大学も、その下の表にございますように、現在、平成十年度の予定では、私立の百八十大学を加えまして三百三十二大学が利用するということになっておるわけでございます。

次に、もとの二ページに戻っていただきまして(4)のところでございますが、大学入試センター試験の改善方策についてでありますが、平成九年度の大学入試センター試験におきましてはいろいろトラブルが生じまして、中でも数学の試験において、旧数学Ⅱと数学Ⅱ・数学Bの平均点の間に約二十二点の得点差が生じ、大変御迷惑をおかけし、また御心配をかけ、国会でも種々御質疑をいただいたわけですが、大変申しわけないと思っております。その後、文部省も入試センターに直ちに指示をいたしまして、入試センターにおいてセンター試験の改善案について検討し、去る四月にその概要を取りまとめたところでございます。

その内容は、ここにございますように、高等学校関係者によります新たな難易度のチェック体制をつくること、それから仮に科目間で著しい平均点の差が生じた場合、平成十年度のセンター試験から得点調整を行う方向でその方法、対象科目等について検討すること、センター試験の平均点、標準偏差等のデータを集計途中段階でも公表すること、出題者に高等学校関係者を加えることについて検討するという内容でございます。

センターにおいては、これらの改善策を踏まえ、現在、来年度の試験に万全を期するために、鋭意準備を進めているところであります。

それから、各大学における入学者選抜の改善状況でございますが、各大学においても、大学入試センター試験を利用するなどして入試の改善を鋭意進めておるところでございます。すなわち、学力検査に偏ることなく、評価尺度を多元化し、受験生の能力、適性等を多面的に判定する方向で工夫改善を進めている。その結果、近年、面接、小論文、実技検査等を実施する大学や、推薦入学あるいは帰国子女・社会人特別選抜などを導入する大学が大分ふえてきております。

四ページをお開きいただきますと、その改善の状況が出ておりますが、特に「参考」のところで、共通一次学力試験を導入する前の五十三年度と平成九年度における選抜方法を比較した表がございますが、ここにございますように、導入以前の五十三年度と平成九年度を比べますと、面接、小論文、あるいは推薦入学と帰国子女・社会人の特別選抜を実施する大学が相当ふえてきておる、こういう状況にございます。

五ページは、募集人員ベースで選抜の方法の多様化がどのようになっておるかということの概要でございますが、推薦入学などの特別選抜によって選抜された者というのが全体の一〇・五％というふうになっておりますし、あるいはセンター試験のみによって選抜するというのが四・七％、それからセンター試験と面接、小論文によって選抜している者が一八・八％となっております。このほかに、センター試験のほかにも学科試験を課すものとして、センター試験プラス一教科とか二教科というのがありますが、こうした選抜を行っている大学でもさらに小論文や面接を行っている大学がありまして、国公立大学において学力検査以外の選抜尺度を利用して選抜しているというのは、大体私どもの推計では募集人員ベースで見て四割以上になっておる、そういう状況になっておるわけでございます。

以上が大学入試の現状等についてでございます。

で申し上げますと、物理とか化学とか、選択でとってもいい、両方とってもいい、ただし個別試験のときにはセンター試験でとらなかった方のものをとらなければいけないということで、物理、化学を勉強した学生が入ってくるように担保するとか、いろいろな工夫をしております。さっき推薦入学等だけで入れておるとか、センター試験と一教科とかセンター試験と二教科とかという表をお出ししてありますけれども、それはそういうことの各大学の工夫した成果でございまして、高等学校での学生の達成の程度をセンター試験で見て、さらにそれと個別試験を組み合わせて多様な入試をしておる、工夫改善しておるというのが現在の状況でございます。

それから、各大学で、例えば東大医学部でというふうにおっしゃいましたけれども、その点は大変文教委員会でも御議論があるわけでございますけれども、今申し上げましたように、東大医学部で今度改善しようとしておりますけれども、例えば面接を取り入れる。従来から後期日程の場合は面接を入れておりますけれども、そういうことを限られた入試日程の中で行おうといたします場合に、一定の基礎学力を持った学生をセンター試験の成績によって選んだ上で、したがって、ある程度面接の時間をきちんととれるという人数に絞った上で丁寧な入試をやる、そういう意味でセンター試験の点数を活用するということも、場合によってはいいのではないかというような考え方ができるわけでございます。

それに対して、センター試験だけで希望する大学を受けさせないのは非常に制度としてけしからぬという御意見も一方にございまして、そういう御意見も十分わかりますので、私どもとしては、できる限りそういった足切り的な形での活用というのはなくすようにしてもらいたいという基本的な姿勢で指導はいたしております。

ただ、繰り返しになりまして申しわけございませんけれども、論文を書かせたりあるいは面接をしたりということで、いろいろ、単なるペーパーテストではない、マークシート方式でないテストをやろうということになりますと、やはり限られた日程の中で採点をしたりしなければいけませんので、そういう点で、点数によってある程度の人数に一次の段階で絞るということもやむを得ないこともあるのではないというようなのが基本的な考え方でございます。

それから、単位互換の問題につきましては、基本的に、卒業に必要な単位は百二十四単位ということで、これが最低単位でございますけれども、現在の制度のもとでも、それを四年間で取るとすると約三十単位くらいということで、一応三十単位までは他大学の単位を卒業の要件単位に使ってもよろしい。ただ、これは、ある大学とある大学、大学同士で単位互換の協定を結んだ上で、その学生が他大学で取ってもよろしい。京都の大学センターというようなところで、公立、私立大学が中心だったと思いますけれども、相当多くの大学が集団として単位互換協定を結んでいるというようなやり方もございますけれども、基本的には、各大学が個別に単位互換協定を結んで、その中で最大限三十単位までは単位互換を認めているというのが現在の制度でございます。

それから、藤村先生のおっしゃいました、平成二十一年全入の時代を見通してというお話がございましたけれども、例えば、現在アメリカでは大変大学には入りやすく出にくいというふうに一般的には言われることが多いわけでございますけれども、アメリカの大学入試というのは大きく分けまして三つの類型になっておりまして、第一がいわば競争型というふうに言えるかと思いますけれども、いわゆるアイビーリーグに属するような有力大学はこの競争型ということでございまして、非常に入学も難しい、卒業も難しいという大学でございます。

二番目の類型は、多くの州立大学がそうでございますけれども、基準以上入学型というふうに言うことができるかと思いますけれども、これは、高等学校の成績で例えば評定平均三以上をとっておる、プラス、日本でいえばセンター試験に相当するようなSATの試験で一定の水準以上をとっている、そういうようなハードルを設けておりまして、その基準をクリアしておれば入学を認めるというような大学がございます。

それと、地域のコミュニティーカレッジというようなところでは、希望者があれば入学させるという開放型というような類型に大きく分かれておるように聞いております。

これから入学者の間口と志願者がほぼ同じような数にどんどん向かっていくわけでございますので、日本の場合も、入るのに難しい大学から大変入るのが易しい大学というような類型化は進んでいくのかなというふうに思っております。

佐藤先生が御指摘いただいたような点につきましては、私ども、そういうことでセンター試験と個別試験とを組み合わせて、能力を多面的に見るような形での入試を適切に進めていってもらいたいと思っております。

もう一点、大変重要な御指摘をいただいたわけでございますけれども、受験生サイドからいいますと、入試はまず安定的な制度であることが一番望ましいという要望が非常に強うございます。そういう点も十分に配慮しながら、例えば、各大学に対する指導でございますけれども、大きな入試科目の変更をするというような場合には、できるだけ二年前というようなことで、二年生あるいは一年生の後半ぐらいからは自分の受験するときにはこういう入試科目が課せられるのだなということがわかるような、相当前広な広報等をするようにという指導もいたしておるところでございます。

以上、ちょっと長くなって申しわけございません。

○西小委員　私も、センター試験については存在意味があるのではないかというふうに基本的には思っております。高等学校における基礎的な学習の達成状況を判定する、こういう意味では、内容、レベルともに難問奇問を少なくして、みんなのおおむね六割ぐらいの人が取れるような問題にしていくということが、センター試験の本来の趣旨であるというふうに思っております。

そこで、センター試験の問題作成の体制でございますけれども、現在、センター試験の問題作成委員会というのは、大学の先生方、それから高等学校の先生方、それぞれ十名ずつ、合計二十名で構成されておりまして、この委員会で問題作成の基本方針を決めまして、それに基づいて、各教科ごとに、大学の先生方、高等学校の先生方、それぞれ二名ずつ、合計四名の方に問題作成を依頼しております。

この問題作成委員会の委員の選定でございますけれども、大学の先生方は、各大学の学部長さんに推薦をお願いしまして、高等学校の先生方は、各都道府県の教育委員会に推薦をお願いしまして、それぞれ推薦をいただいた方の中から選定をしております。

この問題作成委員会の委員の任期でございますけれども、一年ごとに交代をしていただくということにしておりまして、同じ人が二年続けてやるということはないようにしております。

それから、問題作成委員会の委員の守秘義務でございますけれども、これは、委員会の委員の方々には、問題作成の過程で知り得た秘密を漏らしてはならないということを、委員会の委員に就任していただくときに、誓約書を提出していただいております。

それから、問題作成委員会の委員の方々の利益相反の問題でございますけれども、これは、委員会の委員の方々には、問題作成の過程で知り得た秘密を利用して、自分の利益を図って

が。

○戸井田小委員　だからそれは、僕が最近聞くのは、ほとんどの人間がそういう試験というものに対して非常にわけがわからなくなってきて、みんな何か物すごい不満というんですかね、自分がその試験を受けてそれに破れたということですっとあっさりあきらめられるような、そういう気持ちにならないような状況というのがあるんじゃないかなと思うんですよね。そういう意見が非常に多いんですよ。だから、事実が本当に公平かどうかは別問題としても、受けた人間がその判定に対して納得できるかどうかということがあるんだろうと思うんですね。それは、理屈をくっつけていって、それで――理屈をつけ出していったら賢い人間が一番最後は残るんだろうと思うんです。だけれども、大多数の人間がそれを理解して納得するかどうかという問題もあるんじゃないかなという気がするんですけれどもね。

そういう意味で、最近の試験というのは、複雑過ぎてだれもが本当に納得するような結果が出ていないんじゃないかなという気がするんですけれども。

○保坂小委員　今の議論に関連するんですけれども、文部省がこの三年間言ってきていることは、自由にということで、個性をということで多様にということを言っているんですよ。ところが、今回のセンター入試の問題にしても、やはり浪人組が点が非常に低かったわけですよね。そんなことは今までであり得ないわけです。

それで、飛び級という問題も今出ていますよね。お母さんたちの場でよく話すんだけれども、親たちは、とにかくこれからますます難しくなるという理解ですね。だから、もう幼稚園へ入る前から才能塾へ入れてやんなきゃだめだと。物すごく大変なんですよ。だから、日本の子供がこれだけ生まれないというのも、一因としては、これはもう子供を持ったらおぎゃあと生まれてから物すごい競争で、これは大変だわということがあるんじゃないかと思うんですね。

これはまあ文部省というよりも、どういう御意見なのか、ぜひ各委員の皆さんに聞きたいところです。

○肥田小委員　今の保坂さんのお話にも関連するんですけれども、飛び入学についてなんですが、才能の青田刈りじゃないかという話も方々で出ているんですけれども、文部省としては、子供に一年、二年早く大学に入れてせかせかと勉強さして、その子にとって何か、その子にとってですよ、利益があるとお考えかどうかというのをちょっと伺っておきたいんですけれどもね。

○早田説明員　じゃ、今の点につきまして。

これ、中教審での御議論でございますけれども、現在の制度でまいりますと、高等学校を卒業した者が大学入学資格があるということで、義務教育を含めて学校の中での飛び級というのは認められておりませんので、六・三・三でまいりますと、十八歳に達しないと大学入学ができないということで、年齢で制限されているような形になっておるわけでございますが、そういうルートだけで、しかもその時点での一般的な大学入試を通過させて大学に、そういう形でしか大学に行けないという制度であることによって、いわゆる極めてすぐれた才能、希有な才能を持つ子供がその才能の芽を摘まれてしまっているのではないかと。そういうことがあったとすれば、その子供にとっても非常に不幸なことでございますし、したがって、そういう才能の芽をつぶさないというために、そういう意味では、十八歳よりも前に大学に入れるということもあっていいのではないか。考え方としてはそういうことでございます。

○肥田小委員　そうしますと、今後本当に、音楽の芽も摘んではいけないし、絵画の芽も摘んではいけないし、スポーツもそうですよね、あらゆる部門についてこれから飛び入学は考えていかれるというふうなことならば、私はそれで納得できるのですけれども、どうして数学と物理だけで、それが子供の才能の芽を摘まなくていけるのかという疑問はまだ残るのです。

○早田説明員　中教審での御議論では、数学と物理の分野に限定するということではなくて、現段階でももっと幅広い分野について認めるべきであるという御意見も非常に強かったわけでございますが、例えば音楽ですとかスポーツでございますと、学校の外でそういった才能を伸ばすシステムというのがあるわけでございますが、物理、数学という場合には、学校教育の中で伸ばしていく以外には場がない。そういう意味で、とりあえずその二分野に絞ろうではないか。

それから、数学、物理については、比較的早い段階から、極めて希有な才能の持ち主かどうかということがかなり顕著に判別ができるという御意見が非常に強うございまして、とりあえず、当面は物理、数学の分野について十七歳入学ということで道を開いてはどうかという御議論でございましたけれども、それ以外の分野についてやるべきではないとかという方向ではなくて、結果によっては、それ以外の分野についても拡大すべきではないかというような御意見が多かったように、あるいはそういうことでの取りまとめであったというふうに理解をしているところでございます。

○山元小委員　今、肥田委員からは、その子のためにという話がありましたけれども、六十万人の受験学生のうち、この間、テレビで千葉大学の例を相当詳しく放送をしていたので見ていたのですけれども、受け入れる大学が大変なエネルギーを使うわけですね、千葉大学はたしか五人でしたよね。受け入れるために大変な努力をしているわけです。言い方は悪いかもしれないけれども、大変なコストがかかるわけです。

そして、六十万人の受験生の中で、この間も文部省のペーパーに書いてあった「受験エリート」ですか、一般受験生、そして高校卒で就職する子、幾つか分けても見ていらっしゃる。見え見えなんですね。そういうことが子供たちに与える影響、例えば塾の子供を含めて、これは大変な影響があると思うのです。その影響というのは、プラスの影響とマイナスの影響と考えると、私はプラスになるというふうに考えにくいわけですよ。高校の中で起こる、例えばざわめきというのか、そして受験エリート全体、あるいは受験生、そして就職組、こういう子供たちに対する影響というのはどういうふうに考えるのですか。

○早田説明員　今御指摘がありました点につきましては、中教審の中でも極めて数多くの先生方から強い御指摘があったわけでございますが、要するに、この制度を設けることによって、受験競争の過熱ということを増すというようなことがあっては全くいけない。そういうような、いわゆる有力大学を志望し、いいところへ就職しようというような考え方を持っている受験生が参加するような制度とならないような枠組みで考えるべきであるというような考え方であったと思います。

したがいまして、「審議のまとめ」の中にも書いてございますけれども、数学あるいは物理の分野で、大学院の博士課程まで持っておるというような大学が、主として研究後継者の養成というようなことを念頭に置きながら、十七歳で入学させるのがいいかどうかということを考えていく。基本的には、そういうような考え方の上に立ったこの十七歳入学という御提言であるというふうに理解しております。

○石井（郁）小委員　先ほど、今の入試が複雑過ぎるというお話がございましたけれども、私自身も、共通一次から始まってこの方、自分も体験したり、いろいろ子供たちを見ながら、本当に猫の目入試と言われてきたとおりだなというふうに思っているのですよね。どこまでこれが行き着くのかとずっと思ってきたわけですが、今、センター入試と、今度はアラカルト方式。センター入試の科目も、今度は六教科三十四科目ということまで出されて、私は本当にちょっと驚いているのですね。

一方で、いわばメニューを準備しているんだろうと思うのですけれども、大学によっては、一科目だけ課すというところもあるのですね。こういうのは何かコンビニ入試と学生たちが言っている

いるわけですから、大学の学部の状況、学科の状況、もっといけば、教えていらっしゃる先生の、私はこんなおもしろいことをやっているのだというようなことまでもぜひとも受験生に公開をしていただいて、そして勉強の励みになるような形をつくっていただけたらいいのではないか、こういうふうに私は思っております。

前段の部分でひとつ……。

○山元小委員　関連して、今、西委員は、偏差値、いわばその面からの資格試験化ということで話がありましたけれども、私は、例えば今の時代、生涯学習あるいはリカレントとか盛んに言われる、長い時間かけて勉強しようという時代になってきておる。あるいは、さっきもありましたように、単位の互換を大学間でやるとか、あるいは四月の入学だけでなしに秋の入学だとか、さまざまな形の大学教育というのは考えられているわけですね。そういう中で、資格試験に変えていく、そういう転換をしっかりと考えるべきではないかというふうに思うのですよ。

今度のこの中教審の論議の中でも、何人かの人たちから話が出たようですけれども、なぜそういう方向をとらないのか。私も、今言う生涯学習とかそういう観点からいって、今の望ましい大学のあり方ということでいうと、資格試験化をすることが望ましいのではないかというふうに思うのですが、そこのところからもひとつ論議の経過をお示しください。

○高説明員　資格試験のことにつきましては、既にお読みいただいているかと思いますが、「審議のまとめ」でいわば理屈をつけて結論していますが、それが一番、途中の経過は別といたしまして、結論としてこういうふうになっておるという、そのときの理屈づけをしておりますので、お時間をいただいて、それをちょっと御披露させて……

○西小委員　それは存じ上げています。それの議論の経過をお願いしたいのです。

○早田説明員　全回欠かさず参加したわけではございませんのでちょっとあれなのですけれども、資格試験化の議論について、問題点として指摘されている事柄につきまして申し上げます。中教審の中でも当然出された御意見でございます。

まず、制度といたしまして、現在我が国の場合には、すべての高校を卒業した方が大学に入学する資格を有する。要するに高卒に大学入学資格を与えているわけでございます。一つの考え方として、高校卒業では大学入学資格は与えない、もう一度センター試験をやって、センター試験で一定の点数以上をとらないと大学入学資格は与えないという考え方が、センター試験の資格試験化ということでもし言われているのであるとすれば、完全に点数による、学力テストによる線引きになってしまうわけでございますね。

そうなりますと、高等学校教育が完全に崩壊をしてしまうということがあるのではないか。それから、生徒さんたちあるいは親御さんたちの大変な反発が起こるだろうということはございます。それから、例えば、ある高等学校は卒業生のうち何人は大学入学資格を得たけれども、ある高校は一人も得られなかったとか、そういうような高校の序列化というのがはっきり数字の上で見えてきてしまう。そういうようなことで、そういう意味の資格試験化というのは非常に難しかろうということがあると思います。

センター試験は現在全私立大学も含めて参加できるようにしているわけでございますから、国公私立大学の入学定員分まで大学入学資格を与えるというふうに考えたとしますと、さっきの論議ももちろんそういうところで線を引くということが当てはまっているわけですけれども、仮にそれがよしとされたとしても、今度はある特定の大学に対する志願者というのが集中するわけでございまして、そうすると、集中した大学におきましてはやはり入学者選抜を行わざるを得ないということで、かえって弊害が極めて大きいのではないか。

ドイツとかイタリアとかというところでは資格試験のような形になっておるという御議論があるわけでございますけれども、例えばドイツで申し上げますと、ギムナジウムの卒業生といいますか、ギムナジウムの定員枠と大学の定員枠、大学はドイツの場合はほとんど州立の形でございますが、州立が国立に対応しておるわけでございます、そのギムナジウムの卒業定員と州立大学の入学定員がほぼ同じでございますので、どこに希望しても――ただ、医学部なんかの場合には入学者がやはり定員を上回るということがあるようでございますので、そこでは一定の選別をしておる、希望すれば全員入学できるという形にはなっておらない、そういうようなことでございます。

○戸井田小委員　本当に基礎的なことで申しわけないんですけれども、センター試験の配点が科目によって点数に差があるという話を聞いたことがあるんですけれども、英語が何か高いということは事実なんですか。

○早田説明員　各大学でのお話かと思いますけれども、それは、センター試験の成績を入試センターとしては各大学にお知らせするわけでございますけれども、その点数をそのまま使うか加工して使うか、要するに、重みを増したり重みを減らしたり、どういう形で使うかも含めて、各大学の御判断に任せている制度でございます。

それから、センター試験の満点といいますか、英語はたしか二百点満点ですね。国語も二百点。あと理科とか社会は科目ごとに百点というようなことで設定しておりますけれども、それはその配点どおり使いなさいという意味では全くございませんで、教科の守備範囲が広うございますので、幾つかの問題を用意をし、それに適切な配点をしてまいりますと、二百点満点ぐらいの問題をつくらないと受験生が高等学校で勉強してきた内容をカバーしたいい問題がつくれない、そういうような観点から二百点満点の問題を作成しておる、そういうようなことでございます。

○戸井田小委員　だから、その辺が何か最初から不公平な状況をつくり上げているんじゃないかなという気がするんですよね。そうすると、じゃ国語、英語の方が理科、社会よりも必要なんだということになるわけですか。

○早田説明員　そういうことではございませんで、高等学校での配当時間数とかそういうことによりまして差が出てくるということ。理科の場合ですと物理、化学、生物、地学とかですね、地歴、公民でも日本史、世界史、地理とかそういう形で幾つか細分化されておりますけれども、それはそれぞれごとに百点満点の問題をつくっているわけです。それに対しまして国語の場合は、国語あるいは英語という全体で二百点満点分の問題をつくっている、そういうことでございまして、別にそこで差をつけているということではございません。

○戸井田小委員　だからその辺を、各科目百点なら百点で同じようにして、その中でもってあと学校で好きなように評価するという方がより公平な気がするんですけれどもね。子どもにとっても、それぞれが、自分らがとった点数というのはある程度評価できる。それが、得意な科目で百点でもって、自分の不得意な科目が二百点の評価をされるということになったら、そこにある種の、一番最初の入り口の試験としては非常に不公平さというものを感じるようにならないでしょうか。

○早田説明員　繰り返しになりますが、高等学校での教育の守備範囲といいますか内容でございますね、正確ではございませんけれども、要するに、分量に応じた問題をつくって、それにふさわしい配点をしておる、入試センターはそこまででございまして、あと、その点数をどういうように重みをつけて使うかという点につきましては、それは各大学の御判断でございます。

それで、各大学では、その英語や国語の二百点を百点満点に換算し、それから各大学で出題する国語に対しては二百点を配当するとか、あるいはセンター試験で百点、個別大学で百点というふうにして合計点で実力をはかるとか、千差万別でございまして、センター試験でそういうように点数を配点をしておるからそこで不公平になるという御指摘は従来受けたことがないんでございます

エ　第142回　参議院文教・科学委員会議録（抄）10．3．10　大島　慶久　氏（自民）

（中　略）

○委員長（大島慶久君）　教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を議題といたします。

まず、文教行政の基本施策について町村文部大臣から所信を聴取いたします。町村文部大臣。

○国務大臣（町村信孝君）　第百四十二回国会におきまして、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、私の所信を申し上げます。

二十一世紀において、我が国の大学が求められる役割を十分に果たし、国際的に評価されるようになるためには、教育研究の質の飛躍的向上が必要であり、先ほど申し述べましたとおり、現在、大学審議会において二十一世紀の大学像と今後の改革方策について御審議いただいており、その状況を踏まえながら、大学改革にさらに積極的に取り組む決意であります。

また、学習ニーズの多様化に適切にこたえる観点から、専門学校卒業者の大学への編入学が可能となるよう、関係法律の改正を今国会にお願いすることとしております。

大学入試については、大学入試センター試験の円滑な実施と有効な利活用を図るとともに、各大学において多様な入試が適切に実施されるよう、着実な改善に努めます。

創造的な人材の育成を目指した理工系教育の推進、少子・高齢社会に対応する医療福祉関係人材の育成を図るとともに、学生の就業体験の推進や就職指導の充実に一層努めてまいります。

（中　略）

そうですけれども。だから、文部省はこういうことをずっと奨励していくのだろうかというふうにひとつお聞きしたいのですね。

それと、きょうは第一回目の会議でございますし、文部省の方にも言って資料を準備してくださったと思うのですが、これから本格的に入試のあり方を検討するに当たって、やはりもう少し資料が欲しいなという気がするのです。

それは、例えば、この五ページには、国公立大学入学者選抜の概要」ということで募集人員別に、センター試験プラス、二次試験のことだったと思うのですが、教科数が書いてありますけれども、センター試験そのものもそういうふうにして科目数が大変ふえていて、大学によってはいろいろ選んでいるということがありますでしょう。

だから、実際、日本の国公立あるいは私学も含めて、今どういう入試状況になっているのか、どんな入試科目を課しているのかということがさっとわかるような資料が欲しいのですね。これは意外とわからないのですよ。だからみんな、受験産業の受験案内とか、こういうものを見なければわからない。だけれども、少なくとも文教委員の先生方や私たちは、今はどんな試験が行われているということはやはりわかりたいなというふうに思うのですね。そういうことをぜひ御要望したいと思います。

○早田説明員　文部省としましては、基本的には、大学入試につきましては、各大学がみずからの大学の学部・学科の特色に応じた学生を入学させる、そのために最も適切と思われる入学者選抜の方法をとっていただくということが基本であるというふうに考えております。したがいまして、一科目入試だからやめなさいとかいうような指導はもちろんしておりませんけれども、繰り返しになりますが、先ほど来申し上げておりますように、高等学校段階での教育の達成度を適切に判定した上で、さらに各大学の特色に応じた入試をしていただきたいというふうに考えているわけでございます。

そのために、今、センター試験も、高等学校の学習指導要領の改訂に伴いまして、ことしの入試が新しい学習指導要領によります初めての入試でございましたので、従来の五教科十八科目から六教科三十四科目ということで、要するに学習指導要領の変更に伴った出題教科・科目の拡大をしたわけでございます。そういうことで、これであらねばならないという指導はしておりませんけれども、基本的には、高等学校教育に悪い影響を与えないような形での入試をやってほしいという点は指導いたしているところでございます。

それから、現在の入試教科・科目の状況というところでございます。

国公立大学につきましては、ここに統計資料として出させていただいたように、調査を行ってこういう形でまとめさせていただいたわけでございますけれども、私立大学の場合でございますと、もう調べようがないというぐらいでございまして、一つの学部でも何日間かにわたってやっておる、あるいは地方を含めると何カ所もやっておるということでございますので、統計処理のしようがないというふうな状況もございまして、その点につきましては調査をいたしておりませんので、今お話がございましたけれども、ちょっと出させていただく資料を文部省としても手元に持ち合わせておらないということでございます。

○石井（郁）小委員　このセンター試験でも、これは国公立の場合ですけれども、五教科を全部課しているとは限らないわけでしょう。だから、これは少し丁寧な資料が要るかなと思うのですけれどもね。

○早田説明員　その点につきましては、資料がございますので……。

○石井（郁）小委員　じゃ、後でまたお願いします。

○早田説明員　はい。

○岩永小委員長　もう閉会になるわけですね、十八日で。そうなってまいりますと、きょうの審議だけでは大変不十分だ、私もこのように思いますので、閉会中も続行してこれらの問題に対して審議ができるようなことをやったらどうか、このように思うのですが、委員長の御配慮をお願いしたいと思います。

○河村小委員長　閉会中の審査は、当然、十八日が最終日ですから十七日に本委員会を開きまして、閉会中の審議をできるようにいたします。

それから、本委員会につきましては、これが初めてでございまして、政府側からの説明をいただいて、今回は質疑は、今までのような格好なり、また、本来もうちょっと委員同士でもどう思うこう思うというような話し合いをしていただく方がもっと深まるのではないか、こう思っておりますので、そういうことも含めて、本委員会にも各党からそれぞれ理事がいらっしゃいますから、そういう方々と御相談をしてこれからの委員会の持ち方についてもやらせていただきたい、こう思っております。

きょうのところはこれにて終わりたい、こう思います。どうもありがとうございました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

カ　第142回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．3．18　保坂　展人　氏（社民）

（中　略）

○保坂委員　社会民主党の保坂展人です。

本日は、日本の国立大学にぜひ変わっていただきたいという趣旨で、とりわけ外国人学校の生徒の受け入れの問題に絞って質問をさせていただきたいと思います。

「論座」という雑誌、ことしの三月号ですが、横浜中華学院の校長の杜国輝さんという方がこのようなことを語っておられます。これは朝日新聞の記事を引用しているのですが、

――信州大学が一九九〇年度から九三年度にかけて、台湾系の外国人学校である東京中華学校の生徒や卒業生に留学生枠での受験と認め、計四人が入学していたことがわかった。外国人学校には各種学校のため、文部省が大学入学資格を認めないとしており、国立大学は現在、「受験や入学を認めたのは誤りだった。来年度以降は受験を受け付けない」としている。文部省大学課は「大学に事情を聴き指導したい」と話している。ただし、すでに卒業した四人について合格は取り消さない方針だ――。

横浜の中華学校の先生ですが、学校内で驚きの声が上がったということを語っておられます。

そして、この先生は、もしこの記事が、国立大学ではなく公立や私立の大学であったなら全く驚かなかった。なぜなら、全国の公立あるいは私大の多くが既に外国人学校の高三の生徒や卒業生に入学資格を与えているからである。何も外国人学校の生徒を日本の高校生より有利な条件で国立大学に入学させようと言っているわけではない、公立や私立の大学と同様に受験のチャンスを与えてほしい、こういうふうに言われているわけです。

このことについていろいろ細かく聞いていきたいのですけれども、これまでの文部省の説明によれば、学校教育法施行規則第六十九条一号において、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者については、国立大学は受験できるんだということなんですね。

そこを具体的にお聞きしたいのですが、ドイツあるいはフランスで十二年間の課程を修了していれば、例えばアビトウア、バカロレアなどの試験を通過しなくても日本の大学に入学資格がある。ただし、日本にあるドイツ人学校の卒業だけでは、今度はアビトウアを通らなければいけない。それはちょっと矛盾するように思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員　外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に我が国の大学入学資格を認めておるわけでございますが、これは、各国の学校教育制度体系が異なる現状にありますので、国際交流の観点から、外国における十二年の課程の修了をもって我が国の初等中等教育修了と同等の学力があると認められる、そういう考え方によって認めておるものでございます。

したがいまして、御指摘のように、ドイツあるいはフランスにおいて学校教育の十二年の課程を修了していれば、アビトウア資格の有無にかかわらず、我が国の大学入学資格を認めておるところでございます。

これに対しまして、我が国にあるいわゆる外国人学校につきましては、我が国の国内にある限りは、我が国の法令、制度によってその施設が位置づけられているわけでございます。その場合、これらの外国人学校は各種学校あるいは無認可の施設でございますので、その修了者に大学入学資格は認めることはできない、そういう扱いになってございます。

したがいまして、これらの修了者につきましては、アビトウア資格というものがあるいは国際バカロレア資格というものの取得がなされれば、これについて大学入学資格を認める扱いとなっておるところでございまして、その両者の取り扱いに特段の矛盾は存しないと考えておるところでございます。

○保坂委員　なるべく簡潔に答弁をお願いします。矛盾がないというお答えでしたけれども、それでは、親が海外に赴任した関係で海外の学校に行かなければいけないという日本人の子供たちが海外のインターナショナルスクールを卒業した場合、日本の大学の入学の資格はあるのかということで、文部省の説明ですと、国際バカロレアを取ればいいということがございます。

ただし、どうしてもバカロレアがなければならないということではなくて、事実上その国の教育体系の中に位置づけている学校であれば日本の大学を受験する資格として認めるというふうに聞いているのですが、間違いないでしょうか。

○佐々木政府委員　外国のインターナショナルスクールについてはさまざまな位置づけがなされておりまして、一律な扱いとはなっておらないわけでございます。

国外のインターナショナルスクールがその国において学校教育における十二年の課程に正規に位置づけられておる場合には、我が国の大学入学資格が認められますし、そのような正規の位置づけがなされていない場合、国際バカロレア資格を取得している場合には我が国の大学入学資格が認められるということでございます。

○保坂委員　今言われたように、マレーシアのインターナショナルスクールはマレーシアの大学に入れる、したがって、バカロレアの取得の必要はないということを文部省の方から聞いております。文部省あるいは中教審等々でも、国際化の時代である、そして大いに交流をして学ぶ、こういう時代になっているということは再三繰り返されているわけです。

視点を移しまして、例えば帰国の子供がマレーシアのインターナショナルスクールを出れば、マレーシアの学校は受験できるのです。ところが、日本のインターナショナルスクールを出ても日本の国立大学は受験できない。これは矛盾しないでしょうか。簡潔にお願いします。

○佐々木政府委員　マレーシアにおけるインターナショナルスクールの位置づけについては、詳細には承知しておらないところでございますけれども、仮にそのインターナショナルスクールがマレーシアの学校教育における十二年の課程に位置づけられているものであれば、我が国の大学入学資格、文部省と細かく詰めていった次第でございます。

○保坂委員　ということは、今おっしゃったように、インターナショナルスクールといっても、世界四十カ国百二十校もあって、十二年制とさまざまな体系があるということでございまして、国際バカロレアをクリアすれば大丈夫だということなんですが、この資格がない場合、あるいは今言われたように、その国の教育体系に準拠していない場合というスタイルもあるようです。

そうすると、同じインターナショナルスクールでも、例えば二年ごとに赴任地を変わっていくような商社マンのお子さんだとしたならば、たまたまどこの国で終わったのかによって日本の国立大学を受験する資格がある場合とない場合が出てくるということになると思うのですけれども、日本人の生徒が海外でインターナショナルスクールを卒業した場合は、一応全部認めているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○佐々木政府委員　それは、そのインターナショナルスクールのその国における位置づけの問題でございまして、その国において学校教育における十二年の正規の課程として位置づけられているというインターナショナルスクールであれば、我が国の大学資格が認められるということでございます。

○保坂委員　ちょっとよく質問を聞いてほしいのですけれども、そのことにはもう再三伺ってわかっているわけです。

そうではなくて、御存じのように、インターナショナルスクールにはさまざまなスタイルがあるわけです。したがって、どの国でどうだともう細かく言わないで、国立大学においては、インターナショナルスクールに十二年いたのであればもう認めるということが現実に行われてはいませんかということを聞いているのです。御答弁ください。

○佐々木政府委員　国立大学においては、そのような扱いとはなっておりません。

○保坂委員　これは、英はある国立大学の大学入学資格、文部省と細かく詰めていった次第でございます。

オ　第142回　衆議院文教委員会議録（抄）　10．3．11　河村　建夫　氏（自民）

（中　略）

○河村（建）委員

今、財政再建の中で、子供の数が減れば先生の数も減っていくんだという理論が財政面だけから考えたら成り立つかもしれないけれども、それでは教育現場がもたない現状があるということも我々は心していかなければならぬ、こう思うわけであります。そして、もっともっと子供たちにゆとりを持たせようということから、学校五日制へも取り組むわけであります。

もう高校入試というのはなくなってもいいのではないかという声が強いわけであります。もちろん、それぞれの習熟度というものは必要でありますから、そこは学校で研究をしてもらわなければならぬ問題でありますが、幼稚園から高校入試、そして大学入試へとずっと続く受験技術を磨かなければいけないこの現状は、先ほどもおっしゃいましたように、またいろいろな角度から御指摘があり、また大臣も御認識を持っておられるように、変えていかなければいかぬと思うわけであります。

そして、そのつまるところは、いわゆる大学の入試制度に入ってくる、こう思うわけでありまして、これまでも大学入試については、いろいろな改革が試みられてきたわけであります。共通一次からセンター試験、そしてそれに私学も入っていくというような形、そして前期、後期の方式とか、いわゆる受験の機会をふやすとかいろいろな形で試みがされてきております。しかし、ここのところが変わって、そして、いわゆる人材を採用する企業側の受け入れというものも変わっていかない限り今の受験競争というものはどうしてもなくならない。むしろ、学校五日制をやると塾が繁栄するのではないかという懸念も依然として残っておりますから、そこにどうやってメスを入れていくかということだろうと思うのです。

これは私の提言であります、大学改革の中の一環として、大学の入試制度の中で、アメリカがとっておるようないわゆるアドミッションオフィスといいますか、学校が生徒を採用すると言うとおかしいのですが、入学を求めるその努力をもって、単なるペーパーテストだけでやるのではなくて、やはり人間を見るような入試システムというものを日本も考えなければいけないのではないか。

アメリカのスタンフォード大学等の例もあります。ここでは時間がありませんからそれについて詳しくは申し上げません。既に文部省も研究をされておると思いますが、私は、思い切って、すぐやれないというならまず何校かのモデル校をつくって、入試のあり方についてもっともっと深い研究をしていただく必要があろうと思うのですね。

この前、東京芸術大学でお聞きをいたしました。こういう大学は学力試験だけではどうにもなりませんから、試験をいろいろ工夫されておる。ことしの入学試験の、特に油絵・絵画コースの入学試験の問題はどういうものであったかというと、まず、第一次試験は五十倍近くになるのであります が、二千六百人ぐらい受けて六十人しかとらないという非常に難しい試験であります が、その中から平山郁夫先生とか、そういう方々が生まれてきた。

その試験をお聞きいたしましたところ、試験問題は、一本の木の苗、このぐらいのヒノキの苗をどとか、帰国子女とか推薦入学とか社会人特別選抜とか、相当いろいろ多様化の努力をしていただいているなということは言えるんだろうと私も思いますが、ただ、それだけで十分かと言われれば、さらにまだいろいろ努力をしてもらいたい。

先ほど委員が言われましたアドミッションオフィスのあり方、これなども大学等の方で相当詰めていただいておりまして、しかし、御承知のように、大学の方にとってはある意味で大変な手間暇がかかります。しかし、それのもたらす意味というのもまたある意味では大きいのかもしれない。その辺を大いに勉強してもらっておりますし、私立大学では相当アドミッションオフィスを充実して、もう既に入試をやっている慶応大学の一部の学部などもあるようでございますから、そういったことなども大いに参考にして、入試制度改革といったものには引き続き努力が必要であろう、こう思っております。

○河村（建）委員　思い切った発想で、町村文部行政の中でひとつ新しい改革をつくり上げていただきたいというふうに思います。

（中　略）

なってこない。まさに教育というのは、それぞれの国の文化なり歴史なり考え方を反映する制度でございますから、必ずしもそこは、私は、保坂委員のおっしゃるとおりであっていいのかな。

ということは、やはり国立大学と私立大学は、そこは違いがあることもまた現実でありましょうし、やむを得ないし、であるがゆえに、また、国の助成の仕方といいましょうか、財政的な支出の面、それぞれやはり変わってきているわけでございます。

○保坂委員　町村大臣、実は、私立大学あるいは公立大学は受け入れている。そして、実質学ぶ機会を、受験を認めて、学生になって、ちゃんと社会人になっている。そこの現実をやはり尊重していただきたいし、そこを尊重すれば、国立大学の扱いも、少なくとも再考ぐらいはしていいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣　日弁連でございましたか、要請書もいただきましたので検討はしておりますが、これはまさに根幹にかかわる話としてなかなか難しいのではなかろうか、こう考えております。

（中　略）

すけれども、これによると、原則は、先ほどから言われているように外国に十二年だ。そしてインターナショナルスクールにおいても、学校教育における十二年の課程を修了した者が原則であるというふうになっているのですが、例えばアメリカンスクールというふうになってくると、これは在留する国の教育制度で大学受験を認めているかどうかが問題となる。もし在留国でも認めるとすれば我が国でも認めてよいと解する、こういう理解。

しかし、そういうふうになってくると、東南アジアに在留している子供たちの場合はアメリカンスクールの卒業が多くて、在留国によってバランスを欠いてしまう、いろいろな扱いが違ってしまうということで、募集要項には明文化しないけれども、もう帰国子女としてアメリカンスクールも認めてしまう。

その後、インターナショナルスクールについても、先ほど言ったようにＩＢ資格をインターナショナルスクールで取得する人は少ないので、十二年課程のインターナショナルスクールであれば、これはもうアメリカンスクールと同様の判断で認めていこうという扱いになっているという文書なんですが、いかがですか。

○佐々木政府委員　現在、そのようなことを規定しておるということについては、承知しておりません。

○保坂委員　ここで文部大臣にも伺いたいのですけれども、こういうことなんです。

要するに、日本の子供たちは海外のインターナショナルスクールを出て、そして事実上国立大学にも入っているわけなんですね。ところが、海外の子供たちあるいは日本人の生徒で、日本のインターナショナルスクールを出ても国立大学の資格が得られない。これは、国際化の時代の中でもう考えてよいのではないかと思うのですが、率直な御感想をお願いしたいと思います。

○町村国務大臣　私は、委員のように大変専門的にこの分野、余り詳しくないので、なかなか申し上げるのは難しいのでありますが、私の知り得る限りで言いますと、国内の外国人学校はほとんどが各種学校だということで、確かに各種学校といわゆる学校教育法一条校とはいろいろな意味で資格要件が異なっております。

したがいまして、それを一律に同じように扱えるかどうかというと、そこにはやはりどうしても違いが出てくることはやむを得ないのだろうなと思っておりますので、これは、我が国の教育体系というものがもう少し弾力的であり、複線化してもいいと私は思いますが、この一点はなかなか根幹にかかわる部分でございますので、やはり慎重に考えなければいけないのではないかなというふうに、今のやりとりを聞きながらもなおそう思ったところでございます。

○保坂委員　もう一度町村文部大臣に伺いますけれども、例えば在日韓国人のお子さんで、小中は東京韓国学校で過ごして、そして高校は韓国。そうすると、日本の国立大学には入れるわけです。ところが、韓国人で、小中は本国で、高校に来て東京韓国学校を卒業しても、これはだめだ。教育の内容は実質的に同じではないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員　御指摘のように、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者については、我が国の大学入学資格が認められておりますので、韓国において十二年の課程を修了していれば、高等学校段階のみであっても大学入学資格は認められるわけでございます。

他方、我が国において外国人学校を修了した者につきましては、繰り返しになるわけで恐縮でございますけれども、我が国の国内にあるというゆえに、我が国の法令、制度によっての位置づけが各種学校あるいは無認可の施設ということでございますので、その修了者には大学入学資格が認められないという扱いとなっておるところでございます。

○保坂委員　それじゃ伺いますけれども、文部省に国際教育室がございますよね。今、文部省の原則を繰り返し言われましたけれども、文部省の国際教育室が、各種学校として位置づけられている外国人学校の数、小中高で例えばどのくらいあって、その体系、教育の仕組みはどのようになっているのかというのをどの程度把握されていますか。調査されて、いつも把握して見ているのでしょう。

○雨宮政府委員　我が国におきます外国人学校の設置状況についてのお尋ねでございます。

平成九年の五月一日現在で、各種学校として認可を受けている学校といたしましては、合計で百三十ということでございまして、韓国等の系統のものがそのうちの百ということでございます。

○保坂委員　私の調べた学校教育基本調査報告書平成九年版によると、百三十五というふうに見えるのですけれども。

それじゃ、今、小中高のそれぞれの学生数、そして、どういう教育のカリキュラムで運営されているのか。例えば授業時間が年間二千八百時間という専修学校高等課程での基準があるようですが、外国人学校の高等部の年間授業時間などは把握されておりますか、どうでしょう。

○雨宮政府委員　まず在籍数でございますが、一つ前の年で恐縮でございますが、二万九千九百二十一人ということになっております。小中高の内訳につきましては、現在資料を持っておりません。約三万人ということでございます。

それから、カリキュラムにつきまして、御案内のように、各種学校につきまして、もともと、こういうカリキュラムでどうこうという規定もないわけでございますし、文部省としても所轄庁の立場に立っておらないということもございますので、私どもとして、いかなる教育内容がそれぞれの外国人学校で行われているかということについては承知しておりません。

○保坂委員　文部省設置法施行規則十八条の十二によると、学術国際局国際企画課は、外国人に対する教育の振興及び普及に係る企画、調査及び連絡調整に関する事務を処理するため、国際教育室を置くというふうになっているようですが、今の御答弁では、どうでしょう、ちょっと不十分じゃないでしょうか。

町村大臣、いろいろな原則があるという話はわかりましたけれども、三万人近いお子さんたちがいて、何のカリキュラムも把握していないということでよろしいでしょうか。

○町村国務大臣　各種学校というものに対する考え方、位置づけではなかろうかなと思っております。ありとあらゆることを文部省が知っている必要もないし、特に各種学校、そういうものは、ある意味では余り政府のいろいろな制約とかその他もないかわりに、自由にどうぞ教育をしてくださいという逆のメリットもありますから、必ずしも、そこらでどういう教育がされているかということについて、詳細な報告を求めたり何なりということが果たして必要なのかどうなのか。逆に、そういうことをやりますと、かえって各種学校のよさが失われるという面もあるのではなかろうかと私は思います。

○保坂委員　もう一度大臣に伺いますが、長い歴史の中で、そして事実上の教育を受けて、しかもこれは、さっき読み上げたように、推薦入試とか、無条件に大学に入れてくれと言っているわけではないのですね。

そうではなくて、例えば慶応大学だとか早稲田大学だとか、多くの私大が、じゃ、入試はどうぞ受けてください、それで、合格すれば入れますよという取り扱いを行っているわけですね。公立の大学でもそうです。ただ、国立大学だけが、ここにこだわってやってない。ここは少し一工夫というか、これはぜひ大臣の肉声でお願いしたいのですね。

全くこれを見直さないと、国際社会の中で、それぞれの国同士のおつき合いの中でもいろいろ困った面も出てくると思いますが、いかがでしょうか。

○町村国務大臣　教育制度というのは、それぞれの国の歴史があり、それぞれの考え方があってできているのだろうと思います。

でありますから、確かに日本は戦後、六・三・三・四という、基本的にはアメリカの形を入れましたけれども、じゃ、その実態はどうかというと、相当違っております。したがいまして、外国がこうだから、日本もこうだというぐあいにはなかなか

（中　略）

○古川分科員

現在、国公立大学の募集要項の中に、身体に障害を有する者の出願ということで、身体に障害がある者で、受験上、修学上特別な配慮を必要とする者は、受験に先立ち出願先の大学と協議することが求められているわけなんですけれども、協議のための事前申請の時期が、多くの国公立大学ではセンター試験の前に締め切りがあるんですね。

そうなりますとどういうことになりますかというと、普通は、自分の経験からしてもそうなんですが、要は、センター試験の成績を踏まえて受験校を決めてそこに出願するという話なんですけれども、障害を持つ受験生の場合には、最初に、センター試験の前に、ちゃんと受けますよという事前申請を、協議の申請をしておかないと、センター試験を受けて、例えば点数がよかったり悪かったりしてほかの大学に変えようと思っても、事前にちゃんと協議申請がされていないと受けられないという話になってしまうわけですね。

そうしますと、前もって幾つかのところに申請をしておったりとか、そういうことをしなければいけないわけですから、そういうものに時間をとられたりとか、センター試験の前というのは、受験生からしてみれば、一刻一秒も争って時間が欲しい、そういう時期に、これは申請して、当然面談とかしなきゃいけないわけですから、そういうものに時間をとられたりとか、センター試験の結果を見て受験校を自由に変えられない。そういった意味で、ほかの受験生に比べると不利な状況に置かれているわけなんです。

こうしたことを考えますと、私は、基本的には、こうした事前協議申請の時期というのも二次試験の出願のときと同じようにしていいんじゃないか、そんな気がしているのですね。

現実に、実は、私の地元の方の方で難聴のお子さんを持たれる母親の方が全国難聴児を持つ親の会というのを組織しておられて、そこが文部省の方に平成八年九月に行かれて、当時の雨宮高等教育局長に対しましてお願いをした。そのときに局長は、障害を持つ人たちも受験できるようにするのは当然だということで、事前協議の申請を一般の受験生と同じように二次試験の願書提出と同時期にするように全国の国公立大学に通達する方針を明らかにしたというような新聞記事もあったのです。

そういったことがなされているはずなんですけれども、現実にいろいろ聞いてみますと、本年度入試においてもまだごく一部の大学において改善がなされてないようだ。

とりわけ、この例のように難聴の方というのは、視覚障害とかで、例えば点字の試験問題を用意しなきゃいけない、そういうような状況があれば別なんですけれども、聴覚障害というのは、基本的に目が見えるわけですし、例えば試験が始まるときに肩をたたいてあげるとか、終わったときにたたいてあげるとか、本当にちょっとしたことだけで、それほど事前協議の必要になる受験上特別な配慮を必要とする者と言えるほどなのかなという気がいたすのですね。

ですから、そういったことを考えますと、聴覚障害の人までそういう対象にすること自体が、私なんかはちょっと疑問もあるのですが、一歩譲って、事前協議で一応それをちゃんと伝えてほしいということになっても、こういうそれほど支障のないような障害については、普通の受験生と同じように、二次試験の出願のときに、聴覚の障害がありますので配慮をお願いします、そういうことさえ言えば、むしろ済む話じゃないかと思うのですが、その点に関して、ぜひとも大臣のリーダーシップで改善をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員　ちょっと事実関係を御説明させていただきたいと存じます。

大学入試におきましては、まずセンター試験と、それから個別の大学の試験を組み合わせて行うケースが多うございます。そこで、二つに事柄を分けまして、まずセンター試験でございますけれども、センター試験においても、障害の種類や程度に応じて特別な措置を講じておるところでございます。この措置を希望する場合には、志願票とあわせて、身体障害者特別措置申請書を出願することとなっておるわけでございます。その際、個別の大学についてあわせて相談をするということは、これはもちろん困難でございます。と申しますのは、センター試験出願時においては、必ずしも志望大学が決まっていないということもございますので、個別大学について相談をするというのは困難というのが実態でございます。

そういったことがございまして、個別の大学におきましては、ある程度余裕を持って事前相談にあずかるというふうなことをしておるわけでございますけれども、その場合、やはり出願者、受験生にとって不利とならないそういう配慮が必要であるということで、文部省といたしましても、事前相談の時期や方法について改善するよう指導しておりまして、かなりの改善を見ているところでございます。

傾向としては、かなり、ほとんどの大学がセンター試験の終了後に事前の相談をするというふうな状況になってきております。

なお引き続き、時期やあるいは方法について、大学側をきちんとした形で指導してまいりたいと思っておるところでございます。

○古川分科員　かなりの大学がと、ほとんどだがとおっしゃいますが、常識的に考えれば、これはすべての大学において、むしろ必要のない規制なはずなんですよね。今申し上げたように、とにかく耳が聞こえないだけ、それでわざわざ、何でそんなに早く事前にそういうことを通知しなきゃいけないのか。これは普通に考えたら、逆に、少しでもそういうところがあるというのは差別的な取り扱いをしているという問題で、こうしたことは一刻も早く、これはむしろ、こういうことこそ指導性を発揮して早くなくしていただきたい。

むしろ、そうしたものに関して言えば、そもそも聴覚障害の人が、そういう事前協議申請の対象としてなじむものなのかどうか。そういうことも含めて抜本的に、運用面でやっているというだけじゃなくて、やはりそこの部分については、ぜひともそういう形での改善をしていただきたいと思います。ぜひこれは大臣のリーダーシップでお願いしたいと思うのです。

○町村国務大臣　すべての国公立大学でしっかり対応できるように指導をやってまいります。

○古川分科員　ありがとうございます。大臣の決意をお聞かせいただきまして、本当に私も心強く感じました。

（中　略）

大学入試センター年報（1997年度）

発行日　1999年（平成11年）3月
発　行　大学入試センター管理部庶務課
〒153-8501　東京都目黒区駒場2丁目19番23号
Tel　(03) 3468-3311（代）